

平成 26 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成26年
小樽市議会 第2回定例会 会期及び会議日程

会期 6月11日～6月30日（20日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月11日（水）	提案説明	
12日（木）	休 会	
13日（金）	”	
14日（土）	”	
15日（日）	”	
16日（月）	会派代表質問	
17日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問等	
18日（水）	一般質問	
19日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
20日（金）	”	”（総括質疑）
21日（土）	”	
22日（日）	”	
23日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
24日（火）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
25日（水）	”	学校適正配置等調査特別委員会
26日（木）	”	議員定数に関する特別委員会
27日（金）	”	
28日（土）	”	
29日（日）	”	
30日（月）	討論・採決等	

平成26年
小樽市議会

第2回定例会会議録目次

○ 6月11日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	前田議員から発言の申出	3
	○議事進行について 北野議員	3
1	日程第1 会期の決定	4
1	日程第2 議案第1号ないし第13号	4
	○市長提案説明（議1～12）	4
	○提案説明（議13 小貫議員）	5
1	日程第3 休会の決定	6
1	散 会	6

○ 6月16日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第13号	9
	○会派代表質問 川畑議員	9
	○会派代表質問 前田議員	24
1	散 会	37

○ 6月17日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	39
1	欠席議員	39
1	出席説明員	39
1	議事参与事務局職員	40
1	開 議	41
1	会議録署名議員の指名	41
1	日程第1 議案第1号ないし第13号	41
	○会派代表質問 秋元議員	41
	○会派代表質問 林下議員	53
	○会派代表質問 吹田議員	65
	○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	78
	採 決（議1）	79
1	散 会	80

○ 6月18日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第2号ないし第13号	83
	○一般質問 鈴木議員	83
	○一般質問 山口議員	89
	○一般質問 中島議員	95
	○一般質問 中村議員	104
	○一般質問 松田議員	109
	○一般質問 安齋議員	116
	○一般質問 新谷議員	119
	予算特別委員会設置・付託	128
	常任委員会付託	129
1	日程第2 陳情	129
	常任委員会付託	129
1	日程第3 休会の決定	129
1	散 会	129

○ 6月30日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	131
1	欠席議員	131
1	出席説明員	131
1	議事参与事務局職員	132
1	開 議	133
1	会議録署名議員の指名	133
1	日程第1 議案第2号ないし第13号並びに平成26年第1回臨時会議案第1号及び第2号 並びに請願及び陳情並びに調査	133
	予算特別委員長報告	133
	採 決	136
	総務常任委員長報告	136
	○討 論 小貫議員	138
	○討 論 佐々木（秩）議員	139
	採 決	140
	経済常任委員長報告	141
	○討 論 北野議員	142
	採 決	142
	厚生常任委員長報告	143
	○討 論 川畑議員	144
	採 決	145
	建設常任委員長報告	146
	○討 論 新谷議員	147
	採 決	148
	学校適正配置等調査特別委員長報告	149
	○討 論 小貫議員	151
	採 決	151
	議員定数に関する特別委員長報告	152
	○討 論 北野議員	155
	○討 論 上野議員	160
	○討 論 吹田議員	160
	○討 論 秋元議員	161
	○討 論 山口議員	162
	採 決（投票）	163

1	日程第2	議案第14号ないし第16号	165
	○市長提案説明	(議14～16)	165
	採決		165
1	日程第3	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	165
1	日程第4	小樽市農業委員会委員の推薦	167
1	日程第5	意見書案第1号ないし第11号	167
	○提案説明	(意1 川畑議員)	167
	○提案説明	(意2、3 林下議員)	168
	○討論	中島議員	169
	○討論	佐々木(秩)議員	171
	採決		171
1	日程第6	陳情	172
	常任委員会付託		172
	閉会中継続審査		172
1	閉会		172

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第3号	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第4号	平成26年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案第5号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案	案第6号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第7号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	案第8号	小樽市暴力団の排除の推進に関する条例案
議案	案第9号	工事請負契約について〔銭函保育所新築工事〕
議案	案第10号	工事請負契約について〔消防救急デジタル無線整備工事〕
議案	案第11号	動産の取得について〔ロータリ除雪車〕
議案	案第12号	不動産の譲与について〔真栄会館の敷地を真栄町会に譲与するもの〕
議案	案第13号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第14号	工事請負変更契約について〔手宮小学校校舎新築工事〕
議案	案第15号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案第16号	人権擁護委員候補者の推薦について

意見書案

意見書案	案第1号	カジノ法案撤回を求める意見書（案）
意見書案	案第2号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）
意見書案	案第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案	案第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）
意見書案	案第5号	2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）
意見書案	案第6号	平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
意見書案	案第7号	免税軽油制度の継続を求める意見書（案）
意見書案	案第8号	容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書（案）
意見書案	案第9号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案	案第10号	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書（案）
意見書案	案第11号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書（案）

陳情

陳情	第740号	市道御膳水仲通線の側溝改修方について
陳情	第741号～第809号	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について
陳情	第810号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

川畑議員（6月16日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - （1）財政運営について
 - （2）市長の進退について
- 2 カジノ賭博誘致について
 - （1）韓国カジノ視察に関して
 - （2）パチンコ業の実態と依存症に関して
 - （3）カジノに対する市民の反応等について
 - （4）カジノ誘致に対する教育への影響について
- 3 原発問題について
 - （1）福井地裁判決を受けて
- 4 空き家対策について
 - （1）空き家条例に関して
 - （2）空き家の活用について
- 5 その他

前田議員（6月16日2番目）

答弁を求める理事者 市長、農業委員会会長及び関係理事者

- 1 総務について
 - （1）北海道薬科大学について
 - （2）空き家について
 - （3）消防団について
 - （4）北海道横断自動車道余市・小樽間について
- 2 経済について
 - （1）小樽のIR構想について
 - （2）小樽市中小企業等融資制度について
- 3 生活保護について
- 4 建設について
 - （1）社会資本・インフラの整備・更新について
 - （2）住宅リフォーム助成制度について
- 5 農業委員会について
- 6 その他

秋元議員（6月17日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - （1）他会計や基金からの借入金残高の償還計画
 - （2）平成25年度決算見込みでの歳入について
 - （3）行政評価と予算編成
 - （4）不用額について
 - （5）減債基金の考え方
- 2 防災対策について
 - （1）「市有建築物耐震診断経費」と「民間大規模建築物耐震診断促進経費」について
 - （2）耐震診断義務づけ・結果公表対象建築物について
 - （3）要安全確認計画記載建築物について
- 3 教育について
 - （1）過去の全国学力・学習状況調査を踏まえた課題と傾向について
 - （2）今後のICT利活用について
 - （3）教育用、校務用コンピュータの整備状況について
 - （4）反転授業と学力向上について
 - （5）学校統廃合の基準改定について
- 4 地域包括ケアシステムについて
 - （1）地域包括ケアシステム構築のプロセスについて
 - （2）高齢者住環境ニーズについて
- 5 選挙管理委員会について
 - （1）本庁舎以外での期日前投票所の設置について
 - （2）本市投票区設置基準について
 - （3）投票区の見直しについて
 - （4）投票所統廃合について
- 6 その他

林下議員（６月１７日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 平成２５年度の除雪を振り返って
 - (１) 最近の豪雪は災害であり、国に措置を求めるべき
 - (２) 道路への雪出し防止条例が必要
- 2 国の経済政策と小樽市の現状と対策について
 - (１) 貧困層から中間層への引上げ政策を
 - (２) 公契約条例は小樽こそ必要
- 3 子育て支援の課題について
 - (１) 育児放棄や虐待は生活困窮が主な原因。地域で守り育てる支援策を
 - (２) 国の法改正を待つのではなく独自の判断を
- 4 地域医療・介護総合推進法と小樽市の対策について
 - (１) 国の要支援切りにどう対処すべきか
 - (２) 小樽で要支援のボランティアやNPOでの対処は可能か
- 5 その他

吹田議員（６月１７日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長公約と次期市長選の争点について
 - (１) 市長公約の評価について
 - (２) IRについて
- 2 経済対策について
 - (１) 地域人づくり事業について
 - (２) 低賃金者の処遇の改善について
 - (３) 小樽観光振興公社の事故にかかわって
- 3 人口対策について
 - (１) 公立保育所の削減と保育料の低廉化について
 - (２) 多児家庭への公的支援について
 - (３) 行政サービスの見直しと市職員の削減について
 - (４) 高齢者の本市への移住について
- 4 議案第９号及び第１０号にかかわって
- 5 市民生活にかかわって
 - (１) 街路防犯灯について
 - (２) ごみ不法投棄について
- 6 学校給食について
- 7 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員（6月17日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 赤岩遊歩道最終取組について
- 2 その他

○一般質問

鈴木議員（6月18日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 少子高齢化及び人口対策問題について
 - (1) 住宅マスタープラン策定について
 - (2) 若年女性人口激減について
 - (3) 年少人口減少について
- 2 小樽市運河・堺町観光バス駐車場管理について
- 3 本市とロシア沿海地方との港湾物流について
- 4 高校生就職スキルアップ支援事業について
- 5 ふれあいパス事業について
- 6 小樽公園再整備事業について
- 7 街路灯設置費助成について
- 8 その他

山口議員（6月18日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 カジノ誘致について
- 2 空き家の増加とその活用について
 - (1) 空き家調査
 - (2) 低所得者向けの持ち家対策及び二地域居住誘致のための空き家ファンド
- 3 その他

中島議員（6月18日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 子育て支援について
 - (1) 一時保育の拡大を
 - (2) 病児・病後児保育の実施は
 - (3) 子ども・子育て支援新制度における認可外保育への支援について
- 2 全国学力・学習状況調査と教育委員会改革について
- 3 障害者タクシー利用助成制度について
- 4 その他

中村議員（6月18日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 人口減対策について
- 2 北海道新幹線について
- 3 その他

松田議員（6月18日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 空き家対策について
 - (1) 空き家対策条例の策定方針
 - (2) 空き家活用の課題
 - (3) 借上公営住宅の導入について
- 2 市営住宅について
 - (1) 低層の市営住宅について
 - (2) 集会所の活用について
- 3 介護保険について
 - (1) 介護者支援について
 - (2) 介護虐待について
 - (3) 小樽市が所管する介護施設のヒヤリハット・事故報告について
- 4 移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて
- 5 不登校対策について
- 6 その他

安齋議員（６月１８日６番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 教育について
- 2 その他

新谷議員（６月１８日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 医療・介護総合法案の問題について
 - (1) 医療法関係では
 - ア 病床再編、削減で患者や市内の医療機関にどのような影響が出るか
 - (2) 介護保険法関係では
 - ア 要支援者に対する訪問・通所介護を地域支援事業に移し、代替えのサービスに置きかえる問題
 - イ 特別養護老人ホーム入所を要介護３以上に限定する問題
 - ウ 介護保険料について
 - エ 利用料負担増の問題
 - オ 補足給付打切りの問題
 - カ 認知症対策について
- 2 駅舎のバリアフリー化について
- 3 その他

平成26年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成26年6月11日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之								
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉						
財	政	部	長	小	山	秀	昭	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一			
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜	
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子				
建	設	部	長	工	藤	裕	司	消	防	長	飯	田	敬							
病	院	局	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	田	中	泰	彦					
総	務	部	長	中	田	克	浩	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久		
企	画	政	策	室	長															
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一									

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成26年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新谷とし議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

この際、前田清貴議員から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）

○27番（前田清貴議員） 本年4月21日開催の平成26年第1回臨時会における北野議員の再質問及び再々質問に対する私の答弁について、5月9日の議員定数に関する特別委員会において北野議員から御指摘があり、精査したところ、誤りが判明したため、以下のとおり訂正をお願いいたします。

まず、再質問の答弁中「こういった数字が人口統計の調査研究所というところから出されておりました」と申し上げましたが、ここを削除し、また、再々質問への答弁中「私たちが調べた人口推計、調査研究所の数値では12万4,645人と、こういうこととなります。ということで」と申し上げましたが、「12万4,645人ということで」に訂正いたしたいと思います。

これらの訂正は、いずれも12万4,645人という来年4月の選挙時の人口推計値に関するもので、この数値は、北野議員も御質問で用いられましたが、過去3年間と同様の割合で本市の人口が減少した場合の年平均値を今年3月末時点の人口から差し引いた数字であります。これを錯誤により国立社会保障・人口問題研究所の数字であるかのように発言したものでありますので、訂正いたします。

本来、会期の終了した議会における発言は訂正できないとのことではありますが、今回の発言をもって実質的な訂正とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 北野議員の議事進行の発言を許します。

○22番（北野義紀議員） ただいまの前田議員の答弁の訂正にかかわって、2点、議長に申し上げたいと思っております。

第1点は、本会議の議事録を精査し、第1回目の議員定数に関する特別委員会の冒頭、本会議の答弁に間違いはないのかということを確認いたしましたけれども、ないということで進んでいって、こういう事態になりました。前田議員が間違った答弁をしたら、本来であれば公明党や民主党・市民連合がそれに気づいて、その場で訂正するのが当然だというふうに思いますが、そういうこともなされていないという点が第1点です。

それから、2点目は、答弁の趣旨は固有名詞や、あるいは数字の間違いではないわけです。再答弁、再々答弁で前田議員がおっしゃっていた国立社会保障・人口問題研究所、ここを引用して来年3月末日の推計人口を権威づけようということでもありますから、こういう点がもし訂正になった場合、これに付随する問題が出た場合は、議員定数に関する特別委員会等で私はきちんとただしていきたいというふうに考えておりますので、議長におかれましても、この点については、よく精査の上、善処方をお願いしたいということを申し上げます。

○議長（横田久俊） ただいまの北野議員の議事進行の発言についてお答えをいたします。

1番目の本会議の答弁に間違いはないのかという確認に対して、特に間違いはないということであったというのは、これは経過してしまったことですので、今ここでお答えする事項にはちょっとならないのかなと思っております。5月9日の議員定数に関する特別委員会で北野議員の御指摘があつて、6月6日の

2回目の委員会で冒頭、前田議員がただいまと同様の発言をして、2回の委員会でその問題についてはいろいろ議論をされてきたことかと思えます。ただいま本会議場でこういう発言を許したのは、前田議員も言うておりましたが、既に終了した会期の本会議での発言は訂正できない、しかし次の議会でこういう発言をすることによって事実上の訂正を次善の策としてできるというのは、議会の解説書等々にも書いておりましたので、今回の発言を許したのは、そういう取扱いに倣ったということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、新たな問題が発生するのではないかということではありますが、これについて私が今ここで見解を申し上げることは、委員会審査中でもありますので、影響を与えますので差し控えますけれども、最後に北野議員がしっかりと議論をするからいろいろ取り計らいをしてくれということでもありますので、委員会審査で十分に議論をしていただければと思えます。

私の回答は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月30日までの20日間といたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第12号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

○市長(中松義治) ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの平成26年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、第1回臨時会でも予算計上させていただきましたが、国の平成25年度補正予算で創設された地域人づくり事業の追加募集がありましたので、酒類の海外販路拡大に向けた人材育成事業費を計上したほか、手宮地区統合小学校の校舎等改築事業費で工事請負契約のインフレスライド条項適用に伴う増額分を計上いたしました。

次に、議案第2号の主なものにつきましては、国の働く世代の女性支援のためのがん検診事業に対応するため、がん検診推進事業費を増額補正したほか、手宮公園陸上競技場の第3種公認の更新のための手宮公園競技場整備事業費などに所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに9,412万6,000円の増となり、財政規模は563億5,935万3,000円となりました。

次に、議案第3号及び第4号につきましては、病院事業会計において病院建設事業費で工事請負契約のインフレスライド条項適用に伴う増額分を計上したほか、水道事業会計において清風ヶ丘配水槽築造事業費、清風ヶ丘配水槽電気計装設備事業費の工期変更に伴い、平成26年度の事業費を減額し、平成27年度以降に増額となる事業費について、債務負担行為の期間及び限度額を変更するものであります。

続きまして、議案第5号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の税率を引き下げるほか、軽自動車等の税率を変更するとともに、所要の改正を行う

ものであります。

議案第6号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改定するものであります。

議案第7号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、屋内又は屋外における催しの防火管理体制の強化を図るとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号暴力団の排除の推進に関する条例案につきましては、暴力団の排除について、市の責務を明らかにするとともに、市の暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めるものであります。

議案第9号及び第10号の工事請負契約につきましては、第9号が銭函保育所新築工事、第10号が消防救急デジタル無線整備工事の請負契約を締結するものであります。

議案第11号動産の取得につきましては、ロータリ除雪車を取得するものであります。

議案第12号不動産の譲与につきましては、真栄会館の敷地を真栄町会に譲与するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。
(拍手)

○議長（横田久俊） 次に、議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第13号非核港湾条例案の提案説明を行います。

来年の核兵器不拡散条約再検討会議を開くための第3回準備委員会が4月28日から開かれました。この準備委員会では、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有国が核軍縮の取組について報告書を公表しました。アメリカやロシアは、報告書で冷戦時と比べ今は核弾頭数を大幅に減らしているなどと主張しています。しかし、この報告に対しオーストリアは、「核兵器のない世界を達成する」とした行動計画の目標に照らすと、報告書には「特筆すべき重要な進展がほとんど見られない」と批判、NPT第6条を含めて「国際社会は核兵器の廃絶と禁止に緊急に行動する義務がある」と釘を刺し、ブラジルは「核弾頭を量の上で減らしても、核兵器の破壊能力が質的に向上して相殺されるのであれば、ほとんど意味がない。NPT第6条の実行が不十分だ」と訴えました。さらに、第3回準備委員会の議長の勧告は、NPT第6条や、これまでの再検討会議の合意を「全ての締約国が全面实施する重要性を再確認する」と指摘しています。

この第3回準備委員会に先立ち、南太平洋のマーシャル諸島の政府は、4月24日、核保有国が核軍備の縮小、撤廃へ誠実な交渉を行うとした核兵器不拡散条約第6条に基づく義務を怠っているとして、核保有国9か国を、オランダ・ハーグの国際司法裁判所に提訴しました。また、アメリカについては、サンフランシスコの連邦地方裁判所にも提訴しました。アメリカは、1946年から58年にかけて、マーシャル諸島で67回の核実験を実施し、54年にはビキニ環礁での水爆実験で日本のマグロ漁船第五福竜丸を含む多数の漁船が被爆しています。

これら報道にある核兵器不拡散条約第6条には、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」とされています。

一方、オバマ政権は、昨年の6月に核兵器使用戦略を策定し、「アメリカ又はその同盟国と友好国の死活的利益を守るため極限的な状況における核兵器の使用」があり得ることを明らかにしました。アメ

リカが1991年に戦術核兵器の海洋配備をやめたとして、日本への核持込みの可能性はなくなっているといいますが、日本への核持込みの危険は、現実に存在し続けています。オバマ政権は、「核弾頭付巡航ミサイルを退役させる」とする一方、そのかわりとしてB-52爆撃機やF-16戦闘機などに搭載可能な核爆弾B61が「アジアの同盟諸国の安全を保障するため意義深い役割を果たす」としています。

5月30日の衆議院外務委員会では、この核搭載可能なB-52爆撃機を自衛隊のF-15戦闘機が援護する多国間軍事演習を行っていたことが明らかになりました。これは憲法第9条が禁じる集団的自衛権の行使を前提とした訓練そのものです。なぜなら、爆撃機は歴代日本政府が「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器」の一つに挙げていたように、自衛隊の保有は禁止されています。その爆撃機と一体になった訓練は、アメリカ主導の侵略戦争に参加する能力を得ることにつながるからです。

現在、小樽市は、クルーズ客船の誘致に力を入れています。先日、ダイヤモンド・プリンセス号が小樽港に入港しました。このような中で、小樽港を平和な港として安心して利用してもらうためにも、港湾管理者として、その安全性を担保することがますます求められています。

しかし、この平和利用に逆行することが、アメリカをはじめとする外国の軍艦の入港です。提案する条例案は、最大の非人道性兵器である核兵器を、この小樽港に持ち込ませないためにも、港湾管理者としての権利を明確にするものです。そして、核兵器廃止を求める運動をさらに推し進めるためにも、本条例案を提案します。

議員各位の賛同をお願いしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月12日から6月15日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 新 谷 と し

議員 山 田 雅 敏

平成26年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成26年6月16日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	農	業	委	員	会	長	亀	田	豊	作				
副	市	長	貞	村	英	之	教	育	長	上	林	猛							
病	院	局	長	並	木	昭	水	道	局	長	飯	田	俊	哉					
総	務	部	長	迫		俊	財	政	部	長	小	山	秀	昭					
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一	生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一
医	療	保	険	部	長	藤	井	秀	喜	福	祉	部	長	三	浦	波	人		
保	健	所	長	秋	野	恵	建	設	部	長	工	藤	裕	司					
消	防	長	飯	田		敬	病	院	局	長	笠	原	啓	仁					
教	育	部	長	田	中	泰	経	営	管	理	部	長	中	田	克	浩			
農	業	委	員	会	澤	田	総	務	部	長	企	画	政	策	室	長			
事	務	局	長	澤	田	幸	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久		
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一								

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、質問します。

最初に、財政問題についてです。

本市の2014年度予算については、2013年度当初予算と比べて、地方交付税が4億5,300万円、臨時財政対策債1億600万円を合わせ5億5,900万円もの大幅な減となっています。4月からの増税に伴う地方消費税交付金は1億5,200万円の増にとどまり、地方譲与税は3,800万円の減です。このように地方交付税を中心に大幅な減収が見込まれています。このことについては、今年、第1回定例会で我が党の北野義紀議員の代表質問に答える形で、本市の地方交付税の減少は、国が歳入では、地方税収の伸びを踏まえ、交付税の別枠加算を9,900億円から6,100億円に縮小したことなどから、地方交付税総額を減少させていることが要因の一つであると市長も認めています。

一方、市税では法人市民税が前年度に比べ1億1,760万円増加したものの、個人市民税では4,400万円減少し、市民税全体としては7,360万円の増加にとどまり、本市の市税全体の伸びは、わずか820万円にすぎません。したがって、財政調整基金から8億9,106万円切り崩した予算編成をしています。今後の財政運営に当たって、一般財源の大半を占める地方交付税と市税は、国の地方交付税総額を抑えられる中で、本市の地方交付税額も抑えられ、市税全体の伸びも期待できないと思われます。

一方で、学校再編による校舎新築や耐震工事などの事業が予定されています。

財政運営に当たって、一度はやめた他会計からの借入れを選択肢に入れているのではないですか。

何よりも国に地方交付税の増額を強く求めるべきです。市長の見解をお聞かせください。

2014年度から地方税である法人住民税の法人税割が4.4パーセント程度引き下げられ、その相当分を新たな国税、地方法人税として創設し、地方交付税の財源とされることになりました。地方消費税の引上げ分の地方消費税交付金について不交付団体はその全額が収入増となる一方で、交付団体は増収分の見合いで地方交付税が削減され、偏在が拡大するため、是正するのが目的としています。法人税割の税率引下げは2014年10月1日から施行される予定ですが、厳しい財政事情を抱えている本市にとって、どのような影響があるか、説明願います。

本市の財政運営は厳しい状況にありましたが、2010年度決算では実質収支が黒字となり、2004年度以降残高のなかった財政調整基金は、2011年度には6億6,700万円、12年度には23億3,700万円になりました。2013年度の一般会計決算見込みは実質収支見込み及び単年度収支見込みは黒字ですが、実質単年度収支は赤字とのことです。13年度の決算見通しについて説明願います。

あわせて、2011年度から積み立てられた財政調整基金は、決算見込みでどれだけになるのか、お知ら

してください。

一般会計の歳出予算は、この5年間を見ても、毎年20億円前後の不用額を出しています。恒常的に不用額を出すことは、予算が実施されてないことになり、市民サービスが施行されない異常な財政運営だと思います。市議会が市民と語る会を実施し、参加された町会役員の方から、街路灯の維持管理費に対する市からの補助金を引き上げてほしいとの要望が多く上げられました。現在、設置されている街路灯は、蛍光灯や水銀灯がほとんどです。街路灯が切れた場合、業者に委託すると蛍光灯や水銀灯がもうつくられていないということで、LEDに切替えが必要になっています。しかし、切替えには器具代含め5万円ほど必要になります。また、町会によっては、電気料金が町会費の約30パーセントを占め、廃品回収などで町会費を補っているところもあります。LEDへの切替えによって、ランニングコストは削減になりますが、何パーセントの削減になると考えているのか、お聞かせください。

市民の安全・安心を確保するためには、街路灯設置は欠かせません。ランニングコストが低ければ、街路灯維持費補助金の助成額は低くなり、結果的に市財政に貢献することになります。今、思い切った投資を行い、市民に共通した要望に応えるべきです。市長の見解をお聞かせください。

中松市長は、今年の第1回定例会で北野義紀議員の代表質問に対し、本市の真の財政再建の到達度について「他会計などからの借入りに頼ることなく財源不足の解消を図り、一般会計が本来の意味でのバランスをとれることと考えております」「財政再建に向け着実に前進している」とのことですが、他会計からの「借入りの完済にはなお12年ほどかかる予定であり、現状といたしましては道半ばであると考えております」と答弁され、市長は健全財政に向けて精力的な姿勢を示しております。

そこで、中松市長の次期市長選挙に対する考えについて伺います。

来年の統一地方選挙まで1年を切り、市長の任期も残り少なくなっています。4月の市長記者会見において、「支援していただいている団体や組織などのほか、主治医ともよく相談した上で、しかるべき時期に態度を表明したいと思っております」と語っております。次期市長選挙に中松市長は再度立候補するのかについて市民も注目しているところです。市長の所見をお聞かせください。

以上で、第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、財政運営についてですが、まず今後の財政運営の見解につきましては、他会計などからの借入りに頼ることなく、毎年度の予算編成に当たってまいりたいと考えております。また、地方交付税総額の確保などについては、これまでも国に対して要望を行ってきたところであり、今後とも北海道市長会や全国市長会などを通じて、強く要請してまいりたいと考えております。

次に、法人税割の引下げによる影響につきましては、市税収入への影響額を平成26年度予算を基に試算しますと、平成26年10月1日以後の事業年度から適用となるため、影響が半年分の平成27年度では約9,800万円の減、通年度となる平成28年度では約1億8,000万円の減と見込んでおります。

一方、普通交付税の算定では、理論上はただいま申し上げた市税の減収により基準財政収入額が減ることから、基準財政需要額が同額と仮定しますと、減収分の75パーセント相当が普通交付税として交付されることとなるものです。

次に、平成25年度の一般会計決算見込みにつきましては、歳入では601億5,900万円、歳出では599億100万円となり、実質収支では2億5,800万円の黒字、前年度の実質収支1億5,600万円を差し引いた実質単年度収支は1億200万円の黒字を見込んでおります。

一方、財政調整基金への積立金と取崩し額を考慮した実質単年度収支は、4億7,100万円の赤字を見込んでおります。また、財政調整基金の平成25年度末の残高見込額は17億6,400万円と見込んでおります。

次に、街路灯のLEDへの切替えによるランニングコスト削減につきましては、例えば100ワットの水銀灯から同じ明るさのLEDに切り替えた場合には、電気料金が約70パーセント削減されると試算しております。また、思い切った投資をすべきとのことにつきましては、厳しい財政状況の中、難しいものと考えておりますが、今後、街路灯に関する助成制度のあり方については、財源も含め検討してまいります。

次に、次期市長選についての私の考えについてですが、今は財政健全化や市内経済の活性化の取組など、本市が抱える課題に全力で取り組んでいるところであります。これからも残された任期を市民の皆さんと協働の下、全力を尽くして市政運営に当たる所存でありますので、私の進退につきましては、適切な時期に判断したいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）

○8番（川畑正美議員） 2項目めの質問に入ります。

2項目めは、カジノ賭博誘致についてです。

今、国会では、カジノ賭博を中心にした統合型リゾート施設の整備を後押しする特定複合観光施設区域整備推進法案が日本共産党と社民党を除く超党派の国際観光産業振興議員連盟がまとめ、自民党、日本維新の会、生活の党が法案を提出し、今国会で成立を目指そうとしていましたが、6月9日の段階で今国会成立を見送り、秋の臨時国会成立を目指しています。

しかし、日本は賭博であるカジノを長く刑法で厳密に禁じています。中松市長は日本の刑法がなぜ賭博を禁じていると考えているのですか。市長の見解をお伺いします。

2013年9月12日の予算特別委員会で、市長は、カジノはプラスになるほうが圧倒的に多いだろうと思っている。私は市長になる前は4か国のカジノを見ているが、いろいろと心配されている向きはあろうかと思えますけれども、そういう心配というのは全く感じていない。むしろ地域振興、観光振興、雇用の問題などプラスになることがたくさんあるとの見解でした。

毎日新聞の記事によれば、静岡大学の鳥畑与一教授は人口五百数十万人で日本より観光客が多く、日本はシンガポールを成功例としている。しかし、シンガポールでカジノが原因と見られる国民の自己破産申請件数が2010年の約2200件から2012年には約3000件と悪化し、11万人がギャンブル依存症と扱われる事態になっていると報告されています。また、35か所のカジノを抱えるマカオの研究者は、雇用拡大など一定の効果はあるが、依存症が2003年の4.3パーセントから2007年には6パーセントと悪化、犯罪件数も2008年は1万4,000件と2002年よりも5,000件増え、高校中退率も上がり、真面目に勉強する若者が減るなど、カジノ経済効果よりもデメリットのほうが大きいと結論づけていると報道しています。経済効果などプラス面を強調する中松市長は、このような報道をどのように受け止めていますか、お知らせください。

市長は3月の記者会見で、韓国訪問の狙いについて「韓国は17か所ものカジノがあるのですが、その

うち二、三か所を視察し、プラスの面、マイナスの面を両面から見ていきたい」「通常国会の中で推進法が議論され、成立した際には、決定した状況の中で小樽市としてカジノ誘致を推進すべきなのか、撤退すべきなのかということも含めて市民の皆さんに説明していきたいと考えています」と語り、韓国の旅客船沈没事故で訪問を見送った高橋知事を除いた道の担当者や苫小牧市長とともに4月23日から韓国を訪問しています。カジノ賭博を中心にしたIR法案が国会を通過していない中で市長は韓国へ視察に行くべきではなかったのではないですか。

実際には韓国を訪問視察されていますが、カジノ賭博の実態をどのように受け止めたのでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

糸数慶子参議院議員が韓国・カンウォンランドのカジノを視察した「カジノの町はいま09'」という動画があります。この動画の内容は、17か所のカジノがあるうち、この1か所だけが韓国人が入所でき、1日8,000人から1万人が詰めかけ、売上げは665億円に達し、外国人だけが入所できる16か所の合計を上回っている。このカジノには中毒ケアセンターが設置され、7人の相談員がおり、依存症患者は西洋人が2から3パーセントに対し、中国人、日本人は6から7パーセント、韓国人は8パーセントと高く、依存症の患者は自覚がないために歯止めがきかず、完治する人はほとんどない。施設内での自殺者は年間5から6人あり、地域に戻って自殺している人などは把握されていない。カジノを誘致した市民団体の代表は、カジノ開設によって浮浪者は2,000から3,000人増え、10年前に比べ人口が半減した。カジノ誘致による副作用について全く考えていなかったと言っています。まちな通りのインタビューでも、「浮浪者が増え、治安も悪く子供を学校に通わせるのも心配」「友人の母親がカジノにはまって自殺し、その後、家族は引っ越してしまった」などの実態です。視察された実態と大きな違いはないと思いますけれども、市長の見解をお聞かせください。

パチンコ業の実態とギャンブル依存症の実態について伺います。

日本共産党の大門実紀史参議院議員は、4月28日の参議院決算委員会で、日本は世界でも最悪のギャンブル依存症大国となっている。他国ではおおむね1パーセントにとどまる有病者が日本では成人男性の9.6パーセント、女性でも1.6パーセントに上り、人口から推計すれば、患者は約560万人というショッキングな数字になる。国はこの対策を行っているのかとただしています。これに対し、厚生労働省の障害保健福祉部長は、現状は適切な治療が受けられる状況にないと答弁しています。

北海道が行った調査報告書、カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査では、賭博に対する社会コスト、依存症に対するリスクなど、諸外国の調査が報告されていますが、道内での実態調査報告はありません。

5月26、27日、我が党の道内地方議員が道庁関係機関との交渉で、道内の実態調査の実施状況をたどりましたが、道からは実施していないとの答弁でした。GTAというオーストラリアの賭博機メーカー団体の2011年の報告によると、日本全国にパチンコ店が1万2,323店舗、パチンコ機台数は約458万3,000台あり、全世界で営業活動しているギャンブル機が約701万1,000台ありますが、その約65パーセントを占めています。この小樽市には中央通をはじめ、市内の各所にパチンコ店が存在していますが、小樽市におけるパチンコ店の数、遊技台数、そしてパチンコ遊技者数とギャンブル依存症の実態を把握されていますか、お答えください。

日本共産党は、昨年11月に市民アンケートを全戸を対象に実施し、小樽市の人口の1パーセントに当たる1,280通の回答を得ました。カジノ賭博誘致に「賛成」はわずか8.8パーセント、「反対」が54.8パーセント、「市民とよく討論すべき」が21.6パーセントとなっており、小樽市民はカジノ賭博誘致に拒絶反応を示しています。

また、5月11日には「カジノ誘致に反対する小樽市民の会」が設立され、その設立総会には200人が参加し、カジノ賭博誘致は小樽市と市民の将来に重大な悪影響をもたらすため、反対の1点で市民の協働を広げようという呼びかけに応えていました。

5月23、24、26日、小樽市議会の第3回市民と語る会が開催され、その中でも参加市民から、カジノ賭博誘致に対し、「賭博で経済活性化をさせるなどとはとんでもない」「市長はカジノを率先して導入しようとしているが、韓国では依存症や自殺者が出ている。小樽市にそんな市民をつくっていいのか。他人を不幸にするようなカジノ賭博誘致はやめるべき」など、怒りの声が出されています。市長は、これらの市民の声をどう受け止めていますか。所見をお聞かせください。

市長は、2013年第3回定例会の予算特別委員会で我が党の新谷議員の質問に対し、カジノ誘致について市民合意が得られなければ取り下げると答えています。市民合意とはどういう意味なのでしょう。市民対象をどこに置いて、どのような方法をもって合意を図ろうとしているのでしょうか。

例えば、カジノ推進協議会の合意を指しているのですか。市民アンケートなどで圧倒的多数の市民の意思を確認した上での合意ということなのでしょう。見解をお知らせください。

2014年4月1日、小樽市自治基本条例を施行しました。条例には、市民、議会及び市は協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本原則に情報の提供、情報の公開などが規定されています。カジノ誘致問題で市民に広く議論していただくための情報提供をどのようにしようとしているのか、お知らせください。

また、小樽観光都市宣言では次のような内容を発表しています。前段は割愛しますが、「市民一人一人が観光まちづくりの主役となり、人情味あふれる「小樽気質」でお客様をお迎えし、ふれあいを通じ感動と安らぎを感じていただくこととともに、ゆっくりと時間をかけて「小樽」を楽しんでいただくことです。それが、我がまち「小樽」にとって、何物にもかえがたい喜びなのです。今こそ…「小樽」は、多くの人に愛されるまち、より質の高い時間消費型観光のまちを目指し、ここに「観光都市・小樽」を宣言します。」とあります。

韓国では、賭博依存症、多重債務、青少年への影響など法律で規制しているにもかかわらず起きていると北海道の調査報告書にありました。このような懸念を持つカジノ賭博誘致は、小樽観光都市宣言の趣旨からも大きく外れています。直ちにカジノ賭博誘致を断念すべきです。市長の決断を求めます。

次に、教育長に伺います。

教育長は、2013年第3回定例会の予算特別委員会で、「子供たちの健全育成を担う教育長の立場では、さまざまな心配なことがありますけれども、しかしそれは一つ一つ丁寧に学校教育の中で教育をしながら、一つ一つ対策を講じていくことで乗り越えていけることも考えられます」と答弁しています。この答弁からは中松市長のカジノ誘致推進に全面的に迎合したものと受け止めざるを得ません。

北海道の調査報告書には、「青少年の中に一定のギャンブル依存症が存在することが指摘されている」また「カジノ産業が高等教育を必要としない高賃金な職を提供することによる進学率の低下がある」と記載されています。また、カンウオンランドでは、賭博施設を持つ実態から地域における自殺者や犯罪率が増加し、例えば子供の親が賭博依存症になり、多重債務で自殺に追い込まれた子供への対策など、青少年への悪影響が報告されています。これらを考えると、教育長答弁の学校教育で乗り越えられるという対策に不安と疑問が解消されません。

教育委員会は、教育の自主性を守り、国や首長から独立した行政組織であることから、そもそもカジノ賭博の誘致を阻止し、子供たちの健全育成を担う立場を堅持すべきであります。教育長の見解をお聞かせください。

以上で、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、カジノ誘致について御質問がありました。

初めに、韓国カジノ視察についてですが、まず賭博が刑法で禁じられていることについての見解につきましては、昭和25年の最高裁判決において賭博罪の保護法益は「公序良俗、すなわち健全な経済活動及び勤労と、副次的犯罪を防止することである」とされていることは承知しております。しかし、IR推進法が成立すると、刑法の賭博罪の違法性を阻却する特別法の位置づけとなりますので、現在、法律により認められている競馬や競輪など同様の取扱いとなり、賭博行為と同列ではなくなるものと理解しております。

次に、カジノのデメリットに関する新聞報道の受止めにつきましては、カジノの合法化によるIRの導入にはデメリットがあるとの報道は承知しております。しかしながら、地域振興や雇用の創出、新たな税財源の確保などのプラスの効果が大きいと考えておりますので、法制化によりプラス面を最大限に引き出しながら、マイナス面を最小化していくことが重要なことと考えております。

次に、今回の韓国IR視察につきましては、北海道から参加依頼があり、実際にカジノ施設を視察することは今後のIR誘致の取組に向けて重要であると判断したものであります。

また、韓国IRの実態につきましては、外国人専用の済州島の施設はセキュリティレベルが高いことや外国人観光客の誘致に重要な役割を果たしていること、唯一韓国国民が入場できるカンウォンランドは市街地から離れた廃鉱跡地にありながら、規模が大きく平日でも多くの来場者で賑わっていたこと、中毒ケアセンターでは依存症の予防、相談システムが充実していることなどが印象に残っております。

次に、糸数参議院議員のカンウォンランド視察動画の内容につきましては、私が現地を視察した際にはそのような実態は確認できませんでした。

次に、市内のパチンコ店とギャンブル依存症の実態についてですが、現在、パチンコ店は11店舗ありますが、遊技機設置台数、遊技者数につきましては、把握しておりません。

また、ギャンブル依存症の実態につきましても、把握しておりません。

次に、カジノに対する市民の反応等についてですが、まずIR誘致に対する市民の声につきましては、これまでも市長への手紙やご意見、お問い合わせメールなどでIRに関してさまざまな御意見をいただいております。反対の声もあることは承知しております。

一方で、市議会第3回市民と語る会では、賛成意見が出されたと聞いているほか、直接私にも賛成の意見が寄せられているところであります。今後とも市民の皆さんからの御意見につきましては、耳を傾けてまいりたいと考えております。

次に、IR誘致における市民合意につきましては、市民の代表で構成される市議会の御意見を伺うことはもちろんのこと、賛成の方、反対の方を含めて、さまざまな御意見を真摯に受け止め、IR法案の成立後、市民合意を図っていかねばならないと考えております。

次に、IR誘致に関しての市民への情報提供につきましては、今後とも北海道と連携を図りながら、IRに関する各種情報を収集するとともに、IR推進法が成立した後は、市民の皆さんに対する説明会の開催や市ホームページによる情報提供を考えております。

次に、IR誘致は小樽観光都市宣言の趣旨から外れており、断念すべきとのことにつきましては、法

制化された I R はシンガポールなど世界各国の例を見ましても、第 1 級のリゾート施設となっており、また現在、国が 2019 年に訪日外国人旅行者数 2,500 万人を目指している中、本市の国際観光推進にも大きな役割を果たすものと考えております。これらのことから、小樽観光都市宣言の趣旨からは外れていないものであると考えております。したがって、今後とも北海道や関係機関と連携し、I R 誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 川畑議員の御質問にお答えいたします。

カジノ誘致に対する教育の影響についての御質問がありました。

まず、私の見解についてでございますが、まちづくりや観光といった業務は市長部局の専掌の事務であり、このたびのカジノを含む I R 誘致に関しましては、この一環として市長のお考えを述べたものであり、教育長として意見を申し上げる立場にはないものと承知しております。

今後、I R 推進法が法制化され、この件が具体的に進められる段階では、さまざまな会議を通じて教育委員会としての意見を申し上げる機会が得られるものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第 3 項目めの質問に入ります。

(「議長、8 番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8 番、川畑正美議員。

(8 番 川畑正美議員登壇)

○8 番(川畑正美議員) 3 項目めの質問に入ります。

3 項目めは、原発問題についてです。

福井県内外の住民が関西電力大飯原発 3、4 号機の再稼働差止めを求めた訴訟で、福井地裁は、5 月 21 日、2011 年の東京電力福島第一原発事故後、原発の運転差止めを命じた判決を下しました。この判決に対して、市長の見解を求めて質問します。

今回の判決は、冒頭で、憲法第 13 条及び第 25 条で保障している人格権は人の生命を基礎とするものであって、これを超える価値をほかに見いだすことはできないと強調しています。この人格権が奪われる事態として、大きな自然災害、戦争と並べて原発事故を置き、その具体的な危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然であると断じています。

沖縄国際大学の井端正幸教授は、憲法第 13 条は人権保障の原点ともいうべき規定であり、立法、司法、行政などの統治機構に対して、国民の基本的な人権を最大限尊重することを求めています。これを真っ正面から論じていることは、国民の命と暮らしを守ること以上に大切なことはないという人権保障の原点に立ち返って、原発の稼働、再稼働は許されないとしたものと解説しています。市長は人格権を最優先とした福井地裁判決をどのように受け止められたか、お聞かせください。

電力各社は、出力 100 万キロワット級の原発 1 基が再稼働すれば、火力発電に比べて年間 900 億円程度のコスト低減につながるなどとして、当面 12 原発 19 基の早期再稼働を目指しています。しかし、判決は、電力会社が原発の稼働によって電力供給の安定性、コストの低減につながると主張していること、コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ大飯原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であるとして、コスト優先をきっぱり退け、国民の安全を最優先にしています。市長は、国民の安全を最優先にした判決をどう受け止めていますか。市長の見解をお聞かせください。

判決は、原発技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは福島第一原発事故を通じて十分に明らかになった。原発ではいったん発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つとして、ほかの技術と異なる原発に内在する本質的な危険があると原発の危険性を明確にして判決を下しています。

福島第一原発事故直後に、当時の原子力委員会委員長が首相に提出した、福島第一原発事故のいわゆる最悪のシナリオで、250キロメートル圏内の住民の避難を検討したことや、チェルノブイリ原発事故の避難区域も同様の規模であったことを念頭に置いて、この数字が直ちに過大であるとするはできないとして原発から半径250キロメートル範囲内は人格権が侵害される危険性を指摘しました。日本列島の各原発の250キロメートル圏内を地図に表すと、北海道の一部と沖縄県を除き、すっぽり覆ってしまいます。政府は、それまで原発から8から10キロメートル圏内としていた原子力防災対策を実施すべき重点地域の範囲を、福島第一原発事故を受けて緊急防護措置区域UP Z30キロメートル圏内に拡大しました。この判決が原発から250キロメートル圏内を人格権侵害と下している中で、泊原発にかかわる広い自治体で再稼働への当事者意識が高まっているわけです。

小樽市の中心部でも、泊原発から40キロメートルという近いところにあります。半径250キロメートル圏内の危険区域は、北海道では道北と道東の一部を除いて道内の大半が含まれます。また、函館市が建設差止め訴訟を起こした電源開発の大間原発から半径250キロメートル圏内にも重なっています。本市は、いまや他人事ではなくて、市の重大課題として受け止めなければならないと思います。小樽市民の安全・安心を掲げる中松市長は、今こそ泊原発再稼働の中止、泊原発の廃炉を求めるべきです。市長の見解を求めます。

以上で、第3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、原発問題について御質問がありました。

まず、このたびの福井地裁判決につきましては、人格権に基づいた侵害行為の差止め請求を認め、コストより国民の安全を優先とした考え方は、司法の判断として重く受け止めなければならないと考えております。しかし、関西電力では福井地裁の判決を不服として控訴をしており、今後の裁判の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、泊原発の再稼働中止と廃炉を求めるべきということについてですが、本市では、原子力防災計画の策定を義務づけられた自治体ではありませんが、今後、地域防災計画の中に原子力災害対策を盛り込む予定で、現在、作業を進めているところであります。市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、これまで申し上げておりますとおり、原発の再稼働は安全性の確保が最優先であり、その上で、電力需給、社会経済への影響などを踏まえ、国の責任においてしっかりと判断してもらいたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）

○8番（川畑正美議員） 4項目めの質問に入ります。

空き家対策について伺います。

全国の空き家状況は、総務省統計局の調査によると、2008年10月1日現在、日本の総住宅数5,759万戸のうち、空き家数はおよそ757万戸あり、空き家率13.1パーセントになります。2003年の調査と比べると97万戸増加しており、全ての都道府県で空き家率が1割以上となっています。本市においても、空き家に関して消防本部が把握している2014年5月22日現在の状況は、空き家確認数279件、管理良好家屋186件、管理不良家屋56件、危険家屋37件となっています。後志管内市町村と小樽開発建設部、後志総合振興局などで構成する廃屋・空き家対策検討会が2013年3月に廃屋・空き家対策モデル条例を示しています。それから1年経過していますが、小樽市としての廃屋・空き家対策条例制定に向けて、どの程度進行されているのか、伺います。

小樽市は、後志総合振興局などで作成した廃屋・空き家対策モデル条例は定義、所有者等の責務、市町村の責務、情報提供、実態調査、立入調査、命令、公表、代執行、罰則などの項目がありますが、項目のどこが問題となって条例の作成が進んでいないのでしょうか。説明願います。

国会の動きでは、自民党の空き家対策推進議員連盟において、空家等対策の推進に関する特別措置法案が提出されようとしております。この法案が提出されれば、可決される見通しと伺いました。この法案と後志総合振興局などが作成した廃屋・空き家対策モデル条例を基に制定した市町村の条例との関係はどのようになるのでしょうか。お知らせください。

また、市長は、行政代執行について、撤去した費用が回収できない可能性や行政任せにされる懸念があるとして、慎重に進めなければならないとしています。国会では空家等対策の推進に関する特別措置法案が可決された場合、市長が懸念していることが解決されることになるのでしょうか。見解をお聞かせください。

後志管内においても、空き家条例制定の動きがあります。島牧村では、倒壊などの危険性がある空き家の所有者に適正な管理を求める「島牧村空き家等の適正管理に関する条例」が6月12日の定例村議会で可決されました。内容は、後志総合振興局などで作成した廃屋・空き家対策モデル条例が基本となっているものと思われませんが、自主的な管理を支援するため、解体撤去費の一部補填制度も新設しています。このような動きは、倶知安町にもあります。本市は、条例の具体的取組を行わないのでしょうか。進めるに当たって、何か障害があるのでしょうか。国会の特別措置法成立後に進めようとしているのでしょうか。見解をお聞かせください。

全国的には、空き家対策について火災、犯罪、落雪被害などの危険から空き家を取り壊すことに重点を置くのではなくて、空き家を積極的に活用する動きが広がりつつあります。

東京都において、1960年代に建てられた郊外の一戸建て分譲地などで空き家が目立っているとのこと。高齢化した所有者が介護や医療サービスを受けるために転出し、売却にも賃貸にも出すことができず、結果として空き家のまま放置されている例も指摘されているとのこと。

そんな中で、NPO法人が民間住宅活用モデル事業の適用を受けて、空き家をグループリビングに改修した例が雑誌で紹介されていました。モデル事業の適用には、改修工事着工時点で3か月以上空き家であること、改修後に居住用として賃貸する住宅であること、耐震、バリアフリー又は省エネルギー改修工事のいずれかの工事を行うことなどの条件がありますが、国から500万円、東京都から600万円の補助をはじめ、NPO法人会員や金融機関からの借入れで、ひとり暮らし60歳以上の高齢者5人の共同居住住宅を始めたところがありました。

この民間住宅活用モデル事業は、東京都が実施している事業ですが、その中に国補助併用型という事業があります。その事業は、国の民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の補助を受け、改

修工事を実施している空き家を対象にしています。本市では、この国の民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業が実施可能なのか、また活用している実態があればお知らせください。

我が党は、5月に、尾道市の空き家バンク、空き家再生促進事業の取組について視察してまいりました。

尾道市は、戦災や自然災害にも遭わず、歴史的建造物や寺社が点在したまちで、独特の景観を有する斜面市街地は、重要な観光資源であります。一方、少子高齢化や人口流出により深刻な空き家問題に直面しているまちです。一歩路地や山並みに入ると昔からの車の入らない坂のまちとなっているなど、諸条件が本市と一致したところが多いまちでした。尾道市の空き家再生促進事業は、市の歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の3分の2、最大30万円を助成しています。また、同じ重点区域内にある老朽危険建物の除去に要する経費の3分の2、最大60万円を助成しています。そして、同区域内で个性的で風格あるまち並みを創設するため、歴史的建造物、工作物の外観修理、外観変更等の整備に対しても、その経費の3分の2、最大200万円を助成しています。

2009年10月より、NPO法人尾道空き家再生プロジェクトが尾道市と共同で、新たに尾道市空き家バンクをスタートさせています。尾道らしい坂のまちや古い家に暮らしてみたいという方と空き家の大家さんをマッチングするシステムで、尾道のまち並みを後世に引き継いでいくことが目的でした。これらの事業を協力・推進させているのがNPO法人の活動でした。尾道市は、2004年につくった空き家バンクが2007年には登録物件がなくなってしまい、市が空き家バンクの一部業務をNPO法人に委託し、新たにスタートさせて成功しています。成約件数は委託する前の10件程度が、NPO法人に委託後、3年程度で51件成約し、5倍にも増えていることは、NPO法人の運動が大切なかなめとなっていることを意味しています。

本市において、小樽市内の古民家の活用策を考えるNPO法人、小樽民家再生プロジェクトが市民向けの相談会を行ったことが報道されました。この法人は歴史と風情があふれる建造物の保存に取り組み、古民家の情報を集めて、住宅利用の道を探ろうと企画しているとのこと。本市では、このようなNPO法人の活動について把握されているのでしょうか。

ほかにも市内でNPO法人などの活動団体について把握されていますか。

また、本市としてNPO法人小樽民家再生プロジェクトや、ほかのNPO法人との連携した取組などについては検討されていないのでしょうか。見解をお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、空き家対策について御質問がありました。

初めに、空き家条例に関してですが、まず本市の条例制定に向けてどの程度進行しているのかにつきましては、これまで危険な空き家の判断基準や所有者等の特定方法などの具体的な業務処理の整理のほか、行政代執行などの課題について庁内の連絡会議において検討してきたものであります。

次に、後志のモデル条例の項目のどこが問題となって条例の作成が進んでいないのかにつきましては、モデル条例の項目にある課題については、ただいま申し上げましたとおり、庁内の連絡会議において検討し、整理をしてまいりましたが、現在、自由民主党空き家対策推進議員連盟が中心となって空家等対

策の推進に関する特別措置法案が議論され、制定される動きがあると聞いております。その内容として、所有者等の把握における固定資産税情報の利用や、これまで本市が検討してきた危険な空き家に対する助言、指導、勧告、命令、行政代執行などが規定されていることから、現在、その動向を注視しているところであります。

次に、現在、国政の場で議論されている特別措置法案と後志のモデル条例を基に制定した市町村の条例との関係につきましては、地方自治法では法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができると規定されており、特別措置法が成立した際には条例の制定のほか既に制定された条例にあっても整合性を図らなければならないものと考えております。

次に、特別措置法案が可決された場合、懸念していることが解決されるのかにつきましては、所有者等を特定するために固定資産税情報の利用が可能となるほか、立入調査や助言、指導、勧告、命令、代執行の法的根拠が明確になることや国等による財政上又は税制上の支援措置が期待できることから、幾つかの課題解決につながるものと考えております。

次に、条例化に向けた障害や今後の取組につきましては、条例を運用するための具体的な業務の整理のほか、危険な空き家の対応に当たっては、窓口となる体制整備が必要でありますので、条例化につきましては、国の動きを見ながら新年度からの体制整備を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家の活用についてですが、まず国の民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業が本市において実施可能かにつきましては、国が北海道全域を当該事業の実施可能地域と認めていることから、本市においても実施可能となっております。

また、本市における実績につきましては、国が公表している資料によりますと、平成24年度が12件、25年度が10件となっております。

次に、空き家の活用を行う市内NPO法人等の活動等につきましては、本市では御質問にありました小樽民家再生プロジェクト以外の市内NPO法人等の活動については承知しておりません。

また、NPO法人と連携した取組につきましては、今後、他都市の事例を調査し、研究してまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) まず、財政問題の関係なのですが、本市の財政規模は歳入の主な項目である地方交付税だとか、それから市税収入の減少によって、縮小若しくは横ばいの傾向にあると受け止めています。厳しい情勢上にあっても、市民からの要望に応えるため、全力を尽くすことが大切ではないかというふうに思います。

それで、先ほどの私の質問の中で、市民と語る会を行った中でも市民要求は切実であるわけで、この町会における街路灯経費負担について取り上げたわけですが、街路灯の維持・管理に関して他都市での思い切った投資の例について紹介して、本市の取組の促進とそれから財政効果につながることを期待しながら、再質問したいと思います。

それで、一つは、4月に東松山市では、市が防犯灯を設置して自治会に移管、そして修繕等は原則自治会でやると。電気料金は市が一部補助金を補填しているというわけですが、LED化が完了して、設置後の器具の所有あるいは修繕については全て市が行うことにしているようです。日常の点検管理については自治会に依頼するわけですが、電気料は以前と同じように一部を市が補填するという内容なわけですが、そこで、この東松山市は、全域の防犯灯4,900基を全てLED化したと、そういう事業を行っているわけです。この事業については、国の地域の元氣臨時交付金を活用したという話であります。

LED化に対する効果については、三つくらい挙げているのですね。消費電力の削減、これが3分の1から4分の1になるだろうと。それから、電気料金の低減、そして器具が長持ちするという、この三つの要素を挙げています。具体的には、電気料金と修繕料の年間の軽減額で、自治会の負担分が1,783万円減ったと。それから、市の負担が624万円減って、年間で合計2,407万円減ったという記者会見での市長の報告です。これは、これほど大きな金額が削減されることになるという一つの例です。

それから、和泉市でも、防犯灯を全てLED化して、平成24年度と25年度で約1万1,900基を実施したと。ここでも消費電力が約36パーセント、そして電気料金が約1,920万円軽減されたということでありませう。

やはり初期投資が大きくなるのですが、中・長期的に見れば財政効果が大きいと思うわけで、本市でもそういう点では積極的に検討すべきではないかと思うのですが、市長の考え方を聞かせてください。

それから、市長の進退の問題については、この任期中に頑張っってやりたいというようなことなので、市長は健康に留意されて検討していただきたいと思います。

それから、カジノの問題ですけれども、韓国視察で賭博の実態をどのように今受け止めたのかということについて、市長が行っている記者会見を基にしながらちょっとお話ししたいと思うのです。

3月24日の記者会見では、カジノ視察について、韓国は、17か所のカジノのうち二、三か所を視察してプラス面、マイナス面を両方から見ていきたいと。そして、そのプラス面では、観光振興だとか、地域振興などの経済面を挙げていました。マイナス面では治安の問題だとか依存症の問題、青少年への影響など考えられると言っているのですが、カンウオンランドについて非常にいろいろな問題を含んでいると聞いていると言いながら、依存症患者が多いと聞いているので、きちんと視察したいと、そういうことを言っているわけです。

それと、5月27日に記者会見をやっている中身を見ますと、視察後、「韓国の方も心配していたのは依存症の関係で、年間1万人弱くらいの患者がいると言われていました」と。そして、マージャンだとかパチンコの依存症もあるが、カジノの依存症の方もいるという認識はしてきたと。自分の目で依存症の方を見たわけではないけれども、施設の人からどう救っていくのか聞いたという話が記者会見でされているわけです。

この記者会見の内容から見て、今日の市長の答弁を聞いていても、視察の前と後での変った内容がなかなか私には受け止められない状況にあります。それで、行く前と帰ってきてからとでそれほど変わったような発言でないように受け止めています。それで、特徴的な点をもう一度聞かせてもらいたいなと思います。

それから、自治基本条例を施行する立場からも、現地視察でしっかり見てこられた感想について、市民として聞きたいところですが、市長は視察で得た情報を市民に公開すべきだと思うのですが、情報公開をどのようにされるのか、どういうことを考えて具体的にしていこうとしているのかをまず聞きたいと思います。

それから、小樽市内のパチンコの問題、依存症の問題について、ほとんど把握していないということですが、実態を把握する必要があるのではないかと思うのです。そうしなければ、なぜそうするのかということも、市民に理解を求めめる点でもその辺を明らかにすることが大事ではないかというふうに思っています。その点で市長の所見を聞かせていただきたいと思います。

それから、市民合意の進め方について、市長の答弁では、はっきりしないというか、明らかになっていないところがあるので、その辺についてわかる範囲で明らかにしていただきたいと思います。

それと、教育長の答弁も会議を通じていろいろな面で教育していきたいという話だと思うのですが、

どうも抽象的な感じがするので、もう少し具体的な方法というのはないのか、それも聞かせていただきたいと思います。

それから、原発の問題ですけれども、今回の福井地裁判決については、大きな特徴点が四つあって、画期的な内容だと思うのです。一つは人格権の問題ですし、二つ目には際限なく広がる危険性の問題が指摘されていること、それから原発の安全神話を断罪しているという問題、それからコストを優先することを拒否していると、そういう大きな四つの問題があると思うのです。

平成24年第2回定例会で私が代表質問をして、市長は、福島第一原発の事故で「30キロメートルを超えた地域にも放射線の影響が出ており、事故から1年以上経過した現在でも周辺住民が避難を強いられている」と。「原子力発電所でいったん深刻な事故が発生すると、放射性物質の汚染が広範囲に及ぶことや汚染も長期間にわたって続くことを改めて認識した」と答弁しているわけですが、あの時点で中松市長が認識された原発事故の危険性については、今回の福井地裁が下した原発の運転差止め判決と共通しているのではないかと私は受け止めています。

それで、福島第一原発事故から3年3か月以上経過しているわけですけれども、いまだに収束されていないという事実、あるいは13万人以上の方が避難を余儀なくされているという事実があるわけで、もう一つは青森の大間原発の建設の問題、これも函館市がストップさせるために訴訟を起こしていると。大間が小樽から離れているように見えても、非常にその危険性があると。毒性が強くて危険性が指摘されているMOX燃料を使用しているということ、それから近くの海域に活断層があるということだとか、もちろん全国の原発に共通した問題ですけれども、使用済核燃料の最終処分が決まっていないとか、そういう数多くの問題があるわけで、これらの問題について小樽は大間と泊が二重に重なったような条件であるわけです。札幌市の上田市長は泊原発の再稼働をめぐる協議の参加を求めているわけですが、それらにもあわせても国だとか原子力規制委員会の判断に委ねるのでなくて、市民の安全のためにも再稼働させないという意思表示をすべきではないのかと、その点を改めて市長に見解を求めたいと思います。

それから、最後に空き家対策の問題ですけれども、島牧村議会での結論が出たということで、直接私も聞いてみました。そうしたら、やはり建物を解体撤去する際の補助金を村内の業者であれば50万円を限度に2分の1、そして村外の場合は30万円を限度に3分の1助成するという中身なのです。それらの、あるいは倶知安の条例制定の動きなどもそうですけれども、本市でその条例を新設する時期をいつごろにめどをつけて準備しているのか、その辺がわかればお示しください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

最初に、街路灯の問題でございますけれども、街路灯の問題については、今、水銀灯からLEDにだんだん変わっていくということで、議員もおっしゃっているように、LEDはコストとしては非常に安く、先ほども答弁させていただきましたけれども、電気料金が約70パーセント削減できるとなっておりますので、できればLEDに全部かえていくということが大事だというふうに思います。しかし、街路灯そのものを最初にかえるということは初期投資が物すごくかかるものですから、先ほども答弁しましたように、財政の問題等もあって、現在はなかなか厳しいというふうに思っております。しかし、助成制度については、これからも検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、二つ目はカジノ視察のことについて御質問があったかと思います。私が3月の訪問前と4月以降、訪問してからのところでどうも違うのではないかというお話がありますけれども、訪問前は全く……

(「ほとんど変わらないと言ったのです」と呼ぶ者あり)

変わらないということですが、いや、それであればいぶん変わったのではないかというふうに思うのですけれども。

というのは、訪問前は私にはそういう知識が全然ありませんから、訪問してよく見てきたいと、実際に施設を見てきたいというふうに思っておりました。その結果、先ほど答弁させていただきましたように、済州島においての施設についてはセキュリティも含めて大変厳しい。それから、カンウォンランドにつきましては、韓国の方も施設に入れるということですから、そこで特に気をつけて見てきたのは、やはり依存症の問題であります。そのことで言うと、中毒ケアセンターの予防、相談というシステムがシステム的にしっかりしていると、こういうふうに思ってきたわけでございます。

ですから、これからIR推進法がどういう形になるかわかりませんが、もし日本でもIRができるということになったときには、そういったことを参考にしてプラスの部分を最大限、そしてマイナスの部分は最小限にとどめるようにやはり努力していく必要があるのではないかと、こういう感じでございます。

それから、情報公開については、私は情報公開をしていきたいというふうに思っておりますけれども、ただ、今、日本では、IR推進法を成立しようとしてやっているわけでございます。法律ができていないときに、ああだこうだそうだとすることは、なかなか情報としてお話しできないだろうと。先ほど答弁させていただきましたように、IR推進法が成立した後はきちんとした情報公開をしていきたいというふうに思っておりますし、それから先ほどの市民合意についても議会でありますとか、あるいは市民の皆さんの中にいろいろなお考えを持っている方がいらっしゃるわけですから、そういったこと、そういった人たちにしっかり説明をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、パチンコの実態把握につきましては、先ほど答弁させていただいたように、パチンコ店の件数はわかっておりますけれども、それらの情報についてはなかなかわからないということ、これは風営法の関係があるのか、なかなか情報が入らないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、原発の問題につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、司法の判断というのは、重く受け止めていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、まだ、司法の判断が最終判断ではありませんので、それらを注視していきたいというふうに先ほども御答弁をさせていただきました。

それから、私は、市民の安全・安心を守るという立場からいうと、これは少しも変わっていないのでありますけれども、今、答弁をさせていただきましたように、地域防災計画の中に原子力災害対策というのを盛り込んで、できるだけ早く市民の皆さんにお示ししたいというふうに思っております。しかし、議員がおっしゃるように、その知識といいますか、なかなか難しい問題がたくさんございますので、これらにつきましては、やはり原子力規制委員会にお任せせざるを得ないだろうというふうに思っております。原子力規制委員会が安心だ、安全だということで、そして国が安全であるという、こういうことであれば、よろしいのではないかと、これは以前から申し上げているとおりでございます。

それから、空き家対策の問題につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、国で

特別措置法案という形で、今、議論しておられるようでございますので、その法律が成立した時点で小樽としてはどうしていったらいいのかと、こういったことについて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) IRに関しての私の見解についての答弁が抽象的であるということでございますが、まず一つには、まだIR推進法が成立しない段階で市長としてその誘致をしたいという市長の意思を表したものでありますので、いわゆる行政区画といいますか、組織の違う者として、市長の意思に教育長の立場で今の段階で意見を申し上げる状況にはないと、こういうふうに申し上げたところでございまして、後段の今後IR推進法が制定がされた段階では、具体的に例えば規模でありますとか、場所でありますとか、そういうことが明らかになった段階では教育委員会としても相応の意見を市長に伝えたいと、そういう趣旨で申し上げたものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 再々質問ですけれども、カジノ誘致について、市長は市民合意に向けて取り組むということで、議会だとかうんぬんということではっきりとうんぬんという話なのですが、では具体的に、市民に対してはどんな方法を考えているのか、そこが聞きたかったところなのです。市民合意に取り組むに当たって、どのような方法をとっていくのか、その辺を聞かせてください。

それから、空き家条例の関係ですけれども、法律が成立してからということとは、今国会で通るかどうか、22日が最終のようですけれども、その後でその時期を目標を決めてやっていくということなのか。その辺をちょっとお示してください。

それから、防犯灯の関係ですけれども、初期投資は難しいということなのですが、思い切って投資することによって、その後の経費の削減効果が非常に大きいということを先ほどの例で挙げたのですが、そういう点ではむしろ初期投資が高くてもやっていったほうが中・長期的に見て効果が大きいのではないかとこのように思いますが、その辺について聞かせてください。

それから、教育長には先ほどの私の質問の趣旨がなかなかうまく伝わらなかったのかなと思うのですが、子供たちの健全育成を担う立場をどんなふうにして堅持して教育にどういうふうに生かすのかを聞きたかったのですが、その辺をお答えできますか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 川畑議員の再々質問にお答えします。

1番目といたしましては、IR推進法についての市民合意、これについてどういう方法で説明するかということでもありますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたが、まず一つは法律ができていない状況でございますので、法律ができた上で、どういう形がいいのか検討していきたいというふうに思っております。いずれにしても、どういう形になるかにしても市民合意はいただかないといけませんので、それはしていきたいと思えますけれども、方法については法律が制定してからどういう形がいいのかを検討していきたいというふうに思っております。

それから、空き家につきましては、法案成立後ということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、街路灯につきましては、初期投資が大きいけれども、やったほうがいいのではないかと

うことでありますが、今こへ来て先ほどの財政に関する質問の中でも川畑議員から、要するに他会計だとかそういったところから借りてきてまた予算を組むのではないかというような質問もありましたけれども、私はそういうことを一切しないで何とか予算編成をしていきたいということですから、そのためにはやはりある程度の財源は確保しておきたいというふうに思っていますので、この街路灯の初期投資の財源もなかなか厳しいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

助成については、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、これは町会長をはじめ、皆さんともよく議論をしていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 先ほども、前回も議会の中で私が答弁いたしましたけれども、そもそも観光、まちづくりといった行政に関しては、最終的には総合調整権のある市長において判断される事項だというふうに考えておまして、その間、さまざまな市長との意見交換の中で私どもの考え方については表明する機会があろうかというふうに考えております。

○議長(横田久俊) 川畑議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○27番(前田清貴議員) 平成26年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、農業委員会会長及び関係理事者に質問します。

現在、東シナ海周辺を含めた日本近海では、国益をかけ、領土、領海、領空域での一線を越えた緊迫した情勢が続いています。日本も尖閣諸島問題で中国と、竹島問題で韓国と、歴史認識が相違し、首脳同士の相互訪問さえ実現していません。何か手だてを講じなければ、将来に禍根を招くことになるかもしれませぬ。

一方、国内では3月末の駆け込み需要と4月からの消費増税にもかかわらず、織り込み済み数値は別として、経済指標は順調に回復しているようです。財務省北海道財務局発表による道内4月の経済動向等調査による総括判断では、前回の平成25年10月から12月期の「持ち直している」との表現から、「消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動がみられるものの、持ち直している」と改められ、前回と比較しての総括判断の要点としては、「駆け込み需要及びその反動がみられるものの、個人消費が緩やかに回復しつつあり、外国人観光客が引き続き増加しているなど、観光で持ち直し基調が続いている」とされています。本市においても、4月の総括判断が示すように、平成25年度の観光入込客数が5年ぶりに700万人台へ回復し、本市経済にも明るい兆しが見えてきました。

以下、通告に沿って質問をさせていただきます。

北海道薬科大学について質問します。

北海道薬科大学は、昭和49年4月に薬学科、生物薬学科など薬学を専門とした単科大学として開学した大学です。開学当初は4年制の大学でしたが、現在は6年制の大学へと移行し、大学院を設置し、修

士課程、博士課程を学べる大学へとステップアップしています。卒業生も年間200人程度が卒業しており、校歴からして、おおむね6,000人を超える卒業生を薬剤師として各地へ送り出していると思われます。

小樽市にとっても、銭函・桂岡地区にとっても大切な同大学が、突如現在地の桂岡地区から姉妹校のある北海道工業大学、現在は北海道科学大学に改称されておりますが、その隣接地へ校舎を新築して移転すると発表してから2年が経過しました。現在、新校舎の建設が着々と進み、同大学は平成27年3月末をもって手稲区の北海道科学大学の隣接地へ完全移転します。既に学生の一部は銭函地区から転居して手稲区へ移住、同校のスクールバスで桂岡の大学へ通学していると聞きます。特に、銭函地区には大学生の入居を見込んで多くの共同住宅が建設されています。これら事業者の中には、移転発表の情報も知らない中、直近に共同住宅を建設された方もいるとお聞きしています。同時に、入居率が下がり、大幅に賃貸収入が減少し、毎月の借入金返済に苦慮している事業者や個人もおり、地元経済に影響を与えているとお聞きしています。

同地区ではこれまでに、うわさの域を脱しませんが、移転後、何々が来るとか、何々に再利用されるのではないかなど話が流布し、結局はぬか喜びに終わっている事実もあるようです。

そこで、伺いますが、同大学の移転発表後、移転阻止に向け本市がとった対応について具体的にお聞かせください。

あわせて、前段述べた同地域のうわさの真意、信憑性について、関連しますのでお聞きしますが、本市に寄せられた情報、問い合わせなどがありましたら、お聞かせください。

この項最後に、北海道薬科大学の移転後の同大学の敷地と校舎の跡利用についての見通しと、それに対する本市の考え方についてお聞かせください。

次に、空き家について質問します。

空き家は、全国的な問題として近年取り上げられてきています。総務省の直近の調査によると、日本の総住宅数5,759万戸のうち、空き家の数は757万戸、空き家率にして13.1パーセントであるとされています。内訳を見ますと、賃貸用の住宅が413万戸、空き家全体の54.5パーセント、売却用の住宅が35万で4.6パーセント、別荘などの2次的住宅が41万戸で5.4パーセント、ここからが問題で、世帯が長期にわたって不在の住宅や建替えのために取り壊すことになっている住宅などのその他の住宅が268万戸で35.4パーセントとなっています。これら空き家住宅の直近での変化率を見ますと、その他の住宅が5年間で26.6パーセント増と大幅に増加しており、防犯や防災上から全国的に問題となっています。

一方、北海道の状況を見ますと、総住宅数273万戸のうち、ふだん人が住んでいる住宅数は234万戸で、総住宅数の85.7パーセントとなり、空き家など居住世帯のない住宅は39万戸で、14.3パーセントとなっています。居住世帯のない住宅の大半を占める空き家は37万戸で、平成15年の30万4,000戸から23.2パーセント増加し、総住宅戸数に占める空き家の割合、空き家率は15年の11.8パーセントより1.9ポイント上昇し、13.7パーセントとなっています。

そこで、小樽市の状況について小樽市統計書の年次別住宅概況の居住世帯なしの欄を見ると、本市の空き家の概況数値が出ています。平成5年の6,240戸、10年の8,110戸、15年の9,660戸、20年の1万500戸と、調査のたびに年々増加の傾向にあります。

特に問題は、そのまま放置すれば倒壊するおそれのある危険な空き家が、本市の場合、人口減少も相まって、市内各所に散見されるようになったことです。居住世帯のない危険な家屋として本市が捉えている直近の調査、平成24年度末の38戸、25年度末の33戸の危険な空き家も、この数値の中に含まれているものと思われます。

ちなみに、5戸減少していますが、減少の内訳は、自主的に7戸取り壊され、2戸増加、5戸減少の

算式の様です。市の指導効果もあって空き家問題が順調に解決の方向へ進んでいることは、整合性はないようです。本市の場合、防犯、防災上の問題をはじめ、冬季の積雪による落雪、倒壊による人身、車両事故などが懸念されるとともに、観光都市宣言をしている小樽市にとって、景観上の問題もあり、早期の対策が講じられることを望むものです。

道内でも、空き家対策として既に条例を制定している市があります。本市でも指導の限界を超えた場合を想定し、危険な空き家を対象に適正管理に関する条例の制定に向けた検討がされているとお聞きします。その検討内容と進捗状況についてお聞かせください。

また、この種の条例は、他都市の例を見ましても、実効性を伴わない理念条例のようになっていることから、本市が条例を制定する場合には、財政上の措置及び税制上の措置など、実効性を重視した効果のある条例の制定に向けて取り組んでもらいたいと思います。他都市にない一歩踏み込んだ市長の御所見をお聞かせください。

次に、消防団について質問します。

総務省消防庁は、東日本大震災を教訓に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布・施行されたことを受け、消防団の装備の基準及び消防団員服制基準を改正し、26年2月7日に公示しました。改正のポイントとしては、消防団の装備の基準関係では、救助用半長靴や救命胴衣等の消防団員の安全確保のための装備を充実すること、消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、他機関との連携の円滑化に資する携帯用無線機やトランシーバー等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実すること、大規模災害に対応するため、チェーンソーや油圧ジャッキなどの救助活動用資機材を充実することとしたこと、また、消防団員服制基準関係では、活動服について機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえ、活動上衣及び活動ズボンの形式を変更すること、改正後の消防団の装備の基準に規定された救助用半長靴については、消防団員の安全確保の観点から、形式を定めることとしたことなどが記されています。

そこで、消防団の装備の基準、改正に至るまでの経緯と主な改正内容についてお聞かせください。

また、本市の非常備消防費の年度予算を見ますと、平成24年度予算6,983万2,000円、25年度予算7,390万7,000円、26年度予算7,641万6,000円と微増しており、比較すると、25年度では対前年度407万5,000円増、26年度では対前年度250万9,000円と増額となっており、その御努力には敬意を表する次第です。

総務省消防庁では、このたびの消防団の装備の基準の改正に伴い、地方交付税措置される消防団の装備に係る積算額を、人口10万人の標準団体当たり平成25年度の約1,000万円を今年度は1,600万円と増額し、予算の財源確保を図ったとのことですが、26年度の本市予算において、消防団の装備の基準の見直しがどのように反映されているのか説明してください。

次に、6月1日現在の消防団の団員数についてお示しください。

あわせて、被服など支給品、制帽、制服、盛夏帽、盛夏服、作業帽、作業服、防寒外とう、防火衣の支給年度と使用期間についてそれぞれお答えください。

この項最後に、火災鎮圧用器具としての小型消防ポンプの耐用年数、各分団のポンプの購入年度及び経過年数並びに消防用ホースの耐用年数、購入年度及び経過年数についてお聞かせください。

次に、北海道横断自動車道余市－小樽間について質問します。

我が党は、これまでに代表質問、一般質問、委員会質問と、幾度となく北海道横断自動車道の小樽フルジャンクション実現に向けて質問してきました。

これまで同道路につきましては、小樽市、小樽市議会、小樽商工会議所、小樽市医師会などオール小樽で国土交通省など関係機関を訪れ、同道路の小樽ジャンクションのフルジャンクションでの整備実現

方について要望書の提出と陳情を繰り返し行い、実現に向けて取り組んできたことは承知いたしております。平成30年度供用開始実現が迫る中、逆算しますと、工事期間と合わせて、28年までにはフルジャンクションに向けた結論が出ていないと、供用開始には間に合わないとのことですが、既に札幌自動車道朝里インターチェンジ近くの同自動車道接続道路付近では立木の伐採、下草刈りが行われるなど、同道路の工事が着々と進められています。

そこで、前回の答弁をいただいた平成25年9月以降、今日までに国土交通省や東日本高速道路株式会社の双方から何らかの回答はあったのかどうか、お聞かせください。

あわせて、直近の用地取得率と工事の進捗状況についてお聞かせください。

市長答弁によると、小樽ジャンクションの道路用地は、フルジャンクション分が取得されるとの答弁をいただいています。先日、「苫小牧中央インターチェンジ新設へ」との報道がありました。これは、地方自治体が事業主体となってインターチェンジを整備する国の地域活性化インターチェンジ制度を活用し、整備するものです。同制度を用いた整備は可能かどうか、お聞きします。

この項最後に、供用開始と同時のフルジャンクション実現の見込みについて、市長の御見解をお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 前田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、総務について御質問がありました。

初めに、北海道薬科大学についてですが、まず大学の移転計画が発表された後の本市の対応につきましては、平成24年6月、大学側から発表のあった当日に、私みずから札幌にあり同大学の本部に向き、理事長に直接、移転撤回の申入れを行いました。その後、小樽市議会議長、小樽商工会議所会頭と連名で要望書を提出し、北海道薬科大学の主要機能を移転させる計画について再検討をお願いしたものであります。

次に、大学移転後、何かに再利用されるといった情報や問い合わせの有無についてですが、本市に対しまして、大学以外からそのような情報や市民からの問い合わせが寄せられたことはありません。

次に、移転後の跡利用の見通しとそれに対する本市の考えについてですが、大学側からは図書館や臨床講義棟、薬用植物園などの施設を存続させ、学生の研究・研修施設などに対応できる桂岡キャンパスとして整備する予定と聞いております。

本市といたしましては、できる限り多くの施設を残していただきたいことや、地域の皆さんの施設利用について配慮していただけるようお願いしておりますことから、今後、大学が進める具体的な跡利用の計画の中で検討していただきたいと考えております。

次に、空き家についてですが、まず危険な空き家に対する条例の検討内容と進捗状況につきましては、これまで危険な空き家の判断基準や所有者等の特定方法などの具体的な業務処理の整理のほか、行政代執行などの課題について庁内の連絡会議において検討してまいりました。

また、進捗状況についてですが、現在、自由民主党空き家対策推進議員連盟が中心となって、空家等対策の推進に関する特別措置法案が議論され、制定される動きがあると聞いております。その内容として、所有者等の把握における固定資産税情報の利用や、これまで本市が検討してきた危険な空き家に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行などが規定されていることから、現在、その動向を注視して

いるところであります。このため、本市の条例化につきましては、このような国の動きを見ながら、新年度からの体制整備を含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、実効性のある条例制定に向けての所見につきましては、ただいま申し上げました特別措置法案の議論の中では、財政上や税制上の措置などもその議題になっていると聞いているほか、他の自治体では危険な空き家を解体する際の支援制度を設けている事例もあります。本市といたしましても、安全・安心な市民生活のため、危険な空き家への対応については大きな課題であると認識しておりますので、実効性の確保に向け、国の動向や他の自治体の事例を研究していく必要があると考えております。

次に、消防団についてですが、まず基準の改正の経緯につきましては、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、この中で消防団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応、情報通信機器等の充実の観点から、装備の改善について必要な措置を講ずることとされたことを受け、改正されたものであります。

また、基準の主な改正内容についてですが、安全確保のための装備では、救助用半長靴や救命胴衣、耐切創性手袋などの配備について全団員を対象としたほか、双方向の情報伝達が可能な装備では、携帯無線機を班長以上に、トランシーバーを団員及び班長に配備することとし、救助活動用資機材ではAEDや油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソーなどの装備を全分団に配備するものとして追加されたところであります。

次に、平成26年度予算における今回の見直しの反映につきましては、消防団の装備の基準に関する改正通知が本年2月7日付けで総務省から出されておりますが、この通知では、地方交付税措置の増額は予定とされていたことや、このたび制定された法律では消防団が地域防災において担う新たな活動内容について明確には示されていなかったこともあり、今年度当初予算での反映は行わなかったものであります。

次に、消防団員数につきましては、6月1日現在で483名となっております。

また、被服等の支給についてですが、制帽と制服は平成3年度から、盛夏帽と盛夏服は10年度から、作業帽と作業服は13年度から、防火衣は15年度から、防寒外とうについては昭和55年度から、それぞれ支給しており、使用期間につきましては、制帽と制服は10年、盛夏帽と盛夏服は7年、作業帽と作業服は5年、防寒外とうと防火衣は15年となっております。

次に、火災鎮圧用器具につきましては、小型消防ポンプが、耐用年数はメーカー推奨で10年、購入年度は昭和45年度から平成25年度で、経過年数は1年から44年となっております。また、消防用ホースが、耐用年数はメーカー推奨で8年、購入年度は昭和59年度から平成22年度で、経過年数は4年から30年となっております。

次に、北海道横断自動車道余市－小樽間についてですが、まず小樽ジャンクションのフルジャンクションでの整備に係る国土交通省や東日本高速道路株式会社からの回答につきましては、必要性や公共性は極めて高いと理解していただいているものの、実現に関する具体的な回答はこれまでのところいただいておりません。

次に、直近の用地取得率と工事の進捗状況につきましては、東日本高速道路株式会社によりますと、用地取得率は本年5月末現在で約92パーセント、工事の進捗状況は事業が着手してから本年5月末までに16件の工事が発注されており、今年度中にさらに4件が発注される予定と聞いております。これによりまして、全線で工事が実施されることとなります。

次に、地域活性化インターチェンジ制度を用いた小樽ジャンクションの整備についてですが、この制度は高速道路と一般道路を接続するインターチェンジを対象とした制度となっております。国からは、

一般道路との出入りがなく、高速道路相互を直接接続するジャンクションについては、基本的に対象外となっているため、この制度の活用は難しいと聞いております。

次に、供用開始と同時のフルジャンクション実現の見込みについてですが、小樽ジャンクションについては、後志地域における災害への対応強化、救急医療、物流ネットワーク、広域観光推進などのためにも本線の供用開始と合わせて整備されることが望ましいと考えており、これまでも国や関係機関に対し、強く要望してきたところであります。今年度には、北海道横断自動車道共和一余市間が新規事業化されるなど、その必要性は増しております。最近の要望活動においても地元の熱意が伝わってきていると感じており、本線とあわせて小樽ジャンクションがフルジャンクションにより供用開始されることを期待しているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）

○27番（前田清貴議員） 次に、IRについて質問します。

3月の北海道議会第1回定例会において、IRの実現に向けた知事の決意についての質問に対し、高橋知事は「本道は、四季折々の美しい自然景観や新鮮な食などの観光資源に恵まれており、成長が著しい東南アジアを初め、さまざまな国や地域の皆様から高い評価をいただいておりますことから、IRが立地することによって、道内経済の活性化はもとより、国の成長戦略の一つである観光立国にも大きく貢献できるものと確信をしております」と答弁されています。日本国内各地でIR誘致に向けた取組が進められている中、北海道としては、誘致を希望する道内各市とともに、北海道の特徴や優位性を生かし、IRの実現に向け積極的に取り組む姿勢であり、力強く感じます。

そのような中、市長は、4月23日から26日までの間、北海道観光局が主催した国際観光・IRに関する韓国調査視察に参加されました。視察出発の直前に韓国で旅客船が沈没するという痛ましい事故があり、残念ながら知事の参加は見送られましたが、今回、北海道のIR担当者をはじめ、苫小牧市や道内関係団体の方々とともに、IR施設の視察やIR開発関係者との意見交換のほか、カンウォンランドのIR施設と依存症などの治療を施す中毒ケアセンターも視察されています。既に、依存症などの対策については、国際観光産業振興議員連盟が昨年11月に示した「特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR実施法案～に関する基本的な考え方」において、「賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する」としており、この中で「公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握、依存症問題対応のための国の機関を創設し、中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定、調査研究の奨励、治療やカウンセリング体制具備のための支援を行うこととし、その財源にはカジノからの納付金収益の一部をあてるものとする」としています。これはIRの納付金収益により、既存の公営賭博や遊技にも存在している依存症を含めた依存症全体への対応を国として措置することを指すもので、我が党としても歓迎するところです。

そこで、今回、韓国のIR・カジノの視察を終えられ、市長はどのような感想を持たれましたか。

また、誘致に向け、中松市長がイメージする、本市経済を活性化し、市民に希望を与える小樽のIR・カジノとはどのようなものなのか、お聞かせください。

あわせて、市民が懸念するこれまでの観光施策との融合性や依存症、治安悪化、青少年に与える影響など、これら諸課題解消に向けた対策についてお聞かせください。

次に、小樽市中小企業等融資制度についてお聞きします。

小樽市中小企業等融資制度は、小樽市中小企業等振興条例及び同施行規則に基づき、中小企業等の金融の円滑化並びに設備の近代化及び合理化を促進するため、必要な資金の融資を行い、その振興を図ることを目的とする市内商工業者向け事業資金融資制度です。そのうち通称マルタル資金は昭和34年度に創設され、その他の資金も時代の変遷に伴い、改廃が行われながら長きにわたり活用されています。

昨今、アベノミクス効果もあり、公共投資と民間投資も重なり、本州方面では順調に景気が回復しているようです。道内も例外ではなく、日本銀行札幌支店が発表している金融経済概況や支店短観によれば、昨年夏以降、景況感は堅調に推移しており、市内の商工業者にも明るい兆しが見えてくるものと期待しています。

景気が回復してくると、企業は必然的に設備の更新、増加、新規事業への進出などに経営方針を定めてくる傾向にあることから、新たな資金需要が発生してきます。企業の資金調達手段としては一般金融機関からの借入れが一番多いとお聞きします。担当者が借入れの申込みに金融機関へ出向くと、まずは金利の高い自社のプロパー資金を勧められる場合が一般的です。これは、利益率の高い商品から販売したいのは商人の常道ですから、当然です。

この項で言いたいのは、金融機関側の融資姿勢もさることながら、借入側、つまり商工業者側の金融知識不足や、行政が制度化している低利な融資制度の有無とその内容について認知が進んでいないこともあり、金融機関側のペースで融資が実行されているという実態が見られることです。

一例を挙げますと、先日知人の飲食業者が店舗改装を行いました。改装資金について尋ねると、2,000万円の費用がかかったとのこと。借入先を聞くと、日本政策金融公庫から300万円、市内金融機関から1,700万円、合計2,000万円の資金調達を行ったとのことでした。その際、小樽市が設けている市内商工業者を対象とした低利の融資制度があることを知っていましたかとお聞きしたところ、知らないとのことでした。金融機関から同融資制度の説明は一切なく、結局知人は、金融機関の勧める高い金利の改装資金を借りてしまったようです。

そこで、伺いますが、平成23年度、24年度、25年度の3か年について小樽市中小企業等振興資金の融資実行件数と融資合計金額を資金名別に分けてお聞かせください。

あわせて、資金名別に直近3年間の同融資資金の活用傾向についてお聞かせください。

また、今年度の利用状況についてお聞かせください。

加えて、市内商工業者の同制度に対する認知度についてどの程度と押さえられていますか、お聞かせください。

なぜ金融機関は借入相談に来店した商工業者に低利の同振興資金制度を紹介、説明しないのか、融資相談申込みの際の説明順位などがあるのか、解説してください。

この項最後に、同融資制度の商工業者へのこれまでの周知方法と利用促進に向けた取組についてお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、経済について御質問がありました。

初めに、小樽のIR構想についてですが、まず4月に行った韓国IR視察の感想につきましては、外国人専用の済州島と唯一韓国国民が入場できるカンウォンランドの対照的な2か所のカジノ施設を中心に、カンウォンランドにある中毒ケアセンターもあわせて視察してまいりました。済州島の施設はセキ

ユリティレベルが高いことや外国人観光客の誘致に重要な役割を果たしていること、またカンウオンランドは市街地から離れた廃鉱地域にありながら規模が大きく、平日でも多くの来場者で賑わっていたこと、中毒ケアセンターでは依存症の予防、相談システムが充実していることなどが印象に残っております。全体を通して、韓国IRのメリットとデメリットを視察できたことは、大変有意義であったと考えております。

次に、小樽のIRのイメージにつきましては、本市の特性を生かしながら、地域経済の活性化に寄与するものを想定しておりますが、具体的には法制化を受けて検討していく考えであります。

次に、これまでの観光施策との融合性と依存症、治安悪化、青少年に与える影響につきましては、まずIRには国際観光やMICE誘致、宿泊滞在型観光の推進などの効果が期待されることから、本市がこれまで進めてきた観光施策との融合性は図れるものと考えております。

また、依存症、治安悪化、青少年に与える影響につきましては、IR推進法の法制化を受けて検討されるIR実施法の中で、依存症対応のための機関の創設や区域の厳格な管理規制、入場者全員の本人確認の義務づけなど諸外国の先行事例を生かした対策が国において定められていくものと考えておりますので、今後その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、小樽市中小企業等融資制度についてですが、まず小樽市中小企業等振興資金における直近3年間の資金別の新規融資件数と金額につきましては、商店街グレードアップ資金は実績がありませんでした。設備総合資金は、平成23年度4件1億8,500万円、24年度1件300万円、25年度3件1億7,500万円あります。中小企業特別資金は、平成23年度226件18億5,100万円、24年度264件20億6,600万円、25年度206件16億5,200万円あります。経営安定短期特別資金は、平成23年度121件7億5,600万円、24年度100件6億4,400万円、25年度77件6億2,000万円あります。

次に、資金の活用方法の傾向につきましては、昨年度は運転資金の新規利用が特に減少しておりますが、事業所の新增築などに要する大型の設備資金の需要が回復傾向を示しております。また、今年度の利用については、毎月実績を把握している中小企業特別資金の直近2か月の状況では、昨年度と同様に減少傾向が続いております。

次に、市内商工業者の融資制度に対する認知度につきましては、現行の制度融資はいずれも長期間にわたり実施していることや、これまでもさまざまな機会を捉えて周知に努めていることから、市内の中小企業には広く認知されているものと思っております。

次に、金融機関における融資相談などにつきましては、市の融資制度のほか、国や道にも同様の制度があり、さらに金融機関独自の融資制度もあります。このため、融資相談の際には、各金融機関が相談に来られた企業の経営状況も考慮することから、画一的な説明ではなく、相談企業の条件に合う制度を示しながら、対応していると聞いております。

また、近年、金融機関においては、各企業へのコンサルティング機能の充実が求められており、融資相談等では経営改善の支援に積極的に対応されているものと考えております。

次に、商工業者に対する融資制度の周知方法と利用促進に向けた取組につきましては、融資制度の概要を市ホームページに掲載しているほか、毎年度、市内企業や経済団体等を対象として市や国などの施策や助成事業を説明するため、商工業施策説明会を開催しており、この中で制度融資についても周知に努めております。

また、利用促進に向けては、これまで同様の周知や説明のほか、商工会議所主催の金融懇談会への出席や本市と各金融機関との金融担当者会議を必要に応じて開催しており、それらの中でさらなる協力と周知をお願いしたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）

○27番（前田清貴議員） 次に、生活保護に関連して質問します。

本市の平成26年度の一般会計予算の生活保護費の扶助費を見ますと、88億3,000万円ほどが計上されています。扶助費の予算は年々増加傾向にありましたが、国の施策もあり、直近では微減しています。しかし、本市の場合、人口減少が著しい中、生活保護受給者の推移を見ると、平成22年度は3,767世帯5,390人、23年度は3,842世帯5,453人、24年度は3,867世帯5,465人で、数値は年々増加傾向にあり、憂慮すべき事態となっています。

そこで、平成25年度の生活保護受給世帯数と人員数についてお聞かせください。

私は、高齢者、傷病者、母子家庭、障害者、失業者など、本当に生活に困窮している世帯、必要な人には生活保護費を支給すべきと思います。本市においても、生活保護世帯の自立支援・更生に向けた視点、観点を変えた新たな取組、有効な手段を講じる必要があると存じます。

そこで、生活困窮者と生活保護受給者との差異についてお聞かせください。

また、生活困窮者からの主な相談内容と対応についてお聞かせください。

あわせて、本市の生活保護申請などに係る相談件数と申請受理件数、保護開始件数について、直近3年間の状況についてお聞かせください。

加えて、直近3年間の人口1,000人当たりの保護率は幾らになりますか、お聞かせください。

あわせて、生活保護世帯の保護開始後の実態調査や相談者の追跡調査、実態確認についてどのように行っているのか、お聞かせください。

この項最後に、他都市での生活保護率低下につながった事例が報道されています。本市の場合、どのような状況になっていますか、お聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、生活保護について御質問がありました。

まず、平成25年度の生活保護受給世帯数と人員数につきましては、3,847世帯、5,375人となっております。

次に、生活困窮者と生活保護受給者との差異につきましては、生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法において、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方とされており、また生活保護受給者とは、最低限度の生活を維持できず、必要な保護を受けている方となります。

次に、生活困窮者からの主な相談内容につきましては、傷病や失業、離婚等により収入が減少し、生活が困窮していることなどであります。

また、相談時の対応につきましては、相談員が生活保護制度や他に利用可能な支援制度について説明し、生活保護の申請の意思を示された場合には、その場で申請を受けております。

次に、本市の直近3年間の相談件数、申請受理件数と保護開始件数につきましては、平成23年度は相談1,080件、申請受理484件、保護開始453件、24年度は相談976件、申請受理409件、保護開始370件、25

年度は相談870件、申請受理440件、保護開始405件となっております。

次に、直近3年間の本市の保護率につきましては、平成23年度は41.5パーミル、24年度は42.2パーミル、25年度は42.1パーミルとなっております。

次に、生活保護世帯の保護開始後の実態調査につきましては、担当ケースワーカーが定期的な訪問を行うことによって生活状況の確認など、実態の把握に努めております。

また、相談者の追跡調査などにつきましては、相談後の生活維持が心配される方に対しましては、後日、福祉部相談室から電話をし、様子を伺うなどの対応をしております。

さらに、相談者が困窮した際には、市への再度の相談について助言をしていただくよう地区の民生・児童委員に依頼をしているところであります。

次に、保護率低下に向けた本市の取組状況につきましては、生活保護受給者の自立を支援するため、就労促進事業や自立支援プログラムを実施しております。本市の保護率は平成25年度に対前年度比で0.1ポイント減少しましたが、わずかな低下であり、現時点ではその要因を特定することは困難であります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）

○27番（前田清貴議員） 次に、本市の社会資本・インフラの整備・更新についてお聞きします。

小樽市が管理するインフラには、経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物として、ダム、水道、道路、港湾など産業基盤に係るものと、学校、病院、公園など公共の福祉に係る施設が市内各所に点在しています。小樽市統計書平成25年度版によると、道路の状況では市道の実延長が582.4キロメートル、うち舗装道が446.8キロメートル、舗装率76.7パーセント、橋梁の状況では市道にかかる永久橋124か所、木橋2か所の合計126か所、公園の状況では総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地、児童遊園地まで合わせて146か所、公共の建物では学校、病院、市民会館、美術館、市庁舎等々のインフラが整備されています。特に、構造物である橋梁、建物などについては、まちの発展が明治期から始まったこともあり、老朽化が著しいものと思われま。

そこで、主な市道の橋梁の建設年度と経過年数についてお聞かせください。

また、橋梁の耐用年数はおおむね50年と聞いており、小樽市統計書によると、市内には126か所の市道にかかる市管理の橋梁があると記載されています。既に耐用年数を超過している橋梁も数多くあるものと思われま。耐用年数を超過した橋梁について、永久橋と木橋に分けて数値でお聞かせください。

また、これら耐用年数の超過した橋梁の修繕計画及び更新計画についてどのように考えているのか、年次を示し、概算工事金額とあわせ、お聞かせください。

この項最後に、今後の公共施設のあり方について伺います。

本市は、市立病院、高層の市営住宅、市民会館、学校、総合体育館、美術館、市庁舎等々の公共施設としての建物を所有しています。特に、東日本大震災を教訓に、公共の建物については耐震強化が強く求められるようになりました。本市においても、学校の耐震化が着々と進められていることは承知をいたしてあります。

一例ですが、市民会館も、昭和38年の建設から既に50年が経過しています。外壁を見ますと、コンクリート内部の鉄筋が腐食し膨張、コンクリートが剥離し、鉄筋がむき出しになっているところも散見されます。コンクリート製建物の耐用年数は50年ほどとお聞きします。市民会館を含め、老朽化が進んでいる公共施設が多数あると思いますが、これらについて修理などにより長寿命化を図っていくのか、建

替えなどにより更新していくのか、あるいはほかの公共施設と合体して複合化していくのかなど、公共施設の施設全般のバランスや利用状況、財政状況や人口動態などを総合的に勘案しながら、計画的に対処していく必要があると考えます。今後の市の公共施設のあり方について、市長の基本的な考え方をお聞かせください。

次に、住宅リフォーム助成制度について質問します。

小樽市住宅リフォーム助成制度は、住宅のリフォームに要する費用の一部を助成することにより、住宅の改修を促進し、環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進、安全・安心で快適な住環境の整備並びに市内産業の活性化を図ることを目的にしており、平成23年第3回定例会に委員会提案され可決された3年間限定の時限条例であることは承知をいたしております。

そこで、これまでの予算と決算及び効果などについてお聞きます。

また、平成24年度補助金の予算額と決算額及び不用額と予算執行率及び効果について、また不用額を発生させた原因、理由についてお聞かせください。

平成24年度の反省を踏まえて、25年度の予算編成と同助成制度執行に当たったことと思います。平成25年度補助金の予算額と決算見込額及び不用額と予算執行率及び効果についてお聞かせください。

平成26年度の同助成制度の申込受付期間は4月1日から5月1日まででした。既に、5月7日に抽選が行われ、今年度の当選者100名と補欠者30名が決定していると思います。

まず、今年度の同助成制度の申込状況についてお聞かせください。

また、過去2年間の検証と反省を踏まえ、予算額に対して執行率を高めるなど、不用額を発生させない方策についてお聞かせください。

なお、平成27年度以降の住宅リフォーム助成制度については、現在、建設常任委員会の委員と理事者により同助成制度の検証とあわせ、内容を充実した新たな住宅リフォーム助成制度施設に向け調査研究していると伺っていますので、割愛し、またの機会といたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、建設について御質問がありました。

初めに、社会資本・インフラの整備・更新についてですが、まず主な市道の橋梁の建設年度と経過年数につきましては、市内中心部では本通線の堺橋が昭和9年建設で80年経過、公園通線の紅葉橋が昭和10年建設で79年経過、住吉線の量徳橋が昭和47年建設で42年経過となっております。

次に、耐用年数を超過した橋梁数につきましては、国の省令によりますと、鉄筋コンクリート造、金属造、木造の橋の耐用年数は、それぞれ60年、45年、15年と定められております。これらの年数を超過している本市の橋梁は永久橋である鉄筋コンクリート橋が8橋、鋼橋が7橋で、合計15橋、木橋が2橋となっております。

次に、耐用年数を超過した橋梁の修繕及び更新計画につきましては、平成20年度から24年度に実施した点検を基に小樽市橋梁長寿命化修繕計画を25年度に策定したところであります。この計画では、橋梁点検の結果に基づく損傷度や橋梁の重要性を考慮して、優先度の高い順に修繕工事を実施することとしており、概算工事金額は平成27年度からの10年間で約12億円を予定しております。

次に、今後の公共施設のあり方の基本的な考え方につきましては、本年4月に総務省から地方自治体に対し、公共施設のあり方について基本的な考え方を示す公共施設等総合管理計画を策定するよう要請

があったところであります。そのため、本市においても市所有の公共施設の長寿命化・更新・統廃合などを長期的な視点で計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するための公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設のあり方について基本的な考え方を整理していきたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、まず平成24年度の予算額等につきましては、予算額が2,000万円、決算額が1,584万7,000円、不用額が415万3,000円、予算執行率が79.2パーセントとなっております。効果につきましては、具体的な額で示すことはできませんが、利用者に行ったアンケート調査では、助成制度を知ってリフォームをすることを決めた方が約4パーセント、施工業者を市外から市内に変更した方が約8パーセント、助成制度を利用することで工事費を増やした方が約33パーセントでありました。

また、不用額を発生させた原因、理由につきましては、当選者の中で申請者の要件を満たしていないために辞退された方や、補欠者への繰上当選の通知時期が遅かったため、通知前にリフォームに着手して辞退された方がいたことなどが挙げられます。

次に、平成25年度の予算額につきましては、予算額が2,000万円、決算見込額が1,841万円、不用額が159万円、予算執行率が92.1パーセントとなっております。効果につきましては、平成24年度と同様に実施した利用者へのアンケート調査では、助成制度を知ってリフォームをすることを決めた方が約8パーセント、施工業者を市外から市内に変更した方が約9パーセント、助成制度を利用することで工事費を増やした方が約32パーセントでありました。

次に、今年度の申込状況につきましては、申込件数は174件でありましたが、そのうち2件が抽選前に辞退いたしましたので、抽選件数は172件でありました。

また、不用額を発生させない方策につきましては、申込時に窓口で申請者の要件について詳しく説明し、周知の徹底を図ったこと、事業者への説明会で申請者の要件を事前に確認して当選後に辞退者が出ないようお願いしたこと、補欠者への繰上当選の通知時期を早めて、工事を着手できる時期を早めたことなどがあります。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）

○27番（前田清貴議員） 次に、農業委員会へ質問します。

農業委員会は、各市町村に置かれている、教育委員会などと同様の行政委員会です。その歴史を振り返りますと、明治7年の農談会に始まり、昭和26年7月、農業委員会等に関する法律によって、それまでであった農地委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の3委員会を統合して発足した行政委員会です。小樽市農業委員会の使命、業務としては、農業、農村、農業者の代表として新法が求める農政の推進に努め市民の期待と信頼に応えること、あるいは食料の自給率向上のため適正な農地行政に努め優良農地の確保と効率的利用を進めることと同時に、意欲ある担い手を育成し望ましい本市の農業構造を実現するため農用地の利用集積と地域の景観保全に努めること、また地域農業の持続的発展のため農業者などの経営支援を強化し農業、農村の振興に努めなければならないことが挙げられます。身近なところでは、暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努め活力ある農業と農村社会を目指すことを担うとされており、本来、農業委員会と農業委員に与えられた使命と業務は広範囲に及んでおり、その活動には広いものがあります。

以上のことから、私は、平成20年第1回定例会の代表質問の中で、本市の農業委員会の場合、必置義務とされる法定根拠の基準面積360ヘクタール以上が800ヘクタール以上に16年に緩和されたことから、21年度以降の主な組織・機構の見直し案の中で俎上にのせられ、農業委員会の廃止が検討されていることを知り、農業委員会廃止反対の立場で質問をした経緯があります。

当時の藤田農業委員会会長は、要約しますと、農業委員の定数削減を数度実施し、組織のスリム化を図り、財政に協力してまいりました、大規模な営農ができない土地条件にあり、1ヘクタール未満がほとんどであります、また、農地面積の割には専業農家が88戸もおりますと答弁されています。この後、同委員会の使命、業務などについて述べられ、結びに「自主的な組織として農業委員会制度が小樽市においても農業施策の遂行に最も効率的ではないかと思っております」と答弁されています。

そこで、他都市の農業委員会の活動実態を見ますと、農業施策に対して独立した行政委員会として、例えば、本市において教育委員会が第1回定例会で実施している教育行政執行方針の説明のように、農業委員会が農業施策などについて、年度当初、市へ指針を示し、建議を申し述べている農業委員会が多々あります。建議の趣旨については、環太平洋経済連携協定、略称TPP問題の懸念から農業にかかわる国政全般に及び、要請項目では基盤整備対策、農村地域の環境整備や道路整備、自然災害に対する対策、環境美化、ITなど先進技術を導入した農業の推進、有害鳥獣対策、離農後の宅地整備、農業の6次産業化の推進など多岐にわたっています。加えて、国、道に対する要望、要請なども同時に市を通して行っています。

そこで、本市農業委員会も、農業の発展、振興に向け権能を発揮し、指針を小樽市に示し建議をすることは、藤田会長の答弁の結びにもあった、農業施策の遂行上、農業委員会の存続は不可欠との考えと何ら矛盾はしないと思います。農業委員会の選挙を間近に控え、改選後の改革に向け、農業委員会会長の御見解を求めるものであります。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（亀田豊作） ただいま、農業委員会について御質問がありました。

農業委員会として市に対し、農業施策などについて指針を示し、建議を申し述べてはどうかの見解についてですが、農業委員会といたしましては、本市農業の進むべき方向とこれを実現するための農業施策のあり方を明らかにしていくことは、農業者を公的に代表する機関として、極めて重要な役割と考えております。

本年7月に農業委員会が改選され、新しい体制になります。御指摘の趣旨を勘案し、道内他都市の先進事例も参考にしながら、本市農業委員会の建議の必要性について研究してまいりたいと考えております。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

○27番（前田清貴議員） 1点、消防団に関して質問しています。総務省が人口10万人当たり1,000万円うんぬんということで質問したわけですが、総務省からの通達というのか、それが示されたのが2月7日ということで、事実上、新年度予算の編成も相当終わっているというのか、そのような時期に差しかかっていたということで、1,600万円予算がついたようでございますけれども、結果的には、わかりやすく言えば使いきれなかったと、予算に充てられなかったというふうに私は理解したのでありま

す。

そうであれば、当然不用額というのか、使いきれなかった分があるのであれば、今年度は、平成26年度は使いきれなかった。そのお金は一般会計のどこかへ行っているのだろうとは思いますが、ぜひ平成27年度の予算を組むときには、そのどこかへ行った予算をこちらの消防団の予算へ取り戻していただいて、手厚く予算編成をしていただきたいと思いますところでございます。それが1点。

それと、農業委員会に一つ。

7月に農業委員会の選挙があつて、新たな委員が選出される。その後について他都市の事例を参考にして検討というのですか、勉強していきたいというような答弁だったかと思います。新たな方も加わるようでございますので、これまではこれまでとして、改選後においては、農業委員会の改革といえ少し口幅ったいのですけれども、やはり将来の小樽市の農業のため、小樽市のために、新しいメンバーでこの建議について十分中身を精査して、小樽市に向けた、小樽市の農業のためになるような施策に向けて、建議を市にぜひ申し立てていただきたいと。これについては答弁は要りません。前向きな答弁が出ていますので、それはいいので、ぜひ会長から新たな委員に、こういうことがあったのだと、みんなでやろうと、頑張っていこうと、こういうふうに申し伝えていただきたいと思います。ということでお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 前田議員の再質問にお答えいたします。

消防団に関する交付税措置のことですが、交付税でございますから、特定財源ではございません。一般財源として基準財政需要額に1,600万円といたしますから、人口10万人当たりの標準財政団体として入っておりますので、小樽市には財政需要額としてもう少しいくのではないかと思います。

ただ、これは一般財源でありますので、余すとかそういう段階ではなく、財政需要としてカウントされるだけでございますので、余すとかそういうのではなく、一般の施策の中で消化していくものでございますので、そこら辺は御理解願いたいと思います。

なお、来年度につきましては、消防団の関係については消防本部で施策として検討していくこととなりますので、ここら辺も御了承願いたいと思います。

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時02分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 林 下 孤 芳

平成26年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成26年6月17日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	選挙管理委員会 委員長	大	淵	勝	敏									
副	市	長	貞	村	英	之	教	育	長	上	林	猛							
病	院	局	長	並	木	昭	水	道	局	長	飯	田	俊	哉					
総	務	部	長	迫		俊	財	政	部	長	小	山	秀	昭					
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一	生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一
医	療	保	険	部	長	藤	井	秀	喜	福	祉	部	長	三	浦	波	人		
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	工	藤	裕	司			
消	防	長	飯	田		敬	病	院	局	長	笠	原	啓	仁					
教	育	部	長	田	中	泰	経	営	管	理	部	長	中	田	克	浩			
選	挙	管	理	委	員	会	総	務	部	長	中	田	克	浩					
事	務	局	長	渡	辺	幸	企	画	政	策	室	長	佐	藤	靖	久			
財	政	部	財	政	課	長	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久		
					佐	々	木	真	一										

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 平成26年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

初めに、財政問題について伺います。

今月9日に内閣府が発表した2014年1月から3月期GDP改定値は、物価変動の影響を除いた実績で、前期比1.6パーセントの増であり、年率換算で6.7パーセントでありました。金融・保険業を中心に設備投資で伸びがあり、上方修正になりました。個人消費では前期比2.2パーセント増、また生活実感に近いとされる名目GDPは前期比1.4パーセント増、年率換算でも5.7パーセント増で、全体では東日本大震災による落ち込みから回復する段階での年率10.8パーセント増以来の高い成長であり、企業の設備投資が景気を押し上げる形になっております。

中松市長が誕生し、3年が過ぎました。就任以来、中松市長は他会計や基金からの借入れを行わない財政運営を行ってまいりました。先日晒されました平成25年度一般会計決算見込みでは、実質収支は2億5,800万円の黒字であり、平成24年度末53億8,700万円あった他会計や基金からの借入金残高も、7億5,000万円減の46億3,700万円となりました。平成23年度より借入残高は減少傾向にあるものの、平成15年度以降、23年度までは毎年借入残高が急激に増え続けてきたことは、本市財政が大変厳しい状況にあったことの裏づけとも言えます。

初めに、平成25年度末残高を見ると、水道企業会計からの借入金残高8,000万円は完済した状況と思いますが、その他の会計や基金からの借入金残高の償還計画と見込みについて説明をお願いします。

次に、平成25年度決算見込みでの歳入についてです。歳入全体では16億6,600万円の減額となっており、予算現額と比較し、減額幅の大きなものについて、主な要因をお知らせください。

歳出について、毎年度不用額が生じる状況であり、以前、現在の予算編成の方法ではどうしてもこのような形になってしまうとの答弁があったと思います。平成24年度からは限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくとの考えの下、行政評価を行っておりますが、今後、行政評価結果をどのような形で予算に反映させていくお考えか、伺いたいと思います。

また、市長は、行政評価が定着することにより、予算編成へどのような効果があるとお考えか、伺います。

平成25年度決算見込みで言うと、扶助費6億900万円、建設事業費4億3,700万円と、ほかの項目に比べて突出して不用額が多くなっていますが、この点について説明願います。

次に、減債基金の考え方について伺いたいと思います。平成15年度末で3億6,500万円の残高があった減債基金ですが、平成16年度以降、現在まで積み立てられていない状況です。減債基金は、小樽市減債基金条例で設置、積立額、処分など定められておりますが、第1条の設置で記載されているように、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するためであり、その設置目的に照らしても重要な基金であることは言うまでもありません。平成23年度より財政調整基金のみが積み

立てられている状況ですが、まず、その理由と今後の減債基金の積立てに対してどのような考えを持っていらっしゃるのか、お聞かせください。

次に、議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案についてです。

この条例は地方税法一部改正に伴い、税率等の改正をするものですが、まず法人税割の税率引下げは、これまでの14.7パーセントから12.1パーセントに改正され、実質2.6ポイントの引下げですが、このことによる市税収入に与える影響額は幾らと試算されるのか、お答えください。

次に、軽自動車税についてです。政府はこれまで自動車取得税廃止について議論を進め、本年4月の消費税8パーセント時には、これまで5パーセントだった自動車取得税を3パーセントに変更し、今後、消費税10パーセント時に廃止される予定です。自動車取得税は約1,900億円の税収があり、その約7割が市町村の交付金となるため、市町村にとっても貴重な財源となっています。その代替財源として、今回の軽自動車税などの税改正が行われたと認識していますが、政府は「安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて地方財政へは影響を及ぼさない」としております。

そこで、影響について1点質問いたします。まず、原付及び二輪車の税率を約1.5倍に引き上げることであり、三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車の税率を、自家用乗用車が1.5倍、そのほかは1.25倍へ引き上げるものです。そこで、それぞれの登録台数、また影響額について伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、他会計や基金からの借入金残高の償還計画につきましては、下水道事業会計は平成38年度、産業廃棄物等処分事業会計は36年度、基金は35年度までの完済を予定しております。

次に、平成25年度の決算見込みでの歳入についてですが、25年度決算見込みの歳入で、予算現額と比べ減収額が大きいものの主な要因につきましては、繰入金では財政調整基金繰入額の減額などにより8億2,000万円の減少となっているほか、市債では入札による工事費の減などにより6億8,100万円、地方交付税では特別交付税交付額の減により1億4,100万円、それぞれ減少しております。

次に、行政評価と予算編成についてですが、まず行政評価の結果の予算への反映につきましては、行政評価は、人口減少や少子高齢化など社会・経済の変化を見極めながら、選択と集中の観点で、対象事業が社会的ニーズに適合しているか、市が実施することが妥当か、さらには事業執行により効果が現れているかなどを点検し、今後の方向性として対象事業を拡充、縮小、要改善などに区分した上で評価結果を示すものであります。評価結果については、予算編成において、次年度の事業実施に直ちに反映できるか否かの検討を踏まえ、次年度以降の予算に反映させることになるものであります。

次に、行政評価の定着による予算編成への効果につきましては、行政評価を継続していくことで事業費が精査され、予算規模の適正化が図られるものと考えております。

次に、不用額についてですが、扶助費と建設事業費の不用額が多額になっている理由につきましては、扶助費では、生活保護の扶助費が医療扶助費の減などにより3億8,800万円、建設事業費では、新共同調理場建設事業費で入札による工事費の減などにより1億2,800万円、それぞれ減少したことなどが主な要因でございます。

次に、減債基金の考え方についてですが、まず財政調整基金のみが積み立てられている理由と今後の減債基金積立てに対する考え方につきましては、本市の財政構造は何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況にあることから、当初予算はもとより補正予算の財源として活用するため、災害などの不測の財政需要や年度間の不均衡を調整するための基金である財政調整基金に積み立てしているものです。

また、今後の減債基金の積立てにつきましては、中期財政収支見通しでも厳しい財政状況が続くことが想定されますので、他会計からの借入れなどに頼らずに収支均衡予算を編成するためには、一定程度の財政調整基金残高を確保することが必要であり、現時点で減債基金への積立ての見通しを示すことはできないものであります。

次に、市税条例等の一部を改正する条例案についてですが、まず法人税割の引下げによる影響額につきましては、引下げが平成26年10月1日以後の事業年度から適用となるため、平成26年度予算を基に試算いたしますと、影響が半年分の平成27年度では約9,800万円の減、通年分となる平成28年度では約1億8,000万円の減と見込んでおります。

次に、軽自動車税の引上げの影響につきましては、平成26年度予算を基に試算しますと、原動機付自転車車が3,236台で約300万円の増、二輪車が2,180台で約330万円の増、三輪以上の軽自動車が一萬八,513台で約540万円の増、小型特殊自動車715台で約70万円の増と見込んでおります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、防災対策について質問いたします。

初めに、耐震改修促進法について質問いたします。

耐震改修促進法は、平成7年に起こった阪神・淡路大震災がきっかけとなり、同年10月に公布され、平成25年11月、建築物の耐震改修の促進に関する法律等が改正されました。この改正では、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務づけ、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講ずるものとし、対象となる建物は病院、店舗、旅館などの不特定多数の人が利用する建築物や、学校、老人ホームなどの避難所となっているものの中でも比較的大規模なものとしています。

本市では、平成21年3月に、小樽市耐震改修促進計画が策定され、計画期間は21年度から27年度までとされており、この計画は大規模地震発生に備えて、市民が安全で安心した生活を送るために、住宅・建築物の計画的かつ効果的な耐震化を促進することにより、地震による人的被害及び経済的被害の軽減を図ることを目的とされております。

市としても計画を推進するためさまざま取り組んできたと思いますが、この計画策定時からさまざま質問してまいりましたが、なかなか現実問題として思うように進んでいないとの話もあったと記憶しております。市所有の建築物の耐震化についても、財政的な課題もあり進まない中で、民間所有の建築物までもが耐震改修促進法の対象となっているため、計画の目標達成には大変な御苦労があるかと察するところであります。

本年第1回定例会で、市有建築物耐震診断経費として4,990万円、そして民間大規模建築物耐震診断促進経費として4,400万円が計上されておりますが、これらの進捗状況についてお知らせください。

また、国にあっては対象建築物への耐震対策緊急促進事業の補助制度を行っています。これは平成25

年度から27年度までの事業であるため、対象建築物所有者にとっても有利な事業であります。これまで市内の対象者でこの事業を活用した例などがありましたら、お知らせください。

次に、法改正に伴い、耐震診断の義務づけ・結果の公表が求められる市内の対象建築物の主な用途と総施設数についてお知らせください。

要安全確認計画記載建築物について伺います。要安全確認計画記載建築物は、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、都道府県が指定する庁舎、避難路等、防災拠点建築物であり、これらの建築物は耐震診断を行い、所管行政庁に報告を行うことが義務づけられました。このうちで緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の指定の考え方についてお示しください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、防災対策について御質問がありました。

初めに、市有建築物耐震診断経費と民間大規模建築物耐震診断促進経費についてですが、これらの経費の進捗状況につきましては、市有建築物の今年度実施を予定している7施設のうち、市庁舎、市民会館、総合体育館、幸小学校の耐震診断業務について、6月10日に入札を行っております。

また、民間大規模建築物については、現在、所有者に対して耐震診断実施に向けた意向調査を行っているところであります。

次に、対象建築物の所有者が耐震対策緊急促進事業の補助制度を活用した事例につきましては、これまでにこの制度を活用した事例はありませんが、今年度からスタートした市の補助制度を利用して耐震診断を実施する建築物は、耐震対策緊急促進事業の補助金を活用することになります。

次に、耐震診断義務づけ・結果公表対象建築物についてですが、対象建築物の主な用途と総施設数につきましては、市有建築物については、学校13施設のほか市庁舎、市民会館、総合体育館、保健所など全部で19施設となっております。また、民間建築物については、病院、商業施設、危険物の貯蔵に供する建築物など全部で10施設となっております。

次に、要安全確認計画記載建築物についてですが、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の指定の考え方につきましては、耐震改修促進法では、北海道や市の耐震改修促進計画で地震発生時においても避難や緊急輸送のために通行を確保する必要がある道路を指定することができることになっております。この道路を指定することにより、この道路に接し、道路幅員の2分の1の高さを超える建築物が避難路沿道建築物に該当することになります。この道路の指定につきましては、今後、北海道との協議が必要であり、その後、市としての方針をまとめていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、教育に関連し、質問いたします。

文部科学省では、2007年、小・中学校においては43年ぶりに全国学力テストを再開し、小樽市では4月22日に8回目の全国学力・学習状況調査が行われました。回を重ね、本市の課題や改善点が明らかになるとともに、本市における小・中学校の学力が、全国でも下位に位置する全道に比べ、各調査科目で低い状況が続いております。これまで各年の結果を基に、問題の改善に向けて教育委員会をはじめ学校、

教職員、家庭が協力し、さまざまな観点から取組を行ってきたと認識しております。

北海道教育委員会が発表している結果報告書では、過去7年間の推移についても触れられ、後志管内での小・中学校の結果も掲載されています。

そこで伺います。本市において、まず過去7回の調査でのそれぞれの指導改善ポイントを踏まえ、課題とその傾向について、どのような変化が見られるのか、お知らせください。

国立教育政策研究所が、国全体の学力の状況について、今後の教育施策の検証、改善に役立てるため経年変化分析調査を行い、経年の変化を把握、分析し、公表しておりますが、本市でも今年度より学力の定着状況を把握するために、過去の全国学力・学習状況調査問題を小学校5年生、中学校2年生で実施するとのことですが、この取組の狙いについてお知らせください。

次に、教育現場におけるICTの利活用について伺います。

現在、インターネットやコンピュータの情報通信技術は目まぐるしく発達し、教育現場でのその技術の利活用については、さまざまな角度から議論、実証が進んでおります。

しかし、本市にあっては、ゲームや携帯電話などの利用時間が全国平均よりも長く、学力に及ぼす悪影響についても懸念されているところでもあります。

ただ、将来、小樽の子供たちが社会に出て仕事をし、自立していくことを考えると、ICT技術の利用は避けては通れませんし、むしろいかにこの技術をうまく利用するか、これからは学校、教職員、生徒に対する情報リテラシー教育に力を入れていかなければならないと考えます。

本年第1回定例会での教育行政執行方針で、教育長は、ICT機器を活用した授業改善とそれらに対する支援を行うとのことでありましたが、今後考えているICT利活用策がありましたら、お知らせください。

また、情報リテラシー教育に対するお考えについても伺います。

総務省では、現在、フューチャースクール推進事業に取り組んでおり、この事業では、ICT機器を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場における情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析するための実証研究を行っており、教育分野におけるICT利活用の推進には、授業の双方向性を高め、児童・生徒の主体性、意欲・関心や知識・理解を高める等の効果があるという特徴があり、特に、ICTを活用した授業は、活用しない授業と比較して学力が向上することが国内外で実証的に示されていますとのことです。

今後、ICT機器の活用を推進されるお話ですので、その実証結果については既に御存じと思いますが、フューチャースクール推進事業の認識と感想をお聞かせください。

これまで述べたように、教育現場におけるICT機器の利活用は重要であり、小樽市の学校におけるICT環境の整備は年々着実に進んでいると認識しております。

文部科学省が昨年発表した調査によれば、タブレット型パソコン端末などの教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数は6.5人であり、教職員の校務用コンピュータ整備率は108.1パーセントでした。

以前にもウィンドウズXP問題での各学校の状況について伺いましたが、まず教育用コンピュータ1台当たりの児童数と教職員の校務用コンピュータの整備状況をお知らせください。

この教育現場でのICTの利活用については、公明党としても国にさまざま提案してきた経過もあり、私たちもその方策やICT利活用による効果など勉強を重ねており、本年5月には、会派視察として、佐賀県武雄市で取り組まれている反転授業を視察してまいりました。

反転授業の導入は、欧米を中心に2010年ごろから注目を集めるようになったと言われております。事例数はまだ少ないですが、日本においても幾つかの小・中、高等学校、大学で導入されています。反転

授業とは、授業と宿題の役割を文字どおり反転させる授業形態をいいます。通常は授業中に生徒へ教材を使って知識や考え方などの伝達、学習を行い、授業外でその内容の復習を行うことを反復し、学んだ内容の定着を図るというものです。

武雄市では、自宅でビデオやタブレット端末による教材などを活用し、あらかじめ決められた学習内容を学んでから、学校の授業でその内容に関する確認、さらには協働学習によるディスカッションなどを行い、学んだ知識を使う活動によって学習能力の向上への取組を行っています。

タブレットの導入は、児童が勉強への好奇心を育むことにつながっている上、事前に学習することで興味や関心が高まり、意欲的に授業を受けることができるといいます。当初、ゲームなどに利用してしまうのではないかと懸念の声も聞かれましたが、タブレットには学習で使用するアプリしか入っておらず、また休み時間には使わない、インターネットにはつながらないというルールも徹底されておりま。また、児童の予習率はほぼ100パーセントで、総務省がICT教育を導入する実証校を対象に行ったアンケートでは、児童・生徒の大半がICT教育に対する授業に興味を示し、小学校3年生から6年生の児童では、コンピュータを使った学習や授業について「楽しい」「わかりやすい」「もっと受けたい」と答えた割合が9割に上っています。

先ほど紹介した反転授業は、まさにICTを活用し、子供たちの興味、やる気を高めて行われるものであり、まだ授業で習っていない分野を各自が家庭でタブレットの動画を視聴して事前学習するのが特徴であり、学校での授業は児童全員が予習している前提で進められていきます。

昨年11月、また今年に入っても公開授業が行われ、数百人の参観者が全国から来ているそうです。しかし、これまでとは全く違う形態での授業は、当初からさまざまな意見があり議論されましたが、導入までには約1年、スピード感が大切だと樋渡市長が語っていましたが、市長の言葉をかりれば、「将来、武雄市の子供たちが自分たちで飯を食っていくためにはどうすればいいのか」、さまざま思索されたそうです。当然、反対の意見や保護者や教員の不安の声もあったようですが、マスコミに取り上げられ、企業や大学などからの協力も得られたことで導入が加速し、先行して反転授業を行った2校での様子を見たり説明を受ける中で、校長や教員から導入したいとの声が上がったといっています。

現在はもちろん、今後、小樽で育つ子供たちに対してどのような方法で学力を身につけさせるのか、重要な問題ではありますが、教育長はこの点についてどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

この項最後になりますが、先日、文部科学省は、公立小・中学校の統廃合を促すために、年内にこれまでの統廃合基準を改定することを発表したとの報道もありました。一定の学校規模を維持するためであり、財政支援も視野に検討を進めるとのこと。新たな基準として、通学距離を小学校で4キロメートル、中学校で6キロメートル以内とされてきましたが、スクールバスの普及などにより、通学バスを利用した通学時間を基準とする考えもあり、それによっては平成21年に策定された小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画にも影響が出てくるのか、伺いたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について何点か御質問がございました。

初めに、過去の全国学力・学習状況調査を踏まえた課題と傾向についてでございますが、まず本市における過去7回の課題と傾向につきましては、本市の平均正答率を基にした全国との比較の推移を見ますと、小学校6年生では国語、算数ともに全国との差が小さくなっており、中学3年生では国語のBで

その差が小さくなっていますが、A問題については全国との差に変化は見られない状況です。数学においては、A問題に改善が見られますが、B問題については全国との差に変化が見られない状況となっております。

次に、課題と傾向についてであります。本市の児童・生徒は、漢字や四則計算など基礎的な学習については放課後や長期休業中の補充学習、習熟度別少人数指導などにより徐々に改善が見られるものの、一方で目的や意図に応じ必要な情報を読み取る力や根拠を基に自分の考えを文章で表現するなどの応用力に課題が見られることから、それらの課題に向け、今後とも音読や言語活動を取り入れた授業づくりなどに粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、過去の全国学力・学習状況調査問題を小学校5年生、中学校2年生で実施する取組の狙いについてですが、ただいまも答弁いたしました。本市の児童・生徒は、長文を短時間で正確に読み取ったり、類推して考えたことを文章で表現したりすることが課題となっております。その原因としては、日常の試験や宿題などで長文の問題や文章で解答する問題を扱うことが少ないことから、文章問題が多い過去の学力調査問題を活用し、これらの課題の克服を図ろうとしたものであります。

次に、今後のICT利活用についてですが、まず現在の市内の整備状況から申し上げますと、教育用コンピュータについては、平成21年度に、小学校では1校当たり約12台、中学校では1校当たり約35台の整備更新を行っております。校務用コンピュータにつきましては、平成22年度から整備を始め、平成25年度には中学校の全ての教職員への整備を完了し、現在、小学校の教職員の整備を進めております。

また、昨年度は適正配置に係る新しい学校づくりの一環として、高島小学校に実物投影機を3台導入し整備を行ったところ、授業改善に大きな成果が得られたことから、本年度には市内の小学校全校に少なくとも1台を整備することとし、今後、この実物投影機の実証研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報リテラシー教育に対する考え方についてですが、文部科学省では情報リテラシー教育を情報活用能力として位置づけ、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3点をバランスよく育成することが重要であるとしております。

本市においては、小学校ではコンピュータの基本的な操作や情報モラルを身につけ、適切に活用するようにすること、中学校では生徒が情報手段を主体的、積極的に活用することを目指し、各教科を通して指導を行っております。私としては、これからの情報化社会の中をたくましく生き抜いていくためには、児童・生徒が携帯電話やスマートフォンなどさまざまな情報機器などに関する知識や理解を深め、コンピュータなどの情報手段を適切に活用できる能力を身につけることは必要不可欠なことであるとと考えております。

次に、フューチャースクール推進事業の認識と感想についてであります。フューチャースクール推進事業は平成22年度から総務省が中心となり、文部科学省の学びのイノベーション事業と連携しながら、全国で指定された20校が学校現場におけるICT活用の課題などを分析し、その成果を普及することを目的とした事業であると承知しております。

本市においては、ICT機器の段階的な整備と、それを活用する教職員の研修を優先しなければならないと考えており、フューチャースクール推進事業などの先進的な取組事例などについても、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市のコンピュータの整備状況についてですが、教育用コンピュータは現在、小・中学校で753台整備されており、本年5月1日現在で児童・生徒数の合計が7,584人でありますので、コンピュータ1台当たりの児童・生徒数は10.1人となっております。

また、校務用コンピュータの整備は平成22年度より7年計画で毎年整備を進め、平成25年度には中学校の教職員全ての整備を完了し、引き続き小学校の教職員への整備を進めており、平成28年度には全ての整備を完了する見込みとなっております。

次に、今後の小樽の学力向上とICTを活用した反転授業についてであります。現在、小樽市においては、教員の指導力の向上を図るため、秋田大学教授を招いた公開研究会の開催、子供たちの基礎学力の定着を図るため音読活動や樽っ子学校サポート授業、また本年度には実物投影機を活用した授業改善などを行っており、これらの取組を着実に定着することを通して学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、佐賀県武雄市のICTを活用した反転授業等の取組が教育的効果を上げていることは承知しておりますが、現在、小樽市においては、ICT機器の段階的な整備とそれを活用する教員の資質・能力の向上に努めているところでありますので、将来的な研究課題であると認識しております。

次に、国の統廃合基準の改定と本市の適正化基本計画の関連についてですが、文部科学省から正式な通知はまだありませんが、報道によりますと、この秋には中央教育審議会に改定案を報告し、その後、全国の自治体に通知するとのことですので、通知があり次第、その内容を確認し、本市の適正化基本計画との関連について検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、地域包括ケアシステムについて伺います。

内閣府が発表した平成25年版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9パーセントであるのに対し、2025年では18パーセントになると予想されています。また、ひとり暮らしの高齢者が高齢者人口に占める割合は、2010年で男性11.1パーセント、女性20.3パーセントとなっており、2025年では男性14.6パーセント、女性22.6パーセントに増加すると予想されています。

このように、今後、急速に高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想される中で、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題であると考えます。

介護給付と保険料の見込みでは、給付については、2000年当初は3.6兆円であり、それが2025年には21兆円に上るとの試算もあります。また、保険料についても、2025年には、現在の全国平均約5,000円から8,200円程度まで上昇すると見込まれています。

このような状況も踏まえ、持続可能な制度となるよう、現在、国において地域包括ケアシステム構築へ向け、医療・介護総合確保推進法案が今国会で審議されているところです。私たちも、介護保険を利用されている方や御家族からさまざま相談を受けることがありますが、もう一方で介護の現場で働く方々から処遇や賃金の相談なども増えてきていると感じております。賃金などの問題については、2012年に処遇改善加算が導入されているものの、なかなか思うような改善にまではつながっていないですし、全国で介護現場で働く方々の離職率の高さに懸念の声も上がっております。2025年には介護人材が最大で100万人不足するという試算もあり、さらなる処遇改善は早急な対応が必要であると考えますし、機会を捉え、我が党国会議員へも処遇改善の申入れをしているところであります。

このような現状を踏まえまして、小樽市の状況などについて伺いたいと思いますが、現在、小樽市では、今年度で終える第5期計画で開始した地域包括ケアの実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療、

介護連携などの取組を本格化すべく、第6期計画の策定に向け、準備が進められていると思います。2025年を見据えた国が進める地域包括ケアシステム構築に当たり、厚生労働省が示している市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセスなどに沿った形で議論が進んでいるのか、小樽市の状況と議論の進捗状況について説明願います。

平成24年に厚生労働省が公表した認知症施策推進5か年計画では、基本的な考え方として、24年以前は認知症の方に危機が発生してからの事後的な対応であり、公表後は危機が発生する事前対応へと変わりました。

また、取組として何点かある中で、全国的にもひとり暮らしのお年寄りや高齢者夫婦だけの世帯が増えております。

小樽市としても、重要な課題の一つに、高齢者のニーズに応じた住まいの確保があり、小樽市介護保険事業計画でも「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう介護サービスと連携し、高齢者のニーズに応じた住まいの確保を図ります」とのことです。多様なニーズはあるものの、本市の高齢者の住まいに対するニーズとはどのようなものがあるのか伺います。

国から示された考え方に基づき、要介護者の推計を示されておりますが、標準的在宅サービス等受給対象者の要介護度別人数分布の推計を区分別で見た場合、当初の推計と現段階での人数に特徴的な変化などは見られないのか、もし特徴があればその内容と当初推計との違いが出た背景や考えをお知らせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、地域包括ケアシステムについて御質問がありました。

初めに、本市の地域包括ケアシステム構築の状況等についてですが、これまで地域の課題把握のため、日常生活圏域ニーズ調査の実施や、地域ケア会議において個別事例の検討をプロセスに沿って行っていました。このような中、本市では地域支援事業の担い手として、ボランティア等の育成に努めていく必要があることなどが議論されております。

次に、高齢者の住まいに対するニーズにつきましては、現在の第5期小樽市介護保険事業計画策定に向けて、平成23年に高齢者一般調査を実施いたしました。その中で、「介護が必要になった場合はどこで暮らしたいか」の問いに、「家族の介護を受けて自宅」「介護サービスを受けて自宅」と答えた方が合わせて53.8パーセントであったという結果が出ております。高齢者の多くは、できる限り自宅で暮らすことを希望しているものと認識しております。

次に、標準的居宅サービス等受給対象者の推計と実績の比較につきましては、現段階の平成25年度末で見ますと、受給対象者は計画値と比較して、比較的軽度である要支援1で328人、要支援2で305人、要介護1で191人の実績値のほうが増加していることが差異として挙げられます。この要因としましては、必要なときにすぐサービスを受けられるよう認定を受ける方が多く、実際には認定を受けてもサービスを利用しない方が推計よりも多かった結果と考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、選挙管理委員会に質問いたします。

昨年の第2回定例会において、投票環境や期日前投票所について質問いたしました。選挙権は基本的な国民の権利であり、選挙は最も重要な政治参加の機会でもあります。ただ、近年は、国政選挙、地方選挙で投票率が下がり続ける傾向にあり、国としても、これまで期日前投票制度や投票時間の延長など、投票環境の整備に力を入れてきました。

先日の報道では、総務省は来年の通常国会に公職選挙法改正案を提出予定だといっています。現在は、選挙当日は選挙管理委員会が指定した投票所のみと決められていますが、改正案では駅前に設けた投票所で投票できるようにしたり、また期日前投票所となっているショッピングセンターなどでの投票時間の延長などが検討されているとのこと。これまで本市の国政選挙での投票率は、全国でも投票率が下がる中、おおむね全国平均より高い状況が続いてきました。ただ、高齢化が進む本市では、高齢の方から、期日前投票所の東西地域での設置や商店街などへの投票所設置の要望があることも、以前この場で訴えさせていただきました。

先日、小樽市議会主催の市民と語る会の際にも、投票所が高台にあり不便であり、今の投票所より低い場所にある町内会館などで投票できないものかとの意見もいただき、改めて投票環境の問題を感じております。

初めに伺いますが、昨年質問した際、期日前投票所については、現本庁舎以外に2か所設置するとした場合の経費として、人件費や必要機器等経費で約500万円ほどであり、商業施設などへの増設に関しては議論をしており、他市の動向を踏まえ検討するとのことでした。その後の議論経過や、商業施設などへの増設の件では調査した他市の状況なども含め、お知らせください。

また、本市では可能なのか、今後の見通しについても伺います。

次に、投票区、投票所、投票者基本人数について伺います。現在、さまざまな自治体において投票区、投票所の見直しに着手するところが増えていていると聞きます。理由は自治体ごとにあるかと思いますが、多くは人口減、財政難に伴う効率的な事務と経費削減が理由であると感じますが、当然、本市選管にあってもこのような状況は御存じかと思えます。

まず、小樽市では投票区はどのような基準で設置されているのか、設置基準と投票区数もあわせてお知らせください。

また、投票所までの距離などの基準があるのか、現状では投票所まで最大何キロメートル程度の例があるのか、お知らせください。

先ほども述べたとおり、地域によっては地理的な状況や高齢化などにより投票環境が悪い地域もあると感じますが、このような条件の解消に向けて議論はこれまでされてきたのか、お聞きいたします。

これまでに本市の投票区が増減した数などありましたら、お知らせください。

また、増減した理由はどのような理由だったのか、伺いたいと思います。

この項最後に、平成24年度行政評価で要改善の判定がされた選挙経費については、行政評価自体が試行ということもあり、判定結果が予算へ反映されなかったと認識していますが、要改善判定を受けた理由は、「中心部の投票所について、統合可能性の調査・研究を続けること」とのことでありました。

ここで言う中心部の投票所統廃合について、中心部投票所の状況を説明願います。

また、今後の方向性について何かお考えがありましたら、お知らせください。

以上、全ての項目にわたり再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大淵勝敏） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、選挙管理委員会について御質問がありました。

初めに、本庁舎以外での期日前投票所の設置についてございますが、期日前投票所増設の検討経過につきましては、本年2月の選挙管理委員会において検討を行っております。増設する場合には、パソコン機器等の初期導入経費及び人件費の増額、事務従事者の確保、民間施設に置く場合、継続的な借用在可能なかの課題が挙げられ、また他市の事例では、期日前投票所の増設による投票率の大きな変化は見られなかったことから直ちに増設を進めることは難しいが、選挙人の利便性の向上に主眼を置いて継続的に検討すべきであることを確認いたしております。

期日前投票所増設の他市の状況につきましては、本市を含む道内主要10市では、平成25年の参議院議員選挙において7市が複数の期日前投票所を設置しておりますが、そのうち民間の商業施設に設置している市は函館市のみで、設置する際、有線の専用通信回路を敷設し、投票の秘密を保持するセキュリティ対策を行ったとのことであり、回線の敷設について所有者の了解を得ることができれば、本市においても可能であると考えられます。

今後は、国からの執行経費等の状況や公職選挙法の改正の動向を見ながら、増設の実現、時期等について、随時検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、本市投票区設置基準につきましては、具体的な要件を列挙した法令の定めはございませんが、昭和44年に出された投票区の増設についての自治省通知では、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロメートル以上である地区は、分割や再編成によりその解消に努めることと、また1投票区の選挙人の規模はおおむね3,000人を限度として分割を行い、規模の適正化を図ることなど、有権者の分布状況、地形等の地域の特性とあわせて、投票区の増設について配慮するよう通知されております。これを基準といたしまして、現在の投票区数は47となっております。

また、投票所までの距離についても、自治省通知を基準としており、現在、山間部の一部で投票所からの道のりが4キロメートルとなる地域を含む投票区が1か所あるほかは3キロメートル未満となっております。

次に、投票区の見直しについてでございますが、まず投票環境の改善につきましては、山坂の多い本市の地勢と高齢化が進行している状況から、投票所はできるだけ平坦地に設置されることが望ましいと考えており、当該投票区内に建物の1階に適切な広さを確保できる、土足のまま利用できる、バリアフリー又はそれに近い状態にあるなど、条件に合う適切な施設がある場合は、随時変更を検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細な経緯の記録は残っておりませんが、昭和40年には当時の若竹小学校から小樽水産高等学校へ、また平成5年には小樽潮陵高等学校から龍徳保育園へと2件の投票所施設を低い場所へ変更しております。

次に、投票区の増減につきましては、塩谷村を合併し、現在の市域となった昭和33年以降で申し上げますと、当時の投票区33か所をより細分化し、14か所を増設しております。

また、投票区を減らした地域は、これまでにはございません。

投票区を増やした主な理由でございますが、郊外に大規模住宅地が造成されたことにより有権者数が大幅に増加したことや、町内会館を新設したことにより広域投票区を分割してほしいとの地域からの要望を受けたためでございます。

次に、投票所の統廃合につきましては、中心部投票所の状況は、潮見台から稲穂、錦町までの地域を

対象として申し上げますと、47か所中16か所が該当し、1投票区当たりの選挙人名簿登録者の平均人数は2,185人となります。中心部以外の投票区の平均数2,393人と比較すると、1投票区当たり1割ほど選挙人名簿登録者数が少ないものでございます。

今後につきましては、投票場所の拡大について検討が始まった公職選挙法改正の動向を注視し、期日前投票所を含めた市内全体の投票所配置のあり方について、研究を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、緊急輸送道路、また避難路沿道の建築物についてですが、法改正前でも避難路の総延長や建物の指定がされていたと思います。それは、今回の法改正に伴って、道とさまざま協議するというのですが、そもそもの距離数や建物の考え方というのは変わるものなのか、それを聞かせていただきたいと思っております。

次に、投票所の問題です。期日前投票所については、道内では函館市1か所が商業施設にというお話を伺いました。それで、技術的には可能ということですが、函館市での有線で期日前投票所と結ぶ場合の経費などを伺っているのか、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

また、市民の方から、今回、市民と語る会の中でお話があったのですが、先ほど答弁であったとおり、これまで2か所、高いところから低いところに投票所を移したということですが、それはどういう経過があってそのような形になったのか。例えば、市民の方から投票所の設置に当たっての不便さですとか、そういう声があった場合に、どういう手続をすればそういう変更が可能なものなのか、その辺はどのようになっておりますでしょうか。

その2点をお答えください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 基本的には変わらないと思っておりますけれども、今度、建物というのが附属で出てきますので、その辺は慎重に判断されていくものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(大淵勝敏) 秋元議員の再質問にお答えいたします。

函館市の経費等は、コミュニティセンターとかそういう場所数は把握しておりますが、金額については確認してございません。

また、高いところから低いところへ移した経過について、今、二つ紹介しましたが、若竹小学校から小樽水産高校、それから小樽潮陵高校から龍徳保育園、特に若竹小学校は急傾斜でございまして、数パーセントの傾斜がございまして、まして前回の衆議院議員選挙のような冬期間になりますと、凍結等も懸念されるわけでございまして、高齢者に対しては特に、入り口等もございまして、そういう傾斜のあるところや段差があるところは特に解消したいと考えておりますので、今後もそういうような高低差のあるところはできるだけ解消してまいりたいと思っております。

手続等についてですが、地域住民の皆さんのやはり御意見を勘案しまして、近くに適切な投票所があるかどうか、そういう検討も踏まえて判断しておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 最後にもう一点、確認させていただきたいのですが、今、お話を伺いまして、投票所の低い場所への設置については、住民の方の声というお話がありましたけれども、例えば署名みたいな形でも十分可能なのか、その声というのはどういうことなのか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大淵勝敏） 今まで私が選挙管理委員会の委員となつてからはございませんが、できるだけ私たちもそういう高低差のあるところ、特に危険と感じられる地域に対しては解消してまいりたいと常日ごろ考えております。そういう意味からいたしまして、皆さんの御意見がもしありましたら、検討を加えて施設を考えてまいりたいと思います。

○議長（横田久俊） 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時30分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

議案第11号動産の取得について、ロータリ除雪車の3,272万4,000円が計上されていますが、車両の老朽化が進み、シーズンの最盛期に故障して除雪に支障を来すことがあってはならないとの立場で理解するものであります。小樽市が所有する除雪車については、経年や老朽化による故障などで現状の除雪体制を維持することに不安はないのか、心配しています。そうした観点から、幾つかの考え方について伺います。

平成25年度の除雪体制は、記録的な暖冬少雪を思わせるスタートが一転して、年末年始にかけて大雪となり、記録的な降雪が続き、例年の1.5倍に達する積雪と重なり、生活路線を中心に混乱が続きました。除雪を請け負った業者も建設部も大変な苦労が続いたと思いますが、私どもにも例年にも増して市民の苦情が多い年でもありました。

近年、全国的な傾向として、低温多雪の傾向が指摘されていますが、特に北海道は局地的な大雪や暴風雪が長時間続く傾向があることから、あらゆる角度から除雪体制の検討が必要ではないかと考えるものであります。

1月20日付けの新聞報道では、「足りぬ「除雪のプロ」若者離れ、被災地に流出も」との見出しで、「本格的な降雪シーズンの道内で、除雪機械のオペレーターが不足している。若者の建設業界離れに加えて、東日本大震災の被災地に労働力が流れているとみられ、確保が難しくなっている。地域の道路状況を熟知するオペレーターの育成は防災面でも重要で、札幌市は官民一丸で除雪技術の継承を進めようと22日、若手オペレーターを対象に初の技能講習会を開く」と報じております。

こうした状況は道内の自治体に共通しているものと思われませんが、小樽市の現状についてはどのように認識されていますか。

また、実際の除雪作業には、どのような影響が出ていると認識されていますか。

私どものところにも、昨年暮れからの本格的な降雪が始まって以降、例年のように苦情や要望がありました。年明け以降2週間が過ぎても除雪が全く入らないとか、やっと除雪が入ったが車の腹がつかえて動けないといった苦情が寄せられるようになり、その都度現地に赴き確認をいたしました。やはり例年の除雪との違いを感じるようになりました。

例年にない大雪で、幹線道路の除排雪作業を前倒しで行わなければならない事情もありましたが、2月以降も除雪に対する同じような苦情が続き、道路状況は改善されず、3月4日付けの市内版には、「除雪に不満山積、小樽市、高齢者、観光客らに危険」との大見出しの報道がなされました。「多額の予算とは裏腹に市への除雪に関する苦情は後を絶たず、これまでに約2,700件に上る」と記されています。

私も長年にわたり公共交通の政策に携わり、国道や道道、市町村道の除雪の応援団を自認してきましたが、これほど市民の苦情が胸に刺さるような思いになったことはありません。

市直営での除雪能力がない現在の体制の中で、除雪のできばえや作業時間、路線ごとの回数などのチェックがどのようになされるべきか、もう一度見直す必要はありませんか。

小樽市の市道580キロメートルの60パーセントが8パーセント以上の坂道と言われていますが、こうした地域に住む市民にとって、除雪状況によっては孤立しかねないということが極めて懸念されます。

最近の気象状況は、発達した低気圧が長時間北海道付近に居座る傾向が続き、記録的な大雪の原因になっていると言われています。そのため、毎年、当初予算を上回る補正予算で対応せざるを得ない状況が続いています。今年度の予算でも除雪費が若干増額されていますが、昨冬のような厳しい気候状況であれば、除雪費がまた底をつくことが想定されます。これは道内の多くの自治体の共通の課題として、当初予算を上回った分は災害と位置づけ、国において措置するルールが必要と考えますが、小樽市としての考え方について伺います。

除雪事業を100パーセント民間に委託している小樽市としては、除雪機械のオペレーターの不足や若者の業界離れによる技術継承の問題、夜間作業、重労働、長時間労働に見合った待遇改善の問題など、業界の体質改善が指摘されています。

空知や十勝の自治体では、大分以前の話ではありますが、冬期間、農家に委託して市町村道の除雪を農業機械で行っておりました。これらの地域では農業が主要な産業であることから、冬期間、農家の収入の確保や、農道など広大な面積の道路を確保するには除雪事業者だけでは手が回らない等の理由もあり、大変うまく機能していたと記憶しています。

小樽でも、現状では限られた地域しかできないと思いますが、将来にわたって安定した除雪能力を確保する意味で検討に値すると思えますが、見解を伺います。

また、小樽市が所有する除雪車両の耐用年数は何年となっていますか。耐用年数が過ぎた車両は何台あり、更新計画はどのように検討されていますか、お知らせください。

次に、小樽市の除雪事業者との契約に関して伺います。

札幌市では、除雪事業者のオペレーター不足や機器の不足などが深刻で、札幌市が事業者と連携して対策に乗り出していると言われています。後志の自治体では、除雪費の支払をめぐるトラブルが起きているとの情報も伝えられています。

昨シーズンの小樽市の除雪に対する市民の苦情件数について調べてみますと、除雪ステーションによる差があることや、市内の各町会長の意見も大変よく対応していただいていると評価する声がある一方で、かつてない予算を使っているのに除雪回数が減っているというのは納得がいかないとの指摘もあります。これは、各除雪ステーションの総合的な作業能力に差が出てきているのではないかと思います。契約に当たり作業能力の実態の把握はなされているのか伺います。

次に、除排雪の課題について伺います。

小樽市も住宅ブームの時代には、小規模の宅地開発や急傾斜の高台まで住宅が建ち並び、市の除雪が入らない地域でも、これまで住民が協力し合いながら除雪を行い、道路を維持してきたところは少なくありません。高齢化が進み、空き地が目立つようになるにつれて除雪が困難となり、対策を求める声が多くなっています。中には目の前まで除雪されているのに、わずかな距離が私道のために除雪がつかないといったケースも相当数あるのではないかと思います。小樽市もこうした要望に応じていかなければならないのではないかと思います。毎年増え続ける除排雪費は小樽市の財政にとっても大変重い課題であり、市民生活の生命線として対応が求められていると思いますが、一方で市民からの除排雪の不合理を指摘する声も少なくありません。

とりわけ置き雪対策と排雪に関しては、明らかに道路以外の敷地や駐車場から道路に出される雪まで市が結果的に排雪することは不合理であり、無駄な除排雪を少しでも抑えるためにも対策が求められているのは当然だと思います。しかし、現状では対策が難しく、悪質な道路への雪出しが後を絶たず、悪循環が続いています。

そこで、明らかな道路以外の敷地や駐車場等からの雪出しを確認した場合の事象に対しては、排雪費の相当分の負担を求める条例が必要と考えますが、市長の所見を伺い、第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 林下議員の御質問にお答えします。

ただいま、平成25年度の除雪体制について御質問がありました。

初めに、最近の豪雪についてですが、まず除排雪機械のオペレーター確保につきましては、本年5月末に開催した除排雪委託業者との意見交換会で、昨年度は除排雪機械のオペレーターは確保されていたことを確認しており、本市においては除排雪作業への影響はなかったと認識しております。

次に、除雪作業のチェック方法の見直しにつきましては、これまで各除排雪業者から日々作業報告書の提出を受け、作業の内容や出勤状況などを確認するとともに、道路パトロールによる現地確認を行い、作業指示を行ってきたところであります。しかし、昨年度も多くの苦情が寄せられていることから、今冬に向け、チェック方法の見直しを含め、より効率的な除排雪体制の構築に取り組んでいるところであります。

次に、当初予算を上回る除雪費を災害と位置づけて国に措置を求めるという考え方につきましては、災害は災害対策基本法などで定義されており、金額の多寡だけでの位置づけはできないものと認識しております。現行制度では、積雪による財政需要が見込まれる地域には、普通交付税で基準財政需要額が加算され、特別交付税でも一定程度の措置があるほか、全国的な豪雪により地方交付税の措置だけでは不足が見込まれる場合には、国による特例措置があります。

いずれにいたしましても、必要な地方交付税総額の確保と豪雪の際の特例措置につきましては、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、除雪の農家への委託につきましては、空知や十勝地方の自治体における実態を把握しておりませんので、まずは実態を把握した上で、本市でも実施が可能なのか検討したいと考えております。

次に、除雪車両の耐用年数につきましては、特に省令に定めはありませんが、除雪費の算定根拠としている日本建設機械施工協会発行の損料表によると、標準耐用年数は15年となっており、それを超えた

除雪車両は18台であります。

また、更新計画については、平成26年度から30年度までの5年間で、ロータリ除雪車3台とグレーダ2台の合計5台を更新する予定としております。

次に、契約における作業能力の実態把握につきましては、その地域の除排雪に必要な除雪機械の種類や台数、業務指示者数などを除雪業務の入札参加資格としております。このことから、入札に参加する業者は必要な作業能力を有していると考えております。

次に、道路への雪出し防止条例についてですが、道路パトロールにおいて雪を出した個人を特定することやその量を把握することは非常に困難であることから、排雪費の相応分の負担を求める条例の制定につきましては、難しいものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）

○16番（林下孤芳議員） 次に、国の経済対策と小樽市の現状、対策についてお伺いいたします。

私どもは、これまでも安倍政権の経済政策が大都市や大企業中心で、地方は経済も雇用も賃金も効果は見られず、国の補正予算や消費税導入前の景気対策、新年度予算編成時など、折に触れて地方に経済効果を波及させるための政策の実現を国に求めるべきと訴え続けてきました。市長も一定の理解を示し、全国市長会を通じて働きかけるとお答えになっておられました。また、経済の波及効果は地方に及ぶまでには時間がかかるので、もう少し見守る必要があるとの見解も示されております。

期待していた消費税増税に伴う景気対策は、地方に手厚くという要望とは全く逆の、社会資本整備総合交付金などの公共事業関連予算が大半を占め、景気対策を隠れみのにした無駄の復活との厳しい批判を受けています。これでは、地方自治体がかつて経験してきた国の無駄の押しつけによる市民も国民も望んでいない事業が進められ、国からの押しつけによる財政の悪化を再び招くおそれがあります。

国の2014年度の予算を見ても、国債の発行総額は181兆円に膨れ上がっており、今年度末には1,143兆円に達し、国民1人当たり900万円の借金となることを財務省が明らかにしています。しかも2020年には基礎的財政収支を黒字化するという国際公約の達成は絶望的であり、地方自治体へのますますのしわ寄せが心配されています。

それでも大企業や東京周辺では空前の好景気で、これまでマスコミにたびたび登場していたブラック企業でも半数以上のパートを正社員化し、賃金の大幅アップなどが報じられています。外食産業では、東京を中心に人手不足が深刻化して、パート労働者の時給が深夜で1,200円を上回っても人が集まらないと言われるほどになっていると報道されています。

こうした状況は、東京周辺では景気対策の効果は明らかに現れており、当然のことながら税収効果も期待されますが、地域間の格差の拡大はますます深刻な状況となっています。

小樽市の経済の現状は、公共事業や観光を中心に好景気が伝えられていますが、原材料の値上げや人手不足などの影響から、業績の改善は進んでいないとされています。6月に入った現在に至っても、賃金の引上げが行われたとの情報はありません。

市長は国が膨大な国債を発行しながら行っている経済対策の効果はいつ出ると考えておられるのか、お示ください。

また、法人市民税の税収見通しも厳しく見込んでおりますが、建設業や観光産業でも企業収益が全く改善していないとお考えでしょうか。直近のデータに基づいてお示ください。

5月16日、連合小樽・後志の組合員が「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」を訴えて街頭集会を開催して市民に訴えております。この新聞報道によりますと、管内の有効求人倍率は0.82倍となっておりますが、その6割が非正規雇用、北海道の雇用労働者の42.8パーセント、95万6,800人が非正規雇用で、不安定な労働者の拡大が続いています。給与所得者の25パーセント、40万人近くが年収200万円以下のワーキングプアで、貧富の格差の拡大がますます進んでいることを訴えています。

また、労働環境をますます悪化させる労働法制の改悪にも反対を訴えていると報じられております。

政府は、消費税増税や年金、医療などでも国民に多くの負担を押しつける一方で、経団連などの要望を受け入れ、10パーセントの法人税減税の方針を打ち出しています。既に3月末には復興特別法人税を廃止し、企業交際費の5割を非課税にし、設備投資や研究機関の開発促進のために租税特別措置など多くの優遇税制を実施しているにもかかわらず、さらに企業のみを優遇すれば、格差と不公平が拡大することは間違いありません。

最近、新聞各紙の社説でも、企業への優遇がすぎるとの厳しい批判が続いていることもあり、さすがに政府・自民党内部からも異論が出ていると言われますが、実効税率を10パーセント引き下げた場合、5兆円もの減収になり、消費税2パーセントに相当するとも言われており、消費税の増税分は本来の目的である社会保障にはほとんど回らないこととなります。その分、介護保険制度の見直しなどを地方に押しつけてくることとなります。

総務省が5月30日に発表した4月の消費者物価指数は、前年の同月比で3.7パーセント上昇し、104.4パーセントとなり、北海道は東北と並んで全国最高となったと発表しました。つまり、消費税増税分の3パーセントを上回る値上がりがあったこととなります。このまま賃金が上がらなければ、景気が回復する前に、さらなる落ち込みが心配されます。

議案第5号では、小樽市税条例等の一部を改正する条例案として、法人市民税を2.6パーセント引き下げ一方で、軽自動車税などの増税が提案されていますが、国が決定したこととはいえ、市民の厳しい批判も結果的に小樽市に向けられることが懸念されます。問題は、国が決定した減税に対する地方自治体への措置が保障されず、結果的にしわ寄せだけが残ることです。経済効果が現れず、貧困層が拡大する一方で、生活保護受給者数が過去最多を記録したと報じられていますが、小樽市の生活保護の現状をお知らせください。

先般行われた小樽商工会議所との意見交換の席上で、小樽市の労働者の平均賃金は年収で200万円ちょっとの発言もあり、まだまだ小樽市は最低賃金レベルから抜け出すことが難しいことを知らされた思いでありました。これでは、賃金の高い札幌や他都市への人口流出は防ぐことができないばかりか、結婚や子育てにも悪影響を及ぼすこととなります。何としても景気回復の遅れや賃金の格差を固定させずに貧困層から中間層へ引き上げる努力が求められています。そのために、今、小樽市として取り組むべきは官製ワーキングプアからの脱却しかないと思っております。

昨年10月、札幌市の上田市長は、公契約条例を議会に提出し、自民党などの反対で否決されました。労働者の賃金の下限額を市が決めることに経営圧迫を懸念する関係業界が反発したためとされていますが、これまで発注額の抑制を重視してきた行政と安い労働力を求めてきた事業者側は、ともに労働者の目線に立った賃金水準実現のために意識を変えるときだと思っております。いかなる業界でも労働力は確実に減少している中で、人手不足は将来必ず深刻なものとなります。昨年10月、札幌市議会で議論が続く中でも、新聞の社説やマスコミ報道では、「公契約条例の制定を拒む理由は何か」「労働者目線への転換のとき」といった議会の否決に対する疑問の声が多くありました。

小樽市は札幌市より賃金水準が現在も低く、あらゆる政策の推進の支障になっています。そうした小

樽市を取り巻く環境を考えると、経営者も議会も小樽を消滅させないために、将来に責任を持つ立場で議論すれば、事業者にも必ず理解されるものと思います。

公契約条例の制定について、市長の所見を伺い、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、国の経済政策と小樽市の現状と対策について御質問がありました。

初めに、貧困層から中間層への引上げについてですが、まず国の経済対策の効果が地方に現れる時期につきましては、本市の平成25年度観光入込客数が前年を大幅に上回り、5年ぶりに700万人を超えており、また北海道財務局小樽出張所による直近の管内経済の総括判断として、持ち直している状況としております。このことから、これらの全てが国の経済対策の効果とは考えておりませんが、景況感は地方にも徐々に広がりを見せているものと感じておりますので、今後、さらに国の経済対策が進捗することにより、その効果が地方にも十分実感できることを期待しております。

次に、直近データに基づく建設業や観光産業での企業収益の状況につきましては、小樽商工会議所で行っている平成25年度第4・四半期小樽市経済動向調査によると、建設業では業況D I、採算D Iはともに8期連続プラスで推移し、売上D Iもプラス幅を拡大しております。また、観光・サービス業では、業況D Iは5期連続プラス、売上D Iは8期連続プラスで推移しているものの、採算D Iはマイナス幅を拡大したことから、収益状況が悪化しているものと考えております。

次に、本市の生活保護の現状につきましては、平成26年4月の生活保護受給世帯数と人員数でお答えしますと、3,832世帯5,336人であり、前年4月と比べ、4世帯55人の減少となっております。

次に、公契約条例の制定についてですが、賃金等の労働条件については、労働基準法や最低賃金法など国において関係法令を整備し、個々の労使当事者間で自主的に取り決められることが基本と考えております。公契約条例を制定するとした場合に、最低賃金法を上回る具体的金額を設定することなどが関係法令との整合性が図られるのか、また全国的にも制定に至った事例が少ない状況であるので、現時点では札幌市など他都市の事例などを調査してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）

○16番（林下孤芳議員） 次に、子育て支援の課題について質問いたします。

人口減少が続く小樽市にとって、市民の最大関心事でもある人口減少にいかに関止めをかけるか、私どももあらゆる場で積極的な提言も行ってまいりましたし、小樽市議会においても、会派を問わずさまざまな視点から、働く場の確保、住宅問題、子育て支援、教育環境の整備などが議論されてまいりました。しかし、人口減少の対策は、決定的な解決策や劇的に改善する方策がないだけに、議論が空回りに終わるむなしさだけが漂っております。

先日、民間の有識者で構成する日本創成会議がまとめた将来の推計人口は、全国の半分近い自治体で、都市部への人口流出などによって、今後30年間で子供を産む若い女性が5割以上減り、地域が消滅する可能性があるとする衝撃的な発表がありました。日本創成会議の増田寛也元総務大臣は、インタビューで、「経済予測はしばしば外れるが、人口予測ほど正確なものはありません。今のままでは人口減少で

地域が消滅する可能性があるという事実をきちんと伝えて、データを基に議論してもらおうと言葉を選びました。少子化対策は時間との闘いです」と控えめに答えておりました。この提言では、現在の出生率1.4パーセントを上昇させることが不可欠で、人口急減の緩和には出生率が1.8パーセントの実現がまず必要、そのためには20歳代後半の婚姻率を現在の40パーセントから60パーセントに高める必要があるとしています。

現在のところ、国の経済政策は大企業優先で、どうしても大都市へ人口の流出は避けられず、これからは地域で働く場をどれだけつくれるかが国の経済政策としての大きな課題です。地域で生まれた子供は地域で育てる、地域で子育てをする若い世代には地域が子育て支援を積極的に行うという体制づくりと市民合意が小樽市に求められていると思います。

最近、育児放棄や虐待などによって我が子を死に至らしめる事件が相次いで報道されておりますが、その多くが経済的な困窮や地域での孤立などがその原因とも指摘されています。

現在、我が国で所在も生死も不明な小学生だけでも700名以上にも達すると言われており、戸籍法が厳格で、世界に誇る法治国家で全く信じられないことであり、何としても少ない子供の命を守るための対策が必要となっていると思いますが、小樽市はどのような対策をとっておられますか。

私どもはそうした立場から、恵まれない環境で子育てしている若い世代の子育て支援策について検討を求めてきました。

昨年の第4回定例会では、婚姻歴のないひとり親家庭を税法上の寡婦（夫）とみなし、寡婦控除の適用を求めてきましたが、いまだに実現しておりません。

今年に入っても、インターネットを通じてベビーシッターに預けた男児が死亡するという驚くべき事件が起きました。私も当初は大切な子供をインターネットで預けるのは非常識ではと思いましたが、近くに預かってもらえる人も相談できる人もいない場合、子供のころからなれ親しんでいるネットを信用しても不思議ではないとも思われますし、預け先を必死に探す余り、シッターの質を見分けられないといったことも考えられます。問題は、ベビーシッター事業や仲介サイトの事業が法的な規制もなく、誰もが自由に行えることにあり、極論ですが犯罪目的で子供を預かることもできる現行制度は早急に改善しなければなりません。

また、厚生労働省の調査でも、母子家庭の母親の就労収入の平均は181万円で、小さい子供を抱えての正社員の採用は厳しく、夜も昼もパートで働かざるを得ない実態が浮かび上がっております。

小樽市でもファミリーサポートセンターがありますので、必要があればもっと利用すべきとの答えが返ってきますが、やはり頻繁に使えるほど収入もなく、夜間保育も限定されていることなどを考えると、不安があっても民間のベビーシッターに預けなければならない必然性が出てきます。小樽の実態との多少の差はあると思いますが、再び同じような事件を起こさせないためにも、せめて、ひとり親世帯のファミリーサポートセンターの利用料金を免除することはできないか、検討していただきたいと要望いたします。

日本創成会議の試算では、子供を産む中心世代は26年後に3分の1まで減少するとされ、人口10万人以上の自治体では小樽市が最も高い減少率となっています。若い世代を定住させるためには、国の支援策や法改正を待っている間に合わず、他の自治体より少しでも子育て支援に積極的に取り組んでいるか、子育て支援の環境をどれだけ改善しているかが問われていると思いますが、市長の見解をお示してください。

小樽市でできることはなりふり構わず取り組んでいく決意のアピールも大切だと思います。そうした意味では、まだまだ工夫にもアイデアにも欠けると指摘されています。

例えば、小樽市では、託児施設や保育ママにどうしても子供を預けなければならない緊急性が生じたときに、小樽市のホームページにアクセスしてもたどり着くことができないとの指摘があります。先般のベビーシッターの事件からも、安心して預けられる先が容易にわかることが必要だと思えます。

また、子育てに関する相談や悩み、緊急時の対応にアクセスしやすい工夫が求められていると思いますが、いかがお考えですか。

この項最後に、私は、子育て支援を前面に出し、充実すべきと思います。市長は小樽市の子育て支援策の現状をどのように考えておられるのか、御所見をお伺いし、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、子育て支援の課題について御質問がありました。

初めに、育児放棄や虐待に対する地域の支援策についてですが、まず育児放棄や児童虐待などから子供の命を守るための対策につきましては、本市におきましては、警察、児童相談所、幼稚園、保育所など16の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の予防に関する市民啓発や関係施設職員への研修、個別の事案に対するケース検討会議などを行っております。

また、こんにちは赤ちゃん事業による全戸訪問や乳幼児健診の未受診世帯への家庭訪問などの取組も進めているところであります。

次に、国の法改正を待つのではなく、独自の判断をすべきということについては、まず本市の子育て支援環境の改善による若い世代の定住策につきましては、企業誘致による雇用の創出や地場企業に対する支援などの経済・雇用対策、また子育て環境の整備が必要であると認識しております。若年層の人口対策の基盤となる出産や子育てに関連する施策は国が取り組むべきものもあって考えており、国への働きかけなど必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市のホームページへのアクセスの容易性や内容のわかりやすさにつきましては、現在、本市のホームページでは子供の預かりに関して、認可保育所や不特定多数の子供を預かる認可外保育施設のほか、ファミリーサポートセンター事業や育児相談に関する情報などを掲載しております。今後、ホームページの掲載内容の構成については、より利用しやすいものとなるよう、必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援策の現状に対する所見につきましては、私が市長に就任後、ファミリーサポートセンター事業の開設や奥沢保育所及び銭函保育所の建替え事業などを進めてきました。安心して子供を産み育てやすい環境づくりは、重要な施策と私も認識しており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）

○16番（林下孤芳議員） 次に、地域医療・介護総合推進法と小樽市の対策について伺います。

厚生労働省は、昨年9月25日の社会保障審議会の介護保険部会で、サービス利用時の自己負担割合を、現行の1割を2割負担に、一定の所得や資産がある人などへの自己負担の見直し、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施、特別養護老人ホームへの入居は要介護3から5の中重度者に限定するなど

の大幅な改悪を行い、介護費用の拡大を抑える方針を打ち出しました。

民主党が実施した全国自治体アンケートの調査結果に基づき、介護保険制度は創設以来、所得に応じて保険料を支払い、利用は平等の原則に反すること、かつては自治体が担ってきた介護制度をサービスの充実や平準化を理由に介護保険制度を導入して、事業を民間に移行したのはかつての自民政権であり、少子高齢化が進む中で社会保障の維持と機能の充実、財源やサービス提供が重要な課題であるとの認識に基づき、制度の維持を前提として消費税の導入に3党合意がなされました。私は、その経過を踏まえて、昨年第4回定例会の一般質問でも市長の見解を伺いました。市長もさまざまな課題があり、全国市長会とも連携して懸念を伝えるとの見解を示されましたが、法案は多くの課題や問題点の修正も行われぬままに5月15日、十分な議論もない中で衆議院を与党の強行採決で通過し、現在、参議院の厚生労働委員会で質疑が行われていますが、今月中にも成立すると言われていました。

介護保険制度は国が主導してつくられたものである以上、制度の持続性は重要な課題であり、根幹をなすものですが、高齢化が進むことも制度創設以来の課題として盛り込まれ、介護費用の膨張も予測されたものであり、そのための消費税であることは国民との約束でありました。政権交代したとはいえ、安倍総理は消費税は全額社会保障に使われると表明しながら、その大半を企業減税に使い、介護保険制度には国が十分な資金の手当もせず、軽度の要支援者向けの通所介護、デイサービスと訪問介護、ホームヘルパー事業を市町村に押しつけ、NPO法人やボランティアの活動を求めていることは、介護の質を低下させる明らかな要支援切りであり、国民との約束違反でもあります。矛盾した法改正を強行し、その事業を押しつけられる全国の自治体では懸念が広がっています。

昨年末に、北海道社会保障推進協議会の調査では、91の自治体から回答があり、約30パーセントが移行は不可能と回答し、可能は10パーセント弱とのレポートがありますが、この結果は民主党が昨年、法案の審議が始まる前に行った全国自治体アンケートの調査結果とほぼ一致するものであります。

そこで、来年4月から要支援1、2の高齢者向けの訪問介護、通所介護を介護保険から外し、地域支援事業に移行した場合、小樽市の対象人員をお知らせください。

政府は介護予防給付の伸びを現行の五、六パーセントから三、四パーセントに圧縮するとしています。小樽市の影響額はどのくらいになると見込んでいますか。財源が大幅に抑制された場合、小樽市の介護サービスにどのような影響が出ると想定されていますか。

調査結果によりますと、要支援者のうち軽い認知症の方の割合が高くなっているとの指摘があります。そうした症状には早期に専門知識のあるプロのサービスが大切であると言われていますが、早期に適切なサービスが受けにくくなることにより症状が重篤化し、結果的に財政負担を大きくするとの指摘もありますが、小樽市の要支援者の実態からどのような分析をされていますか。

要支援1、2のサービスカットや自己負担がアップすれば、今まで以上に家族の自宅介護が増えていくことが予想され、介護のための離職が心配されます。特に、女性の社会参加は我が国の重要政策として安倍総理も訴えています。女性の社会参加を阻害することにならないか、市長の見解を伺います。

地域医療・介護総合推進法案の重要課題として、介護事業者を支払う委託料も引き下げられることになっておりますが、これまでも介護職員の待遇改善の必要性は求めてきましたが、まだまだ離職が多いと指摘されています。これ以上賃金が引き下げられると、プロとして経験を積んだベテラン職員の離職が心配されます。また、介護事業者がベテラン職員を雇わず、ボランティア等に頼らざるを得ないということも考えられますが、どのような認識をされていますか。

今回の改正では、現行1割の介護保険の自己負担割合は、年間の年金収入が280万円以上の人は2015

年8月から2割に引き上げられますが、小樽市の対象人員はどの程度になると見込まれますか。

今回の改正への対応では、市町村で財政的に豊かなところやボランティアが集まりやすい自治体と集まらない自治体では、要支援に対するサービスに大きな格差が生まれると言われていますが、小樽市では財政的な負担とボランティアの確保、NPO法人にどのような見通しをお持ちですか。

来年4月からの制度改正で要支援事業が移管されますが、社会福祉の専門家は、自治体がこれから安定的な事業に上げていくためには大変な困難が伴い、サービスに地域格差が出るようであれば市民の目も厳しくなり、不満は市町村に向けられるのではないかと予測していますが、市長はどのような体制で迎えようとしているのか、所見を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、地域医療・介護総合推進法と小樽市の対策について御質問がありました。

初めに、国の要支援切りにどう対処すべきかについてですが、まず地域支援事業へ移行した場合の小樽市の対象人数につきましては、平成26年2月の利用実績では1,411人となっております。

次に、介護予防給付の伸びを抑制した場合の小樽市の影響額につきましては、仮に2パーセントの予防給付の抑制があったといたしますと、本年2月利用実績からの試算では、年間1,200万円の影響があると考えられます。

次に、財源が抑制された場合の介護サービスへの影響につきましては、国は予防給付を地域支援事業に移行した場合でも、給付に見合う財源を措置することとしており、現時点では影響がないものと考えております。しかし、仮に国が予防給付の伸びを大幅に抑制した場合には、地域支援事業での介護サービス利用料や介護職員の報酬に影響が出てくることが考えられます。

次に、要支援者の実態からの認知症の重度化による財政負担増の問題につきましては、本市の要支援者2,505人のうち、認知症と言われる認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方は139人で、要支援者全体に占める割合は5.5パーセントと比較的小さいものであります。

また、早期の認知症対策として国が示している認知症初期集中支援チームの設置などの取組により重度化を抑制し、大きな財政負担とならないよう努めていきたいと考えております。

次に、要支援1、2の地域支援事業への移行等が女性の社会参加を阻害しないかとのことにつきましては、今回の制度改正の目的は、急速に進展する高齢化に伴い、増え続ける介護給付費の伸びを抑制し、今後も介護保険制度を維持していこうとするものであり、現時点では女性の社会参加への影響について申し上げることはできません。

次に、ベテラン職員等の離職につきましては、要支援者へのサービスが市町村事業に移行となる場合、サービスの受皿として既存の介護事業所への委託も想定できますが、まだまだ法案の審議中で具体的なことが示されておりません。したがって、現時点では委託料の引下げを前提とした職員の離職について申し上げることはできません。

次に、自己負担が2割となる対象人員につきましては、世帯構成や他の所得の状況により、2割負担の基準額が変わります。また、対象となる基準額の世帯であっても、実際に介護サービスを利用している人数を把握しておりませんので、現時点では対象人数の把握は困難であります。

次に、小樽で要支援のボランティアやNPOでの対処が可能であるかについてですが、まず財政負担の見通しにつきましては、国では給付に見合う財源を措置することとありますので、大きな財政負担になるとは考えておりません。しかし、ボランティア等の確保につきましては、現状では地域支援事業を担うほどの団体等がないため、今後、積極的にボランティア等の育成に努力していく必要があると考えております。

次に、要支援事業の移管後の体制につきましては、国は平成29年4月からの地域支援事業への移管を全市町村に義務づけていることから、それまでの期間は現行の予防給付を続けていく考えであります。今後、地域支援事業への移管に向けて課題を整理し、他市の状況なども参考にしながら、体制を整えていきたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 再質問をさせていただきます。

確かに除雪体制の問題では、災害対策基本法というのがあることは承知しているのですが、ここ二、三年の状況を見ますと、関東地方でも大雪が降る。それは30センチメートルかそれぐらいの話ですが、それでも国は災害対策という位置づけでいろいろな措置をしているように報道されています。しかし、現状では、北海道においてはその措置がされたりされなかったりという、そこが私は最大の問題だと思っております、何とか北海道全体の自治体が連携をして国に対して要望すべき課題ではないかと考えるわけでありまして、その点については考え方が示されておりますけれども、そういった取組、そういった視点で市長のお考えがあれば、お答え願いたいと思います。

また、除排雪の条例の関係ですが、私は、冬の道路の環境あるいは安全、快適に維持するというのは、やはり市民も協力してやっていかなければならないという大きな課題であると思っております。そこで、市民との協働という立場での条例があれば、より効果的なものになるのではないかと考えておりますので、これについても、今の段階ではなかなか難しいとは思っておりますけれども、市民との協働ということを前提に、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

次に、国の経済対策の関係ですが、一番問題なのは、今日の新聞の社説にもありましたけれども、やはり企業が利益を上げて、それが労働者の賃金に反映されていないというところが一番大きな課題であると思っております。例えばこれまでも国においては工事請負契約の変更契約、つまりインフレスライド条項の関係などありまして、賃金の関係を反映した、国にはそういった法律があるのですが、やはりこれは公契約条例という地方に置きかえてみれば、例えば小樽市が公契約条例を制定するにしてもあまり不合理はないのではないかと私は考えておりますので、ぜひそういう観点で検討をお願いしたいと思っております。

次に、子育て支援の関係では、少子化対策というのは全国的な課題でもありますし、なかなか難しい問題だと思いますけれども、ほかの市町村も同じ状況だとすれば、やはり先駆けて何とか小樽でできることをやっていただけないかというのが質問の趣旨でありまして、それについての見解をお示しいただければと思います。

次に、地域医療・介護総合推進法の関係ですが、恐らく来年4月からということになっていても、体制が整うまでには何年かかかるという猶予期間もあるのではないかと御答弁を聞いておりましたが、やはり一番心配しているのは、その二、三年の猶予期間を待たずして、事業者が廃業するのではないかと、撤退するのではないかとということでありまして、その点についてお考えがあればお伺いしたいと思っております。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 林下議員の再質問にお答えします。

まず、除雪の関係でありますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたように、災害というような状況につきましては、災害対策基本法という一つの決まりがございますので、そういった中で考えていかなければいけないというふうに思っております。

また、特例の措置等につきましては、これは引き続きやはり国に対して要望していきたいと思っております。北海道においても、市においても、除雪費は物すごいばらつきがあるのです。小樽市は多いほうでありますけれども、小さいところは1億円ぐらいで済むところもございますし、そういったことを踏まえて、一自治体の問題ではなくて、国に対して要望してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、道路への雪出し防止条例の話でございますけれども、これはなかなかその個人を特定するとか、あるいは誰が雪出しをしているかというのはなかなかチェックできない状況であります。仮にそれをチェックしたとしても、どれだけの量を出したのかという、そういったこともなかなかわからないところでありまして、そこにまた不公平感が出てきてもいけないと思っております。市民協働ということでは、条例ではなくて、やはり市民の皆さん一人一人にこういったことのないようにこれからもお願いしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、公契約条例の制定でありますけれども、これも全国的に非常に少ない事例でございます、もう少し事例などを調査する必要があるのかと思っております。道内では札幌市がこの公契約条例の制定について取り組んでいると聞いておりますが、賛否いろいろあるのだらうと思っておりますので、そのあたりもよく調査をしてまいりたいと思っております。

次に、子育て支援につきましては、私はいつも申し上げておりますけれども、将来の小樽を担う子供たちの支援については、やはり前向きにしっかり取り組んでいかなければいけないものだと思っております。

特に、平成10年までは年間1,000人の赤ちゃんが生まれてきたわけですが、その後平成11年に1,000人を切ってからずっと減り続けております。2年ほど前年比で少しプラスになった年がありますけれども、昨年も647人しか生まれてこない状況にあります。

ですから、やはり産み育てやすい環境づくりというのはしっかり取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、これにつきましても、先ほど答弁させていただきましたように、継続して取り組んでいきたいと思っております。

最後は、部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 林下議員の再質問にお答えいたします。

介護事業所の今後の経営の不安ということについての御質問だったと思うのですが、確かに国の制度改正自体も審議中ですし、具体的な中身がいま一つ見えてこない部分もありますので、経営者の方からすればそういう漠然とした不安も含めて、いろいろと悩みがあるというのは私どもも考えております。

今、要支援者を訪問介護などのサービスから外すということでの受皿として、先ほどもお話がありま

したNPOなどのボランティア団体ということですがけれども、なかなか団体の中でもそこまで支えてくれるような団体がまだ育っていないというか、ない状態ですので、もしできたとしても、それが100パーセントというか、大部分を支えてくれるということにはならないだろうと私もは見ております。ですから、そこを補っていただくというか、そういう部分は介護事業所に委託という形で、国もそれを想定しているようなコメントもありますので、そういう形でやっていくのが現実的かというイメージは抱いておりますが、委託料がどのようになるのかという部分もありますけれども、そこら辺を含めて、策定委員会での年度内のいろいろな議論を踏まえて、また、国からいろいろなガイドラインも示された中で、議論していく中で、そういう課題についても検討していきたいと考えてございます。

○議長（横田久俊） 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 4時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 平成26年第2回定例会に当たり、一新小樽を代表して、市長及び教育長に質問させていただきます。

最後の会派代表質問者でございますので、前質問者と重複することもございますが、通告どおりに質問させていただきますので、よろしくお願いします。

現在、地方都市は、「限界」という名称がついたもの、つくことが予想されるものが多数あります。各地方自治体の多くは、社会動態のさまざまな年齢者の転入者増により、人口減少の歯止め、そして増加を目指しております。しかし、現在のやり方は、ない者同士の人口の取り合いをしているようなものであり、市町村レベルでは、同列で限界に突き進むことになると考えております。私は、自立した地方自治を進めることは、地方分権を目指し、地方のことは地方独自で考え、住民の合意の下、人と金を調達し、進めなければならないものと考えております。

本市におきましては、さまざまな政策を進めるとき、各事業へどれほどの財源の確保ができるかが成功への大きな力となります。限られた財源を事業費に最大限傾注し、そして効率性、タイムリー性を重視し、目的の達成度を高めなければなりません。

まず、第1項目として、市長公約と次期市長選の争点についてであります。

1点目に、市長公約の評価についてお聞きします。

平成23年の選挙におきまして、3期12年市政を担当された山田勝麿市長から、さまざまな新たな公約を掲げられ1期目をスタートされた中松市長は、1期目の最終年を迎えましたが、公約にかかわっての評価はどのように考えておられますか、伺います。

今後、来春までに取り組まなければならない重要案件については、どのように考えられておられますか、伺います。

2点目に、IRについてであります。

新聞報道によりますと、政府・自民党は、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）の整備を促す特定複合観光施設区域整備法案について、今国会での成立を見送る方針です。これは、カジノ導入による治安悪化や依存症を懸念する声が多いことからであるようです。今後、IR法案の成立に向かつては、

さまざまにマスコミ等が報道を通じて、国民が判断する材料を提供していくことを期待しております。この事業では、国内の特定地域に複合型の大規模なものとなると考えております。また、2020年の東京五輪に向けたものでもあり、国の今後の動向を注視していかなければならないと考えます。

このたび、第3回小樽市議会「市民と語る会」の意見交換におきましても、市民のカジノへの関心は高かったのですが、その多くの方は反対の意見でありました。参加者の中には、市民の合意もなくカジノ視察に公費を使って韓国へ行くのはいかなものかとの発言もありました。

そこで、このたびの海外視察の目的、成果についてお尋ねいたします。

今回の韓国へのカジノ視察は、本市が企画したものではないと思われまますので、どこでいつごろ企画され、市長が参加同行されることは、いつ決められたのですか。この視察には、どのようなメンバーが参加されたのですか、伺います。

高橋北海道知事は、韓国の旅客船沈没事故を考え訪問を中止されたようですが、市長は、このことについてどのように配慮されましたか、伺います。

濟州島と江原道に行かれたようですが、濟州島は外国人専用カジノしかないと聞いております。濟州島での視察の成果はどのようなものでしたか。

江原道は誰でも賭博に興じられるところと伺っておりますが、市長は、どのような場所に行かれ、どのような調査研究をされてきたのでしょうか、伺います。

そして、このたびの海外視察の成果は、今後の政策にどのように生かされると考えておりますか、伺います。

このたびの海外視察には、どの程度の公費が使われたのですか、伺います。

IRについては、本格的な取組は、来年の統一地方選挙後と考えます。市長は、そのことも視野に入れた視察でしたか。

また、次期の選挙の争点の一つとなると考えますが、市長はどのように捉えておりますか、伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長公約と次期市長選の争点について御質問がありました。

初めに、市長公約の評価についてですが、まず、その評価につきましては、公約では「市民力を生かした「活力あるおたる」の創造」を目指し、五つの基本目標と七つの重点公約を掲げました。今日まで市民力を生かしたまちづくりの土台となる自治基本条例を市民の御意見を伺いながら制定するとともに、特に安全・安心で住みやすい環境整備に向けて、新市立病院の建設や校舎の耐震改修、保育所の建替えに取り組んでいるほか、東日本大震災を受けての各種防災対策を推進するなど、この3年間、公約の実現に向けた取組を着実に進めてきたものと考えております。

次に、来春までに取り組まなければならない重要案件につきましては、ただいま申しあげましたように、これまでの取組を着実に進めていくほか、公約に掲げた真の財政再建につきましては、平成24年度の予算編成から他会計からの新たな借入れを行わずに収支の均衡を図ってまいりましたが、まだ多額の借入残高があることから、引き続き財政健全化の取組を進めていくことが重要であると考えております。

次に、IRについてですが、まず4月に行った韓国IR視察につきましては、北海道経済部観光局の企画によるものであり、本市としては、3月17日の案内を受けて、同月中に参加決定をしております。

視察の参加メンバーは、本市からは私と随員職員、ほかに北海道経済部観光局、北海道商工会議所連合会、北海道観光振興機構、小樽市議会、苫小牧市、苫小牧市議会、苫小牧商工会議所から参加があり、合計17名が参加いたしました。

次に、今回の視察と韓国での旅客船事故との関連につきましては、当初、知事はIR視察のほか、済州島との友好協定の調印式、式典を予定されておりましたが、旅客船の事故により延期となったことから、IR視察も取りやめになったと聞いております。視察の事務局である北海道経済部観光局が、韓国側にIR視察の受入れについて確認したところ、視察受入れに問題はないとの回答があり、道からIR視察は予定どおりに行うので、ぜひ参加願いたい旨の連絡があったことから、当初の予定どおり実施したものであります。

次に、済州島での視察の成果につきましては、カジノ施設のセキュリティレベルの高さや、外国人観光客の誘致に重要な役割を果たしていることなどについて理解を深めることができたものと考えております。

また、江原道では、カンウォンランドのカジノ施設や中毒ケアセンターのほか、大会議場やスキー場、コンドミニウムなどの施設を見学してまいりました。

なお、中毒ケアセンターでは、担当職員から施設の現況説明や依存症の予防、相談システムなどについての講義を受け、IRにかかわる認識を深めてきたところであります。

次に、今回の視察成果の生かし方につきましては、視察を通じて得たIRのメリットとデメリットの実態を十分に見極めるとともに、北海道とも情報の共有を図りながら、今後のIR誘致の取組に生かしてまいりたいと考えております。

次に、今回の視察に要した経費につきましては、私と随員職員の旅費、合わせて35万453円となっております。

次に、IRについての本格的な取組の時期につきましては、今回の視察以前から国会でのIR関連法案の審議状況によるものと考えております。

また、次期選挙の争点となるかどうかにつきましては、現時点で私が話すことができる事柄ではないものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）

○4番（吹田友三郎議員） 第2項目めとして、経済対策についてであります。

1点目は、地域人づくり事業についてであります。

第1回臨時会で予算が可決されました地域人づくり事業についてお尋ねいたします。

この事業では、障害者福祉費では、障害者相談支援事業所サポート事業費400万円が執行され、2名の新規雇用を創出、老人福祉費では、介護人材確保支援事業費3,173万円の執行により23名の雇用を創出、労政費では、新卒未就職者等及び女性離職者の再チャレンジ支援事業費3,000万円の執行により12名の新規雇用を創出となっております。既に事業は始まっているものと思いますが、3事業で37名の新規雇用ができていますのですか。

これらの事業費のうち新規雇用者へ直接支払われる事業費はどのくらいと考えますか。

また、雇用者への支払がないものは、どのような事業費の使われ方をしているのですか、その内訳を御説明ください。

3事業で6,573万円と大きな資金を投入して新たな雇用を創出するもので、その効果の検証はとても重要です。今回の37名の雇用者は、どのくらいの期間この事業としての雇用となるのですか、お尋ねいたします。

2点目として、低賃金者の待遇の改善についてであります。

小樽市内では、さまざまな職場におきまして、臨時職、パート職で就労している方がおられます。多くの収入を望まれる方、収入の範囲を決めて就労されている方とさまざまです。小樽市役所に勤務する職員の構成は、正規職と臨時職の人数は、どのようになっていますか。

臨時的な就労者は、どのような勤務形態で働き、どれほどの収入を保障されているものなのですか、伺います。

臨時的雇用の職員の賃金は、どのように決定されているものなのですか。勤務条件の見直しは、どのようなときに検討されるものですか、伺います。

臨時職員の賃金の内容を決めるときは、生活給、職能給、職務給等があると思われませんが、臨時職は年齢に関係なく行われる待遇であり、生活給的要素が必要と思われま

す。日本の労働環境は、ますます正規職と臨時職の二重構造が顕著に現れてきております。水は高位から低位に自然の力で流れていきますが、人間社会の所属にかかわっては、低いところから高いところに逆流しているように感じております。貧富の差の縮小には、低賃金者の待遇を上げることが必要であります。

本市におきましても、総人件費の配分を見直すことが必要です。保育士の臨時職員の現在の年収ベースは200万円程度と見ておりますが、最低でも手取りベースで、この金額を保障する必要があると考えます。このようにするためには、どの程度の財源が必要と考えますか。また、その財源を捻出することはできませんか、伺います。

今年、安倍首相が経済団体に対して賃上げを強く要請いたしました。私は、小樽市内の民間業者に対しては、市行政のトップであります中松市長より、さらなる給与の引上げを要請し、若い世代に地元での就業の選択をしてもらえるようにすべきと思います。また、パート職の時給は、最低1,000円にする必要があると考えます。市長は、これらの点についてどのような御見解をお持ちですか。また、民間事業者に対して働きかけを行うお考えはありますか、お尋ねいたします。

3点目に、小樽観光振興公社の事故にかかわってであります。

本市にかかわる公社は、平成25年度に清算した小樽市土地開発公社のほか、おたる自然の村公社、小樽水族館公社、小樽観光振興公社の三つがあります。法人組織ですので、独自の運営ができるものと考えます。本市は、公社との関係では、どのような権利関係、義務関係が存在するのですか、伺います。

現在、自然の村公社には、運営上のトップに副市長が理事長としておられ、小樽水族館公社は、長年、市長が社長をされておりましたが、最近市の退職者がその職務を担っており、小樽観光振興公社も同様と理解しております。毎年、3公社から経営状況を説明する書類の提出を受けると思われますが、これらの確認、分析はどの所管で行われているものですか。

平成25年度の土地開発公社の清算では、市民の税金が使われたと認識しております。現在あります3公社につきましては、法的に最終責任は本市にあるとの認識でよろしいでしょうか。

先般、小樽観光振興公社所有の新造された観光船あおぼとが、就航まもなく観光客四十数名を乗船させ、遊覧航行中に操船ミスで岩礁に乗り上げ、多数の負傷者が発生する事故がありました。この船舶は、全長19メートル、最大幅4.5メートル、深さ2.12メートル、総トン数19トン、航行区域が平水区域、限定沿海区域となっており、GPS、国際VHF無線、レーダー1基を装備しているようです。このたびの

事故原因については、まだ公式な発表はなく、北海道運輸局から輸送の安全確保に関する命令が出され、その対応をされていると思われませんが、市は、その内容を把握しておりますか。その後の公社の事故への対応について、市は、どのような報告を受けておりますか。北海道運輸局の輸送の安全確保に関する命令の対応についても、どのように確認されておりますか、お尋ねいたします。

私は、韓国の旅客船の事故が連日報道されており、国内の旅客船、遊覧船の運航には最善の配慮をしていたものと思いますが、小樽観光振興公社内では、どのような事故予防対策をとっていたのですか、伺います。

あのような船舶は、乗船者が少ないと喫水線が下がらず、風の影響をまともに受けることが考えられ、今後は「あおぼと」の航行能力を見極めた運航が必要と考えます。市長はどのようにお考えですか、伺います。

今後、海上保安庁が業務上過失致傷罪を視野に対応されると思いますが、早く観光地小樽の海岸線の遊覧を再開させるために、市長はどのようにかかわりますか、伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、経済対策について御質問がありました。

初めに、地域人づくり事業についてですが、まず37名の新規雇用の採用状況につきましては、求人中であることから現状では1事業1名の新規雇用であります。今後37名全員を雇用していく予定となっております。

また、新規雇用者に直接支払われる事業費につきましては、人件費として3事業合わせて5,000万5,000円であり、それ以外の事業費の内訳につきましては、研修費、既存職員の人件費、諸経費となっております。

次に、37名の雇用期間につきましては、12名が8か月、23名が6か月、2名が10か月となっております。

なお、事業期間の終了後にも引き続き雇用が継続されることを期待しているものであります。

次に、低賃金者の処遇の改善についてですが、まず市の正規職員と臨時職員の人数につきましては、本年4月1日現在で、再任用職員を含む正規職員が1,744人、臨時職員が77人となっております。

また、臨時職員の勤務形態につきましては、正規職員と同様で週5日、週38時間45分の勤務となっております。賃金は事務補助で年間155万円程度となっております。

次に、臨時職員の賃金の決定と勤務条件の見直し方法につきましては、賃金は業務の内容や困難性、必要な資格の有無などのほか、北海道の最低賃金、市内官公庁や道内他都市の賃金単価などを考慮して決定しており、勤務条件の見直しの検討は、関係法令の改正等があった場合に行うこととしております。

次に、臨時職員の年収の確保につきましては、臨時職員は、正規職員の欠員や育児休業における補充を行う場合や臨時的業務の発生などで採用することとなります。このため、その時々的情勢により雇用人数や期間が変動することや賃金単価も職種によってさまざまであることから、手取りベースで年収200万円を保障するための財源をトータルで算出することは困難であります。仮に事務補助の臨時職員を通年雇用した場合には、1人当たり80万円程度の財源が必要となります。しかしながら、本市の賃金単価は、民間と比べ、高めに設定されていることから、現行の賃金単価を見直す考えはありません。

次に、市内企業に対するさらなる給与上げの要請につきましては、中小企業の多い本市においては、大都市圏に比べ、いまだ景気回復が十分に行き渡っていないと認識しており、その中で各企業が業績等を勘案し、給与を決定しているものと考えております。

また、パート職の時給を最低1,000円にすることの見解につきましても、国が決定した最低賃金を参考に各企業が業績等を勘案し、時給を決定していることから、市としては、これらの決定を尊重すべきものと判断しており、民間事業者への働きかけについては、特に考えておりません。

私といたしましては、給与等の引上げには、何よりも企業の業績が上向くことが重要と考えますので、今後とも市内経済の活性化に向けて、国や道との連携を十分に図りながら、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽観光振興公社の事故についてですが、まず経営状況を説明する書類にかかわる確認分析の所管につきましては、小樽水族館公社及び小樽観光振興公社は産業港湾部観光振興室、おたる自然の村公社は産業港湾部農政課であります。

次に、3公社の法的な最終責任につきましては、公社の経営に当たっては、独立した事業主体として、みずからの責任で事業が遂行されるものであり、市といたしましては、定期的に点検・評価を行う必要はあるものと考えておりますが、出資者として負う責任は、あくまでも出資の範囲内の有限責任であります。

次に、観光船の座礁事故に係る北海道運輸局からの輸送の安全確保に関する命令の対応等につきましては、その内容は把握しております。小樽観光振興公社の事故後の対応につきましては、負傷者の状況及びその後の補償等、観光船の損傷状況及び修繕等並びに北海道運輸局など関係官庁による事故に対する指導内容等についての報告を受けております。

また、輸送の安全確保に関する命令の対応につきましては、公社から逐次その改善状況の報告があり、その都度、内容の確認を行っております。

次に、公社内の事故予防対策につきましては、これまでも公社の安全管理規程に基づき、朝礼等を通じ、安全教育などが行われていると聞いております。

また、観光船あおばとの航行能力につきましては、公社の運航基準に定める風速、波高、視程等の条件下において、安全運航が可能な性能を有しているものでありますが、今後とも一層の安全対策を講じるよう公社に伝えてまいりたいと考えております。

次に、観光船の再開についての市のかかわりにつきましては、再びこのような事故が発生しないよう運航再開に向けて公社みずからが観光船の安全確保と再発防止に向けた万全な対策を確立していただきたいと考えており、今後とも公社と緊密な連携を図ってまいります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）

○4番（吹田友三郎議員） 第3項目め、人口対策についてであります。

1点目は、公立保育所の削減による保育料の低廉化であります。

私は、平成15年に議員になってから、このことを取り上げ続けてまいりました。現在、1か所の公立保育所の廃止を進めておられますが、公立保育所の問題点は、運営経費が高すぎることであります。この大きな要因が人件費にあることは明白であります。これらの削減による余剰財源を保護者負担の保育料の低減に活用するべきと考えます。

札幌市は、保育料が低く抑えられていることから、負担の関係で幼稚園等への移動はないと言われております。子育て世代にとりましては、保育料は日々の生活に大きく影響しますので、どこの地域を生活基盤とするかを決定する判断材料ともなります。少子化対策は、子育てをする方に見える形での対応が重要です。このような取組が必要と思われれます。市長の御見解を伺います。

2点目は、多児家庭への公的支援についてであります。

国は、経済財政諮問会議において、経済財政運営の基本方針、骨太の方針の中で、50年後も1億人の人口を維持するため、本格的な少子化対策を行う方針を示し、安倍首相は関係閣僚に結婚、妊娠、出産、育児への切れ目ない支援を指示、骨太の方針では、国の予算を育児分野へこれまでよりも重点的に配分し、第3子以降の子供を産み育てやすくする政策を中心に据えると言っております。

私は、幾度も言っておりますが、夫婦は、2人目までの子供については御自身の責任で養育されること、しかし社会が必要とする第3子、第4子以降の子供を産み育てていただく費用は国民の負担で行うことしか、この問題の解決はないものと考えております。私は東京で機会あるごとに話しておりますが、まだまだ危機感が見られないように思います。第3子以降で年間50万人の出生数を確保し、成人するまで費用を保障するためには、現在の消費税5パーセント分、12兆5,000億円を用意すると十分と考えており、結婚しない人、子供を望まない人も次世代の子育て費用の負担をすることにより老後の不安を払拭することができるものと考えます。

本市におきましては、年間出生数を1,500人にすることが必要であり、私も子育て支援事業にかかわっておりますが、子育て家庭の家庭状況を見ますと、子育て費用の不安がなければ、第3子以降の期待は十分できるものと考えます。私は、人口政策に成功しているフランスのように多児世帯への現物給付、公営住宅入居、公共料金、公共交通機関、公共施設の利用料などの優遇に国税、地方税をあわせ投入し、少子化を食い止めることを喫緊に国及び市町村が取り組むべきと考えます。市長はどのようにお考えですか、伺います。

3点目に、行政サービスの見直しと市職員の削減についてであります。

人口減少は、加速度的に続くものと考えられます。国は今後、潤沢な財政支援を考えておりませんが、歳入不足の状態になることが考えられることから、行政サービスの効率化、そして見直しを迫られます。行政サービスの縮小により職員数及び処遇の見直しがセットとして起こると考えます。

小樽市は、地域最大の公的企業であり、その経営のやり方によりましては、大きな財源の確保が可能だと思います。人口対策の資金確保は、慣例的なやり方、対応では済まないものと考えます。市長は、行政サービスの見直しと市職員の削減についてどのように考えられますか、伺います。小樽という地名が存続する人口対策が必要です。

4点目に、高齢者等の本市への移住についてであります。

高齢者に移住を決断させるためには、ふだんの生活上の負担の軽減が必要であります。都会にお住まいの現役を離れた方々は、基本的には年金収入で生活設計をしているものと思います。今後の心豊かに安心して生活する居住地の選択をしようとする方は、第1次ベビーブームの世代から増えることが考えられ、特に景気が回復基調となり、資産価値が上がった不動産等の売却益を新天地への移住費用とすることが十分予想されます。行政経費の削減により、市民税、固定資産税等が例えば道内の市で一番安いなどということがあれば転入に期待が持てると思います。

小樽市は、移住者に優しいまちとなっておりますか。東京などの方と退職後の話をしても、やはり負担の話が出ております。この問題の解決が人口増加に寄与すると考えます。市長は、どのような施策をもって移住を検討されている高齢者の方々の期待に応えることを考えておりますか、伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、人口対策について御質問がありました。

初めに、公立保育所の削減による保育料の低廉化についてですが、余剰財源を活用する取組につきましては、子育て支援や産み育てやすい環境づくりには総合的な取組が必要であり、市全体の財政状況や施策の優先度を見て、判断してまいりたいと考えております。

次に、多児家庭への公的支援についてですが、少子化対策の考え方につきましては、国は、経済財政諮問会議などを経て、今後、新たな少子化社会対策の大綱策定に着手することとなっており、こうした動向を注視し、本市の人口対策に活用できる施策につきましては、国から具体的内容が示された段階で検討してまいりたいと考えております。

次に、行政サービスの見直しと市職員の削減についてですが、本市としては、これまで市民生活の維持向上や国の制度などへ確実に対応するため、事務事業の不断の見直しを行うとともに、大規模な組織の改編や業務委託の推進などにより組織のスリム化を図ってきており、今後とも業務量に見合った適正な職員の配置を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の本市への移住についてですが、どのような施策をもって移住を検討されている高齢者の方々の期待に応えるかにつきましては、小樽の魅力を生かした移住施策を推進することは、人口対策の一つとして重要と考えております。移住の判断や価値観は世代によって異なり、特に移住を検討される高齢者の方々にとしましては、金銭的な負担だけではなく、より安全、より安心で心豊かに暮らせる生活環境にあるかが重要と考えております。市といたしましては、地域医療体制の充実やコミュニティ活動への支援など、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるまちづくりに今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）

○4番（吹田友三郎議員） 第4項目めは、議案第9号及び第10号にかかわってであります。

平成26年5月30日現在の契約管財課扱いの工事入札状況を見ますと、土木工事3件、解体工事2件、建設工事1件、電気工事1件であります。この内容を見ますと、土木工事は事業費で1,589万円から3,447万円と比較的小さな工事であり、例えば朝里南20号線道路改良工事の入札には9社が参加し、予定価格1,802万円、落札額は最低制限価格と同額の1,565万9,900円で、落札率は86.9パーセントです。この入札では、最低制限価格未達が9社中6社となっており、落札額と最低入札額との差額は5万4,600円と僅差でありましたが、企業努力の競争が働いていたと思われまます。

小樽港保安施設改良工事の入札には5社が参加し、予定価格1,589万円、最低制限価格1,395万900円、率にして87.8パーセント、落札額は1,430万円で、落札率は89.99パーセントでした。

解体工事は2件あり、旧奥沢保育所解体工事は、予定価格599万円、最低制限価格422万円、率にして70.45パーセント、落札額は496万8,000円で、落札率は82.9パーセントとなっており、旧銭函保育所解体工事の入札では、予定価格751万円、最低制限価格530万4,200円、率にして70.63パーセント、落札額は

591万円で、落札率は78.7パーセントでありました。二つの解体工事で1,350万円の予算で262万2,000円、19.4パーセントの未執行額が出ております。

桂岡大通線外1線道路改良工事では、予定価格3,447万円、調査基準価格3,005万1,100円、率にして87.18パーセントで、5月21日に入札が行われ、10社が参加、そのうち1社は無効となりましたが、調査基準価格を下回った業者が6社となり、2,749万3,000円の最低価格入札者を保留とし、失格判断基準に該当しないことを確認、低入札価格調査の結果、落札者として決定したようです。調査基準価格より7.42ポイント少ない79.76パーセント、予定額を700万円ほど余しての工事となりました。これらの工事は、市の指名業者A2、B、C級がかかわったものです。

しかし、今回の議案第9号及び第10号では、銭函保育所新築工事は、予定価格2億2,986万円、調査基準価格2億687万4,000円、率にして90.00パーセントのところ落札額は2億1,950万円、落札率は95.49パーセントとなっております。

また、消防救急デジタル無線整備工事は、予定価格4億2,167万円、調査基準価格2億9,516万9,000円、率にして70.00パーセントのところ、落札額は4億980万円、落札率は97.19パーセントとなっております。

議案にのらない工事は、A2、B、C級の市の指名業者が参加しており、競争の結果の落札であると思われませんが、議案の2件は市のA1級の指名業者が参加しているにもかかわらず、非常に高い落札額となっております。特に、消防救急デジタル無線整備工事は、調査基準価格が70パーセントに設定されている中で、落札率は97.19パーセントになっております。市長は、この議案第9号及び第10号の工事契約についてどのような認識でおられますか。また、もう少し安い入札額を期待されておりましたか、伺います。

私は、本市で行われる多くの公共事業は市民の借金、いわゆる市債で行われており、いかに廉価で事業をおさめるかが重要と考えます。市長は、この点についてどのような努力をされておりますか、伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、議案第9号及び第10号について御質問がありました。

初めに、落札率と入札額につきましては、各入札参加者が予定価格の範囲内で応札し、落札した結果であり、その額や率について特にコメントすることはありません。

次に、公共事業の経済性を高めるためにどのような努力をしているのかとお尋ねにつきましては、公共事業では経済性に加えて、その品質の確保や市内経済への影響も考慮すべきと認識しており、適切な設計、積算の下で、透明性の高い公平・公正な競争がなされるよう、必要に応じ入札制度などを見直してきたところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

○4番（吹田友三郎議員） 第5項目め、市民生活にかかわってであります。

1点目は、街路防犯灯についてであります。

街路防犯灯は、市民生活に大変重要な役割を持っております。夜道を明るく照らし、高齢者や小さな

子供たちの足元をしっかりと守り、そして不審者等の犯罪予防にも大きな力となっております。本市の街路防犯灯の設置灯数はどのように把握されておりますか。そのうち、LED器具への交換の進捗状況はどのようになっていますか、伺います。

そもそも街路防犯灯は、どなたの責任で設置、運用されているものなのですか。防犯灯の老朽化により、改修費負担と値上がりする電気料金が地域町会に重くのしかかっております。町会会員の減少により、維持・管理の確保のめどが立たないと言われております。本市は、どのような対策を考えておりますか、伺います。

私は、器具の改修には大きな資金を必要とすることから、例えば本市より町会に改修費の90パーセントは無利子で貸し付けることにより、市内の街路防犯灯の確保をすることが必要と考えます。市長は、いかがお考えになりますか、伺います。

道内の小さな町村では、街路防犯灯の維持・管理は、地域住民の責任で対応されているものなのか。どのように把握されておりますか、伺います。

地域住民が減少しても、住民のいる限り、街路防犯灯数は確保しなければなりません。今後の街路防犯灯の維持・管理は、一つの考えですが、地域にある町会組織の機能が継続されないとことから随時、市の負担としなければならないと考えます。市長の御所見を伺います。

第2点目に、ごみの不法投棄についてであります。

本市におきましては、ごみ処理の有料化、資源の有効活用を含めた分別の定着化に向け取り組んでいると思われまます。本市のごみの減量化、不法投棄などでは、どのような問題を抱えているものと考えますか、お尋ねいたします。

最近、個人で、投棄されたごみの収集作業をする活動が新聞紙上で登場します。私は、大変ありがたいことだと思っておりますが、小樽以外の方々まで来て、観光地小樽がごみの中にあるようなイメージになってはと危惧しております。私は、今話題になっている漫画の作家などが来て、小樽はごみを平気でまちなかに捨てる人が住むまちだと紹介されてはと思っており、拾う人がいることにより必ず捨てる人が醸成されると考えます。市長は、観光地小樽をアピールする手段として、ごみ拾いをする方々の活動を進めていくお考えをお持ちですか、伺います。

ごみを捨てないという高い認識を一人一人の市民が持つことが重要です。私は、不法投棄を減らすため、例えば自動販売機設置者に対し、回収ボックスの設置、維持・管理を義務づけ、購入者が気軽に、どこにでも設置してある回収ボックスに入れられるような対策をとること、また、現在、ボランティアによるごみ回収の処理は市がやっており、回収ボックスのごみ処理料を市の負担で行うことにより、環境美化対策をされてはどうかと考えます。御所見を伺います。

今、行われているごみ拾いの運動を好機と捉え、大きな市民運動としてきれいなまちづくりを日々の生活の中で定着させることが重要と思われまます。教育の中でも、きれいな環境のすばらしさを認識させ、落ちているごみを拾うことにより、社会に役立つことを教えることが必要と思われまます。小・中学校の教育現場では、どのような教育を行っておられますか、伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、街路防犯灯についてですが、まず町会等が管理する街路灯の設置灯数につきましては、昨年

8月末時点で1万4,071灯であり、このうちLEDは476灯で、全体に占める割合としましては約3.4パーセントとなっております。

次に、街路防犯灯の設置、運用につきましては、夜間における治安の維持などを目的として、町会がみずから設置、運用しているものであります。

次に、防犯灯の維持管理費の確保につきましては、町会等が管理する街路防犯灯に数多く設置されている水銀灯などのLED化を進めることが維持費の縮減にも結びつくものですので、厳しい財政状況ではありますが、助成制度のあり方について財源も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、市による改修費の無利子貸付けにつきましては、現在、設置費についての助成を行っていることから、今のところ考えておりません。

次に、町村における街路防犯灯の維持・管理につきましては、後志管内の町村の状況を見ますと、半数の町村が町会で管理していると承知しております。

次に、町会組織の機能が継続されないところから、随時、市の負担とすべきとのことにつきましては、高齢化や人口減少に伴い、今後、町会の運営が厳しさを増していくものと思われまますので、検討していかなければならない課題の一つであると認識しております。

次に、ごみ不法投棄についてですが、まず、ごみの減量化は、平成17年度の家庭ごみ収集の有料化や資源物収集の拡大により家庭ごみの排出量は大幅に減少し、既に市民に分別方法が定着しております。

また、本年2月からは、小型家電の回収にも着手しておりますが、さらなるごみの減量化については、再資源化先の確保の問題もあり、有効な方策を模索している状況にあります。

また、不法投棄についても、依然として家電やタイヤなどの大型のごみが山間部などに捨てられており、その処理に多額の経費を要していることなどが挙げられます。

次に、ボランティアによるごみの収集活動につきましては、市民ボランティアによる地道な清掃活動の様子が市民や観光客の目に触れたり、報道で紹介されたりすることにより、モラルの向上にもつながっているものと思っております。したがって、本市といたしましては、引き続き回収袋の配布やごみの無料収集を通じてボランティアによる収集活動を支援し、観光客の皆さんに気持ちよく市内を観光していただきたいと考えております。

次に、自動販売機での回収ボックスの設置の義務づけによる環境美化対策につきましては、回収ボックスを設置しても、管理が不十分であった場合には、逆に不衛生な状態になるおそれがあることから、回収ボックスの設置については、自動販売機設置者の判断に委ねております。

また、適正に維持・管理されている回収ボックスについては、空き缶やペットボトルなどの資源物が大半と考えられますので、リサイクル業者に引き渡すことにより、設置者には大きな負担は生じていないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市民生活にかかわっての御質問がありました。きれいな環境のすばらしさを認識させるための小・中学校における教育についてであります。学校教育の中での扱いについては、道徳教育において、ごみを散らかさないことや自分のごみは持ち帰ることなど、社会人としての基本的なマナーを身につける学習が行われております。

また、環境教育の一環として、海や山、川などでの自然体験活動や古紙、アルミ缶などのリサイクル活動を通して、自然を大切にす心や地球環境を守る心を育む教育を行っております。

そのほか、各学校での特色ある活動としては、向陽中学校では、保健美化専門委員会の取組として、6月から10月までの登校時に自宅から学校までの通学路に落ちているごみを拾う地域ごみ拾い活動を行っており、日常的に地域の環境美化に努めております。

また、塩谷中学校においては、塩谷桃内連合町会と連携し、通学路や塩谷海岸の清掃活動を実施しており、地域の特色でもある海水浴場の美化活動を通して、郷土を大切に作る心の育成に努めているところであります。

教育委員会としては、今後とも自分が生まれ育った小樽の自然や環境を大切にする豊かな心を育む教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）

○4番（吹田友三郎議員） 最後の質問、第6項目めとして教育委員会にお尋ねします。

学校給食についてであります。

児童・生徒の給食は、真栄の近代的な設備の中で、児童・生徒の健康面と嗜好を考えてつくられていると思われまふ。小学校1年生から中学校3年生までの年齢差のある中で、年齢に即した対応はどのようにされておられますか。食事量、味つけなどについての配慮点をお示してください。

私の聞き及ぶところによりますと、小学校のPTAから、子供たちから塩辛いとのクレームがあり、改善の要望がされたと聞きましたが、教育委員会では、このような問題についてどのような情報管理をされておりますか、伺います。

学校給食センターがスタートしてから、どのような問題がありましたか。また、その案件は確認されておりますか、伺います。

おいしく食べてもらうための味つけは大変重要なことであり、この点のリスク管理のシステムは、どのようになっていますか。味つけに問題がある場合は、どなたが判断し、どのような方法をもって問題の解決を図ることになりますか、伺います。

児童・生徒の食育は、大変重要なことであり、常に問題とならない対応が必要であると考えます。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） ただいま、学校給食について御質問がありました。

初めに、児童・生徒の年齢に即した食事量、味つけについてであります。給食で提供する食事量につきましても、文部科学省が定める学校給食摂取基準に基づき、小学校低学年では530キロカロリー、小学校中学年で640キロカロリー、小学校高学年で750キロカロリー、中学生で820キロカロリーとなっております。パン又は米飯の主食とおかずをそれぞれのカロリーに合わせて量を調節し、提供しております。

また、味つけにつきましても、甘みや塩分については小・中学校で変わりありませんが、カレーライスや麻婆豆腐などの辛みについては、小学校では控えめに、中学校ではやや辛みに変えて提供しております。

次に、給食の味つけなどの要望の情報管理についてであります。昨年8月の学校給食センター開設当初は、設備や調理機器を使いこなしていないことから、味にばらつきが出たため、多くの御意見をいた

いただきましたが、改善に努め、現在は作業工程や調理手順にもなれ、味つけも安定してきております。

給食に関して味つけなどの要望は、学校を通じ又は直接センターに連絡がありますが、その都度、受付簿に記入し、できるだけ早く改善を図るよう努めております。

また、毎月開催している全小・中学校の給食担当者の会議において出されるさまざまな要望についても、速やかに改善を図るよう努めております。

次に、学校給食センターが開設してから発生した問題についてであります。開設当初は、先ほども申し上げましたが、設備や調理機器をいかなるまでさまざまなトラブルがありました。機器類の操作ミスによる故障や調理時間が予定より長くなり配送が遅れが生じたり、設備面では冷蔵庫などの機器に初期的な故障の発生や調理場内の換気がスムーズに行われないなど、想定しないさまざまな問題がありました。現在は、それらの問題は改善され、順調に給食の提供ができるようになっております。

次に、味つけについての判断や問題の解決方法についてであります。学校給食の味つけは、センターの栄養士が作成した調味料の配分に従って調理員が行いますが、栄養士が最終的な味見を行い、問題がある場合には、直ちに調理責任者に調整を指示しております。

また、学校の給食時間前にセンター職員が異物の混入や味つけを確認するため検食を行っており、ここで異常があれば、給食の提供を停止することとしております。

なお、味つけに関して御意見があった場合は栄養士に伝え、次の同じメニューの際には調味料を調整し、味つけを改善した上で提供することとしております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 再質問を一つしておきたいと思っております。

先ほど、市長から、街路防犯灯については、電気代と器具の関係で配慮されているということなのですけれども、やはり今、差し迫って、防犯灯の改修についても、私は恐らく全体が、例えば毎年少しずつやっていけば間に合うという形のところのつけ方をしているというようなイメージが私にはなくて、問題は全部だめになってしまうときがあるだろうと思っておりますので、そのときに町会自身が、今そういう形のやり方をしていくとなりますと、とても難しいのかなと。私としては、先ほど市長から、1万4,000灯あるということは、例えばそれを取り替えるためには、恐らく7億円程度があれば十分かなという感じがしないでもないのです。起債というのは必要なときにどんどん起きますので、そういう形のことが考えられるのであれば、小樽の事業として、全部すっきりと何とかするとかということが私は必要ではないかと思っております。それと、先ほど後志管内であれば、約半数は小さなところでも町会がやっている。それ以外は、絶対に自治体がやっつけらっしゃると思うので、そういうものも、小樽でこれからもっと町会がなくなってくるというのは、あまりに問題がありますけれども、そういう中では、なるべくそういうところについては、防犯灯というのはそもそも地域を犯罪から守るのだというイメージみたいなものですから、それは本来は自治体を守るべきだと考えるのです。この辺も含めて、私はやはりもう少し積極的な予算措置を考えて、防犯灯の交換については、もう少し進めていただきたいなど。自分のところでも、よく町会で、箇所数を言うと、そうしたら50年かかるのですねと言われるのです。そのようなことは無理かなという感じもありますが、そういう点では、そういうところについて、来年度からでもいいですけれども、そういう配慮をもう少しやっつけただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 吹田議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの街路防犯灯の設置状況につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりであります。

それから、昨日も答弁させていただきましたけれども、現在、数多く設置されている水銀灯のLED化を進めることによって電気料金が7割ぐらい減になるということでございますから、ランニングコストを考えたときに、これは本当に大事なことだろうと思います。

しかし、今、一遍にそれを切り替えるということになってきますと、財政的な負担が大変大きいものですから、御存じのとおり私としても財政健全化に向けて一つ一つ取り組んでいかなければいけないし、他会計からの借入れに依存しないで予算編成をしていかなければいけない、こういうことでございます。ただ、先ほども答弁させていただきましたが、高齢化や人口減に伴って、やはり町会の運営が大変難しくなってくると思いますので、いろいろなことを含めて検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

○4番（吹田友三郎議員） このほかにつきましては、予算特別委員会等で質問してまいりたいと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（横田久俊） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 28番、久末恵子議員。

（28番 久末恵子議員登壇）（拍手）

○28番（久末恵子議員） 質問も最後になりまして、皆様お疲れのことと思いますが、少々時間を下さいますようお願いいたします。

今定例会では、赤岩遊歩道最終取組についてお聞きしたいと思います。

顧みますと、赤岩遊歩道に取り組んで、今定例会で満3年を経過いたしました。赤岩遊歩道整備に取り組んだきっかけは、私のボランティアグループの友人が、お地蔵様をお参りの途中、悪路に足をとられ転倒したことでございます。大事に至らなかったもので、ほっとしたのですが、このままでは、また利用者や観光客が、と考えたときに、これから観光客誘致を目指すこの山道で、けが人が出ては大変と思います、遊歩道整備の取組に着手いたしました。

国定公園内の小樽海岸では、祝津からオタモイ、塩谷にかけて断崖と奇岩が連なっており、中でも赤岩地区は、世界の高峰を目指すクライマーが集まるロッククライミングの名所であります。残念なことです。過日事故がありましたが、軽傷であったと聞いております。また、古くから信仰の霊山として多くの信者、修行者が訪れております。

今年も、もう札幌の幼稚園の園児が訪れております。幼児から高齢者まで安全で快適な登山をするために、自然を生かした道路の整備が必要なのであります。国定公園の指定を受けて50年、半世紀にわたって多くの利用者が快い汗を流し、魅力あるすばらしい景色を眺めて、いつまでも思い出に残る遊歩道であってほしいと願っております。

国定公園にあるこの山道を維持するには、何としても国、北海道の理解と協力が必要であります。ある登山専門家は、この道もこのまま放置しておく、通行閉鎖となると言っておりました。私といたしましても、何としても北海道の御理解をいただきたいと懸命に取り組んでまいりました。

今年度に入り、5月、朗報を耳にいたしました。北海道後志総合振興局から、3年間にわたる公園の整備計画が決まり、初年度の平成26年度には小樽の赤岩遊歩道の整備着工が決定しているとの知らせを受けました。着工時期は、8月と伺っております。一時補修ではなく、恒久的な整備と聞いております。3年間取り組んでまいりました赤岩遊歩道整備事業が安全・安心な登山道として一日でも早く実現することを願うものであります。

このように赤岩遊歩道が整備されるわけですから、多くの観光客や市民の皆さんに利用していただき、美しい海岸の風景と季節の植物などを楽しんでいただきたいと思います。市としましても、これまで以上に赤岩遊歩道のPRに努めていただきたいと思いますと考えておりますが、市としてのお考えをお聞かせください。

この際、一つだけ要望があります。

祝津には、大勢の観光客が訪れております。赤岩遊歩道は、祝津側から登る登山客もおります。山登りを目指している方は、高台にある案内板に目がとまりますけれども、観光客の目には届かない位置にあります。祝津のまちの中で、誰の目にもとまる位置にもう一つ立てていただき、観光客の心を登山口に向けていただけるよう要望いたします。そのときには、外国語も記載してください。これは要望ですので、答弁は結構でございます。

最後に、これまで御協力、御支援をいただきました関係機関及び御協力をしてくださった方に深く感謝申し上げ、これで赤岩遊歩道の質問は終了させていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 久末議員の御質問にお答えいたします。

小樽海岸自然探勝路、いわゆる赤岩遊歩道について御質問がありました。

赤岩遊歩道のPRにつきましては、昨年度、案内ポスターを作成し、祝津地区の観光施設等での掲示を依頼したところであります。今後、北海道により遊歩道が整備されると、市民をはじめ観光客の皆さんが、より利用しやすくなりますので、今年度は市内3か所の観光案内所にも案内ポスターを掲示するなど、赤岩遊歩道のさらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

なお、議員から最後に御要望のありました看板の設置についても検討させていただきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（議場歓然）

（「一番前向きな答弁が出たんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 酒 井 隆 行

平成26年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成26年6月18日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之	
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊	
財	政	部	長	小	山	産	業	港	湾	部	長	佐	
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	藤	
福	祉	部	長	前	田	保	健	所	長	秋	野	恵	
建	設	部	長	工	藤	消	防	長		飯	田	敬	
病	院	局	長	笠	原	教	育	部	長	田	中	泰	
経	営	管	理	部	長	総	務	部	総	務	課	長	佐
総	務	部	企	画	政	策	室	長		中	田	克	浩
財	政	部	財	政	課	長				佐	藤	靖	久

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第13号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 平成26年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

少子高齢化及び人口対策問題については、このたびの市民と語る会の中でも各会場で市民の皆さんから質問を受け、市民のそのことへの問題意識と危機感の高さが浮き彫りになったテーマでした。当然、我々市議会議員も、以前から本市にこの問題に対する打開策を求め、施策を提言、推進してきましたが、効果的とは言えず、市民の方にもあまり理解されていないのが現状のようです。この問題に対する施策は多岐にわたり、ほとんどの市の施策が相互に関連しています。このたびは、焦点を絞って、今期策定される小樽市住宅マスタープランと若年女性人口激減、年少人口減少という二つの現象についてお聞きします。

小樽市の2015年からの10年間の住宅政策の指針を定める小樽市住宅マスタープランの第1回策定委員会が、北海道職業能力開発大学の小菅孝一准教授を委員長に、先月19日に開会されました。1回目なので、まだ何も具体的なことは出てこないのはわかりますが、その中で「市建設部が現行プランについて説明した」とありますが、その内容と現状の住宅施策の問題点を今後どのように分析、整理される予定なのか、そのお考えをお知らせください。

また、委員長からは、「少子高齢化や北海道新幹線との関連について、委員からは単なる住宅政策ではなく、福祉や教育、子育ての観点も踏まえたプランにすべきとの御意見があった」とありますが、住宅政策は人口対策問題等にも深くかかわり、しごとももっともなことと考えます。その点では、この市住宅マスタープランは本市他施策とも大きく関連することとなります。その点をどのように進められるのかをお示しください。

今年5月8日、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から、2010年から40年までに道内の8割の市町村で、若年女性人口が半数以下になるとの試算が発表されました。本市においても、1万2,937人いた20歳から39歳の女性が4,404人まで減少し、減少率66.0パーセントと、道内都市部では最大の減少率と試算され、市民に衝撃が広がっています。自治体だけでは限界があり、国の抜本的対策を求めるところです。

しかし、本市としても手をこまねているわけにはいきません。現在、移住促進、子育て支援など、若年女性人口減少対策には対応していますが、本市の若年女性人口の動態をどう把握され、現状をどう受け止められていますか。

また、現在進行中の施策の成果と期待及び新たな医療費助成の拡充や、保育環境の整備などの新たな子育て支援策、道内他都市で行われている体験移住用の格安の短期間賃貸マンションの用意などの新たな移住促進策などをお聞かせください。

今年4月、総務省が公表した、昨年10月1日現在の人口推計では、道内の14歳以下の年少人口の割合は11.6パーセントで、全国で3番目に低いとされました。その要因として、一人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率が全国45位の1.28という低さがあるそうです。理由としては、道内の女性

は全国と比べて生涯未婚率が高く、育児休業制度のある企業の割合が低いなど、社会的、経済的な要因があるとされています。

本市における年少人口の動態、合計特殊出生率、生涯未婚率、育児休業制度のある企業割合の状況と本市の今後の取組についてお聞かせください。

次に、小樽市運河・堺町観光バス駐車場管理についてお聞きします。

小樽市運河・堺町観光バス駐車場は、開設面積が3,417.76平方メートル、うち国有地が2,470.33平方メートルとなっており、平成23年7月1日から、札幌側の北一硝子株式会社開設のバス駐車場と一体管理とし、北一硝子に管理を委託し、運営しています。運河周辺には観光バスの駐車場は必須で、近隣観光関連業者は現在の管理・運営に安堵しているところです。しかし、今後の本市のかかわり方と駐車場管理の展望に毎年はらはらしているのが実情です。

今後の小樽市運河・堺町観光バス駐車場へのお考えをお示してください。

次に、本市とロシア沿海との港湾物流についてお聞きします。

高橋はるみ知事は、従来のサハリン州に加え、12年のAPEC開催を機に、経済成長率が著しい人口200万人を抱える大陸側の沿岸部への道内企業進出を後押しするため、6月5日、6日、道内の経済人ら80人でつくるロシア沿海地方・北海道経済ミッションの一員として、ロシア極東の沿海地方にあるウラジオストクを訪れ、現地のミクルシェフスキー沿海地方政府知事と会談したとの報道がありました。現地では、北海道ショールームや北海道銀行主催のウラジオストク駐在員事務所開設レセプションがあったとも聞きます。

初めに、この経済ミッションの内容をお知らせください。

平成25年第2回定例会予算特別委員会で、私の質問に対する理事者からの答弁の中で、今度の港湾計画改訂に向け、今後の小樽港の物流を、港湾関係者ととも小樽港研究会なるものを立ち上げ、小樽港の主要貨物であるフェリーやコンテナ、穀物、そしてロシア貿易貨物、こういったものについて個別に現状分析したり、また今後の可能性を探る。小樽港にとって物流は大事で、これら主要貨物を中心に、今後ともしっかりと貨物量を堅持し、また少しでも伸ばせるように取り組んでいきたいと考えているとお答えをいただきました。その後の経過と小樽港研究会の検討内容を市長はどう把握されているかをお聞かせください。

また、ロシア貿易に限って言えば、前回の旭川市中心に行った経済ミッションにも関連せず、今回の件も声がかかっていないとしたら、ロシア貿易先駆を自負する本市としては、定期航路も休止と言いつつ、再開のめどが立たず、RORO船の就航情報をも事前に把握できず、その新たな活用も見いだせないなど、圧倒的に対ロシア貿易に対する情報量が欠けていると考えますが、いかがでしょうか。

また、現時点でロシア貿易の可能性を模索していないとしたら、怠慢と受け取られても仕方がないと考えます。市長の御所見と今後の方針をお伺いいたします。

次に、高校生就職スキルアップ支援事業についてお聞きします。

文部科学省調査の今春卒業予定の国公私立高校生の就職内定率は、昨年12月末現在、前年同期比2.5ポイント増の85.3パーセントに上昇し、道内就職希望者1万531人のうち、8,315人が内定し、内定率は前年同期比5.8ポイント増の79.0パーセントで、2003年度以降最高になったとあります。道教委によると、公立高校のみの昨年12月末の内定率は80.3パーセント、記録が残る90年12月の83.3パーセント以来の高さで、求人が近年になく多いとあり、本市内高校生の就職率も改善され、今期は市内企業が本市高校卒業生採用にこぎつけない状況もあるとお聞きします。

そこで、過去3年間の市内高校生の就職状況についてお聞かせください。

また、雇用対策で新規学卒者等の就職支援として、高校生就職スキルアップ支援事業費183万6,000円がさきの定例会で可決されましたが、主に高校1・2年生を対象に市内企業への就職率向上を図るため、就職活動の実践能力向上とありますが、このように就職率が改善された状況の中、どのような就職支援策となるのでしょうか。

また、皮肉なことに、本市の求人数が増えると同時に、市外からの求人も増えることとなります。例えば建設業などでは、市内の高校生に求人を出してもなかなか来てもらえず、市外に就職してしまうといった声が聞かれています。

このような現状の中、若者を市外に流出させないために何が必要か、市長のお考えをお聞かせください。

次に、ふれあいパス事業についてお聞きます。

平成26年度のふれあいパス交付が、3月20日から始まりしました。4月1日から市内バス運賃が210円から220円に改定されたことに伴い、利用者負担額は1乗車につき110円から120円に変更になりましたが、70歳以上の買物に自動車を利用しにくい方や通院されている方などには大変喜ばれており、大きな予算は伴いますが、本市の必須の施策であることは周知のことです。

本市は、このたびのバス事業者との折衝には御苦労されたと思いますが、結果的な受益者負担増額に関して、市民からの苦情や御意見はどのようなものが何件あったかお知らせください。

利用者に配付しているふれあいパス利用方法の中で、「「ふれあいパス」を使用したときの市内分と市外分の合計額が、通常の一般運賃額を上回る場合は、「ふれあいパス」を使用せず、一般運賃額をお支払いください。」とありますが、ふれあいパスを使用したときの市内分と市外分の合計額が通常の一般運賃額を上回る場合の例をお知らせください。

次に、小樽公園再整備事業についてお聞きます。

本市小樽公園は明治26年の開園から何度か大規模な再整備を経てまいりましたが、今年度から日本庭園のリニューアルなど、3年間かけて再整備に取り組むことになりました。前回、第1弾として、平成20年度までに完成した施設は、空の遊びの回廊、大地の遊びの回廊などの大型遊具や迷路、さまざまな利用ができる多目的広場や野外学級施設などがあり、多くの市民が集い、憩い、遊ぶことのできる潤いとにぎわいのある公園としました。現在、公園に対する市民ニーズも多様化し、さまざまな人が集い、景観が楽しめ、子供が生き生きと遊び、学べる、地域の歴史、魅力を生かし、伝えていくなどがニーズとして挙げられています。小樽公園は本市のシンボリックな公園ですから、ぜひ市内各所から気軽に集う労を感じさせない魅力ある公園にしてほしいものです。

そこでお聞きます。このたびの第2弾整備は3年後に完成ということですが、さきに述べた市民ニーズにどう対応する公園になりますか。

市内各地から車で来られる方の駐車場対策は、いかがお考えですか。

また、3年間でやる整備の総予算をお聞かせください。

最後に、街路灯設置費助成についてお聞きます。

町会人口が減り、新興マンションやアパート住人の町会加入率の低下などにより、疲弊する町会財政に追い打ちをかけるようなたび重なる電気料金の値上げ、また設置から50年以上経過した器具も多くなり、数多くの街路灯を運営している町会にとって、特に省エネ効果にすぐれたLEDへの改良工事は早急で必須なものと考えます。

この助成制度は、LED灯具は設置費の2分の1で1万6,000円を限度として助成する制度で、大変助かっているという町会の声も多数ありますが、いかにせん予算が400万円ではなかなか改良工事が進みま

せん。このたびの市民と語る会の中では、各会場で市民の皆さんから質問があった関心のあるテーマでもありました。今後の町会等への電気料金の本市負担額や、老朽化した多数の街路灯の更新を見据えた街路灯設置費助成について、今後のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、少子高齢化及び人口対策問題について御質問がありました。

まず、小樽市住宅マスタープランの策定についてですが、第1回策定委員会では、現行計画の基本理念、五つの基本目標、その目標に従って展開する各種施策について説明いたしました。また、現状の住宅施策の問題点については、市民意向調査を実施するとともに、現行計画の点検、国勢調査等の関連する統計資料の分析、国や道の制度等との整合性の確認などを行い、その中で今後取り組むべき課題を抽出することとしております。

次に、他の施策とも関連する小樽市住宅マスタープランの策定の進め方についてですが、住宅政策は都市計画や福祉部門など複数の分野にかかわることから、策定に当たり、関係部局の課長職で組織する庁内検討委員会を設置し、その中で他の施策との調整を行いながら、素案を作成することとしております。

次に、若年女性人口の減少についてですが、まず本市の若年女性人口の動態と現状をどう受け止めるかにつきましては、住民基本台帳の20歳から39歳の若年女性人口は、平成20年末が1万4,151人、平成25年末が1万1,473人であり、各年代の出生数の減少に加え、特に20歳代が大きく転出超過の状況にあることから、2,678人減少しており、このことは本市における人口減少の要因の一つになっていると同時に、子供を産み育てる世代の減少が出生数の減少にもつながっているものと考えております。

次に、現在進めている施策の成果への期待と新たな取組につきましては、現在、企業誘致や地場企業への支援のほか、観光客やクルーズ客船誘致などの取組を進めておりますが、このような地域経済の活性化に向けた取組を通じて、特に若年者の雇用の場の創出や拡大に結びつくことを期待しているところであります。

また、新たな取組につきましては、子育て環境の整備や学力向上に向けた取組を今年度の重点施策に位置づけたところであり、まずは重点施策を中心に着実に進めてまいりますが、今後さらに新たな施策を検討していく必要があると考えております。

次に、年少人口の減少についてですが、本市における年少人口の動態などの指標と今後の取組につきましては、住民基本台帳のゼロ歳から14歳の年少人口は、平成20年末が1万3,879人、平成25年末が1万2,050人と、1,829人減少しております。

合計特殊出生率は、平成17年の0.94を底に、平成24年には1.08となっておりますが、全国や北海道に比べ低い状況にあります。

また、平成22年国勢調査による女性の生涯未婚率は17.37パーセントであり、全国や北海道に比べ高い状況にあります。

育児休業制度のある企業割合については、平成25年度の小樽市労働実態調査によると、73.2パーセントとなっております。

今後の取組についてですが、国においても人口の維持に向け、本格的な議論が始まったところであり、そのような動きと並行しながら、本市としても、どのような対策が有効かを協議する場として、今後、検討会議を設置するなど、人口対策の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市運河・堺町観光バス駐車場管理について御質問がありました。

今後の小樽市運河・堺町観光バス駐車場につきましては、市といたしましても、北一硝子側も含めると年間3万台以上の利用があることから、小樽観光の重要なインフラとして位置づけており、本市を訪れる観光客の利便性の向上につながるものと考えております。これらを踏まえ、今後とも、観光バス駐車場の存続に向けて関係機関等と調整を図ってまいります。

次に、本市とロシア沿海地方との港湾物流についての御質問がありました。

まず、ロシア沿海地方・北海道経済ミッションにつきましては、両地域間の経済交流促進を図るため、北海道知事や道議会議長をはじめ、道内企業等の関係者約80名がウラジオストク市を訪問したものであります。ミッションにおける主な行事の概要についてですが、北海道観光や企業等の紹介、道産生鮮食品のPRを行った北海道ショールームや、道内企業とウラジオストク企業それぞれの関係者からのプレゼンテーション、金融機関円卓会議などのビジネス交流会を行ったとお聞きしております。

次に、小樽港研究会についてですが、この研究会は、小樽港湾振興会の会員企業や市の実務担当者で構成され、昨年の第2回定例会以降では4回開催しており、既存物流の振興に向けた取組、指定保税地域のあり方、公共上屋の必要数等をテーマとして検討を行ってきたところであり、現在は新規貨物誘致の可能性や、今後の港湾空間のゾーニングに関する基本的な考え方となる効率的な港湾空間の構築についての検討を進めております。

また、小樽港研究会は、本年9月をめどに小樽港の物流に関する検討を終えた後、小樽港湾振興会としての意見を伺う中で、最終的に検討結果を取りまとめることとしております。これまでに近年活発な動きが見られるロシア貿易につきましては、担当者から既に小樽港研究会の中間報告を受けておりますが、全体の検討結果につきましては、最終的な取りまとめを行った後に報告を受けることになっております。

次に、対ロシア貿易に関する情報収集や可能性の模索についてですが、ロシア極東地域につきましては本市にとって極めて重要な対外貿易地域であると考えており、特に昨年開設したウラジオストクとのRORO船定期航路につきましては、小樽港貿易振興協議会が東京と札幌で開催したセミナーで本定期航路のPRを行ったことを契機に、中古車以外の一般貨物の取扱いも試験的に開始されておりますので、運航会社や地元船舶代理店などの関係企業とともに、さらなる貨物の拡大の可能性について探ってまいりたいと考えております。

これに加え、極東ロシア沿海地方やサハリン州との在来船での取扱品目の拡充も視野に入れつつ、さきの小樽港研究会の報告なども踏まえながら、現地での情報収集の可能性を含め、新たな荷主の開拓や貨物の掘り起こしについて検討してまいりたいと考えております。

次に、高校生就職スキルアップ支援事業について御質問がありました。

まず、過去3年間の市内高校生の就職内定率につきましては、平成23年度82.7パーセント、24年度94.7パーセント、25年度97.1パーセントとなっております。

次に、就職支援策の内容につきましては、全体的な就職内定率は上向いている状況にありますが、一方で市内事業所への今年度の内定率は43.2パーセントと、高いとは言えない状況にありますので、事業所視察や模擬面接、自己PR手法などの就職活動実践サポートを通じて、地元企業への就職率向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若者を市外に流出させないために必要なことについてですが、ハローワーク小樽やスキルアップ支援事業受託企業などからの聞き取りによりますと、道内では給与面での条件はあまり変わらないが、福利厚生面で違いがあること、また地元志向が強い生徒は別にして、待遇面が同じであっても、生活環境の違いから、札幌に目を向ける生徒も多いと聞いております。私といたしましては、市外流出を防ぐ意味からも、企業誘致などによる雇用の場の創出や、労働者地元定着事業などによる地元企業の魅力の周知をはじめ、若者が地元就職したいと思えるような魅力あるまちづくりが必要であると考えております。

次に、ふれあいパス事業について御質問がありました。

まず、利用者負担の増額に対する市民からの苦情や御意見につきましては、交付会場、市の窓口、電話、中央バスの窓口や車内を含めまして、特になかったと報告を受けております。

次に、ふれあいパスを利用したときの市内分と市外分の合計額が一般運賃額を上回る場合の例につきましては、小樽駅前発のキロ線ふれあいパスを使用した場合、市内分120円と市外分850円の合計が970円となり、一般運賃額930円に対し、40円高くなります。

次に、小樽公園再整備事業について質問がありました。

今年度から3年間で予定しております小樽公園再整備では、多様化する市民ニーズに応えるため、日本庭園における池や藤棚の改修、見晴台における眺望の確保や身障者用トイレの設置を行うことで、多くの市民の皆さんが集い、憩い、景観や眺望を楽しめる公園整備を進めるとともに、小樽公園の歴史や記念碑を紹介する案内板を設置し、歴史的魅力の発信を行ってまいります。

駐車場対策につきましては、今後、緑小学校跡地に新たな駐車場を計画しておりますが、それまでの間、旧東山中学校グラウンドに必要とされる駐車スペースを確保いたします。

また、小樽公園の再整備予算は、3年間で約1億円を予定しております。

次に、街路灯設置費助成について御質問がありました。

街路灯設置費助成につきましては、電気料金の値上げや街路灯の老朽化などに伴い、省エネ効果の高いLEDへ更新したい旨の申請件数が近年増加傾向にあります。LED化を進めることは町会等の維持費の縮減にも結びつくもので、厳しい財政状況ではありますが、助成制度のあり方について、財源も含め検討してまいりたいと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) 2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、対ロシア貿易についてですけれども、先ほど市長の御答弁の中で、9月をめぐりに小樽港研究会の検討内容をまとめられるということでございますが、今、港湾関係者からは、貨物や物流を今後どうしていくかという小樽市の方針がはっきり見えないと苦言を呈されております。今回こういうことで検討内容をおまとめになって、皆さんに御説明したり発表していくわけですから、その発信をきちんとしていただきたいというのが希望であります。

それと、その件にかかわって、高橋はるみ知事がこういった形でロシア沿海地方・北海道経済ミッションに同行されたということで、石狩湾新港、あちらはやはり道の関係でございますので、今後対ロシア貿易の中心は向こうへ移るのではないかというような懸念もあるということも何となく港湾関係者から、お聞きしたわけでありまして、そういうところもきちんと押さえていただきたいというのが1点あります。

2点目は、街路灯設置費助成についてでありますけれども、これにつきましては代表質問でも皆さん

いろいろお聞きになりましたが、市長の御答弁の中では、どうしていくのかということがはっきり見えてこない部分がございます。私の要望としましては、町会が本当に切望していることでございますので、一、二年の短期ですと、それは町会の負担もかなり大きく、すぐにはならないのですけれども、だからといって10年、20年というすごい長いスパンでは、また計画も立たない。そういった中で、何とか5年とか数年でやるというようなことを言っていただきますと、町会もそれなりの準備ができるということもあります。

そういうことも含めて、もう少しはっきりした方針をお答えいただければというふうに思います。この2点をお聞きいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、ロシア貿易の関係でございますけれども、私も沿海貿易といたしまして、何とかロシア貿易を進めていきたいと思っております。今回のロシア沿海地方・北海道経済ミッションについては、私どもは招待というか御案内をいただいておりますので、結果として新聞等で承知したわけでございますが、今、例えば北洋銀行、あるいは北海道銀行がロシアとの関係にかなり力を入れております。先日も北洋銀行の頭取、それから北海道銀行の頭取にお会いしたときに、何とか私どもも一緒に進めていきたいということをお願いいたしましたので、今後さらに積極的に進めていきたいと、このように思っているところでございます。

それから、街路防犯灯の問題につきましては、昨日、一昨日も質問をいただいたところであります。それだけにやはり市民の、あるいは町会の気持ちとしては大変強いものがあるというふうに思っております。昨日も一昨日も答弁をさせていただきましたとおり、LEDへの変更は、かなり消費電力の節電にもつながりますし、当然消費電力が減るということは電気料金、これにもつながるわけでございまして、水銀灯から見ると約70パーセントの減になるだろうということでございますので、これは将来のランニングコストというか、電気料金のことを見ると、大変大きなウエートを占めるだろうと思っております。

ただ、答弁させていただきましたように、今、財政の問題等もございますので、そちらともならみ合わせながら、取り組んでいかなければいけないと思っておりますけれども、鈴木議員がおっしゃるように、10年や20年ということではなくて、私としてははっきり申し上げられませんが、数年で何とかしていきたい、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 鈴木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 一般質問を行います。

まず、カジノ誘致について伺います。

私は、平成20年第4回定例会一般質問で、カジノ誘致に対する質問を行って以来、平成25年第4回定例会会派代表質問において、本市へのカジノ誘致の問題点について、再度私自身の考え方を述べさせていただきました。その際、市民と行政が向き合い、一体となって書き上げられた小樽市観光基本計画や小樽観光都市宣言、また、平成25年第4回定例会で成立いたしました小樽市自治基本条例の前文にも述

べられております本市まちづくりの精神にカジノ誘致は相入れないと申し上げました。

これまで本市は、他市にはない歴史や風土を通して、市民と訪れる観光客が触れ合い、心を通わせ、そうした交流を通して、市民一人一人がより一層の郷土への愛着を深め、さらに誇りを持って暮らすことのできるまちづくりを官民一体となって努力を重ねてきたはずであります。

今年で16回目を数え、冬の風物詩として北海道を代表する催しの一つとなった小樽雪あかりの路は、まさにそうした本市のまちづくりの精神が具現化されており、だからこそ多くの市民が10日間もの長きにわたり、冬の寒さの中、ボランティアとして参加をされているのだと思います。私はそうした努力が本市の観光の質を高め、また、本市のブランド力の下支えとなるとうとい力だと確信をいたしております。本市へのカジノ誘致はそうしたまちづくりの努力に水を差し、築き上げられてきた本市のイメージや、それを支えてこられた多くの市民への背信行為にほかならないと考えます。

市長は、平成25年第3回定例会、我が会派の佐々木秩議員の会派代表質問において、「現段階でカジノを含むI Rの誘致活動を進めてまいります、最終的な決定をしたとは考えておりません」、また、市の大きな財政負担を伴う場合や市民合意が得られないということであれば、撤退せざるを得ないというふうに思っているともお答えになっております。今もそのお考えに変わりはありませんか、お伺いたします。

また、市民合意を得るために、今後どのような努力をされるおつもりですか。あわせてお答え願います。

佐々木秩議員の質問に対しては、「小樽国際観光リゾート推進協議会とともに説明会などを開催し、市民の皆さんにI Rに対する理解を深めていただきたいと思いますと考えております」と述べられておりました。先日5月11日に設立されましたカジノ誘致に反対する小樽市民の会も交えた議論の場を設ける考えはありませんか、お考えをお聞かせください。

さて、先日開催された小樽国際観光リゾート推進協議会の定期総会とあわせて開催されたセミナーでは、北海道の関係者も出席され、今後のカジノ誘致に向けた北海道の取組についても報告されております。「誘致地域と共に北海道へのI R実現に向け、具体的に検討を進める」と書かれた項には、誘致地域とともに今年度に進めていく課題として、「地域住民の合意形成」「道民へのI R理解促進」「I R事業者へのアピール」「国への制度設計の提案」となっております。そして、この間、市場可能性調査、経済波及効果調査、社会影響予測・対策整理をした上で、今年11月を目途に北海道型I Rの基本的な考え方を整理するとされております。「誘致地域と共に」と書かれておりますから、本市も当然含まれているわけでありませう。

こうした北海道の調査に本市としてどのように関与をされますか、お答えをいただきたいと思ひます。

私は、こうした調査は本来誘致の是非を判断する前に行われるべきものと考えます。北海道のこうした調査はI R実現を前提とした調査となりますから、公平な調査にはならないと考えますが、本市で独自に調査をするおつもりはありますか。私は、誘致前提の調査ではなく、誘致の是非を判断するための市の独自調査を求めますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

私は、道の調査項目とは別に、本市観光への負の影響も調査をすべきと考えます。そうした意味で、平成25年第4回定例会予算特別委員会で、例えば小樽ふれあい観光大使の52名の方々や、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に寄附を寄せていただいています市内、道内、道外の1,008名の方々、また身銭を切つて講座を受けられ、おたる案内人の資格を取得されたマイスターや1級、2級合わせて641名の方々に、本市のカジノ誘致の是非やお考えを率直に聞き取りされるべきと申し上げました。

市長は、その際、I R推進法が成立した暁には本市をサポートしていただいている皆さんにもそうい

うことはしっかりお聞きしたいとおっしゃっていると回答になっております。もう一度この本会議の場で確認をさせていただきたいと思っております。市長のこのお考えに変わりはありませんか、お答えをいただきたいと思っております。

さて、市長は、4月23日から韓国のカジノ事情視察のため、濟州島や江原道を訪問されております。まず、率直な感想をお聞かせいただきたいと思っております。

江原道、カンウォンランドカジノについては、平成25年第4回定例会予算特別委員会で、私は2012年10月にYouTubeにアップロードされましたカンウォンランドカジノに関するレポートを基に質問をいたしました。誘致活動の中心的役割を果たされたチェ・ドンスン氏へのインタビューや、韓国賭博中毒予防治癒センターでのカンウォンランド常務取締役チェ・ドンニョル氏などへの聞き取り調査などに触れ、韓国最大のカジノであり、売上げも韓国17カジノのうち群を抜いてトップであるカジノを誘致したまちの信じられない荒廃をした現状を紹介させていただきました。今回、市長は現地に行かれたわけですから、どのような調査をされ、また、その具体的な内容についても、この場でお聞かせをいただきたいと思っております。

市民議論を進める上では、議論の材料となるさまざまな資料の提供が必要であります。さきの北海道による資料の中で、IR実施法案の目的は①観光振興、②経済の活性化、③財政への寄与と書かれております。市長も、おおむねそれらを誘致の目的として説明をされております。市長は誘致を表明されている以上、これらを具体的にどのように実現をされるのか、市民に説明されねばなりません。

また、プラスの側面ばかりではなく、マイナスの側面も検討がなされるべきではないでしょうか。

先ほど触れさせていただきましたカジノ誘致に反対する小樽市民の会は、シンガポールやマカオなど、先行するカジノのメリットとデメリットを検証した調査論文などもお持ちだと伺っております。私は、小樽市自治基本条例の本旨に照らして、推進派、反対派、行政の三者からパネラーを出し合い、公開の場での討論会を開催すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

カジノの項は終わりました、次の項に移らせていただきます。

市内空き家の増加とその管理、又はその活用について伺いをいたします。

私は、平成26年第1回定例会予算特別委員会でも触れさせていただいておりますが、本市でも空き家の増加が社会問題化しつつあり、空き家管理条例を制定すべく検討がなされているところだとお聞きしております。一方で、市内空き家を都市資源として捉え、それを利用する施策については、たびたび議会の場で議論をさせていただき、平成20年、21年の市内空き家の調査を経て、空き家バンクの制度が本市でも発足しておりますが、なかなか成果が上がっていない現状であります。また、残念ながら、現状では空き家バンクへの登録はゼロともお聞きしております。

私は、前定例会の予算特別委員会で、若年層の人口減対策と空き家対策を結びつけて考えられる施策として、札幌圏や市内の低所得若年層の持家対策としての市内空き家の活用を議論させていただきました。近年の不安定雇用と低賃金にさらされている若年層は、土地を取得し、長期の住宅ローンを借りて、家を新築することが大変難しくなっております。一方で、築年数四、五十年が経過をして、不動産としての市場価値もなく、また解体費用も捻出できず放置されている物件は、結局、危険空き家として社会問題化することになるわけであります。

こうした物件の中には、改修、リフォームすれば十分に住み続けることができるものも少なくありません。市内不動産業界では、そうした空き家でも駅に近いなど、利便性が高い地区では、近年リフォームをして販売、成約されているとお聞きをいたしております。また、新聞などの広告欄や折り込みチラシなどでも中古物件の売買が時折見かけられますが、築二、三十年以内のものがほとんどではないでし

ようか。私は、そうした業界の網にかからず取り残される物件こそ、資源化できると考えるわけであり
ます。

中古住宅を取得し、リフォームをして、例えば七、八百万円で、また低利で25年程度のローンが組め
るとなれば、借りている家賃の範囲で十分持家が可能ではないでしょうか。そうした空き家の情報を集
め、整理し、訴求し、金融と建築業界ともつなぐことのできる窓口さえできれば、埋もれている需要が
相当数顕在化するものと考えられます。本市の空き家バンク制度も、そうした仕組みをセットで持って
いれば生きてくるのではないのでしょうか。融資につきましても、中小企業向けにはマルタル資金など、
金融機関とも連携をされている制度もあるわけですし、新たな政策的金融制度として検討できると考
えます。

ところで、本市の空き家情報につきましては、平成20年から21年にかけて調査をされて以来、5年が
経過をいたしております。現在、準備、検討がなされている本市の空き家管理条例制定に向けても、新
たにより詳細な調査が必要になるのではないかと考えます。

また、これまで述べさせていただきました市内空き家の活用策も含めた新たな空き家バンク制度のリ
ニューアルや活性化のためにも、新たな市内の空き家の調査が必要になると考えますが、市長のお考
えをお聞かせいただきたいと思います。

また、私は、市内高台にある空き家の幾つかは、二地域居住誘致のための空き家ファンドとして政策
的に可能ではないかと、これまでも議論をさせていただいております。ぜひ取組を検討してほしいと思
います。これまで何度も詳しくお話ししておりますので、ここでは説明は省かせていただきますが、
いずれも本市の政策的関与なしには実効性のないものと考えます。移住や二地域居住については、本市
企画政策室でも、市民を交えて研究もされてこられていると承知をいたしております。さきに触れさせ
ていただきました若年層の持家対策と二地域居住誘致の空き家ファンドについて、市内金融機関、建築
業界、市内不動産業界などにも入っていただき、研究会などを立ち上げられないでしょうか。

建設事業協会には優秀な本市のOBがいらっしゃいますし、小樽信用金庫は、近年、中古住宅取得に
対する融資に熱心に取り組んでおられるとお聞きをいたしております。また、市内不動産業界の若手で
私的な研究会が立ち上げられているともお聞きをいたしております。本議会にもこうした案件に興味を
持たれる若い議員もいらっしゃいます。私も特色ある政策に仕上げていけると自負をいたしております
ので、ぜひ加えていただきたいです。市長のお考えをお伺いいたし、私の質問を終えさせていただきます。

なお、再質問は留保をいたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、カジノ誘致について御質問がありました。

まず、平成25年第3回定例会での民主党・市民連合、佐々木秩議員の代表質問に対する私の答弁につ
きましては、現在も基本的な考えに変わりはありません。

また、市民合意を得ることにつきましては、今後とも北海道と連携を図りながら、IRに関する各種
情報を収集するとともに、IR推進法が成立した後には、市民の皆さんに対する説明会の開催や市ホー
ムページによる情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、今年度北海道が実施するIRに関する調査につきましては、本道におけるIRの経済波及効果等調査や社会的影響予測・対策調査など、北海道型IRの基本的な考え方の調査、道民の理解、促進を図る取組が実施されると聞いておりますので、市といたしましても、統計資料や各種情報の提供などの協力をしてまいりたいと考えております。

また、北海道では調査結果を誘致に必要な材料の整理に活用するとしておりますが、本市での誘致に向けた判断にも十分参考になるものであり、現時点では市の独自調査を実施する考えはありません。

次に、平成25年第4回定例会の予算特別委員会でのIR推進法成立後、いろいろな方の御意見をお聞きするという私の答弁につきましては、現在も基本的な考えに変わりはありません。

次に、韓国IR視察の感想につきましては、外国人専用の済州島と唯一韓国国民が入場できるカンウォンランドの対照的な2か所のカジノ施設を中心に、カンウォンランドの中毒ケアセンターもあわせて視察してまいりました。済州島では、セキュリティレベルが高いことや、外国人観光客誘致に重要な役割を果たしていること、カンウォンランドでは、市街地から離れた廃鉱跡地にありながら、大規模で平日でも来場者が多いこと、中毒ケアセンターでは依存症対策が充実していることなどが印象に残っております。全体を通して、韓国IRのメリットとデメリットを視察できたことは、大変有意義であったと考えております。

また、カンウォンランドでの具体的な調査内容につきましては、施設見学のほか、中毒ケアセンターの担当職員から、現況説明や依存症の予防、相談システムなどについての講義を受けてきたところであります。

次に、推進派、反対派、行政の三者による公開討論会の開催につきましては、IR推進法が成立した後、市民の皆さんを対象とした説明会などを実施する予定でありますので、今後、具体的なあり方についても検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家の増加とその活用について御質問がありました。

まず、空き家に関する新たな調査についてですが、空き家バンクに登録できるような空き家は再活用できる良好な物件でありますので、そのような空き家は不動産業界や建築業界において既に販売されているところであります。

また、これまで検討を進めてきた空き家に関する条例は、危険とされる空き家に対応することを目的としており、改修までには至らない、再活用できない物件であります。これら危険な空き家につきましては、平成20、21年度の調査結果や、建設部と消防本部に寄せられている情報などから把握しております。

このことから、御質問の調査対象となる空き家は、これら以外の大きなリフォームが必要となる空き家と考えられますが、民間の業界において流通対象にならない空き家を市の政策として仲介することには、仮に隠れた瑕疵があった場合には大きな問題となることが懸念されることから、調査につきましては慎重に対応しなければならないものと考えております。

次に、低所得者向けの持家対策と二地域居住誘致のための空き家ファンドに係る研究会についてですが、空き家を持家や別荘のように活用することは定住促進、人口対策に結びつくとともに、増加する危険な空き家の発生を抑制することにもつながるものと考えておりますので、さまざまな業界が参加する研究会の立ち上げにつきましては、事業主体や市のかかわり、それぞれの役割分担も含め、研究してまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、山口保議員。

○18番（山口 保議員） 再質問をさせていただきたいと思います。

カジノについてです。

前回の予算特別委員会でのことでございますけれども、小樽ファンの方々にアンケートをされるようなことで調査をしないのかということで質問した際に、お答えをいただいた分では、いろいろな方々からお話を伺いたいというふうにお答えになりましたけれども、私はこのとき、先ほども具体的に聞きまされたけれども、観光案内人の方とか、それから道内、市外の小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に寄附を寄せていただいた方とか、小樽ふれあい観光大使の方とか、そういう方にお聞きをされないのかということを知り、そのときには市長は、そういうことをやりたいというふうにお答えをしているわけです。今回は具体的にそういうことに触れてお答えになったのか、その辺がちょっと不明ですので、再度確認をしたいということです。

それからもう一点、江原道の視察にお行きになりましたけれども、代表質問での答弁や、今回の答弁もそうですけれども、基本的には中毒ケアセンターと、カジノ内部の話が多かったのですが、私が一番懸念しているのは、予算特別委員会でもお話をしましたけれども、カジノ周辺のまち並みが荒廃しましたということです。YouTubeの内容でも説明をさせていただきましたけれども、例えば質屋とか風俗など、そういうものが周辺にたくさんできていますよと。酔っぱらいがうろろしていますと。浮浪者も二、三千人いますと。そうした都市の荒廃が人口のすごい減少に、半減したと言われてはいますけれども、そういうものにつながってしまっていると。だから、誘致を実行した中心メンバーでさえ、これは大失敗だったということでインタビューにお答えになっているわけです。一番大事なところはそこだと思えますが、そういうカジノ周辺についてもごらんになってこられたと思います。そういう印象が市長におありであればお答えをいただきたいと思っておりますが、それには触れていただけませんでしたので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

その2点です。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 山口議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、カジノ誘致についてのどういう人たちにいろいろと意見を聞くかということについては、今、議員がおっしゃったような方も含めてどういう方がよろしいのか、どういう方からであれば一番きちんとした意見を聞くことができるのかを含めて考えていきたいと思っております。ですから、当然、今、議員がおっしゃっている方も対象にして考えていきたいと思っております。

それから、カジノの江原道の問題でありますけれども、私は以前のカンウォンランドを知らないのです。だから、炭鉱跡地にカンウォンランドができたということで、多少歴史のことを聞きましたけれども、荒廃したかどうかというのはわかりませんが、現在の状況だけ見ると、確かにカジノ施設のあるホテルの下のほうには質屋が何軒もありました。プレハブのような形の建物でありました。それから、風俗とか、そういったことについては特に感じなかったです。それから、昼間でございましたけれども、酔っぱらいがいたとか、治安の問題について心配するような、そういう感じはありませんでした。バスの窓からの視察であり、実際に土地におりたのは少しだけで、ずっと歩いていませんけれども、人通りなどを見ましても、そういうふうなことは私は特に感じませんでした。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、山口保議員。

○18番（山口 保議員） これは質問ではございませんけれども、申し述べておきたいと思いちよつと今申し上げますが、市長、今そのようにおっしゃいましたけれども、北海道新聞の記者も随行されたのかわかりませんが、視察されて、まとめて記事にもされていらっしゃると思います。江原道のカンウオンランドの周辺のことについて、私が予算特別委員会でYouTubeを見た上でいろいろ申し上げましたけれども、それにほとんど近い形で報告がなされております。ぜひ市長には、バスの中から見た程度では、まちの変化みたいなものはたぶんおわかりにならないと思いますので、また予算を使ってお行きになってもいいですから、これは大事なことです。しっかり見ていただいて、その報告をまとめて、議会の場でも報告をしていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 山口議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時30分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 一般質問を行います。

今年3月、埼玉県富士見市のマンションで、自称ベビーシッターの男性に預けられた2歳の男児が死亡する事件が発生しました。事件の被害者である母親はシングルマザーで、2歳と8か月の2人の子供をインターネットを介して保育依頼したものです。預かった男性は無資格で、無資格者がなぜ保育事業を行っていたのか、無届けの保育サービスの実態が問題になりました。

その背景には、歴代自民政権が多様な働き方として労働の規制緩和を進めてきた結果、派遣や契約、パートなど、非正規労働者が急増し、昨年は前年比93万人増の1,906万人となり過去最高で、その6割が女性です。多様な働き方が広がっているのに、公的保育は平日の昼間に親が働くことを前提にしているため、早朝や夜間、泊まりなどに対応する保育サービスは、ごくわずかです。そのために、ベビーシッターのような民間保育サービスがカバーしているのが現状です。しかし、1時間の料金が2,000円前後と高額なため、経済的に苦しいシングルマザーや非正規で働く人は、ネット仲介の低料金のシッターに頼らざるを得ない実態があります。

そこで、小樽市の保育事業にかかわって質問します。

本市の一時保育は、日赤保育所、ゆりかご保育園、あおぞら保育園の3か所で実施されています。平成25年度実績では延べ1,464人が利用しており、1日平均5人の利用です。同じく平成25年度のファミリーサポートセンターの利用件数は668件と聞いていますが、これらの利用目的の内訳をお知らせください。

小樽市次世代育成支援行動計画の後期計画では、平成26年度まで一時保育を拡大することを目標にしています。平成24年第4回定例会には、相愛保育所父母の会から北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について陳情が出されています。現在の一時保育は全て市内中心部のため、北西部地域にも希望するものですが、実施されていません。市内の地形から見ても、子育て支援の立場からも、ぜひ実施すべきと思いますが、なぜ開設しないのか、市内の一時保育の充足については、どのように判断しているのでしょうか。

平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度に向けて、昨年秋に小樽市子ども・子育て支援

アンケートを実施しています。就学前児童を持つ家庭888件の回答では、「配偶者がいない」97人、10.9パーセント、「日常的、また緊急時に預かってもらえる人がいない」84人、9.5パーセント。「子育てをする上でどんなサポートを希望するか」に対しては、「行政の子育て支援サービス」が213人、23.9パーセント、その中では「緊急の場合などの託児サービスの充実」を求めるものが31人でトップでした。一時保育は今年度までに1か所以上の拡大を目標にしており、実施したいと希望する保育所があるのに認めないのはなぜか説明してください。

同様に、上記計画にある平成26年度まで1か所設置予定の病児・病後児保育については、今年度中に実現できるのか、これまでの経過も含めてお聞かせください。

最後に、子ども・子育て支援新制度ですが、2015年4月の本格施行を目指して、子ども・子育て会議で検討を進めています。新制度では、施設型保育と地域型保育に分かれ、地域型保育の認可基準は市町村がつくることになっています。また、保護者の就労状況に基づいて保育時間が決められ、施設への補助金制度も変わります。小樽市は、認可外保育事業補助金として市内の認可外保育施設に対して市独自に補助金を出していますが、新制度になっても続けてほしいと要望があります。引き続き、市の子育て支援策として継続、拡大を希望しますが、市長の見解を求めます。

次に、全国学力・学習状況調査と教育委員会制度について質問します。

文部科学省は、4月22日、全国の小学校6年生と中学3年生約224万人を対象に、第7回目の全国学力・学習状況調査を実施しました。これまで全国学力・学習状況調査の実施要領では、序列化や過度な競争が生じるおそれなどがあるとして、自治体による学校別結果の公表は禁じていました。しかし、昨年11月に公表した本年度の実施要領で初めてその方針を転換し、市町村教育委員会が学校別結果を公表することや、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の同意を得て、市町村別、学校別の結果を公表することができるとしました。なぜこれまで認めてこなかった学校別公表を可能としたのか、お知らせください。

学校別公表については、市民から意見が寄せられているのか、小樽市教育委員会としてはどのような議論をしてきたのか、今後の方向についてもお答えください。

全国学力・学習状況調査は、学校で普通に行われるテストとは違います。通常のテストは、授業でやったことを子供たちがきちんと理解しているかどうか、誰がどこでつまづいているのか確認し、指導に役立てられています。ところが、全国学力・学習状況調査は、結果が出るのは実施から数か月後で、どんなテストだったか忘れたころです。返ってくるのは答案用紙ではなく、問題ごとにできたかできなかったかを示す表ですから、子供たちは自分がどこでどう間違ったかわからない、教員もこのテストについての具体的な指導ができません。つまり、学力テストは、子供の学力増進に役立つものではなく、点数化された結果を学力として明らかにすることが目的です。教育長は、全国学力・学習状況調査を毎年続けてきたことで、どのような教育効果になったと考えていますか、お聞かせください。

全国下位にある北海道は、「ほっかいどう「学力・体力向上運動」メッセージ」を、高橋はるみ知事、道教育委員会委員長の名前で発信し、平成21年度より道内全ての小・中学校を対象にチャレンジテストを実施しています。この目的と、これまでの本市における実施状況、通常のテストと何が違うのか、お聞かせください。

重大なことは、全国学力・学習状況調査でランキングが明らかにされますから、平均点を1点でも上げようとする競争が目的化し、教育をゆがめることです。全国では、全国学力・学習状況調査対策として、春休みの宿題、過去の問題などを使った朝、放課後、授業時間の補習が行われ、地域や学校間競争が激化し、平均点を上げると追い立てられる状況が各地に広がっています。小樽市内の各学校でこのよ

うなテスト対策が実施されていませんか、お聞きします。

今述べたように、既に地域間で点数引上げ対策が始まっていますが、政府は、さらにこれを学校間に広げようとしています。しかし、今のところ、多くの教育委員会は学校別の公表には慎重です。

安倍政権は、教育委員会制度を変更し、首長が教育長を任命し、国の教育方針を推進できるようにして、教育委員会の独立性をなくそうとしています。6月13日、国会で強行可決された教育委員会制度改革は、教育委員会委員長と教育長を一体化し、首長が直接教育長を任命するものです。教育委員会は、国や首長から独立した行政組織である点に特徴があり、現在は教育委員会が教育長を任命し指揮監督する仕組みですが、立場が逆転します。教育委員会の独立性が大きく損なわれ、国と首長が教育と教育行政を支配することになります。憲法が保障した教育の自由と自主性の侵害になります。日の丸、君が代をはじめ全国学力・学習状況調査の学校別公表など、国の方針どおりの教育を押しつけることになると心配です。教育委員会制度の改革について、市長、教育長、それぞれの見解をお聞きします。

次に、障害者タクシー利用助成制度について質問します。

現在、小樽市では、一定の障害を持つ方を対象にタクシー利用助成券が交付されています。対象は、両下肢・体幹・移動機能1・2級、視覚1級、腎臓機能障害1級で、居住地や利用条件で400円券と500円券が支給されています。平成25年度実績では、年間約1,000名が利用しています。利用時はタクシーの基本料金520円がタクシー料金割引制度で1割引になり、400円券では60円の自己負担が発生します。利用者からは、タクシー基本料金分の助成支援にしてほしいと希望があります。道内他都市の実施状況を見ると、タクシーの基本料金分を支給しているところは4自治体ありました。今後、物価変動でタクシー料金の値上げの可能性もあります。基本料金分の助成に改善できないのか、お聞きします。

また、交付対象者には、視覚障害1級の方がいます。助成券には氏名を記入しなければなりません。ひとり暮らしの方もいますので、本人が希望すれば氏名の記入をしていただけないでしょうか。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援について御質問がありました。

まず、一時保育の拡大についてですが、平成25年度の一時保育事業の利用内訳につきましては、パート就労などで保育が必要な場合が765件、緊急の場合の保育が435件、私的理由による保育が264件となっております。

また、ファミリーサポートセンター事業につきましては、一時保育事業と同様の統計区分をとっておりませんが、利用内訳は日常的な預かりが602件、病気の預かりが59件、緊急の預かりが7件となっております。

次に、北西部地域において一時保育を実施していない理由につきましては、平成23年度に行った乳幼児健診受診者を対象としたアンケート調査で、「現在の3保育所以外の地域での一時保育を利用したいと思う」が約3割、「利用しないと思う」が約7割であったことや、平成24年度の利用件数が全体的に大きく落ち込んだことなどの経緯があり、実施していないものであります。

また、市内の一時保育の状況につきましては、おおむね充足されているものと考えております。

次に、次世代育成支援行動計画における実施保育所拡大の方針と実施希望保育所があるのに実施して

いない理由につきましては、平成21年度に行動計画を策定した以降、3か所の実施施設における利用件数が大きく落ち込んだことから、箇所数の拡大ということには至らなかったものであります。

なお、今後の方向性につきましては、昨年実施したアンケート結果を参考にするとともに、今年度の利用状況の推移などを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、病児・病後児保育の実施についてですが、これまでの経過と今年度中に実現できるのかということにつきましては、平成22年度に新市立病院内での設置を検討いたしました。小児科の診療体制などの面で難しかったことから、他の医療機関での実施の可能性を探っていくこととし、その後、市内の小児科医から、病児・病後児保育に関する考え方を伺うなどしてきたところであります。これらの取組の中で、市内には小児科の医師が少ないこと、事業実施のための適当な施設がないこと、新たな施設整備には相応の財政負担を伴うこと、運営に関する国の補助が低額であることなどが課題となっており、これらの課題の解決が必要であるため、今年度中の実現は困難と考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度における認可外保育施設への支援についてですが、補助の継続、拡大につきましては、現在、国が進めている子ども・子育て支援新制度の内容や新制度移行後の財政負担のあり方などとともに検討が必要であるとと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査と教育委員会改革について御質問がありました。

先般、成立した教育委員会制度改革に対する見解につきまして、この制度改革は、そもそもいじめ問題が発端であると認識しておりますが、昨今、社会問題化しております引きこもりや子供の貧困、さらには現に本市でも行っております学校統廃合など、教育委員会だけではなく、福祉施設として、また、まちづくりの観点も含めて検討すべき事案が増加している現状もあります。この改革により、首長の下に総合教育会議が設置され、教育に関する大綱や重要な事項などについて協議することとなっておりますし、また教育委員会は独立した執行機関として存置されますので、教育の政治的中立性は確保されたまま、これまで以上に教育委員会との意思疎通が図られ、諸課題に対して市が一体となって対応していくことができるのではないかと考えております。

次に、障害者タクシー利用助成制度について御質問がありました。

まず、タクシーの助成額を基本料金分の助成に改善できないかということにつきましては、この制度は市の単独事業でありますので、本市の厳しい財政状況を踏まえ、大変難しいものと考えております。

次に、タクシー利用助成券に氏名を記入することが困難な視覚障害をお持ちの方への対応につきましては、助成券を交付する窓口において職員が御本人の希望に応じて氏名を記入しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 中島議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、全国学力・学習状況調査と教育委員会の体制について御質問がありました。

初めに、文部科学省が学校別公表を可能とした理由と市民からの意見、教育委員会としての議論の状況と今後の方向についてであります。文部科学省の通知では、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると示されておりますが、公表を可能とした理由についての公式な見解は、道教委としても把握していないと聞いております。

また、この件に関して特に市民からの意見は寄せられておりませんが、各種会議や集まりの中で、序列化や過度な競争につながる懸念があるので慎重に扱うべきであるという意見や、自分の子供がどのくらいの位置にあるのか正確に教えてほしいなど、さまざまな意見があることは承知しております。教育

委員会として、現在、学校別の平均正答率を公表することが、子供たちや保護者あるいは教職員へどのような影響があるのか、さまざまな観点から慎重に検討を行っているところであります。

次に、全国学力・学習状況調査に継続して参加してきた教育効果についてであります。本調査は、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを狙いとして参加してきました。その結果、教職員にあっては、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行い、みずからの授業を改善し見直すという意識が高まり、習熟度別少人数指導やチーム・ティーチングの取組、放課後学習や長期休業中の補習などへの参加促進が図られてきました。

また、学習状況の面では、本市においては家庭学習や読書の時間が少なく、携帯電話の所持率が高いなどの状況から、音読運動や携10運動などを通して家庭学習の必要性や意識が徐々に浸透し、その効果が出てきているものと考えております。今後とも、学校と家庭が協力して、子供たちの学力向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、チャレンジテストの目的と、これまでの本市における実施状況、通常のテストとの違いについてであります。初めに道教委では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、思考力・判断力・表現力などの育成を図ることを目的に北海道学力向上Webシステムを活用して、国語、算数・数学、理科、社会の問題の発信、集計、分析等を行っております。

本市では、このテストには子供たちの学習内容の定着状況を全道、管内と比べることができるという他のテストと違う点があることから、学力向上にプラスになるものと考えており、各学校では授業や朝の学習、放課後の補習などを活用して参加しているところであります。

なお、このチャレンジテストの実施状況ですが、道教委では年間11回配信しておりますが、小樽市教育委員会として本市の小・中学校の平成25年度の3回分について参加状況を調べたところ、平均で全教科、全学年で実施した学校は21校、一部の教科、一部の学年で実施した学校は16校、実施しなかった学校は1校となっております。

次に、全国学力・学習状況調査対策の実施についてであります。先ほども述べましたとおり、全国学力・学習状況調査は、子供たちの学力や学習を把握・分析し、教職員の指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを狙いとしております。本市においては、この調査結果の分析を踏まえ、教職員の授業改善に向けた研修会、習熟度別少人数指導やチーム・ティーチングの導入、放課後学習や長期休業中の補習、音読運動や携10運動などの取組を継続して行うことが、子供たちの基礎・基本の学力の向上につながるものと考えており、単にテスト対策として行っているものではないと認識しております。

次に、先般、国会で成立いたしました教育委員会制度の改革に対する見解についての御質問ですが、この制度改革の趣旨は、執行機関は現行どおり教育委員会とすることで教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、深刻化するいじめなど教育現場の諸問題に迅速かつ適切に対応するために、教育行政における責任の明確化を図ったものであります。その内容としては、現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長を首長が直接任命・罷免を行うようになること、新教育長は教育委員会を代表し任期は3年であることなどがありますが、私としては、教育長の責任がこれまで以上に重くなるものと感じております。

また、新たに首長の下に総合教育会議が設置され、教育に関する大綱や重要な事項についての協議の場が設けられることから、これまで以上に首長と教育委員会との共通理解が図られるものと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

〇20番（中島麗子議員） 各項目にわたって再質問を行います。

最初に、保育問題ですけれども、埼玉県富士見市の事件についてお話しいたしましたが、子育て環境の問題の中で幼い命が犠牲になることは本当に心が痛む思いで、こういう事件が起きる背景には、同様の危険な事態が全国で広がっていることが予想されます。小樽でそういうことがないようにという思いでこの問題を取り上げましたが、一時保育は現在間に合っているという答弁でありました。

しかし、平成23年度には一時保育の利用は3か所の総数で1,536人、24年度は842人と落ち込んでいます。このことを指して需要がどうかと言ったと思いますが、25年度は決算見込みということで1,464人と、また23年度並みに回復しているのです。これで利用者が少なくなったという根拠にはならないと思います。

さらに、平成22年3月に示された小樽市次世代育成支援行動計画、いわゆる子育てプランの後期実施計画で基本方針の地域における子育て支援の推進の具体的施策として、最初に掲げられているのが一時保育事業の拡大なのです。ここには平成21年度の実態が表記されています。認可保育所3か所、認可外保育施設7か所で実施、これを拡大する目標です。現状では、認可保育所は3か所が変わりません。しかし、認可外保育施設は、このときあったみのり保育園が平成24年3月に、共同保育所ポッポの家が平成26年3月に、それぞれ廃止になって、認可外保育所としては5か所、そのうち1か所は個人ですから、ほとんど4か所に減っているのです。計画当時よりも減少しているのが実態です。それでも、1か所増やすという計画も十分、保育需要は間に合っているのだと。先ほど示したアンケートの結果を見ても要望が強いと思いますが、必要ないという根拠になるのか再度お聞かせください。

病児・病後児保育の問題は、小樽市次世代育成支援行動計画が作成されたのが平成17年ですから、今年でもう10年目です。10年間この問題について取り上げてきたわけですし、私自身も東京都昭島市、愛知県一宮市、春日井市、岡山県総社市の4か所、病児・病後児保育の視察調査をしてきました。やはり小児科に併設した形が一番適当だと実感してきましたけれども、小樽にそのまま当てはまる条件とは思えません。この10年間、病児・病後児保育を実践するために、どういう取組をしてきたか先ほど若干お話しいただきましたけれども、それでは市長は、小樽市の病児・病後児保育のあり方として、どういう形態が望ましいと考えているのか。この間、どういう調査をして現在に至っているのか。もう来年から新しい計画を立てなければならぬのです。そういう点で、この10年間で病児・病後児保育の問題では小樽にふさわしい形として、どういう結論を出しているかお聞かせください。

認可外保育施設の補助金の問題では、来年度からの新しい体制が決まってから考えるというお話でしたけれども、先ほどお話ししたように、認可外保育施設が閉鎖になっているのです。平成22年度の決算では、共同保育所ポッポの家、みのり保育園、かもめ保育園、ひばり保育園の4か所に604万円を小樽市が出していました。しかし、その後2か所が廃止になって、今年度の予算ではかもめ保育園とひばり保育園の2か所で317万円、もう半分ぐらいになっているのです。お金がないないと言いますが、子育て支援は、国の政策でもありまして、こういうことを考えれば、減額分を考慮しても既存の認可外保育施設への支援の継続、拡大を検討できる中身だと思います。再度お答えください。

次に全国学力・学習状況調査についてお伺いします。

今、答弁があったとおり、北海道のチャレンジテストというのが実施されております。25年度は11回ウェブサイトで配信されて、そこから取り出してそれぞれ実施した結果を入れれば、全道、後志、自分の学校の学年、自分の担当のクラス、それぞれの平均正答率が棒グラフで出て、自分のクラスの平均正答率が全道、後志、同じ学校内のクラスごとのどの位置にいるか一律ぱっとわかる仕組みなのです。

この問題については、5月末に我が党の全道の地方議員が参加して、北海道やJRなどと道民要求実

現の交渉を行いました、このとき道教委に対して「チャレンジテストは強制なのか」という質問が再三行われました。道教委は最後まで「強制ではない」、こう答えることはありませんでした。先ほどの御答弁では実施しなかった学校は1校だけということですが、その後、11回目ぐらいになりますと全校実施の状況になっていると思います。

もう一つ、小樽市のことと言えば、教育研究所が標準学力検査、CRT検査を希望する学校に行っていました。平成21年度は41校中14校参加しましたが、25年度は38校全校が実施です。そういう点で、26年度からこのCRT検査の実施時期も市内全校で一致させて行うということになっていると聞いております。つまり、全国学力・学習状況調査の北海道下位という状況に対して、北海道を挙げての全国学力・学習状況調査対策、小樽市としての対策、これも進んでいるわけです。

学校別公表を実施すると、子供たちは、自分の学校は成績が悪いんだ、そういう客観的評価を思い知らされることになって、子供を傷つけることになると思います。学校間競争を激化させるような学校別公表はやめるべきだと、私たちは思っています。教育委員会は、公表の仕方によっては競争意識をつくらないというやり方が何かあると考えているのでしょうか。この辺の問題について何か検討した中身があるのなら聞かせてください。

教育委員会の改悪に対しては、現職の教育委員をはじめ、多くの国民の間から批判の声が上がっていました。子どもの権利・教育・文化全国センターが全国の教育委員を対象にしたアンケートで、教育行政に首長の政治的考え方が反映しやすい仕組みに変えようとしていることに68パーセントの教育委員が「反対」「どちらかといえば反対」です。一般紙の世論調査でも「政治家が学習内容にかかわることのないよう一定の歯止めが必要だ」というのが75パーセント。こういう声に耳をかすことなく法案が成立したわけですが、安倍政権は全国学力・学習状況調査の学校別の平均点公表を今年度から自治体の判断でできるようにしました。法案が通ったことで、教育現場、学校別公表が強いられることにならないか、改めてお聞きします。学校別公表は自治体の判断ですが、市長は、この学校別公表についてどのような御意見があるのか、お聞かせください。

最後に、障害者タクシー利用助成制度ですが、基本料金は難しい、財政的に大変だと言っておりますが、平成25年度実績で見ますと、利用枚数が2万2,910枚、支出額が929万円、1割を導入したらどうなるかということで試算してもらいましたら、136万1,000円の増ということでした。小樽市も大変ですけれども、障害を持って暮らしている方々は、もっと大変な生活を強いられている場面がたくさんあります。こういう皆さんが物価やタクシー料金の変動に合わせて負担を増やすことなく、利用料金負担分を軽減するというので、タクシーの基本料金分ということでは私はなかなかいい方法だと思うのですが、ぜひ検討していただきたいと思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 中島議員の再質問にお答えいたします。

最初に、一時保育の件でございますけれども、23年度は1,500件台、24年度に800件台に減りました。しかし、25年度はまた1,400件台に回復をしてくれているのに、どうして実施しないのかということでございますけれども、今年度、26年度の4月、5月でございますが、利用の件数がまたかなり落ちている状況でございます。なかなか安定しないところはありますけれども、そういった事情もあると考えてございます。

また、認可外保育施設も減っている中で、受皿が減少しているのではないかと考えておりますけれども、

一時保育というのは、今、認可保育所で定員15名という設定をしています。その15名で年間約300日の開設ができるということです、一つの保育所で4,500の枠があると考えられます。それが3か所ありますので3倍ということで、これは机上での数字のはじきでございますけれども、利用の実態を考えましても、先ほど申し上げた年間の利用件数とは相当開きがありますので、そういうことからいたしまして、足りていないということではないと、今、判断をしているところでございます。

次に、病児・病後児保育でございますけれども、どういう形態が望ましいかということですが、やはり保護者の方にいたしましたら、小児科の医師と非常に密接な関係にある環境で、そこに子供を預けたいと思われるでしょうから、私どもとしては、やはり医療機関に併設あるいは非常に近い場所という形態を想定しているところでございます。

次に、認可外保育施設の件でございますけれども、答弁にもございましたとおり、今、国が進めております新制度の内容が、これから具体編としてどう示されるのかということやはり見ていかなければなりませんし、それによってまた財政負担がどうなるかということも見ていかなければならないと思います。現在、保育所に対しては運営費という形で国、道、市が支出しておりますけれども、新制度になりますと、新しい制度に参入する幼稚園に対しても支出が出てまいりますし、単価もやや上がるのではないかというお話もございますので、そうした方向性が見えるまでは具体的なことは申し上げられないのではないかと考えているところでございます。

次に、障害者タクシー利用助成の中身ですが、道内の各市でも同様の制度を設けております。いずれも市単独の事業としておりますけれども、これについては各市で中身がさまざまに異なっております。小樽は小樽の内容で実施しておりますけれども、総事業費的にはそれほど遜色のない形で実施していると思っておりますので、予算額の増額に関しては非常に厳しいものがあると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 中島議員の再質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査について学校別の公表に関する市長の見解ということでございますが、全国学力・学習状況調査というのはやはり学力レベルの向上を目的にしていると思います。学校教育のことは、現在、教育委員会の所管となっておりますが、今、国の改革によって首長の下に総合教育会議が設置されて教育に関する大綱、重要事項などについて協議することになっております。そういうことを考えますと、学校別の公表については、教育委員会とも十分協議しながら、その方向性について定めてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 全国学力・学習状況調査又はチャレンジテスト、それからCRT検査などの参加の件でございますけれども、先ほども申し上げましたが、これらのテストについては、教職員の自分たちの教え方が子供たちにどのように定着しているか、その結果、自分たちの授業の仕方でありませうか、研修の持ち方でありませうか、そういうことを客観的なデータを基に他者と比較することが重要であるという観点でテストに参加しているものでありまして、子供たちの点数を目指して参加しているということはありません。

また、公表に関して言えば、文部科学省からも、学校別の場合、単に数字だけではなくて、その内容などについても十分説明するよにということも申し添えられておりますので、先ほども申し上げましたとおり、現在、さまざまな観点で検討しているところでございますので、結論までもう少し時間をい

ただきたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 再々質問です。

今回の質問に当たっては、市内の認可外保育施設や保育所でいろいろお話も伺ってきました。そういう中で例えば、大変小さな認可外保育施設でしたけれども、働く母親が病気になった子供を抱えて途方に暮れている状況を見て、本当に何とかできないかと思って、自分も病児保育ができないかと子供たちの健診担当の小児科の医師に相談したと。しかし、医師には、自分は年をとっているから長い間もたない、それは無理だと言われたという話を聞きました。保育の現場に携わっている皆さんは、そういう切ない母親たちの実態を見ながら、何とかできないのかと思っているわけです。市の保育担当の皆さんが、本当にそういう保育所の現状とか、母親たちの実態をどれだけ見に行き把握しているのかなど。需要があるかないとか、数が増えたとか合っているとか、そういうことでおっしゃっていますけれども、現場は本当に大変厳しい実態の中で子育てしている皆さんがいるのです。

今年度は大体間に合っているのではないかと、平成26年度は少し少なくなったからいいのではないかとおっしゃっていますけれども、皆さんがつくった子育てプランの計画に1か所以上増やすと書いてあるのです。ここには需要がなかったらやめるなんて、一言も書いていません。私たちが要求したわけではないですからね。皆さんがそうやって立てた計画で、実現できる可能性もあるのにやらないというのは、この計画自体をどういう意味でつくったのですか、そこが納得できない答弁でした。

そういう意味で、一時保育施設は十分間に合っているから、10年間の計画で増やすと書いてあるけれども、増やさなくていいのだとおっしゃるのですか、確認します。

もう一つは、認可外保育施設への支援ですけれども、制度ができなければちょっとわからないという気持ちはわかります。でも、これまで小樽市が単独で支援してきたのです。支援したいという気持ちはあるのだと、そこは確認していいのですね。ここもお答えください。

次に、全国学力・学習状況調査の問題ですけれども、今、教育長は、独立性は保たれるのだと、私はより責任が重くなる、市長部局の協力も得てやっていくのだとおっしゃいましたけれども、先ほどから言っている総合教育会議というのは、誰が招集するのですか。これは首長が招集するのですよ。その下に教育長が参画するのです。立場が明らかではありませんか。国の教育に対する方針に基づいた大綱がつくられて、それに基づいて進められる中身です。私たちは、法律ができたからといって、どのような形でいい教育をつくっていくかというのは現場の努力だと思っていますから、ぜひそういう市民や多くの皆さんの声が反映できるように期待しているところです。そういう点で、今後の学校間競争を激しくして、子供たちを傷つけるような学校ごとの平均点数、正答率の公開は、私はやるべきではないと思っています。その点については首長も含めて重々議論してほしいと思いますし、そういうことを決めていく過程について、市民や議会の声も十分反映していただきたいと思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 中島議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、次世代育成支援行動計画にあるにもかかわらず実施しないのかということでございますが、次世代育成支援行動計画は平成21年度末に策定しておりますけれども、その時点で、先般実施した

のと同様のニーズ調査を行っております。これは21年度に行っております。その時点で一時保育についても調査をいたしました。やはり相応のニーズは出ておりました。そのころの一時保育の利用状況については、1,800件を超えるような数字が出ておりましたので、私どもとしては、次世代育成支援行動計画の中に実施施設の拡大という方向で位置づけたところがございます。その後、年度がかわってまいりまして、実際の利用状況が減少してきたという、先ほどお話があったような実態がございましたので、経過を見てきていたということでございます。

ですから、計画にのせたものをやめることにしたということではもちろんございませんし、やはり計画にのせた後も実施の段階に当たっては、やはりその時点のニーズ、状況なども勘案して実施するかどうかの判断はしていかなければならないものと思います。もちろんそのときの財政状況もでございます。そういうことでございます。

それで、今回また新制度に向けてのニーズ調査をしております。そのニーズの出方がどうであるか、あるいは今年度の今のところの利用状況はあまり伸びていませんけれども、そうした利用状況、実情などを勘案して、これからの計画に盛り込んでいく作業をしていくことになるというふうに考えております。

次に、認可外保育施設への認識ですけれども、これはやはり認可保育所の保育を補完する立場で皆さん運営をされております。認可保育所というのはなかなか融通がききにくいというふうに言われておりますけれども、そのあたりのすき間を埋めてくださっているといえますか、そういう立場で運営をされている、財政面においても、いわゆる公的な運営費は入っておりませんので、大変厳しい中で運営をされてきたということで、私どもとしては大切な役割を担ってきているという認識をしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 総合教育会議の件でございますけれども、現在、法案が通っておりますが、施行については現在の教育長が任期中は、なお従前の例によるということになっておりまして、私の任期が平成28年10月までありますので、その間は従前の関係でいくことになっております。

また、大綱や重要な事項について総合教育会議にかけるとのことなのですが、具体的にどうということまでかけるのかということについては、文部科学省から、それらの具体的な方向についても今後その内容については連絡があるかと思いますが、当面は28年10月までは従前の例によると。ただし、途中で、来年、市長選がありますので、その後どうなるかは不透明ですけれども、当面は28年10月まではなお従前の例によるということになっておりますので、その間に、これらの大綱や重要な事項の事例などについても、文部科学省から連絡があるかと思いますが。

○議長(横田久俊) 中島議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番(中村岩雄議員) 一般質問をさせていただきます。

まず、人口減対策について、これまでの質問者と重複する部分もありますが、質問させていただきます。

5月9日の新聞朝刊に「2040年、20歳から39歳の女性人口、道内147市区町村で半減。有識者会議試算、存続の危機指摘、少子化対策遅れに警告」という見出しであります。

民間有識者らでつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、8日、現行ペースで地方から大都市への人口流出が続けば、子供を産む中心世代である20歳から39歳の女性が2010年から2040年までの30年間で半減する自治体が全国896市区町村、道内では自治体の78パーセントに当たる147市区町村に達するとの試算を発表した。これらの自治体は、出生率が今後上昇しても人口が増えず、将来的に自治体を維持できない可能性があるとして指摘。東京一極集中を是正し、地方の拠点都市を中心に地域社会を維持するよう提言した、というかなり衝撃的な記事であります。

分科会は、国立社会保障・人口問題研究所が昨年発表した将来推計人口を基に、人口移動が収束しないとする仮定において、40年時点の若い女性数、20歳から39歳を試算。その結果、30年間で半減する自治体は、調査した1,800市区町村の49.8パーセントに上った。特に、40年時点の人口が1万人未満と見込まれる523市区町村、道内は116市町村は、社会保障や交通、学校の維持が難しく、将来、消滅の可能性があると指摘しています。政府の少子化対策の遅れに対し、民間側から厳しい警告が出された形です。

道内は、若い女性数が半減する市区町村数で全国の16パーセントを占め、西日本に比べると、特に北海道と東北の出生率が低いと指摘されており、早期の対策の必要性が言われています。札幌市南区と厚別区、函館市、釧路市など道内の都市部でも人口減が一挙に進む可能性が高まっているのに対し、国内では現在大阪圏と名古屋圏は人口が横ばい、東京圏の人口だけが上がっているという状況です。東京圏で高齢化が今後、急速に進むことで、道内でも若い女性の就業が多い医療介護分野の雇用が流出する可能性が高いことも指摘されており、人口減の対策には出生率の回復だけでなく、東京圏への一極集中対策が不可欠であり、地方に雇用の場を確保するために税制で誘導する対策など、東京圏への人口流出を地方の拠点都市で食い止め、地方の拠点都市を中心に地域社会を維持すべく提言されています。

政府の対策はもちろん、道内でも子育てしやすい環境づくりに自治体や企業、団体のさらなる意識改革と実行力が求められています。

日本創成会議の分科会は、具体的な数値目標を盛り込んだ少子化対策の提言を公表しましたが、それによると、2012年に1.41となっている合計特殊出生率の1.8への引上げ、将来的に人口を安定的に維持できる水準の2.1まで上げること。希望に沿った結婚、出産、育児には十分な経済的基盤が必要とし、独身の20代で300万円以上、30代後半の夫婦合計で500万円以上の年収を目標として、未婚率の高い非正規雇用の処遇改善や正規雇用の拡大。長時間労働の是正、時間外労働の割増し賃金率を現行の25パーセントから50パーセントへの引上げ。企業別出生率の公表。多子世帯への税制、社会保障制度上の優遇措置などを上げ、これらの支援策に必要な費用は、公的年金等控除など、高齢者世代の優遇制度見直しによって対応すべきとしています。

これに対し北海道の反応ですが、地域の活力を生み出す仕組みや観光などを通じて交流人口を呼び込む施策をこれまで以上に進める。2004年に全国に先駆けた「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、保育所の整備など、子育てや出産の環境整備に取り組んできたが、今後は若い世代に家庭を持つすばらしさを伝え、結婚や妊娠、出産を促す対策にも力を入れる。また、合計特殊出生率の1.8への引上げなど、数値目標を掲げ対策に当たることも検討しているとしています。

道内自治体では、北広島市の一戸建て、マンションなど初めて購入した人に50万円を助成する定住策に続き、教育や子育て施策の強化で若い世代を呼び込んでいく。釧路市の移住体験などをする長期滞在者の誘致、小樽市の子育て支援センターの開設や延長保育の実施、木古内町の小・中学生の医療費無料化など対策に知恵を絞ってはいるが目立った成果は上がっておらず、自治体だけでは限界として国の抜本策を求める声も上がっています。

また、高齢化が進むと、社会保障が充実した都市部に流入する高齢者が増え、医療や介護など付随す

る就業機会を求めて、若者も地方を離れる傾向が強まります。

対策として、若者が子育てしながら生活できる状況をつくること、地方の雇用拡大に貢献する企業の法人税を低くするなどの提案もあり、そのためには国を挙げた取組が必要となります。

後志管内の状況も同様で、子供を産む中心世代となる20歳から39歳の女性が2010年から30年間で半分以上減少する自治体が16市町村、このうち40年時点の人口が1万人未満と見込まれ、将来消滅の可能性があるとして指摘されたのは13町村。各自治体は医療費助成や保育所の定員増といった子育て支援策や移住者向けの住宅整備などに取組はしていますが、地方の対策だけでは限界、国の仕組みづくりをという声が上がっています。

5月10日付けの新聞の社説から引用させていただきます。見出しは、「自治体の危機 少子化対策は待てない」として、「「将来消滅する可能性のある」自治体が全国で896市区町村に上り、道内では全体の8割近くを占める147市区町村に達する」「函館、釧路、旭川といった拠点都市や札幌市南区さえも含まれる」とし、そしてそこで述べられているのは、「あくまで試算だ。冷静に受け止め、実態を分析し、政策を果敢に打ち出すこと」「政府や自治体は、若い世代の大都市への流出を防ぎ、地域で子供を産み、育てるための少子化対策に可能な限り手を尽くすべき」「若年層の生活安定には子育て支援の拡充に加え、正規雇用の拡大や長時間労働の解消が必要だ。人口流出の防止には地方での雇用創出や地方分権推進も欠かせない。こうした課題に、政府は最優先で取り組まなければならない」「上川管内東神楽町や東川町などは若年女性の減少率が小さい。きめ細かな保育や住宅建設の補助などが定住化につながっている。少子化対策の参考にしたい」「この先の人口減少を考えれば、医療や介護、交通、学校といった社会インフラは、自治体単独では整備も維持も困難になる。そのため自治体間の連携がますます重要になる。地域の中核的な都市を中心に協力体制を構築する視点が欠かせない。それが地方の活力を生み、大都市への人口流出を防ぐことにもつながるはずだ」「道は自治体にこうした動きを促し、後押しする必要がある。国には、地方活性化に向けた財政支援などを強く働きかけるべきだ」と指摘しています。

翻って小樽市の場合を見てみましょう。全国的に急激な人口減少社会を迎える中、小樽市においては、昭和39年の20万7,000人をピークとして継続的に人口が減少し、さきの国立社会保障・人口問題研究所の推計を基にした日本創成会議の試算によると、2040年には6万6,000人台まで減少すると推計されています。未婚者の増加などに伴う少子化の進行などに加え、若年層の市外流出など全国共通の要因のほか、小樽独自の要因など多岐にわたるものと思われそうですが、人口減少の実態と要因をどう分析されているのか、まずお示しください。

また、これまでどのような施策をとってきたのかお示しください。それらの施策が人口流出を完全に防止するには至らないまでも、一定の効果を上げてきたのではないかと考えられますが、見解をお伺いいたします。

若い世代の大都市への流出を防ぎ、地域で子供を産み育てるための少子化対策に可能な限り手を尽くすべきという観点から、他町村で成果を上げている施策で、例えば先ほどの上川管内東神楽町や東川町などは、きめ細かな保育や住宅建設の補助などが定住化につながり、若い女性の減少率が小さいと言われており、小樽でも参考にできるような事例であれば積極的に取り入れるべきと思いますが、その他の事例もあわせてお考えをお聞かせください。

前掲の社説にも言われているように、この先の人口減少を考えると、医療や介護、交通、学校といった社会インフラは、自治体単独では整備も維持も困難になり、そのため自治体間の連携がますます重要になり、地域の中核的な都市を中心に協力体制を構築する視点が欠かせないと言われていています。それが地方の活力を生み、大都市への人口流出を防ぐことにつながるはずだとすれば、小樽市としては、今後、

札幌市と後志各町村との関係をどう進めていくのかお聞きいたします。

また、北海道は、自治体にこうした動きを促し、バックアップする必要があります。北海道が果たすべき役割をどのように考えているのかお聞かせください。

また、国には地方活性化に向けた財政支援などを強く働きかけるべきだと思いますが、御所見をお聞かせください。

このような状況の中、人口減少問題への対応策をさらに検討していくべきと思いますが、今後の取組についてお聞かせください。

次に、北海道新幹線についてお尋ねいたします。

北海道新幹線の札幌延伸は、北海道と東北、関東との新たな連携を生み、道内の活性化に大きな可能性を広げます。国土交通省が北海道新幹線の新函館北斗－札幌間の工期を短縮する案を与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームに提示しました。開業初年度の道内における経済波及効果は、900億円を超える規模であるとの北海道の試算がありますが、工期が早まることで企業投資を含め、経済効果の一層の拡大も期待できると言われています。少なくとも5年短縮し、2030年度の開業を求めてきた北海道の要望を踏まえたもので、北海道や経済界は前倒しを前提に沿線自治体と緊密に協力しながら具体的な振興策を急ぐ必要があります。

新青森－新函館北斗間は2016年3月の開業を予定していますが、交通網の拠点である札幌までの延伸は不可欠であり、新幹線が札幌から鹿児島まで1本の線路でつながる意義も大きく、道内の発信力を高める好機でもあります。農業地帯の東北と手を組み、観光と食と農を結びつける取組、新幹線が走らない道東、道北の住民に開業効果が実感できる活性化策の提示も急務であります。

そこで、お伺いたします。

後志管内では、新幹線開業を見据えた取組として、北海道新幹線しりべし協働会議を設置したと聞いていますが、いつ設立され、その構成メンバーや設立目的についてお聞かせください。

札幌までの延伸は不可欠であり急務ですが、札幌延伸を急ぐあまり沿線住民の意向を軽視してはならないし、そのための協議は待ったなしです。JR北海道からの分離に同意した函館－小樽間の並行在来線を含む交通手段の確保に向け、北海道が全力を挙げるのは当然です。乗り継ぎ割引の導入など新幹線と連動した仕組みも重要になります。こうした対策は、今すぐにでも着手しなければなりません。

そこで、お伺いたします。

北海道新幹線並行在来線対策協議会の構成メンバー、設立の目的、これまでの活動状況についてお聞かせください。

今後、その協議会の活動を加速させていく必要があると思われませんが、市長の見解をお示しください。

再質問を留保し、終わらせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減対策について御質問がありました。

まず、人口減少の実態、要因やこれまでの施策とその効果についてですが、人口減少の実態として、出生数の減少のほか、20歳代の転出が多い状況にあります。この要因としては、雇用の場や住居を市外に求める若い世代が多いためと考えております。このようなことから、これまで市内での雇用の場の創

出や拡大を図るため、企業誘致のほか観光客やクルーズ客船の誘致など、市内経済の活性化に向けた取組を行ってまいりました。直接的な効果をはかることは難しいですが、誘致による新たな企業の進出やクルーズ客船の寄港増など雇用の場の創出や拡大に寄与しているものと考えております。

次に、他の自治体での効果的な対策を取り入れるべきとのことにつきましては、他の自治体では住宅購入に対する補助や若い世帯の転入に対する補助、子育て世帯向けの低額賃貸マンションの建設などの事例があると承知しております。今後、他の自治体の事例を参考にしながら新たな施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、札幌市や後志の町村との関係をどう進めていくのかにつきましては、本市では、これまで観光客誘致や地場産品の販路拡大など、札幌市や後志の町村とも連携しながら経済活性化に向けた取組を行っております。

また、平成22年に北後志の5町村と北しりべし定住自立圏形成協定を交わし、この間、圏域全体の必要な生活機能の確保や利便性の向上を図ってきております。今後もこうした近隣自治体との協力・連携を続けながら、経済の活性化や医療、福祉、交通などの整備・維持に取り組み、定住人口の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、北海道が果たす役割をどのように考えるかとのことにつきましては、北海道においても道外への転出超過が続き、北海道自体の人口減少を食いとめることが重要でありますので、北海道経済の活性化や道民が安全・安心に暮らすことができる取組など、総合的な施策を広域的な視点で展開いただくとともに、道内各地域が取り組んでいる、あるいは今後取り組む事業に対して、積極的な支援が必要ではないかと考えております。

次に、国には地方活性化に向けた財政支援などを強く働きかけるべきとのことにつきましては、人口対策には出産・子育てなどにかかわる社会保障制度の整備、非正規をはじめとした雇用形態のあり方の見直し、東京への一極集中の是正など、国が取り組むべき課題も多くあると考えております。

全国市長会においても、少子高齢化に対する提言を国に対して行っておりますが、今後、本市の人口対策を検討していく中で、必要となる支援などについては市長会を通じて国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、今後の取組につきましては、国においても人口の維持に向けて本格的な議論が始まったところであり、そのような動きと並行しながら本市としてもどのような対策が有効かを協議する場として、今後、検討会議を設置するなど人口対策の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線について御質問がありました。

まず、北海道新幹線しりべし協働会議の設立時期などについてですが、この協働会議は本年5月に設立され、後志総合振興局、後志管内の市町村、市町村議会及び経済団体など121団体の代表者で構成されております。

設立目的につきましては、「北海道新幹線の開業効果を後志管内に広く波及・拡大させるための取組をオール後志で推進し、後志地域の経済及び地域の活性化に資すること」となっております。

次に、北海道新幹線並行在来線対策協議会についてですが、対策協議会は北海道と函館一小樽間の並行在来線沿線自治体の代表者で構成され、並行在来線沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的に、平成24年9月に設立されました。この協議会を円滑に運営するため、長万部一小樽間の沿線自治体と北海道で構成される後志ブロック会議と、函館一長万部間の沿線自治体と北海道で構成される渡島ブロック会議に分け、それぞれのブロックごとに活動しております。

本市は、後志ブロック会議に所属していますが、現在までに計2回の会議が開催され、先行県における並行在来線の状況や国の支援策などについて調査研究を行っております。

次に、北海道新幹線並行在来線対策協議会の活動を加速させることについての見解ですが、対策協議会では北海道が中心となり、沿線自治体と協議した上で、開業の5年前ごろまでに交通利用形態の方向性を決めることとなっております。地域住民の足を確保するためには十分な検討協議が必要であり、北海道においては開業を5年以上短縮するよう国に要望を行っていることから、こうした動きを見極めながら議論を深めていく必要があると考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

○3番(中村岩雄議員) 何点が再質問をさせていただきます。

人口減少問題の対策について検討会議を設置する予定ということなのですが、もう少し具体的にお聞かせいただければと思うのですが、各部局の関係課長クラスで、それもどの辺までの課長なのか、その辺の組織の内容を具体的に聞かせてください。

また、この検討会議で、人口減対策への提言書なりを取りまとめるようなことで進んでいくのかどうか、仮にまとめるとすれば、どのようなタイムスケジュールでいくのか、その辺の具体的なところをもし差し支えなければお示しいたきたい。

もう一点は、新幹線についてですが、しりべし協働会議、これもできれば今後の具体的なスケジュールと予定等があればお示しいたきたいと思えます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 中村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、人口問題について答弁させていただきましたが、その中で検討会議の設置ということについて、もう少し具体的にというお話でございました。これは、できるだけ早く立ち上げていきたいと思っておりますけれども、まずは市内にこの検討会議を立ち上げて、その議論の後にいろいろと市民の皆さん、あるいはいろいろな組織、団体の皆さんに加わっていただいて議論を進めていきたいと思っております。提言書をどうするのかという問題については、その議論の中で進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、北海道新幹線しりべし協働会議の今後の活動スケジュールということでありましてけれども、この後、シンポジウムの開催、それから東北、北関東へ向けたプロモーションの実施など北海道新幹線新函館北斗への開業に向けた後志への普及啓発、あるいは観光振興に取り組んでいくと聞いております。

○議長(横田久俊) 中村議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 4時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 第2回定例会に当たり、一般質問いたします。

最初に、空き家対策について伺います。

新聞報道によれば、島牧村では倒壊の危険性がある空き家の所有者に適正な管理を求める条例案を12日開会の定例村議会に提案したとのことであり、また倶知安町でも条例制定の動きがあると聞いています。このように、同じ後志管内の自治体として、廃屋・空き家対策検討会に参加し、一緒にモデル条例の作成にかかわってきた村や町に、国や道の動向を待たずに条例化の動きがあることに對し、小樽市はどのように捉えているのかお聞かせください。

また、既に条例を制定した道内の自治体と小樽市の課題の違いは、どこにあると考えているのか伺います。

また、小樽市では、条例化は職員配置も含めた上で検討をしなければならないと本年第1回定例会の予算特別委員会で御答弁されておりましたが、今後の策定方針について再度伺います。

空き家の除去が進まない理由の一つに、更地にすると一般的に固定資産税が6倍にはね上がってしまうということがあります。そこで、解体しないで高齢者の共同住宅に転用するなど、空き家を活用する動きも出てまいりました。しかし、固定資産税の軽減措置は、居住用住宅をNPO法人の地域活動の場として活用する場合は適用されないとお聞きました。このほかに一般的に空き家活用の課題がありましたらお示しください。

また、空き家の活用ということに関連し、昨年的一般質問で、民間アパートの空き家の公営住宅への転用について伺いました。そのときは借上住宅のメリット・デメリットなどを含め、他都市の状況を調査し、市として導入が可能かどうか検討していくとの御答弁でした。私は推進すべきと考えますが、検討経過についてお示しください。

この借上公営住宅に関連して、市営住宅について伺います。

まず、現在の低層の住宅戸数内訳について伺います。

かつて、市営住宅は低層が主流でした。低層の市営住宅は老朽化しており、政策空き家となっているのが現状で、低層にお住まいの方は、今後、建替え後の中高層住宅に住み替えることになると思います。ところが、低層から中高層住宅に住み替わった場合、気密性を重視するあまりドアを閉めると外部と遮断されます。低層の場合は、窓をあければ通りがかりの人と会話もできるなど人のぬくもりを感じることができましたが、新しい団地ではそれもままならず、孤独感から老人性の鬱を発症する人も少なくありません。

実は、先般、数年前に低層からの住み替えにより中高層住宅に入居した方から、今の市営住宅はまるで監獄みたいだと、かつて相談を受けた方と同様の悩みを訴えられました。また、夕方、高層の市営住宅を見上げたとき、渡り廊下の窓からじっと外を眺めている高齢の方がおりましたので、声をかけると、人恋しくて誰か知っている人が通らないか眺めていると答えられました。もちろん本人の性格にもよりますので、入居者全員の考えではありませんが、高齢の方が孤独感にさいなまれていることを今さらながら気づかされました。この方も低層から住み替えた人です。

そこで伺いますが、今後、市営住宅を建設する場合、全部中高層住宅になるのでしょうか。2010年施行の公共建築物等木材利用促進法を受け、道は今後、各地で木造平屋の住宅建設を促進する方針と聞いております。中高層、低層それぞれにメリット・デメリットはあると思いますが、他の自治体の実態を参考にしながら小樽市でも平屋住宅建設の検討をしていただき、そしてこの平屋住宅については、高齢者世帯の入居に配慮していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

次に、住宅の集会所について伺います。

住宅の集会所の管理は自治会で行っていると聞いておりますが、集会所の活用状況はどのようになっ

ているのか、また、誰もが気軽に利用できる談話室などに活用ができないかについて伺います。

集会所を、高齢者のコミュニティの場、ぬくもりを感じる場として活用できれば、短時間であっても孤独感を解消できるのではないかと思いますし、高齢者に限らず、子育て世代入居者のコミュニティの場として活用できるのではないかと考えます。

次に、介護保険について伺います。

今の介護保険制度は、介護を必要とする人の制度であり、介護する人への支援になってはいないのではないかという意見を時折耳にすることがあります。今後、家族介護者は、ますます多様化すると考えられています。晩婚化や離婚の増加に伴うシングル介護者、10代、20代から祖父母や親の介護を引き受けざるを得ないヤングケアラーもいます。また、配偶者や親など複数の介護を引き受けるダブル介護者もいます。そうした中、私の知人に、自分と御主人の両親の4人を介護せざるを得なくなり、体調を崩してしまった方もいます。

企業で働いている人については介護休業があります。しかし、平成25年度小樽市労働実態調査によれば、制定事業所は6割を超えていますが、取得したのは4人で、取得者の割合はわずか0.05パーセントで全て女性です。今、全国で家族を介護するために仕事をやめる介護離職が増えていますが、中には人事部にも相談しない隠れ介護離職者もいると聞いています。

そこで伺います。市職員で介護休業を取得している方がいるかどうか、過去に取得した職員の取得状況をお示してください。

また、休業しないものの、家族の介護のために年次有給休暇をとった人はどのくらいいるか把握していますか。もし、把握していないとしたら、今後把握する必要があるのではないかと考えますが、御見解をお示してください。

私は、2年前の平成24年第4回定例会の代表質問で、介護者の支援策に関連して、小樽市での養護者による介護虐待について伺ったところ、23年度は30件あったと御答弁いただきました。

そこで、その後の介護虐待の推移について伺います。主な虐待の内容とその件数、虐待をした養護者の性別、虐待を受けた高齢者と養護者との関係性、高齢者の世帯構成をお示してください。

また、そのときの御答弁では、生命が危ぶまれるような虐待の場合には、要介護者を特別養護老人ホームに入所させるなどの措置をするとのことでしたが、その後そのようなケースがあったかどうかお示してください。

どのような場合であっても虐待はあってはならないことですが、高齢者介護による負担が虐待につながっているのではないかと推察します。市として虐待の発生する要因についてどのように考えているかお聞かせください。

また、これに関連して、小樽市が所管する介護施設でのヒヤリハット、事故報告についても伺います。私は、ある介護施設の運営推進委員をさせていただいており、二、三か月ごとに開催される運営推進委員会では、前回の運営推進委員会以後発生したヒヤリハットや事故報告があります。中には、同じ入所者の連続した事故報告もあります。このヒヤリハットや事故報告については、市にも報告されていると思いますので、平成25年度の主な内容と件数をお示してください。

また、これにつきましては、職員の目が行き届きにくくなる夜間に多いのではないかと思いますので、夜間帯での内容と件数もあわせてお示してください。もし、夜間の事故が多いのであれば、今後の夜間の職員の配置のあり方も考慮し、場合によっては国の制度の見直しにもかかわってくるのではないかと思いますので、お考えをお聞かせください。

また、報告を受けた後、再発防止に向けて事業所に対し、どのような取組をされているのか伺います。

私は、昨年第2回定例会の一般質問で、子育て支援策の一つとして、乳児を連れての外出中に突然のおむつ替えや授乳場所が必要になったときに、その場所を提供する赤ちゃんの駅について伺いました。そして、それは北海道では赤ちゃんのほっとステーションと名づけられた事業であり、市内には登録場所が2か所あるとの御答弁をいただきました。しかしながら、乳児連れが多く来庁される市役所内に授乳場所はおろか、おむつ替えスペースさえないことを取り上げさせていただいた結果、昨年12月に本庁舎内に授乳場所とおむつ替えスペースを確保していただき、同時に北海道に赤ちゃんのほっとステーションとして登録もしていただきました。これからも、この事業の周知と登録を呼びかけ、さらなる拡大を願うばかりです。また、その施設利用者以外の方も気軽に利用できることが本来の目的ですので、その点についても配慮していただきたいと思えます。

そして、今回提案したいのが、移動式赤ちゃんの駅についてです。これは、屋外のイベント会場においてになった乳幼児連れの母親たちが授乳やおむつ替えに自由に使える場所を確保するためテントや折り畳み式おむつ交換台を用意するもので、それを移動式赤ちゃんの駅として自治体が無料で貸し出す制度です。

現在、この貸出制度を行っているのは、和歌山県橋本市や大阪府河内長野市などがあり、その自治体の中で開催し、営利活動、宗教活動、特定の企業の商業活動を目的にしない団体で、乳幼児が参加でき、法令や公序良俗に反しないなどの条件があるようですが、保育所や幼稚園、小学校の運動会などにも貸し出されており、平成23年から実施している大阪狭山市などでは、好評につき貸出テントを追加購入したといえます。この貸出制度を行う自治体は増加する傾向にあり、道内では室蘭市が今年度から新規事業として行おうとしていると聞いております。

確かに主催者が用意する場合もあるでしょう。しかし、1日、2日の短期間や短時間でのイベントの場合や年に1回や2回程度しか行わない単発のイベントなど、このような貸出制度があれば、今までイベントへの参加を見合わせていた方などに大変に喜ばれるのではないかと思います。赤ちゃんのほっとステーションについては、道内他都市と比較して登録件数が少なかった小樽市です。いつも他都市の動向を見ながら新規事業の導入を図る小樽市ですが、この移動式赤ちゃんの駅については、他都市の先陣を切って導入を図っていただきたいと思えます。御見解をお聞かせ願います。

文部科学省が昨年行った不登校経験のある児童・生徒を追跡調査した結果によると、学校を休み始めた時期を尋ねると、中学校1年生の7月から9月との回答が最も多く、次いで中学校2年生の7月から9月だったと報告されています。そして全体的に見ると、不登校経験者の約3割が中学校1年生の4月から12月の9か月間で不登校に陥っていることから、中学校1年生へのケアの重要性を示していることがわかります。また、同じく文部科学省の調査によると2012年度に30日以上欠席した不登校児童・生徒の数は小学校6年生で約7,000人、中学校1年生は3倍の2万1,000人を超えていたと報告されています。要因はさまざまだと思いますが、その大きな要因の一つに中1ギャップがあるのではないかと考えます。

そこで伺います。

現在、小樽市で不登校として押さえている児童・生徒数を学年別でお示してください。

そして、いつごろから学校を休み始めたのか、その時期がわかっていたらお示してください。

昨年1月、私たち公明党市議団は、いじめ問題や不登校問題について先進的に取り組んでいる兵庫県明石市に視察に行っていました。明石市教育委員会では、不登校に係る課題は最も重要な教育課題と考え、平成20年度から市内全小・中学校に不登校予防のため早期対応システムを導入しています。不登校が本格化すると、再登校までの本人や保護者、教員の労力が大きくなるため、学校現場での早期の

対応が大きな効果をもたらすと考え、断続欠席の児童・生徒についての取組が注目されます。欠席1日目に電話連絡、断続欠席2日目から6日目には電話連絡や家庭訪問を実施し、連続欠席3日目と断続欠席7日目の全ての児童・生徒を対象に、教育委員会の担当課にファクスし、今後の対応について検討するというシステムです。

このように、明石市では現場の教師が児童・生徒の欠席に敏感になり、いち早く不登校の予兆に気づき、早期対応することで不登校予防を図っているとのことでしたが、小樽市における不登校者を出さないための取組状況をお示してください。

その上で、残念ながら不登校に陥ってしまった児童・生徒に対する市としての取組もあわせてお聞かせください。

明石市では、新たな不登校を出さない取組を進めるためには6月からの対応が大切と言っています。4月から5月にかけては進級、進学により新しい環境になじめず、子供たちも落ちつかない時期ですが、5月の半ばから6月にかけての学級づくりが進むこの時期の指導のあり方によって、学級経営が軌道に乗れば、充実した1年間への足がかりになると御教示いただきました。ともあれ不登校になるに当たっては予兆があるはずで、日常の行動観察により、いち早く予兆に気づき初期対応で子供たちをケアすることによって、新規の不登校の連鎖も断ち切れると述べておりました。昨年の調査報告を踏まえ、文部科学省では本年2014年に不登校防止策を検討すると言っておりますが、小樽市としても予兆を見逃さず、この問題にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策について御質問がありました。

まず、空き家対策条例の策定方針についてですが、後志管内の町村が国などの動向を待たずに条例化の動きがあることにつきましては、報道にもありましたとおり、倶知安町と島牧村において条例制定に向けての動きがあることを承知しております。本市といたしましても危険な空き家への対応については大きな課題であると認識しておりますが、現在、自由民主党空き家対策推進議員連盟が中心となって空き家等対策の推進に関する特別措置法案が議論されていると聞いておりますので、その動きを見ながら空き家対策の検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、既に条例を制定した道内の自治体と小樽市の課題の違いにつきましては、道内では平成26年4月1日現在で8市24町村において空き家等の適正管理に関する条例が制定されていると承知しておりますが、そのほとんどが安全・安心な住民生活のための危険な空き家への対応を主眼とした条例であり、課題としては、所有者等の特定や行政代執行の費用徴収、空き家対策の体制整備などで、自治体による大きな違いはないものと考えております。

次に、条例の今後の策定方針につきましては、先ほど申し上げました特別措置法案が制定される動きがあると聞いており、その法案では所有者等の把握における固定資産税情報の利用や、これまで本市が検討してきた危険な空き家に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行などが規定されていることから、現在その動きを注視しているところであります。このため、本市の条例化につきましては、このような国の動きを見ながら新年度からの体制整備を含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家活用の課題についてですが、空き家は所有者が不明であったり遠隔地に住んでいることが多く、活用のための実態把握や賃貸、売買などに関する所有者との協議が難しい場合があることや、十分な管理が行われていないため、活用に必要なリフォームに多額の費用がかかる場合があることなどが一般的な課題として考えられます。

次に、民間アパートの借上公営住宅制度の検討経過につきましては、三重県名張市や亀山市の事例を調査した中では、メリットとしては、建設費など大きな初期投資が不要であることや利便性の高い地域での居住機会が拡大する、デメリットとしては、借り上げ期間満了後の入居者への対応が必要であることや既存アパートではバリアフリー化されていないなどがありました。

また、市内民間アパートの現状把握のため関係団体から空き室状況などの聞き取りを行っているところであり、これまでに1棟単位での空き物件はないが、フロア単位であく物件はあるなどの情報を得ております。今後も情報収集を行い、制度導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅について御質問がありました。

まず、低層の市営住宅についてですが、現在の戸数内訳につきましては、平屋の住宅管理戸数は323戸、2階建ての住宅管理戸数は250戸となっております。

次に、今後、市営住宅を建設する場合は、全部中高層住宅になるのかにつきましては、土地の有効利用、建設コスト、維持・管理面から中高層住宅になると考えております。しかし、今後建設する際には、気軽に談話できるスペースを設けることなどにより、住民同士のコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮していきたいと考えております。

次に、市営住宅を建設する場合に、高齢者のための平屋住宅を検討することにつきましては、まちなか居住の観点からも、今後は市中心部における市営住宅整備が主体になることから広い土地を確保することが難しく、平屋では供給戸数を確保することができないことから、平屋住宅の建設は難しいと考えております。

次に、集会所の活用状況につきましては、自治会の総会、役員会などの会合や新年会などの行事のほか、サークル活動などに活用されております。

また、集会所を誰でも気軽に使える談話室として活用することにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について御質問がありました。

まず、介護者支援についてですが、市職員の介護休業につきましては、平成7年2月に長期間取得可能な介護休暇を、さらに22年6月に特別休暇として短期介護休暇の制度を設けております。その取得状況は、昨年まで介護休暇につきましては7人、短期介護休暇につきましては20人となっております。

次に、介護のために年次有給休暇を取得している職員につきましては、年次有給休暇の具体的な取得理由については、プライバシーの問題もあることから、その状況を把握することは考えておりません。

次に、介護虐待についてですが、まず虐待の内容と件数などにつきましては、虐待の疑いがあるとして市に通報があった件数は、平成24年度の実績で申し上げますと、総数で27件となっており、虐待内容としては、重複を含めて暴力行為などの身体的虐待が14件、暴言などの心理的虐待が10件、親族が年金をだまし取るなどの経済的虐待が8件、意図的に介護を行わない介護放棄が5件となっております。

虐待をした養護者の性別は、男性が22件、女性が5件であり、被虐待者との関係では夫7件、息子11件、娘4件、孫や兄弟などが5件となっております。

また、世帯構成では夫婦世帯が8件、子との同居世帯が9件、単身世帯が3件、その他7件となっております。

次に、虐待による施設入所などの措置についてですが、生命が危ぶまれるなど、やむを得ない事由により老人福祉法に基づく施設入所などの措置をした実績は現在までありません。

次に、虐待の発生する要因についてですが、家庭内で起こる高齢者に対する虐待は、虐待者側ばかりではなく認知症による問題行動など高齢者側の要因によるもののほか、借金や失業など経済的な不安による家庭環境に起因するものなど、多くの要因が複数に関与して発生するものと考えております。

次に、小樽市が所管する介護施設のヒヤリハットや事故報告についてですが、まず平成25年度の件数につきましては、市内55施設でヒヤリハットが1,411件、事故報告が177件であります。主な内容としましては、転倒などによる骨折や打撲、薬の飲み忘れや飲み間違いなどの誤薬があります。

また、事故報告のうち午後6時から翌朝8時までの夜間帯の件数は88件で、主な内容は骨折や打撲、誤薬など全時間帯と同様となっております。

次に、夜間の職員の配置のあり方につきましては、現状では必ずしも夜間に事故が多いとは考えておりませんが、職員の配置が少なくなる夜間では、火災などの不測の事態が発生した場合に職員1名では対応できないことも想定されますので、できれば国の基準を上回る職員の配置が望ましいものと考えております。

次に、再発防止に向けた事業所に対する取組につきましては、毎年、市内の介護事業者を一堂に集めて、業務マニュアルの確認や事故の分析に基づく再発防止策の検討などを行うよう指導しているところであります。

次に、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて御質問がありました。本市においても、この制度を導入できないかとのことでありますが、現在準備している室蘭市など他の自治体の事例につきまして、調査をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、不登校対策について御質問がありました。

初めに、本市の学年別の不登校児童・生徒数と不登校が始まった学年についてであります。平成24年度の文部科学省の調査における本市の不登校児童・生徒数は、小学校では5年生が4名、6年生が2名、中学校では1年生が6名、2年生が28名、3年生が18名の合計58名となっております。

不登校が始まった学年につきましては、小学校では2年生からが1名、3年生からが2名、4年生からが1名、5年生からが4名、6年生からが7名となっており、中学校では1年生からが14名、2年生からが19名、3年生からが10名となっております。

次に、本市における不登校者を出さないための取組についてであります。学校では児童・生徒が無断で欠席した場合には、電話で保護者に連絡をして欠席の理由を確認し、欠席が続けば家庭訪問を行って状況を把握し、さらに7日以上欠席となる場合には、教育委員会に欠席状況報告書を提出し、教育委員会の助言の下、スクールカウンセラーの派遣を要請したり、児童相談所と連携したりするなどの適切な対応を行っております。

教育委員会では、児童・生徒を不登校にさせないためには、教職員が日常子供たちをきめ細かに観察し、不登校の予兆を敏感に感じ取ることが大切だと考えており、不登校対策研修会や不登校対策連絡協議会、生徒指導講演会などを通して教職員の資質、能力の向上に努めているところであります。

次に、不登校児童・生徒への対応につきましては、各学校では学級通信や学校だよりを届けたり、学校行事などの連絡の機会を捉えて、担任や管理職が家庭訪問を行い、登校に向けた働きかけを行います。

が、困難な場合には各学校の保健室などへの登校や教育委員会に設置している適応指導教室への通級を促すなど、児童・生徒や家庭の状況に応じた指導を行っております。この間、教育委員会では、学校と密接に連携を図りながら、家庭環境の問題など不登校の要因によっては、スクールソーシャルワーカーの派遣や児童相談所などの関係機関との調整を行いながら、課題解決に向け粘り強く取り組んでおります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 1点だけ再質問させていただきます。

ヒヤリハットと事故報告ですけれども、ヒヤリハットの定義ということで、ヒヤリハットにつきましても、事故が起きる前の状況だということなのですが、これがヒヤリハットかどうかということについては、主観的なものが入るのではないかと思います。件数についても、これがヒヤリハットの、要するに何を言いたいかということ、ヒヤリハットというふうにすると、やはり自分の施設は目が行き届いていないのではないかと判断されると思って、ヒヤリハットとして報告しないところもあるのではないかと感じるのですが、その点について、ヒヤリハットと事故の関連性について、どのような見解をお持ちなのかお聞かせ願います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(藤井秀喜) 松田議員の再質問にお答えします。

ヒヤリハットと事故報告の基準ということですが、区分について明確なものは確かにありません。事故に至る前ということの定義しかございませんので、松田議員がおっしゃるように意図的に介護事業所が事故ということまでにはしたくないということであれば、私どものほうに出てくるのは、当然、現場を見ているわけではなくペーパーでの報告になりますので、それはどうなのかということとはできないということは御理解願いたいと思います。

ただ、私どもが地域密着型として所管している施設については、国等で定められている期間の中で実地検査もしておりますし、その中で少しひっかかるということですか、問題があるというようなところは、次の検査を待たずに状況の確認などをするようにしておりますので、そういう中で、事業所には、1回そこですり抜けたから2年後までいいというようなことがないように、常に私どもがきちんと見ているのだということを感じさせるような実地検査を今後もしていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 松田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 一般質問します。

小樽市教育委員会が全国学力・学習状況調査の本市児童・生徒の平均正答率を公表したことで、数値によって全国・全道平均と比較できるようになり、学校現場や保護者に小樽の学力の低さを自覚させるとともに、現場の緊張感の高まりにつながったと感じています。市教委の教育問題に対する熱意、姿勢を評価させていただきます。

さて、私は3月に開かれた絵本・児童文学研究センター正会員ゼミに参加し、道教委の武藤久慶学校教育局長の「基礎学力問題のディープインパクト～基礎学力軽視論が招く危険な未来」を拝聴いたし

ました。講演では、基礎学力がないことで消費税の計算や預金利息の算出ができない、マニュアルが理解できないなどの問題が実際にあること、新規高卒者の離職率が高い傾向にあり、高校中退など将来的な問題点が挙げられました。さらに、2007年就業構造基本調査に基づくデータで、生活保護世帯の母親の中卒率が34パーセント、その父親の42.3パーセントが中卒、その母親の51.9パーセントが中卒、保護母子世帯の母親の14.6パーセントが保護世帯で育っているなどという数字が示されました。この統計データから、基礎学力低下という問題から、このまちの将来の危機感を強く感じました。

学力が高いと言われる秋田県や福井県では、全国学力・学習状況調査で全国平均以下の点数の児童・生徒がほぼいない状況です。北海道では平均点以下の児童・生徒が多く、平均点以上の児童・生徒がとても少ない状況です。小樽市においても同様です。武藤次長は、全国平均以下の児童・生徒のフォロー、ケアが大切であり、そこを改善することによって、必然的に全国平均以上になってくるとおっしゃっていました。私も同様に考えています。

地域の発展は労働力に直結していると言われますが、将来就業する子供たちがしっかりと基礎学力を身につけなければ、雇用先という受皿があったとしても企業が求める労働力につながらず、まちの経済の衰退につながると懸念しています。

ここで、まず上林教育長もこのゼミに参加されていたので、率直な感想と小樽の教育の問題、課題解決のためのお考えをお聞かせください。

次に、市教委では、教育分野の重点施策の第1点目に学力の向上を掲げ、23の指針を示し、各学校が具体的な数値目標を設定し、行動を行えるよう指導しているとのことですので、各学校でどのような数値目標が設定され、どう行われているのかお聞かせください。

23の指針の中で、体験的な活動の充実があります。文部科学省でも体験活動について、思考や知識を働かせ、実践してよりよい生活をつくり出していくために体験が必要であると提起しています。文部科学省中央教育審議会の答申では、体験活動の意義、効果として、社会を生き抜く力の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げています。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査では、小・中学生時代の経験が豊富な大人ほど意欲、関心や規範意識が高い人が多い、学力の面でも自然観察をしたことがある小・中学生のほうが、全国学力・学習状況調査での平均正答率が高いというデータが示されています。体験活動の効果として、市教委はどのような見解をお持ちで、今後の学校現場での取組にどのように期待されているかお聞かせください。

一方、教育現場では、この意義と効果は認識していても、授業日数や課外活動への予算の割り振りなどで、教員が望むことができないという課題があります。先日もある中学校の地域活動に参加しましたが、体験活動はもっと増やしたいが、ふだんの授業のこともあり、年1回取り組むので精いっぱいなどの声をいただきました。市教委としてどのように感じ、今後どのように対処していくか、お考えをお聞かせください。

最後に、教育予算についてです。

教育は、さきに述べたとおり、小樽の経済にも影響するとともに、子育て世代、若者世代の定住にも大変影響します。将来のまちを考えていく上で重要で、長期的に取り組む必要があります。近年、ハード面を除いても、教育費は増額されてはいますが、次世代の子供たちを育てる上で教育予算の拡充をさらに求めます。見解を伺い、質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 安齋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、このセミナーに参加した感想と小樽の教育の問題、課題解決についてであります。講演では、教育の目的は社会に役立つ人材の育成であり、そのためには義務教育では、しっかりと基礎・基本を身につけさせることが大切であり、そのため生活規律や学習規律の重要性について詳細なデータを基に説明されたものであり、まさに小樽の教育を改善するに当たっての的を射た内容であったと感じております。

小樽の教育の現状は、小学校で基礎・基本の学力が十分に身につかないまま中学校に入学し、授業内容が理解できず、学力を伸ばすことができていないことが課題であると考えております。これらの課題を解決するため、学校においては教科書を声を出して読むことや文章を書くことを取り入れたわかりやすい授業を行っており、一方、家庭では子供たちに早寝早起き朝ごはんなどの生活習慣を身につけさせることなどの取組を行っております。また、教育委員会では、全市的な音読運動や樽っ子学校サポート事業、指導方法工夫改善に向けた研修会などの取組を進めており、学校と保護者、教育委員会が一体となって学力の向上に努めているところであります。

次に、23の指針の数値目標についてであります。例えば「確かな学力の育成」では、樽っ子学校サポート事業を活用した長期休業中の補習を10日間以上実施する、「豊かな心の育成」では、地域や外部団体と連携し、年1回以上のボランティア活動に取り組む、「社会の変化に対応した教育の推進」では、英語の授業が楽しいという子供の割合を80パーセント以上にするなど具体的な目標が示されており、教育委員会では学校訪問等を通してこれらの状況を確認するとともに、2学期末には達成状況と今後の改善策などについて報告を求め、目標の達成に向け、指導・助言を行ってまいります。

次に、体験活動の効果についての見解と学校の取組への期待についてであります。23の指針においても体験的な活動の充実を重要な観点と位置づけており、みずから学び、みずから考える力などの生きる力を培う上で欠かせない活動であると考えております。教育委員会としては、これまでも総合博物館での理科実験教室、美術館でのワークショップ、おたる案内人ジュニアの取組などの体験活動を行っておりますが、今後とも各学校において、小樽の恵まれた教育資源を活用した体験活動を積極的に取り入れるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、体験活動の現状と今後の対応についてであります。体験活動につきましては、思考力、判断力、表現力を養うことを狙いとして学習指導要領で定められており、年間指導計画に適切に位置づけられることが求められております。道教委の調査によると、卒業式や入学式などの儀式的行事や学芸会などの文化的行事の準備に多くの時間が使われている状況が報告されており、この時間を縮減するなどの工夫をして、体験的活動を取り入れるなど、バランスのとれた教育課程が編成されるよう指導してまいります。

次に、教育予算の拡充についてであります。教育委員会では平成23年度から毎年、教育行政執行方針を議会で説明し、学力向上をはじめとした各般の施策に取り組んでおり、その執行に当たっては、それぞれの事業の成果を分析、検証しながら次年度以降の予算に反映することが大切であると考えております。今年度、市長の重点施策に次代を担う子供たちへの取組の一つとして学力向上対策が取り上げられ、デジタル教材整備費やスクール・ライブラリー便事業費を予算化できたことは、その成果と考えており、今後とも市長部局の理解と協力を得ながら予算の獲得に向け、努力してまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

○6番(安斎哲也議員) これは意見として聞いていただきたいのですが、運動会や学芸会などの練習については、北海道では比較的多く、小樽でも多いという話をこの前、室蘭市の学校の教員から伺いまして、今、答弁でもありましたように、その辺を少し整理して取り組んでいただけるということを楽しんでいます。

また、先日市内のある企業から話を伺ったのですが、地元の小樽の子供を採用したいのだけれども、札幌の子供たちと比べると、どうしても札幌の子供のほうがレベルが高く、札幌の子供を採らざるを得ない状況にあったのだというような話も伺いました。学力ばかりではないのかもしれませんが、そういった市内企業の就職的な問題でも、ぜひ小樽の子供たちが地元で頑張れるようにして、基礎学力を育てていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(横田久俊) 安斎議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 初めに、医療・介護総合法案の問題について質問します。

安倍政権が進める医療・介護総合法案は、昨日、参議院厚生労働委員会を通りましたが、内容には市民や小樽市にもさまざまな不利益な問題点があり、反対の立場で質問いたします。

医療法関係では、2025年度までに入院ベッドの再編、削減を進め、7対1病床は、2014年度から2年間で9万床を減らす計画です。都道府県に各病院の病床再編計画をつくらせ、都道府県主導でベッド削減を進める仕組みが盛り込まれ、病院に病床削減や増床中止を勧告する権限を知事に与え、従わない場合はペナルティまで科して在宅に押し戻そうというものです。今でも早期退院が迫られ、リハビリもなまま在宅に戻されているのに、この法案では、さらに法制度と診療報酬の両面から患者追い出しを進めるものです。法案が最終的に成立すると、医療法関係の施行期日は今年10月以降とされています。患者や市内の医療機関にどのような影響が出るとお考えですか。

介護保険法関係では、第1に要支援者に対する訪問・通所介護を地域支援事業に移行し、新たなメニューを設け、代替のサービスに置きかえる問題です。まず、ここ2年間の小樽市の要支援1、2の介護予防サービス利用人数と全体利用者に対する割合、サービス利用内訳と割合をお知らせください。

要支援者のサービス外しに対して、日本医療労働組合連合会や全日本民医連などで構成される「介護に笑顔を！」北海道連絡会が北海道内の要支援者の実態把握と問題点の検証を行っています。深刻な事例が1か月で269件寄せられ、そのうち99パーセントの人が何らかの疾病を持ち、68パーセントに認知症が認められ、独居・高齢者のみ世帯も73パーセントになっています。

小樽市内の調査事例を紹介しますと、1、要支援2の男性80歳代後半、ひとり暮らし。高血圧などで内科を受診。小児麻痺で身の回りのことや物を持つての移動が困難。現在、週2回、訪問ヘルパーに調理補助や掃除、買物をしてもらっているが、年金収入は月10万円に満たないため、高いサービス費になれば週1回に減らすか、やめざるを得なくなり、重症化、孤立化が心配される。2、要支援2の70代女性ひとり暮らし。両股関節と肩の手術をしており、常に脱臼の危険性があり、かがむ動作はできない、重いものは持てないという状態で、週2回の訪問ヘルパーと週2回のデイサービスを利用。高額支払は困難で、サービスを受けられなくなると、閉じこもり、孤立化が心配されるなどです。269件の事例のまとめでは、要支援者は決して軽度者ではなく、専門職による介護保険サービスを利用して今の生活を維

持っていること、介護保険サービスが利用できなくなると、重度化、重症化を招くことから要支援者の介護保険外しは、人命にかかわる大問題と報告しています。

小樽市は、坂道の多い独特の地形ですから、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯では、要支援の訪問介護や通所介護サービスが必要です。訪問介護中心の事業を展開している事業所は、今でも赤字なのに倒産するのではないかと不安を持っています。

小樽市は、このような要支援のサービス利用者と事業所の実態を把握していますか。実態を把握していなければ調査すべきです。いかがですか。

訪問・通所介護の見直しは、2年間の猶予期間が設けられていますが、この間は小樽市として訪問介護事業を行うのか、どうお考えですか。

既に要支援者向けの介護サービスを地域支援事業に置きかえる総合事業を実施している自治体では、「デイサービスによる入浴をやめ、老人福祉センターの風呂に通えないか」「元気なのだから介護サービスを受けるのではなく、ボランティアとして助ける側に回るべきだ」など、サービスを縮小される事態が起きています。このようなサービス利用抑制は許されません。地域支援事業の新たなメニューとして、小樽市はどのようなことを考えているのかお知らせください。

地域支援事業に対して、国からの財政措置はどのようなのですか。

第2の問題は、特別養護老人ホームの入所が要介護3以上に限定されることです。現在、特養待機者は、全国で52万4,000人、そのうち17万8,000人は要介護1、2ですが、小樽市の待機者の介護度別人数をお知らせください。

厚生労働省は、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを受皿にするとありますが、2011年度の厚生労働省年金制度基礎調査によれば、年金受給者の約48パーセントは年金額100万円以下です。これでは、これらの施設には入所できません。小樽市では、やむを得ない事情がある場合を除いた要介護2以下の受入先はあるのでしょうか。

全国的には、介護保険の適用外で特養待機者が利用している宿泊デイサービスで事故や死亡が起きて問題になっていますが、小樽市ではそのような事例はありませんか。

特養入所を要介護3以上に限定することをやめ、待機者解消計画の策定、廃止された特養建設に対する国庫補助の復活、用地取得への支援など特養増設に向けた施策を推進するよう国に要望すべきです。見解を伺います。

第3に、介護保険料についてです。

第1号被保険者の保険料は、第3段階以下の軽減が拡充される予定ですが、この内容と、小樽市における2014年度ベースでの第3段階以下の人数と割合をお知らせください。

第6期介護保険事業計画における本市の介護保険料は、どのような所得段階にするお考えですか。あわせて、小樽市独自の減免制度は、これまでどおりの実施を求めますが、いかがですか。

第4に、利用料の負担増の問題です。

単身で年金収入280万円以上の場合、介護サービス利用の自己負担割合を2割に引き上げようとしています。

しかし、参議院の厚生労働委員会で、日本共産党の小池晃参議院議員の質問で、夫婦で年金収入359万円のモデル世帯は、支出より所得が60万円多いから2割負担できるという厚生労働省の論拠が崩れ、撤回せざるを得ませんでした。参考までにお聞きしますが、小樽市の居宅サービスにおける支給限度額に対する1件当たりの割合を介護度別にお知らせください。

そもそも年金280万円が高収入と言えるのでしょうか。医療の窓口負担増と相まって、必要なサービス抑

制になることは必ずではありませんか。市長の見解を伺います。

第5に、補足給付についてです。

介護施設に入所した場合、低収入の人に対する補足給付を預貯金が一定額を超える場合や世帯分離していても配偶者が住民税課税であれば打ち切るとしています。小樽市の施設で補足給付を受けている人の人数と割合を施設ごとにお示してください。

また、補足給付に資産要件を追加することは、社会保障制度として妥当とお考えでしょうか。

第6に、認知症対策についてです。

さきに紹介した「介護に笑顔を！」北海道連絡会の調査では、68パーセントに認知症が認められましたが、予防給付の見直しは認知症対策に逆行するものです。小樽市の要支援1、2の認知症割合はどのようなになっていますか。

現在、要支援2であれば認知症対応のグループホームも利用できますが、自治体の裁量に任せられれば、これまでと同じサービスを受けられる保証はなく、介護する家族の負担を増大させるだけです。認知症の方の所在不明も社会問題となっており、地域全体での対応が求められています。第6期介護保険事業計画では、認知症対策をつくることになっていますが、小樽市としての取組や計画をお知らせください。

政府は、病院や施設への入院、入所を限定するかわりに、地域で医療や介護を提供する地域包括ケアを市町村単位で構築するとしています。しかし、訪問看護事業所の看護師不足や零細経営が大きな問題となっており、介護職員の深刻な人手不足で、国が設定する必要数よりも100万人が不足している状態です。医療や介護を切れ目なく提供し、住みなれた地域で最期まで暮らせるようにするというスローガンが絵に描いた餅になりかねません。このように医療・介護総合法案は、入院患者を強引に在宅に押し戻す一方、介護サービスを後退させるものであり、漂流患者、介護難民は増え続けるばかりです。また、介護サービス利用2割負担の論拠が撤回された以上、このような法案は撤回すべきではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、駅舎のバリアフリー化について伺います。

JR南小樽駅舎のバリアフリー化、JR銭函駅における昇降機の設置は、住民の強い要望です。共産党市議団は、5月27日、JR北海道に駅舎のバリアフリー化や施設の安全を求める要望書を提出し、交渉してきました。この中で要望していた潮見台踏切内の舗装が改修されるなどの成果もありました。交渉では、JR側は、国と小樽市とJRの三位一体の事業を再三強調し、小樽市との協議が必要と述べていました。その後、小樽市としてどこまで踏み込んだ話し合いをしてきたのですか、市内各駅についてお答えください。

12月には、市民が待ち望んでいた新市立病院が開院されます。後志の基幹病院でもあり、今後、患者が増えると期待されるのではないのでしょうか。市内路線バスが1時間に1本もなく、JR列車に頼らざるを得ない銭函の住民にとっては、南小樽駅の階段があまりにもきつく、手稲など札幌の病院に通う人が少なくありません。南小樽駅や銭函駅がバリアフリー化にならないと、せっかくの新市立病院にもかかれなくなります。道内の駅舎のバリアフリー化は、2020年度まであと14駅残っていますから、先に手を挙げたほうがよいではありませんか。

バリアフリー新法では、市町村が基本構想を作成することができ、公共交通事業者の施設設置管理者は、市町村から協議会への参加を求める通知を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、協議会に参加しなければならないとされています。いつまでもJRにお伺いを立てるのではなく、小樽市が基本構想を作成し、積極的にJRと協議を進めるべきです。基本構想の作成体制として、作成担当部局の

ほか、庁内調整組織の設置、協議会の設置が望ましいとされていますが、庁内調整組織を早期に設置し、協議会の設置についても検討すべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、医療・介護総合法案の問題について御質問がありました。

医療法関係についてですが、本法案が成立した場合の患者や市内医療機関への影響につきましては、現時点では情報が十分ではないため想定することが困難であることから、今後、国や北海道の動向を注視したいと考えております。

次に、介護保険法関係について御質問がありました。

初めに、要支援者に対する訪問・通所介護を地域支援事業へ移行する問題についてですが、まず要支援1、2の方の介護予防サービス利用人数と全体の利用者に対する割合及び主なサービスごとの利用者数と割合につきましては、平成25年4月分の実績では、要支援1、2の方の各予防サービス利用延べ人数は2,076人、全体の利用者に対する割合は20.9パーセントとなります。

主な予防サービスの内訳としては、訪問介護では同様に911人、29.2パーセント、通所介護では697人、28.2パーセント、訪問看護では30人、7.5パーセントとなっております。

直近の実績で、平成26年3月では、全体で延べ人数2,108人、20.1パーセント、訪問介護では838人、26.2パーセント、通所介護では829人、29.3パーセント、訪問看護では36人、9.3パーセントとなっております。

次に、要支援サービス利用者の実態調査につきましては、平成27年度から3年間の第6期介護保険事業計画の策定に当たり、日常生活圏域ニーズ調査を実施したところであり、その中で要支援1、2の方の実態を調査しております。

また、訪問介護事業所に対する実態調査は実施しておりませんが、今後、法案成立後に国から示される予定の事業実施のためのガイドラインを踏まえ、実態調査について検討していきたいと考えております。

次に、2年間の猶予期間における訪問・通所介護事業の実施についてですが、国では平成29年4月からの地域支援事業への移行を全市町村に義務づけていることから、それまでの期間は現行の予防給付を続けていく考えであります。

次に、地域支援事業の新たなメニューにつきましては、第6期計画に位置づけることとし、具体的な実施方法などについては、実施が義務づけられている平成29年度までに事業実施の受皿の整備などの課題も含め検討してまいりたいと考えております。

また、国の財源措置につきましては、既存の地域支援事業に加え、介護予防給付に見合う財源が措置されることとされております。

次に、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定する問題についてですが、まず本市の特別養護老人ホーム待機者の介護度別人数につきましては、平成25年10月1日時点では、要支援等が13人、要介護1が89人、要介護2が157人、要介護3が142人、要介護4が125人、要介護5が99人、合計625人となっております。

次に、要介護2以下で、やむを得ない事情がない方の受入先についてですが、基本的には在宅で訪問介護や通所介護サービスなどの在宅サービスを中心に、必要に応じて24時間定期巡回・随時対応型訪問介護などを利用していただくことになると考えております。

次に、本市での宿泊デイサービスの事故についてですが、市内には宿泊デイサービスを行っている事業所が数か所あると認識しておりますが、介護保険法適用外のサービスであり、把握することは難しい状況であります。

次に、特別養護老人ホーム増設に向けた国への要望につきましては、今後の高齢者数の推移や待機者の状況も見据えながら、国への要望も含め、第6期計画策定の中で検討してまいります。

次に、介護保険料についてですが、まず第1号被保険者の保険料の軽減拡充の内容につきましては、低所得高齢者の保険料負担の軽減を図るため、第3段階以下の保険料において、基準保険料からの軽減率を第1、第2段階では0.5を0.7に、特例第3段階では0.33を0.5に、第3段階では0.25を0.3に拡大するものです。

また、本市の平成26年度当初賦課における第3段階以下の人数と割合は、第1段階が2,289人、5.2パーセント、第2段階が1万187人、22.9パーセント、特例第3段階が4,084人、9.2パーセント、第3段階が4,090人、9.2パーセントとなっております。

次に、第6期計画における介護保険料の段階と本市の独自減免制度の実施につきましては、第6期計画策定の中で国が示した標準を基にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、利用者負担増の問題についてですが、まず本市の居宅サービスにおける支給限度額に対する1件当たりの割合につきましては、平成26年3月実績で介護度別に申し上げますと、要介護1では35.0パーセント、要介護2では39.9パーセント、要介護3では45.4パーセント、要介護4では44.7パーセント、要介護5では51.5パーセントとなっております。

次に、一定以上の所得がある方の利用者負担を2割とすることへの見解についてですが、今回の制度改正案の背景には、高齢化の進展に伴う介護費用の増加が見込まれることがあります。そうした中で、制度の持続可能性を高めるため、一定の所得や資産のある方の利用者負担を見直すものであり、やむを得ないものと考えております。

次に、補足給付打切りの問題についてですが、まず補足給付を受けている人数と割合につきましては、平成26年3月の居住費の実績では、介護老人福祉施設では347人、78.7パーセント、介護老人保健施設では379人、77.3パーセント、介護療養型医療施設では358人、77.7パーセントとなっております。

次に、補足給付に資産要件を追加する妥当性についてですが、補足給付は低所得者に対して原則自己負担である食費と居住費を補助する制度であります。そのため、一定額以上の預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは、食費や家賃を負担し、在宅で生活する方との公平性を欠くことから見直されるものであり、やむを得ないことと考えております。

次に、認知症対策についてですが、まず本市における要支援1、2の認知症の割合につきましては、疾病としての認知症の人数は把握しておりませんが、たびたび道に迷う、金銭管理にミスが目立つなどの症状がある認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上である割合を申し上げますと、平成26年5月26日現在で要支援1では5.0パーセント、要支援2では6.3パーセントとなっております。

次に、認知症対策の取組と計画につきましては、平成24年9月に国が策定したオレンジプランに示されている認知症初期集中支援チームの設置など、必要な対策を第6期計画策定の中で検討していきたいと考えております。

次に、今回の法案に対する見解についてですが、国会審議における利用料2割負担についての論議に

については承知しておりますが、国ではいわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域で安心して医療や介護サービスを受けられるよう一体的な改革を行うとしているものであり、やむを得ないものと認識しております。

次に、駅舎のバリアフリー化について御質問がありました。

まず、市内各駅に関するJR北海道との話合いの内容につきましては、今月初めにJR北海道本社において、バリアフリー化の検討状況について確認をしておりますが、JR北海道は国の基本方針を踏まえ、小樽駅、南小樽駅及び銭函駅を含め、乗降客数が3,000人以上である道内駅のバリアフリー化について、平成32年度までの実施を念頭に引き続き検討を進めているものの、まだ各駅の具体的な計画等を本市に示せる段階にはないとの説明を受けたところであります。

次に、バリアフリー化がまだ実施されていない道内駅舎の中で、先に手を挙げたほうがよいのではないかと御質問につきましては、今後、具体的な計画等が示された段階で、各駅の整備年次につきましても、JR北海道と協議をしてみたいと考えております。

次に、基本構想の作成につきましては、今後、JR北海道から具体的な計画等が示された段階で、適切に判断したいと考えており、構想を作成する場合には、庁内調整組織や協議会の設置についても検討をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 新谷議員の駅舎バリアフリー化についての御質問にお答えいたします。

JRを利用する患者数についてのお尋ねがありました。

現在、医療センターに後志地域から通院される患者も、引き続き新市立病院に通院されると思いますので、開院後の動向をよく見まして、市長部局とよく協議をしてみたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再質問いたします。

初めに、医療・介護総合法案の問題です。

先ほども言いましたけれども、昨日、法案が参議院厚生労働委員会を通りました。介護サービス利用料2割負担の論拠が完全に崩れて、撤回したのにもかかわらず、数の力で通ってしまったわけです。これは大問題です。まず、そのことを最初に言っておきたいと思います。

医療ですけれども、社会保障と税の一体改革、全戸配布されました政府広報ですが、平成26年度から「高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機関が相互に連携を強化し、できるだけ早く社会復帰できる体制を整備します」、要するに在宅に戻すということですが、その戻す前の体制などは、もうできているのですか。情報がまだない、想定することが困難だという御答弁でしたけれども、既にこういうものが出ているわけですから、やはりこれは市としても、もっと情報を集めて、どういう影響が出るか調べるべきだと思います。

それから、介護保険関係です。

要支援1、2の訪問・通所介護給付外しなのでありますが、これまでのように2年間は経過措置として自治体の裁量で要支援の訪問・通所介護は既存の事業所で行うことが認められております。確認しますが、この2年間は利用料、それから介護報酬は変わらないと捉えてよろしいのですか。

それから、要支援の介護サービス利用者数は、利用割合が大きいですし、中でも訪問介護、通所介護の利用割合が大きいです。政府は、これまでも要支援者に対して、ヘルパー派遣回数制限や介護時間

の短縮など給付抑制を行ってきましたが、今回の法案では、さらなる給付制限です。先ほども言いましたけれども、地域支援事業へ移行している自治体、サービス縮小が起きているところもあります。「介護に笑顔を！」北海道連絡会の調査でまとめて述べているように、要支援の方は、ボランティアではなく、専門職による介護保険サービスを利用しているからこそ今の生活が維持できているとしております。しかし、厚生労働省は、新事業のガイドラインで、各サービスの単価や人件費を現在の訪問・通所介護の報酬以下に設定するように義務づける方針と聞いております。2年後、保険給付から外されたら事業所の経営悪化にもなります。要支援者を重度化させない、事業所の経営を守るためにも市長は要支援の訪問・通所介護を保険給付から外すのをやめるよう国に意見を上げるべきです。いかがでしょうか。

それから、地域支援事業ですが、政府が目玉としているのが24時間定期巡回・随時対応サービスですけれども、実施自治体は、わずか1パーセントです。小樽市でも1事業所で実施しておりますけれども、現在、20人の定員に対して8人しか利用しておりません。利用料は高く、このサービスを使うと支給限度額との関係で、他のサービスが使えなくなります。先ほど利用負担のところでお答えいただきましたように小樽市の介護サービス利用は、支給限度額をどの段階でも大きく下回っております。利用したくてもお金がかかるから利用できない。サービスを提供する側は、1人に対して20分から30分のサービスを1日3回、4回と往復しなければならないし、夜間対応できる職員がいないということを知っています。実際、あるケアマネジャーも勧めづらいサービスだと言っています。こういう実態で、政府の言うような地域支援事業利用が進むとは考えられないのではないのでしょうか。市長はどうお考えでしょうか。特別養護老人ホームの入所問題です。

先ほど御答弁いただきましたが、特養の入所申込みのうち要介護2以下の方々は236人で39.4パーセント、これは全国平均よりも高い数字です。現在、介護老人保健施設、グループホームも満杯で、いつ入れるかわからないということで、しかもサービス付き高齢者向け住宅には金銭的に入れないという人が圧倒的に多いわけです。そういう点では、市長は国にも要望していきいたいということでしたけれども、これは特養を増やすしかないのです。そして、あるヘルパーの話ですと、家の人が仕事に行かなければならなくて、パンを置いて寝かされている人を何人も見ているということです。実際、痛ましい事件も起きております。介護心中や介護殺人などが起きておりますから、こういう点では、やはり強力の特養を増やす、このことを要望していただきたいと思えます。

それから、認知症対策についてですけれども、これはこれから考えていくということですが、医療法人溪仁会札幌西円山病院の峯廻名誉院長は、軽度認知症のうち半数が4年後には認知症になると、介護者が疲弊しないためには、認知症患者と離れる時間をとることや休憩、息抜きをすることが大切で、デイサービスや短期入所など国や病院施設が支援サービスをより充実させていくことが求められると指摘しております。これについても、やはりこれまでどおりの利用ができるように、さらに地域全体で認知症に対応している釧路市の釧路地域SOSネットワークなどもありますけれども、こういうことを参考に進めていただきたいと思えます。

それから、JRの問題ですけれども、これまで小貫議員が質問で明らかにしてきましたが、国土交通省の市町村アンケートで、基本構想を作成する効果、「鉄道駅舎など旅客施設のバリアフリー化が進んだ」、70.1パーセントでトップです。先ほどの病院局長の御答弁でも、これまでどおり後志からの患者に来てもらえるのではないかとということでしたけれども、やはり南小樽駅をバリアフリー化して、患者が安心して通院できるということは重要なことだと思います。銭函駅では、前にも言いましたけれども、高齢者や障害者の方が階段から足を踏み外してけがをしたという人が何人もいて、エレベーターの設置は切実なのです。住民からの市長への手紙、また町会からの要望として昇降機の設置の要望が出ている

はずです。5月のJRとの交渉では、JRは、例えば南小樽駅の地形からどのようにしていったらいいか模索しているということでした。確かに財政問題、財源問題はあると思います。

また、JRからの提案があつてから基本構想をつくるということですが、私たちは尾道市を視察してきましたが、そこではエレベーターが2基設置されておりました。その経過について聞きましたら、やはり基本構想を先につくってJR側と協議を始めております。もちろん財源的な問題は前提にあったと思うのですが、基本構想をつくってから財政、財源の問題をしっかりと話し合ったということ聞いております。今までの答弁からは市長の積極姿勢が見えないのです。新幹線の地元駅整備の負担をしますので、住民の生活の足、安全を守る、これはやはり本当に取り組まなければならない問題だと思いますので、積極的な姿勢をお見せいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

医療・介護総合法案の問題で、医療法関係の問題でございますけれども、やはり今後どのようなことが起きてくるのか、まだまだ十分でない情報が多くございます。例えば、地域医療構想、ビジョンをつくることになってございますが、まだ北海道ではできてございません。こういったものが次々出てくる中で、今後の影響がわかるというふうにご考えてございますので、今後とも情報を集めて調べながら、国や北海道の動向を注視していくことが必要と考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 新谷議員の再質問にお答えします。

医療・介護総合法案の介護保険法関係ということで何点か再質問がございました。

まず、利用料や介護報酬が2年間の猶予期間は変わらないのかということですが、私どもとしては昨日の本会議の答弁と同様に、2年間の部分については、現行どおりの中でサービスも含めてやっていきたいと考えてございます。

次に、さらなる給付の削減がサービス低下につながると。受皿でボランティアの話などがいろいろ出ておまして、そういう意味でかわられる部分は少なく、専門職だからこそできる部分があるのだということで、その御趣旨は、私どもも同様に認識してはございます。

ただ、報酬が下がって、介護事業所の経営の悪化という、そういうおそれがないのかということで、国へ法案を撤回するように要求してはどうかということなのですが、インターネットで調べたところによりますと、もう参議院の本会議で、今日可決・成立したと聞いておりますので、少し遅かったのではないかというような感じもしないでもないのでございますが、ただ私どもとしては、昨日の本会議の答弁でもお答えしましたとおり、やはり担っていただくのは、介護事業所がメインになると思うのです。ボランティアというのは、やはり補完的な部分でしかできないと思いますので、そういう意味では、財源の問題など、まだ具体的に国から示されておられませんので明確なことはお答えできませんけれども、介護事業所に受皿としてやっていただけるように、また受けていただけるように関係者の皆さんと協議しながら、策定委員会の中で、最終的にいろいろ議論していきたいと考えてございます。

それから、24時間定期巡回・随時対応サービスの件でございました。実態としては、先駆的に取り組んだものの残念ながら今のところの実態というのは非常に少ないということで、私どもも大変苦慮しているところでございます。しかし、このサービス自体は在宅で介護をするということの視点ということで

すか、基本的な考えというのは私どもも理解しますので、そういう意味では普及も含めて、これから課題がたくさんありますけれども、少しずつ粘り強く広げていきたいと考えてございます。

次に、特養の入所制限の問題ですけれども、確かに特別養護老人ホームをたくさん増やしていけば介護サービスを受ける方、あと御家族で苦勞して介護されている方に対しては、非常にいい話だとは思いますが。ただ、御承知のとおり、介護保険料が全国平均で5,000円程度と言われているところが既に5,460円ということで、500円ほど小樽市は高いです。しかも2025年には、多くの団塊の世代の方がサービスを受けるようになり、8,200円程度になるということは、これも昨日の秋元議員の代表質問にもあったとおりでありますので、それだけの負担ができるのかということもございます。

あと、財源負担の部分で、大まかに言いますと、介護費用の半分は公費で、要するに税金です。残り半分のうちの2割は介護サービスを受けている方や対象者の方に保険料ということで負担していただきますけれども、残り3割は現役世代の負担なのです。現役世代ということは、子育て世代が中心です。ですから、特養を増やすということは、費用をそれだけ増やすということになりますので、保険料を上げざるを得ない。サービスを受けている方が保険料を上げないでくれということになりますと、もちろん現役世代がさらなる負担をするということに今の構造の中ではなるのです。現役世代の方も子育てで大変だというのは議会の中でも出てきているわけですから、果たしてそういう形で現役世代の方が納得してくださるのかという部分もあるのではないかと思っておりますので、一定程度の所得のある方は、我慢してくださいという言い方もあれですけれども、一定程度そういう形でやっていただかないと、保険料をますます上げる形になってしまって、サービスを受ける世代も、支える現役世代もどちらも大変なことになってしまうという形になるかと思っておりますので、そういう部分については御理解いただければと思います。

あと、認知症の件につきましては、答弁のとおり今後の策定委員会の中で議論していく重要事項の一つだと考えておりますので、先ほど御紹介いただきました釧路市の例も含めて、先進事例を参考にしながら今後、議論を深めていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 駅舎のバリアフリーの関係ですけれども、繰り返しになりますが、これまでもJR北海道とは、本部に出向いて協議、打合せを行っているところでございます。その中で、小樽市内にはバリアフリー対象駅が3駅ありまして、JRでは今それを含めて現状分析中ということでございますので、その状況を見ながら対応していきたいと思っております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再々質問を行います。

今、本当は市長にお答えいただきたかったのですが、医療保険部長から答弁がありましたが、いずれもやむを得ない、地域支援事業については苦慮しているということです。本当に、これは利用者、それから自治体を困らせる問題だと思うのです、この全体の問題が。

それで、特別養護老人ホームについては、先ほども言いましたけれども、やはり国の特養建設に対する国庫補助を復活する、国の負担割合を変えるなどしていかなければ、特養に入れる特例入所というのもあります、虐待や認知症、精神障害など困難な状況にある人、やむを得ない事情のある方は入所できるというのがあるのですが、こういう方々も結局は入れないということになっていく問題で、これはすごく重大な問題だと思います。

そもそも、社会保障のために消費税率を上げました。全部社会保障に充てますと言ったのではないですか。そういう前提があるのに、今までどおりに考えてというのはやはりおかしいと思うのです。やはりどんどん国に対してもこういうことはしっかりやってほしいということを要望していかなければ、結局は市民も高い保険料を払わなければならない、そういうことにつながっていくのです。2割負担の論拠が崩れたのに法案を参議院本会議で通してしまった、数の力で強行するというところに本当に怒りを感じます。怒りを感じないでしょうか。

それから、バリアフリー化なのですけれども、いつも同じ答えです。いつ、それが示されるのか、現状分析をしていくなどいろいろありますけれども、もう少しJRに積極的になるように、市が先に積極的にならないとダメなのではないですか。それでないに進まないのではないですか。2020年までに14駅も残っているのです。結局、後回しにされて市民の足も守れない、安全も守れないということになるのですから、この辺で本当に積極的になってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 新谷議員の再々質問にお答えします。

新谷議員のお怒りについて、私どもははっきり言いまして理解はできます。ただ、消費税を社会保障に全部充てると言いながらやっていないなどという話になりますと、もう私どもがお答えできるレベルを超えてしまいますので、ここの中では答弁は難しいと思いますが、特養の件、確かに要介護2以下の方でも困難事例の方は入れるということで国が譲歩したという話は聞いております。そうなったときに、満床で入れなかったらどうするのかという御質問だと思いますけれども、そういうことも含めて、私どもも保険料にどうしてもはね返ってしまうものですから、その辺の給付と負担のバランスというのですか、サービスの充実もしながら、それが結局保険料の値上げにかかわるものですから、その辺のバランスをどうとっていきながら計画を進めていくのかと、これが本当に悩ましい問題なものですから、その辺の部分について、策定委員会の中で今後議論を深めていくということと、国ではガイドラインなどを示すと言っておりますので、そういうものも含めて、いろいろな情報を収集しながら、また釧路市など他都市でもいろいろなことをやっている例があると聞いておりますので、そういうものも含めて多面的に検討はしていきたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） バリアフリーの関係でございますけれども、私も昨年、JR北海道の本部長と話をしておりますが、そのときは、JRの現在の状況等の話がございました。大変なのだという話、それと私も小樽の状況はお話ししましたので伝わっていると考えておりますけれども、そういった気持ちを持って、今後、協議を進めていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし第4号及び第6号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、吹田友三郎議員、小貫元議員、松田優子議員、鈴木喜明議員、上野智真議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号、第7号、第10号及び第13号は総務常任委員会に、議案第8号、第9号及び第12号は厚生常任委員会に、議案第11号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月19日から6月29日まで11日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 小 貫 元

平成26年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成26年6月30日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊
財	政	部	長	小	山	産	業	港	湾	部	長	佐
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	藤
福	祉	部	長	前	田	保	健	所	長	秋	野	恵
建	設	部	長	工	藤	消	防	長		飯	田	敬
病	院	局	長	笠	原	教	育	部	長	田	中	泰
経	営	管	理	部	長	総	務	部	総	務	課	長
総	務	部	企	画	政	策	室	長		佐	藤	靖
財	政	部	財	政	課	長				佐	々	木
												真
												一

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野智真議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第13号並びに平成26年第1回臨時会議案第1号及び第2号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第2号一般会計補正予算では、がん検診推進事業費として2,000万円を計上し、平成21年度から24年度に配付された無料クーポン券を使用しなかった方に対し、再度、無料クーポン券を送付し、受診の促進を図るといふ。当初予算では、乳がん検診は25パーセント、子宮がん検診は35パーセントという目標で計上したのに対し、このたびの補正予算では16パーセントで算出したといふが、受診率の低迷が続く中で、保健所は、みずから設定した受診率を達成するために、どのような対策を検討しているのか。

また、国は、この事業を行う自治体が予想以上に多かったことを理由に国庫補助金を割り落とすといふが、今後の全国的な実施状況によっては、さらに補助金が削減される心配はないのかどうか。

自主防災組織は、災害発生時に地域住民が連帯し、効果的な防災活動をすることを目的に、住民が自主的に結成するものであるが、本市には2団体しかないといふ。市は、町会の防災訓練やまち育てふれあいトークでパンフレットを配布することでPRしているといふが、現在は、地域とのかかわりが希薄になっている住民が多いといわれていることから、多方面からの啓発により防災意識を高めるなど、組織率の向上に取り組んでほしいと思ふがどうか。

本市では、出生数の減少のほか、20歳代の転出が多く、人口減少に歯止めがかからない状況にある。市は、これまで転出がどういふ理由によるものか、要因を把握するためのアンケート調査などを実施したことはあるのか。

また、市は、人口対策について協議するための検討会議を設置するといふが、その中で、アンケート調査を行うことについて検討するつもりはあるのかどうか。

一方、北しりべし定住自立圏構想は、地域を活性化させ人口流出に歯止めをかけるための大事な取組の一つである。これまで連携して実施してきた施策の成果については、今後、各町村と検証を行うものと思ふが、市としては、今後の定住自立圏共生ビジョンの策定に当たって、新たな施策をどのように位置づけていくつもりなのか。

北海道新幹線新青森－新函館北斗間は、平成27年度末までに開業する予定であり、大きな経済効果が期待されているが、函館からの高速道路や鉄道のアクセスは全て室蘭経由に集中している現状から、多くの観光客が札幌に流れることが予想される。こうした経済効果を小樽・後志までつなげるためには、札幌延伸までの間、函館から黒松内までは高速道路を走行し、そこから国道で後志圏を経由して本市までを結ぶ都市間バスを走らせることが効果的と考える。市長には、後志各町村と協力し、実現に努めてほしいと思ふがどうか。

低賃金者の処遇改善として、例えば、市が臨時に雇用する保育士であれば、賃金の手取りを200万円と

するためには、控除される社会保険料、雇用保険料及び所得税などの分として、1人当たり35万円程度の上乗せが必要であり、七十数人分の所要額としては約3,000万円が見込まれる。市職員の給与費の総額は約90億円ということからすれば、わずかな金額であり、配慮してもらいたいと思うがどうか。

不登校対策は、重要な教育課題であることから、本市においてもさまざまな取組を行っているというが、平成24年度には58人の不登校児童・生徒がいたと聞く。不登校のきっかけや要因は多様化しており、いろいろな働きかけを行っても登校できないケースがあるなど、さまざまな状況があることから、市教委には、一人一人の状況に応じた指導に全力で取り組んでほしいと思うがどうか。

市教委は、虫歯予防対策として、フッ化物洗口の実施に向けた準備を進めているというが、フッ化物洗口は虫歯予防に非常に効果があると言われている一方、教職員や保護者の中には安全性に対する懸念や必要性について疑問視する意見もある。実施に向けては、これら懸念や疑問を払拭しなければならないが、市教委は今後どのような取組をもって理解を求めていくのか。

北海道では虫歯の子供が多いと聞くが、大切な歯を長く守っていくためにも、市教委はフッ化物洗口についての正しい認識を広めるとともに、フッ化物洗口の実現に努めてほしいと思うがどうか。

消防団の各分団に配備されている小型消防ポンプについて、最も古いものは購入から44年が経過しているなど、メーカー推奨の耐用年数である10年程度を超えるものが各分団に一、二台はあるという。耐用年数を超えるポンプがこれほどあるのならば、出動時に故障したり、うまく作動しなかった事例もあると考えられるがどうか。

東日本大震災の例からも、災害は予期せぬときに起きるものであるから、緊急時に問題なく使えるよう、専門家にしっかりと点検してもらおうなど、ポンプの性能維持に努めてほしいと思うがどうか。

大型クルーズ客船ダイヤモンド・プリンセスの入港に伴い、乗船客などをおもてなしするイベント、小樽クルーズ・ウェルカム・フェスタが開催された。イベント自体は盛況であり、乗船客や市民などに大変喜んでもらえたとのことだが、一方で、クルーズ客船の停泊場所を案内する看板等が会場の周辺に全く設置されておらず、会場の場所や行き方がわからなかったという声もあった。他市では、至るところに看板を設置し宣伝を行っている事例もあることから、まちを挙げたおもてなしをするのであれば、このような取組を参考にすべきと思うがどうか。

おもてなしのイベントは実際にやってみなければわからない部分もあるが、小樽を訪れる観光客に楽しんでいただけるよう、今後も創意工夫して行ってほしいと思うがどうか。

米国艦船ブルーリッジが7月18日から22日まで本市に寄港する予定があると報じられているが、市は、従来から判断基準としている3条件がクリアできれば受け入れる考えであるという。しかし、19日にはクルーズ客船サン・プリンセスの寄港が既に決まっており、仮に客船の入港時に軍艦がいるとなれば、今後の観光への影響が懸念されるため、艦船の入港を断ることも視野に入れ、慎重に判断してほしいと思うがどうか。

市はIRの誘致を進めているが、IRには、いろいろな功罪があると言われている。雇用や経済、人口などいろいろな面で疲弊している本市においては、功罪のうち経済波及効果や雇用の増大など、功の部分が目を見張るほど大きいものであるならば、それらの効果をしっかりと数値で把握した上で誘致に取り組んでいくべきと考えるがどうか。

また、先日、市長が視察に訪れた韓国カンウォンランドはIRの成功例とは言えない施設であるが、本市にIRを誘致することになった際には、こういった事例からしっかりと学び、失敗例とならないよう努めてほしいと思うがどうか。

市長が韓国のカジノを視察してきたことを受け、カジノの実態について代表質問をしたが、表面的な

答弁しか得られなかった。カジノ誘致後の実態については、市民も高い関心を寄せているにもかかわらず、これまで全く報告がなされていないが、今後も市民への報告を行うつもりはないのかどうか。

また、市長は、記者会見で誘致に反対の声があるのも承知していると言いながら、反対意見を具体的に言わず、賛成意見だけを取り上げているように思える。市に届いた市民の意見や市民と語る会における発言においても反対意見が多いなど、誘致に反対する声が多い中、市長は誘致に都合のいいことしか受け入れていないのではないのか。

廃棄物最終処分場について、市は現処分場のかさ上げにより延命を考えているとのことだが、この処分場は当初からかさ上げを想定して設計されたものではない上、遮水シートの劣化なども懸念される。これらの問題点については、外部に検討を委託しているとのことだが、その結果を受けた後、いつごろまでにかさ上げについての結論を出すのか。

また、現在、廃棄物搬入量の減少により、残余埋立容量が当初の想定より大きくなっており、かさ上げが実現すれば、平成40年前後まで延命できるという。

一方、地元町会とは廃棄物の搬入は平成27年度までとした協定を結んでおり、延命すれば協定のほぼ倍の期間、搬入を続けることになる。かさ上げに当たっては、今後、地元住民が納得できるよう具体的な交渉をしなければならないと思うが、市はどのように考えているのか。

介護保険制度は、介護を要する人への支援であって、介護をする人への支援にはなっていないという意見を聞く。家族の介護をしなければならないヤングケアラーと呼ばれる若者たちの進学や就職に影響が出ているという問題が報道で取り上げられるなど、今後は介護をする人への対策も必要であると考えますが、市はこのことについてどのように考えているのか。

また、介護をする人にどのような支援が必要かについて、市は、国や北海道の動向を見るだけでなく、小樽市として主体性を持ってこの問題に取り組んでほしいと思うがどうか。

ふれあいパスについては、利用者がバス降車時にパスの提示と回数券の投入を行わねばならず、運転手もさまざまな業務に加えてそれに対応しなければならないため、ともに大きな負担になっていると聞く。現在、中央バスでは、市内路線バスに乗降車時の手続が簡単なＩＣカードが導入されており、これをふれあいパスとして利用できるようにすれば、これらの負担軽減につながるほか、市にとってもふれあいパスの利用動向の情報をより正確に収集できるなど、事務作業の軽減が期待できることから、早期の切替えを検討してほしいと思うがどうか。

先月25日、本市に視覚障害者の団体が訪れ、会食のため飲食店に入店しようとしたところ、盲導犬を連れてユーザーが入店を拒否されたと聞かす、事業所などに対する身体障害者補助犬法の周知についてはどのように行っているのか。

また、入店を拒否されたユーザーは、小樽は観光地であり、盲導犬を連れて訪れる観光客がこのように寂しい思いをしないよう、盲導犬に理解のある小樽になってほしいと話している。このことは、所管の福祉部だけでなく、観光、商店街など本市経済にもかかわる問題であり、また平成28年度に施行される障害者差別解消法では、あらゆる行政機関に対応が求められていることから、こういった障害者への差別がなくなるよう、全庁を挙げて周知等の取組を進めてほしいと思うがどうか。

一時保育事業については、平成24年度の利用件数が大きく落ち込んでいることなどから、需要はおおむね充足されているとし、26年度に計画していた実施保育所の拡大を見合わせたとのことである。

しかし、25年度には利用件数が回復しており、本来はこの数字を基に26年度拡大するかを判断すべきであったにもかかわらず、そうしなかったのは、初めから拡大しないことを決めていたからではないのか。

一方、障害児保育についても、かつては需要がないとして受入れ保育所の拡大に消極的であったが、その後、受入れを拡大したところ、多くの需要が掘り起こされ、利用者が増加したと聞く。こうした経過に鑑み、一時保育についても、実際の利用件数だけでなく、近年の共働き世帯の増加に伴う潜在的な需要も考慮し、今年度中に実施保育所を拡大すべきと考えるがどうか。

街路灯設置費補助金に係る予算額は、現在400万円であるが、総数1万4,000灯のうち、LEDへの切替え未実施の1万3,600灯を切り替えた場合、電気料金の6割を負担している街路灯維持費補助金を大幅に軽減できると思われる。市は、設置助成金をどの程度増やせば得になるか、シミュレーションしているのか。

また、仮に1,000万円に増額すれば8年後には収支が黒字に転ずると言われているが、町会の持ち出しが短期間に集中しないよう配慮しながら、なるべく早く実施してもらいたいがどうか。

電気料金節約などの理由から街路灯をLED照明につけ替える町会が増えている一方で、LED照明が明るすぎてナトリウム灯への切替えを行っている観光地があるほか、観光庁がいわゆる光害対策ガイドラインを策定するなど、LED照明が問題にもなっているが、市は、このような光害について研究等を行っているのか。

仮に、全ての街路灯をLEDにすると、夜景の状況が一変したり、歴史的建造物の趣が失われることも懸念されることから、住宅地と観光地区では光源を使い分けるなど、全街路灯のLED化については慎重に考えてほしいと思うがどうか。

また、改修に先立って、各町会に通達するなどの方で街路灯の状況を把握し、環境やまちづくりの観点からの配慮を行えば、場所によってはLED化により照度が上がり、設置箇所を減らすことも可能となるのではないかと。

市においては、設置基準を定め、灯具の寿命とランニングコストの試算のほか、リース方式の導入などの検討も行い、高効率で経済的な改修をすることによって、市と町会双方の負担軽減が図られるよう、早期に街路灯の更新を促進してもらいたいがどうか。

旧星置川の河口付近は、上流からの土砂と波に押された石により、詰まることが多い状況にある。年に二、三回は、しゅんせつにより土砂が取り除かれるものの、海がしけるとすぐに元に戻るため、長期的に土砂を寄せつけないような工事をしてほしいと思うがどうか。

恒久的な工事が困難であるならば、現時点では最も有効な対策とされている河口のしゅんせつを定期的に行うよう要望したいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

法人市民税の税率引下げに合わせて地方交付税の財源を確保するため創設される地方法人税については、地域の元気創造事業費の財源として活用される。同事業費の算定基準となっている行革努力については、平成5年度から9年度までと、21年度から25年度までのそれぞれ5年間での職員数削減率の比較などを指標とするとのことであり、本市が重点的に歳出削減に取り組んだ20年度以前の努力が正確に反映されないと危惧するがどうか。

さらに、製造品出荷額や若年者就業率など地域経済活性化の成果も算定に反映されるとのことであるが、行革努力も含め、こうした算定基準はいわゆる政策誘導につながり、地方交付税制度の趣旨そのものに反することになるのではないかと。

また、軽自動車税の増税については、生活が苦しく、軽自動車でなければ家計を維持できない家庭が多数ある中で、本年4月からの消費税率上げも重なり、重い負担となることから引き上げるべきでないと思うがどうか。

重要水防区域のうち、張碓仲川について国道5号を挟んで海側の一部には、未整備で土が露出しているところがあるために、春先の雪解け水や大雨による増水時に下流に流された土砂が整備されている部分に詰まり、水があふれてしまうと聞いている。このように一部だけが整備されている河川は、市内において、ほかにも何か所かあると思われることから、重要水防区域に指定されている河川について、再度、点検・調査をしてほしいと思うがどうか。

今年度の平和事業として、平和映画上映会を行うとのことだが、昨年度の参加者数は52名で、今年度はより多くの人に参加してもらいたいと思っているが、上映会についてどのように周知していく考えなのか。

また、毎年夏になると、JR小樽駅前の歩道橋に核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕が設置されるが、一番目立つ国道の真上に設置場所を移すことはできないのか。

さらに、終戦50周年、60周年の年には、広島市の平和記念式典に児童・生徒を派遣していることから、70周年という節目の年に当たる来年についても、事業費の面も含め、さまざまな手だてを考えながら、ぜひ同式典に派遣してほしいと思うがどうか。

近年、消せるボールペンがヒット商品となっているが、他都市では公文書への不正使用による学校給食職員の着服が報道されるなど、その取扱いには注意が必要と思うが、市はこのことをどう認識しているのか。

今後、庁内における利用実態の調査を行うとともに、職員はもとより、市に書類を提出する市民や企業に対しても不正使用は公文書偽造となる可能性がある旨の告知を行うなど、公文書には使用しないよう周知してもらいたいと思うがどうか。

他会計や基金からの借入れに係る償還は、平成30年度にピークを迎えるとのことだが、防犯灯の設置や施設の耐震改修など今後見込まれる財政需要の増加に伴い、市債の増加も見込まれることになるが、中期財政収支見通し後の29年度以降における公債費の推移については、どのように見込んでいるのか。

また、将来の償還に向けて、少しずつでも減債基金を積んでおく必要があると思うがどうか。

市が雇用する事務補助の臨時職員の賃金は、時給換算で820円、年額で155万円ほどと聞く。一般的に、年収200万円以下がワーキングプアと言われており、北海道の最低賃金である時給734円と比べても86円しか上回っていない状況であるが、市の業務を受託する事業者の賃金実態を調査したことはあるのか。

一時期、官民格差の是正が叫ばれ、公務員の給与が抑えられてきたが、その間、民間賃金もそれに追従する形で下げられるという悪循環に陥ってきた。現在は、大都市を中心に人手不足が広がり、賃金が

上昇していることから、地方からの人口流出が加速度的に進むことが見込まれるが、このような状況を解消するためにも、公契約条例を制定すべきと思うがどうか。

昨年度、本市における全国学力・学習状況調査の平均正答率が公表されたことについて、本市児童・生徒の学力の状況を把握した上で、各学校には危機感を持って取り組んでほしいとの肯定的な声を聞くが、教育委員会には、学校間格差の観点などからの否定的な意見は寄せられているのかどうか。

また、今年度の同調査は、各学校において自己採点を行ったと聞いているが、本市の手応えはどうであったのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第13号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第5号並びに陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第809号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号は否決、議案第13号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第809号はいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案については、地方法人税として地方の固有財源である法人住民税から一部を国に吸い上げて配分を見直すというものです。これは、消費税の引上げにより、消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものです。自治体間の税収格差の是正は、国と地方の間の税源配分を是正することで行われるべきです。

また、軽自動車や原付、オートバイなどへの大幅な増税です。軽自動車の増加は、長年にわたる国民所得の低迷から価格でも維持費でも安価な軽自動車を選択したためです。ところが、自動車業界からの自動車取得税は二重課税という要望に応え、自動車取得税の税率を引き下げる一方、その穴埋めに軽自動車税の大幅増税を行うというものです。圧倒的多数の国民にとって消費税増税と二重の負担増になるものです。このような二重の負担増は、市民の可処分所得を減少させ、消費をますます冷え込ませます。否決を主張します。

次に、議案第13号小樽市非核港湾条例案についてです。

核兵器不拡散条約再検討会議の準備委員会の前に、広島市の松井市長、長崎市の田上市長が、小樽市も取り組んだ核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名を国連の潘基文事務総長に手渡し、4月29日には、両市長が国連本部で演説し、核兵器廃絶の必要性を訴えました。松井広島市長が、広島原爆について、爆心地の100メートル地点で致死量の60倍以上の放射線を人々に浴びせたなどと科学データを示して、非人道性を強調し、被爆者は絶対悪である核兵器を為政者が二度と使わないよう廃絶に挑んでいるが、冷戦後、四半世紀たった今も世界には1万7,000発以上の核弾頭があり、私たちは核兵器の潜在的

恐怖の下に置かれていると訴えたと報道がありました。来年は、原爆投下70年になります。広島、長崎と二度にわたって残虐的兵器の被害を受けてきた日本にとって、この節目になる年に核兵器の廃止に向けた一定の前進を期待しているところです。

小樽市には、アメリカの第7艦隊旗艦ブルーリッジの7月18日からの小樽港寄港の打診がありました。ブルーリッジの夏の寄港は、1996年以来になります。これは、この間、冬の小樽の状況を調査し、夏ではどのように変化しているのかを調査することも目的の一つと思われます。このように、今なお小樽港には多くの外国艦船が入港しています。小樽市は、2000年10月には米空母キティホークの随伴艦ヴィンセンスの入港を拒否、2006年1月にはブルーリッジの入港打診に対し、大雪で受入れ困難と伝えたところ、寄港先が室蘭港に、2008年2月にはブルーリッジの入港打診に対し、商船との競合を理由にいったん拒否しましたが、商船の予定が突然変更になり、結果的には入港になりました。現在も港湾の使用権限は港湾管理者である市長にあります。今までは、アメリカの艦船に核兵器が積んであるかどうかは、事前協議があるはずであり、それが無い以上、核はないという立場でした。しかし、核密約が明らかになり、寄港については事前協議の対象外とされています。小樽港に寄港している艦船に核兵器が積んでいないとする保証はどこにもありません。小樽港に核を持ち込ませないため、そして世界で広がる運動と連帯し、核廃絶を求める世論をさらに広げていくためにも条例案の可決を求めます。

次に、陳情第319号についてです。

消費税が増税され、家族経営の商店にとっては、特に厳しさを増しています。しかし、家族の労働が労働として認められない現状があります。青色申告をすれば労働者として認められるのに、白色申告では、その働きが正当に認められず、前時代的な制度をそのまま残している条文が所得税法第56条です。

道内では、既に50の自治体で同法第56条を廃止する決議や意見書が採択されています。税制上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも早急に廃止することが求められています。

次に、その他の新・市民プールに関連する陳情についてです。

昨年度までに基本設計と実施設計を行うことが第6次総合計画の前期実施計画に掲載され、市民に対して早期建設を約束してきました。しかし、その約束を破り、後期実施計画では表現を後退させました。今なお建設を求める署名は広がり続けています。市は、早期に建設地を見つけ、建設に踏み出すことです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めます。議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第13号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

この条例案第1条の目的の中に「日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨のつとめ」と記載されています。現在、自民党安倍政権が強引に進める集団的自衛権行使容認の動きは、日本国憲法の立憲主義や国民主権、平和主義の理念を根こそぎひっくり返そうとしています。このままでは非核三原則でさえ、風前のともしびです。

そのような情勢の中、小樽港を安心・安全な港として維持するためには、地方自治体ができることを最大限確保する必要があります。この条例案の目的は、そのために将来にわたって重要になります。小樽港を守るのは、国民の命を犠牲にする安倍首相の積極的平和主義ではなく、条例案第1条の目的に続

けてあるように自治の本旨にのっとり、小樽市が積極的な非核港湾行政を推進することです。

集団的自衛権を認めてしまうと、アメリカ軍と自衛隊の一体化が進みます。米艦護衛のために自衛艦はじめ複数艦の入港や回数が増加し、小樽港が軍港化されてしまう可能性が否定できません。また最悪、第三国との戦闘が始まった場合、入港している米艦、自衛艦が攻撃の標的にされ、多くの市民や港湾施設、まち並みが巻き添えになるおそれまで出てきます。

折しもアメリカ海軍第7艦隊旗艦、揚陸指揮艦ブルーリッジの小樽寄港に伴う岸壁手配の要請があったとのことです。入港予定日は7月18日、出港予定は22日までの5日間、入港目的は、いつものように親善とのことです。一方、クルーズ客船サン・プリンセスが7月19日に勝納ふ頭に入港します。前定例会の同条例案討論で、私は、「今後、寄港時期が重なる可能性が高まります。観光客の皆さんは、港に着いた途端、隣に核搭載の可能性のある米艦、戦争、大量殺りく兵器という、暗く厳しい現実を目の当たりにすることを望むでしょうか。明らかに本市の平和な観光都市というイメージとは相入れないものです」と危惧を述べました。早速その心配が現実となる機会が来てしまいました。サン・プリンセスとブルーリッジのツーショットは、商業港、観光都市小樽としてブラックジョークにもなりません。この場をおかりして、市の賢明な御判断で、ブルーリッジの寄港を丁重にお断りすることを望むものです。

また、今後このような不測の事態が発生するおそれをなくし、市民や観光客の不安や危険を最小限度にするため、改めて小樽市非核港湾条例案の可決に御賛同をよろしくお願いいたしまして、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第13号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号並びに陳情第293号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第809号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第290号に係るオタモイ海岸全体の開発の対象となる土地については、大部分が市有地であるものの、国有地や民有地も混在しており、昨年の崖の崩落は、安全対策がなされていなかった国有地と民有地で発生したものである。開発に当たっては、市が責任を持つことができない民有地などの安全確保が問題となるが、市は、こういった土地の安全対策について、それぞれの土地所有者とどのような話し合いをしてきたのか。

市は、港湾計画の改定に当たり、小樽港の取扱貨物量の見直しや、第3号ふ頭の再開発に伴う上屋の廃止を検討しているという。現在、上屋によっては貨物量がほぼ満杯状態にあることから、計画を進めるためには、貨物の移転先や保管先を新たに確保する必要が生じるが、計画にはこれにどう対応するのかが示されていない。計画の中で、上屋の新設などを明確に示さなければ計画は進まなくなると思うが、市はどのように考えているのか。

また、港湾貨物については、現在、コンテナ貨物が主流となっており、特に日本海側の港湾での取扱量が大きく伸びている中で、小樽港では全く伸びておらず、取組が後手に回っていると言わざるを得ない。港湾貨物の取扱量が增大するよう関係業界と時代の流れを踏まえた協議を行うなど、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

I Rについては、市民の間でもさまざまな意見があり、特にカジノ周辺の治安の悪化を危惧する声が多く上がっている。そのような中、先日、市長は韓国のカジノを視察し、カジノ施設や周辺地域の環境、治安悪化などのリスクについて実際に見聞きをしてきたと思うが、多くの市民が危惧するカジノ周辺の治安悪化についてどのように感じ取ってきたのか。

また、I R推進法が国会で審議中の現時点では、I Rのよしあしについて判断をすることは難しいことであるが、今後、本市にI Rを誘致することとなった場合には、リスクなどについての市民への周知をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

市長は韓国のカンウォンランドを視察した際、韓国賭博中毒予防治療センターの視察を行い、そこで、依存症の進行の防止や予防を図るシステムが充実しているという印象を持ったとのことだが、実際に中毒ケアセンターのどの部分を見て充実していると感じたのか。

また、中毒ケアセンターで行われている治療プログラムはギャンブル依存症に対する有効な対策であり、参考になるというが、依存症はカジノの大きなデメリットであることから、このプログラムが依存症というマイナス要因を最小にするために、本当に有効な対策であるのかどうかきちんと検証する必要があると思うがどうか。

オタモイの唐門は、かつてこの地域にオタモイ遊園地があったことを示すもので、場所は移動したものの、この地域のシンボリック役割を担って現存している。唐門の管理所有については市が行っており、必要に応じ修繕などを行ってきたと言うが、実態は長年の風雨にさらされ、かなり破損している状態にある。これまでの間どのような方法で管理を行ってきたのか。

また、唐門の破損が激しく、このままでは近いうちに維持できなくなることも危惧されるが、そうならないよう保存方法を検討するとともに、唐門を生かした施策も考えてほしいと思うがどうか。

近年、祝津地区では、いろいろなイベントが開催され、多くの観光客でにぎわっている。一方、同地区に隣接する赤岩遊歩道については、北海道が今後3年をかけ、恒久的な整備を行うとのことであるが、遊歩道の案内板は、観光客が集まる水族館やホテル付近には設置されておらず、多くの方が遊歩道に気づかずにいるのが現状である。祝津に訪れる観光客を遊歩道へと誘導し、国立公園ならではのすばらしい景色と夕日を眺めていただくことができれば、滞在時間の延長や宿泊も期待できることから、観光客が集まる場所に遊歩道の案内板を設置してほしいと思うがどうか。

また、外国人観光客が増えていることを考慮し、案内板には外国語の表記もすべきであると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国立公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を求め、討論を行います。

本年第1回定例会に続き、オタモイ海岸の安全対策について伺いました。問題のポイントの一つは、理事者が昨年7月にオタモイ地蔵尊より塩谷側の崖の一部が崩落したことをもって、オタモイの崖地は危険だと宣伝していることです。その根拠にしているのが、平成18年度に行ったオタモイ海岸急傾斜地調査業務です。これに対し、私が指摘しているのは、平成に入ってから北海道が行ったオタモイ崖地の防災対策、この対策をとった箇所では崩落は起きていないということです。七曲道路の安全確保対策として、1979年、昭和54年から1986年、昭和61年にかけて治山事業で整備が行われ、この中で、広場より赤岩寄りの崖地の崩落防止対策も行われています。また、小樽市としても1979年、昭和54年以降、龍宮閣のあった見晴台の一角や七曲道路、広場の赤岩寄りの一帯の整備を行いました。これ以降、安全対策を講じた箇所では崩落は起きていません。

昨年7月のオタモイ地蔵尊より塩谷側の崖の一部の崩落は、安全対策はおろか、地質調査さえ講じられてこなかった箇所です。これらの経過に照らし、陳情の趣旨である多額の費用をかけない従来方式程度の安全対策を行い、かつての規模とは言わないまでも、オタモイ海岸を市民の憩いの場所にするには可能であり、陳情の趣旨の実現となるものです。

陳情第290号を採択していただくことを呼びかけて、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番(中島麗子議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

議案第8号暴力団排除の推進に関する条例案について、最近、まちなかで暴力団員とおぼしき人は見かけなくなり安全だという認識でいたが、小樽警察署からの聞き取りによると、本市にも暴力団員が在住しているとのことである。こうした現状では、市民の安全・安心が脅かされるおそれがあることから、本条例の提案は大変意義のあることであり、暴力団排除に向け尽力してほしいと思うがどうか。

議案第12号不動産の譲与については、真栄会館が建っている現行の敷地を真栄町会に譲与するものである。この敷地は会館建設当時、北海道の財産であり、道は町会に対し敷地の購入を求めていたものの、町会の要請により、市が道から取得したという経緯があるが、取得に際し、市の財政負担はあったのかどうか。

不法投棄をなくすためには、ごみを捨てる人にある種のプレッシャーを与えることが有効と思うが、市は、大型のごみが投棄される特定の場所に監視システムを設置するなど、具体的な防止対策を考えているのかどうか。

市は、不法投棄を防止するために、マナーを向上させる啓発を行っているというが、みだりにごみを投棄することは法律により禁止されているものであるから、行政として法を犯させないような体制をとることも必要なのではないか。

国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予については、平成23年の施行以来、実績がなかったことから、道内主要都市の状況を調査し、6月1日から基準を緩和したという。しかし、対象者の範囲は拡大されておらず、適用の範囲は、災害や失業などにより一時的に収入が減少した者に限られているが、今後、申請者が増えると見込んでいるのかどうか。

また、今後は、この制度を恒常的な低所得者に対応できるように変更することも検討してほしいと思うがどうか。

自民・公明両党などの賛成多数で成立した医療・介護総合法の主な内容は、全国一律の予防給付のうち、訪問・通所介護を市町村の地域支援事業に置きかえるものである。中央社会保障推進協議会が実施したアンケートに対し、市は、既存の介護事業所を活用することで移行可能との回答をしたというが、事業所との協議や具体的な活用方法の検討をした上での回答であったのか。

また、財源については、国から財政措置されるという見通しが示されているが、そうであれば予防給付を市に移す必要はないと思われることから、必要な総事業費が本当に確保されるのか疑問に思うがどうか。

市内中部地区に増設を目指している地域包括支援センターについては、現在、事業者の選定作業を行っているとのことであるが、本センターの役割が増大している現状を踏まえ、地域の相談窓口として公平な業務を行うことができる事業者の選定に万全を期してほしいと思うがどうか。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な生活支援相談を主な業務としているが、それ以外の相談も数多く寄せられ、中には対応に苦慮する案件もあると聞く。センターで対応できない案件は市で相談

に応じるなど、センターとのネットワークを強化した取組を検討し、スムーズな業務運営に努めてほしいと思うがどうか。

市立保育所の6月1日現在での入所待ち児童数は2名であるが、そのうちの1名は年度当初から待機しているという。市は、臨時保育士が確保できないことを理由に挙げているが、このまま経過した場合、来年度まで入所できないことも考えられる。民間では、年度当初に基準より多くの保育士を雇用することで、年度途中のニーズに対応していると聞くことから、本市においても、同様の工夫をしなければ、こうした事態を打開することはできないのではないかと。

また、保育所だけで対応するのが困難であるならば、子育て支援課採用など、課全体で手だてを検討すべきと思うがどうか。

生活保護受給者の就労状況については、ケースワーカーによる個別の確認や届出などを通じて現時点での状況を把握しているものの、月別の就労件数や割合といった統計的なデータを抽出することは難しいという。しかし、現時点の就労人数を把握できているのであれば、定期的に継続してチェックすることで、統計的な把握が可能になると思うがどうか。

生活保護からの脱却を本気で促すという考えであるならば、こうした数字を把握し、分析するところから始めるべきと思うがどうか。

また、7月1日から実施される就労自立給付金は、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至ったときに支給されるものだという。

この制度の周知については、就労指導の中で個別に行うとのことだが、新たな仕組みができたことを広く知らしめるような周知方法も検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号及び第321号につきまして、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、厚生常任委員長報告に反対し、継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、陳情第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、陳情第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、採択を求めて討論を行います。

継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方については、12月に開院する小樽市立病院は後志の基幹病院でもあり、今後JRを利用する患者が増えることが予想されます。また、観光客もよく利用する駅にもかかわらず階段が障害になっています。

陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方についてです。

銭函地区の住民は市内線バスが1時間に1本もなく、JR列車に頼らざるを得ない状況にあり、銭函

駅は、通勤、通学、通院、買物など、1日平均利用者が5,000人近くおります。

南小樽駅の階段がきついため、手稲や札幌の病院に通う人が少なくない状況です。病院局長は、我が党の新谷議員の一般質問に「現在、医療センターに後志地域から通院される患者も、引き続き新市立病院に通院されると思います」と答弁されており、議会としても積極的な審議が必要です。

陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方については、上りのバス停がないため、最上団地バス停でおられる住民は、一度終点まで行った上で、さらに210円を払って乗り継がなければなりません。地域にお住まいの市民の方から、引き続き根強い要望が寄せられているところです。

陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方についてであります。

本市の財政事情を理由に休止したもので、再開に向けては、男女平等参画事業として、女性参画拡大を実現させるためのリーダー養成の必要性を強く要請しているものです。

陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方については、今定例会での我が党の中島議員の一般質問で明らかにされておりますが、北西部地域において、一時保育を実施していないことで、オタモイの実家で二人目の子供を出産した方から、上の子の一時保育の希望があったものの、日赤保育所で受け入れられず、入船のゆりかご保育園まで通わなければなりません。また、幼稚園入園後の預かり保育を利用している方から、お盆3日間の休みに子供を預けるところがなく、何とか見てほしいという相談なども持ち込まれている状況です。

なお、一時保育については、小樽市次世代育成支援行動計画の後期実施計画で、実施保育所の拡大を掲げているにもかかわらず、いまだ実現しておりません。市民からの強い要望として、早期実現を図るべきです。

陳情第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方については、まちづくりセンター建設用地が確保され、地域住民の熱心な取組もある中で、我が党を除く会派は、継続審査としたまま放置しています。

陳情第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、他市の議会において採択されているところではありますが、本市議会では、我が党と民主党・市民連合の賛同のみで、継続審査とされています。他会派において積極的立場で議論されることを希望します。

請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号及び第321号は願意妥当であり、採択を求め、各会派、各議員の皆さんの賛同を呼びかけて討論とします。

なお、継続審査中の請願、陳情については、平成23年第2回定例会の陳情第1号をはじめ、長期間にわたって継続審査とされたまま、改めて検討されることなく経過しております。私たちの今期の議員期間も残り1年を切っています。この間には、自治基本条例も制定され、この条例の趣旨からは議員として市民の要求を真摯に受け止め、議論することが求められています。各会派、各議員においては、市民要求に応え、いつまでも継続審査として放置することなく、改めて請願、陳情の趣旨を確認の上、少なくとも今期中には審査を進めるよう積極的な議論を求めるものです。以上で終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方については、当該市道に附属する側溝に道路より高い部分があるため、雨水や雪解け水が側溝に流れ込まないことから、住居敷地内に水があふれるとのことであり、これの改善を求めるものである。改善に当たっては道路・側溝を全面的に改修するか、横断側溝の設置が望まれるため、数年かかったとしても臨時市道整備事業によって改修を行うべきと思われるが、当該路線は、幅員が狭いながらも一定の交通量があることや、河川の土砂防災の観点から、整備の緊急性が高いと考えられるので、優先的に改修を行ってほしいと思うがどうか。

平成21年度に策定した小樽市上下水道ビジョンの中間報告書では、受水槽の有効容量が10立方メートル以下の小規模貯水槽水道の適正管理について、設置者の認識が不足していることが課題とされている。この水道については、法による規制がないため、条例等による設置者の管理責任と自主検査が定められており、条例の周知と管理状況を確認するために定期的な現地調査を行い、設置者に対し、指導・助言をしているという。安全で良好な水道水を安定的に供給するためには、単に指導・助言をするだけでなく、適正管理の重要性を理解してもらうような取組が必要と思うがどうか。

市は、町会等が管理する街路灯の大部分に設置されている水銀灯のLED化を進めることが、維持費の縮減にも結びつくため、財源を含めて制度のあり方を検討するというが、町会としては、人口減少による収入減や電気料金の値上げなどにより、大変厳しい財政状況にあり、たとえ助成を受けたとしても、大きな負担が発生するLEDへの切替えには慎重にならざるを得ない状況にある。LED化を促進するためには、町会の負担分を市が無利子で貸し付けるなど、町会の財政に配慮した制度設計にすべきと思うがどうか。

冬に道路にまかれた滑り止めの砂は、春先に市の委託業者が路面清掃車や人力によって回収している。今冬は降雪が多く、路肩には3月末まで雪山が残っていたが、4月に入ると急激に雪が解け、砂ぼこりが舞う状態となった。委託業者については、入札により決定していることから、清掃路線の選定や順路

決めに1週間を要すことになり、結果として、作業開始が1学期始業後になるために、アレルギー体質の児童が通学できないなどの影響が出ているという。作業日程を早めるよう工夫してほしいと思うがどうか。

JR南小樽駅舎のバリアフリー化とJR銭函駅の昇降機設置について住民から強い要望が出されている中で、市は、6月初旬にJR北海道本社においてバリアフリー化の検討状況を確認したと聞く。JRでは、国の方針を踏まえ、南小樽駅や銭函駅を含め、乗降客数3,000人以上である道内駅のバリアフリー化を平成32年度までの実施を念頭に検討しているものの、各駅の具体的な計画等は示せる段階ではないとのことである。

しかし、バリアフリー新法では、市町村が基本構想を作成することができ、公共交通事業の施設設置管理者は、市町村からの求めに応じ、正当な場合を除き協議会に参加しなければならないとされていることから、いつまでもJRに伺いを立てるのではなく、早期に庁内調整組織を設置し、市としての基本構想を作成した上で、積極的にJRとの協議を進めてほしいと思うがどうか。

本市には、現時点ではリフォームにより十分居住可能となるが、このまま放置されれば、将来、危険空き家になり得る価値の低い物件が数多くあり、このような空き家は不動産売買にはなじまないため、業者が情報を持っていても表に出てこないことが多い。もし、市のホームページに低価格の物件の情報が紹介されるとともに、低利でローンが組めるならば、低賃金で働く若者にも持家が可能となり、相当な需要が顕在化するものと考えられる。これの実現に向けては、空き家情報を集めることはもとより、行政が主導して、金融業界、建設業界、不動産業界等との合同研究会を設けるなど、各業界をつなぐ役割を担うためのビジネス・スキームをつくってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号、第312号及び第740号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第740号、継続審査中の案件、陳情第309号及び第312号の採択を求める討論を行います。

6月24日、建設常任委員会と建設部、副議長、自民党の酒井議員も参加し、現地視察を行い、地域の住民の皆さんの話も聞いてきました陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方についてです。

陳情箇所と要望内容は、御膳水仲通線の一部で、道路の片側のみ側溝が敷設されている116メートルの側溝改修です。この側溝は、平成3年に敷設されたものですが、側溝より道路が下がっていて、雪解け水や雨水が側溝に流れず、自宅の敷地に水が流れ込み、とりわけ陳情代表者の方の地先は、春先、田んぼ状態になるなど、長年にわたり困っています。この部分は、以前に建設部建設事業課に側溝に溝を入れて、水の流れがよくなるようにしてもらっていますが、今、その効力もなくなっています。陳情の要望項目では、道路・側溝の全面改修で、それが難しいのなら横断側溝の設置を、としています。

しかし、必ずしも横断側溝を強調しているわけではなく、雨水などが側溝に流れるようにしてほしい

というものです。建設事業課としては、まだ検討しなければならない点は多々あるようですが、改修工事の手法、工法については、建設事業課の専門的検討が進められるはずですが。一気に道路や側溝改修ができないのは住民もわかっていることで、例えば年次計画による臨時市道整備など、何らかの改修は可能だと考えます。建設常任委員会の中で、あの地域だけにお金をかけるわけにはいかないという発言もありましたが……

(「誰よ」と呼ぶ者あり)

議員の役割は住民の声を行政に届け、困っている問題について解決のために力を尽くすことではないでしょうか。住民の提出した陳情を議会が採択することによって行政を動かし、住民の要望を前進させることができます。議会の役割を積極的に果たす上でも、また副議長、酒井議員も心配して視察されたのですから、自民・公明両党をはじめ議員の皆さんには、ぜひ陳情を採択していただけるようお願いいたします。

(「そうだよね」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

日本共産党は、これまでも議会で予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。今年度の抽選は172人中100人の当選ですから、これからでも予算を増額することにより、今回当選できなかった人への助成で、さらに地域経済への貢献もできます。

2013年度のリフォーム助成の工事施工業者は、建築工事業86.5パーセントを筆頭に、大工工事業、屋根工事業、管工事業、板金工事業、塗装工事業、内装仕上工事業などに広がり、補助金1,841万円に対し、工事総額は3億214万6,000円、16.4倍の経済効果になっています。予算の増額は、さらに施工業者に仕事が回り、地域経済活性化に役立つのは明らかです。今定例会の代表質問で、自民党は住宅リフォーム助成制度について過去2年間の検証と反省を踏まえ、予算額に対して執行率を高めるなど、不用額を発生させない方策について質問しております。これは、日本共産党が主張してきたことと一致できるものです。

住宅リフォーム助成制度に対するアンケート調査での制度を利用した市民の声としては、「制度を利用することができ、助かりました」が一番多く、「今後も継続してほしい」「補助金の率、金額を増やしてほしい」「抽選でなく、希望者全員に利用できるようにしてほしい」と続いています。施工業者の声としては、「今後も補助制度を継続してほしい」「着工できる時期が遅すぎる」「予算を増やし、全員に補助金を充ててほしい」と続いています。住宅リフォーム助成制度は、一応今年度が最終年度ですから、アンケートに表れているように利用者、施工業者の期待に応え、予算増額を求める陳情を採択しようではありませんか。

陳情第312号については、これまで述べてきたとおり火災崩落家屋の撤去は、本人と連絡がとれないという問題がありますが、空き家対策の策定は、全会派が議会質問で取り上げていますから、この点は賛同できるのではないのでしょうか。

第29次地方制度調査会の答申の中で、議員の役割は、「住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適切な形で地方公共団体の運営に反映させることである」と述べられているように、住民が安心して暮らせるように市民の声を行政に反映させていくのが、その役割です。それを実行する上でも、ぜひ議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画では、生徒数減少と学校施設の老朽化を理由に中学校を8校に再編するとしているが、西陵中学校については、中学校14校中、今年度の生徒数は7番目に多く、校舎は4番目に新しいことなどから、同校を統合校にしないという理由は成り立たないのではないかと。

また、中央・山手地区の中学校の新たな再編プランについて、市教委はこれまで、新しい小学校の校区や隣接する地区も含めてシミュレーションしなければならないことを理由に、示すのは難しいと言ってきた。しかし、入船小学校の校区分けが明らかになるなど、小学校再編の内容がほぼ確定していることから、今後、保護者や地域の理解が得られ、各統合小学校の統合実施計画案が策定される段階になれば、中学校のプランを示すことができるのではないかと。

この計画に記載されている平成21年度に推計された今年度の児童・生徒数に比べ、5月1日現在の実数は、小学生で46人、中学生で92人少ない。当初の見込みから児童・生徒数がこれほど変動していると、計画自体もいろいろと考えなければならない時期に来ていると思うが、市教委は、平成30年度からの小樽市小中学校再編計画の後期に向けて、計画の見直しをしなければならないと認識しているのかどうか。

また、山手地区や手宮地区で再編に向けた動きが相当進んでいる中で、前期の折り返しに当たっては、改めて本市の教育にとって、どのような学校配置が適当なのか、より先を見越した検証を行ってほしいと思うかどうか。

カウンセリングを必要としている児童・生徒への対応については、現在、中学校や市教委に配置されているスクールカウンセラーを校長の要請に応じて、その都度派遣しているとのことであるが、潮見台小学校・若竹小学校・桜小学校「統合についてのアンケート調査」結果において、スクールカウンセラーの週1回の来校を、との要望が記載されていた。子供たちのケアについては、統合後においても大切

な問題であると捉え、カウンセラーの派遣については、定期的な訪問も視野に入れるなど適切な対応を望むがどうか。

また、アンケート結果からは、さまざまな問題が明らかになったと思うが、それらの解決に向け、教員、保護者、市教委が連携・協力することはもちろんのこと、どのような場面においても、子供のことを最優先に考えた対応を心がけてほしいと思うがどうか。

この調査において、保護者より市教委に対して、統合後においても細かいケアを望むとの声があった。統合に向けた準備はもちろん大切であるが、統合後における学校内の実態についても逐一把握し、今後の学校再編に生かしてほしいと思うがどうか。

また、国の通学路安全推進事業において、通学路の安全確保のため、学校、市教委はもちろんのこと、関係機関とも連携し、総合的に安全対策を推進する必要があるとされており、市においても通学路の緊急合同点検を実施するなど、対策に取り組んでいるとのことであるが、今後は専門的な見地から助言を受けるなど、さらなる対策強化に取り組んでほしいと思うがどうか。

このたび、北山中学校と末広中学校の統合実施計画案が示されたが、祝津方面などからはバス通学となることが見込まれる。通常、登校時の開門は午前8時から8時半までの30分程度と聞かすが、バスに1本乗り遅れたことで遅刻するといったことがないよう、バス事業者に10分間隔のダイヤとするよう働きかけてもらいたいと思うがどうか。

バス事業者側からスクール便の対応などについて検討の余地があると聞いているとのことだが、市教委が行う保護者への説明会では、バス通学において不都合がないように対応すると説明する方針である以上、財政措置も含め十分配慮しておくべきと思うがどうか。

色内小学校の跡地の利活用について、市は、地域住民向けの説明会を開催し、道営住宅の建設用地にするよう道に要望する方針であることを説明したが、批判的な声が多かったという。地域住民が心配している避難所のことや道営住宅が建設された場合の景観などについて、大卒の説明しかなかったことが要因だと思われるが、今回の説明会の結果をどう受け止めているのか。

道は、道営住宅の整備について地域に配慮するという方針を打ち出しており、跡利用に関するこれまでの経緯や新しい避難所について詳しい情報を示すことができれば、一定程度の理解を得られると思われるが、次回の説明会においては、具体的な数値等を示し、丁寧な説明を行ってほしいと思うがどうか。

平成28年には4校が閉校となることから、前年の27年には、閉校記念関係の資料の扱いについて、一定程度めどをつけておかなければならないと思うが、現在どこまで検討が進んでいるのか。

また、残す資料の選定については、現在、学芸員の協力を得ながら適正配置担当の職員が進めているとのことであるが、学術的・歴史的価値だけでなく、児童・生徒や教員の思い出の価値や教材としての価値も考慮されるよう、市民や卒業生にも加わってもらい、選定基準を決めたほうがよいと思うがどうか。

小学校における1クラスの上限は、1、2年生は35人、3年生以上は40人であり、新年度の学級編成については、最初は4月1日の児童数をもって行い、その後、4月10日時点で3人以上の増減があった場合には見直すという。3月に内示される教員の異動は、年度当初の学級数を見込んだものと思うが、万が一、4月1日の児童数が増加し、予定の学級数を上回った場合、異動を変更することはあるのかどうか。

また、入学式は2回目の基準日となる4月10日より前に行われることが多いが、式の後でクラス編成をし直すことはあるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

この陳情が議会に提出されたのが、平成23年第4回定例会でした。平成23年11月末の小樽市の人口は、13万1,212人でした。現在は、当時の人口の96パーセントとなっています。陳情で述べられている富岡、稲穂、色内の3地域では98パーセント、富岡だけでは100パーセントを超えています。このように人口変動が少ない地域となっています。陳情文で述べられている市内中心部への人口集中が陳情提出後、裏づけられています。さらには、中央・山手地区や南小樽地区の小学校の校区は、ほぼ確定状態にあり、それなのに現在もまだ陳情者が求め、教育委員会が約束してきた適正配置の新しいプランを示せずにいます。このことは、4月に施行された自治基本条例で、情報共有による市民協働のまちづくりを規定している精神にも反することになっています。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

平成28年度の塩谷中学校と長橋中学校の統合に向けて、既に動き出しています。地域的には、塩谷と長橋は、第6次総合計画の基本構想で、別に位置づけられている地域です。ですから、市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方についてという答申でも、別々の地域として答申を受けています。また、この答申では、「学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければならない」とされているながら、教育委員会の進める統廃合は、このような考慮が不足しています。

学校は、地域にとって大切な存在です。学校があれば、住民が地域にとどまったり、集まってきたりしてきます。学校は、幾重にも地域の核というべき施設です。いずれの陳情も、学校を統廃合するときには、地域の住民の合意を大切にすべきであり、願意は妥当です。採択を主張します。

議員各位に採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議員定数に関する特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

(24番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○24番(山田雅敏議員) 議員定数に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は次のとおりであります。

まず、平成26年第1回臨時会議案第1号に関する質疑につきましては、本市の財政は、国の三位一体改革によって、平成16年度からの3か年で地方交付税が五十数億円削減され大打撃を受けたが、このときと現在の財政状況について市長の認識はどうか。

平成24年度決算における一般会計の実質収支と他会計や基金からの借入残高の差引きは、52億3,000万円で平成16年度に比べ27億円増えていると聞く。過去には、病院事業会計における一時借入金を国から突然、実質的な累積赤字とみなされ、大打撃を受けたという苦い経験があり、国はいつ態度を変えて借入残高を累積赤字にカウントすると言い出すかわからない。現在、新たな借入をしなくなったからといって安心していただける状況ではないと思うが、市長の見解を伺いたい。

議案提出者は、議員定数を削減して浮いた財源を人口増対策などに振り向けるというが、このたびのような地方交付税や臨時財政対策債の大幅な削減が行われれば、元も子もなくなると思うがどうか。

定数削減により捻出した予算を人口増対策や少子化対策に充てるという課題について、提出者は、これまでに具体的な提案を議会の場で行い、議論したことはないという。こういった政策を実現するためには、議会で理事者と財源も含めて十分な議論をし、それでも折り合いがつかないから定数を削減して予算を捻出したいというのであれば理屈はわかるが、そういう経過もなく削減を提案することは、唐突感が否めないがどうか。

人口減少を先取りして、定数を7減することによって浮いた予算を人口減少を食い止めるための施策に活用したいとのことだが、効果があるのか疑問である。安易に議員定数を減ずるよりも、小樽の未来に対してしっかりとした考えを持ち、議会活動だけではなく、積極的にまちおこしの活動をするような行動力のある議員を増やすことこそ議員のあるべき姿であると思うが、提出者は、本市の未来にどのようなビジョンをもって削減案を提案したのか。

定数削減により、人口増加策に充てるための予算を捻出するというが、人口対策は長期的な課題であることから、削減という一時的な予算で対応できるものではないと思うがどうか。

また、ブログなどにより、議員からの情報発信が容易になったことも削減理由の一つに挙げているが、市民に対して情報を発信し、活動を透明化していくことは至極当然なことであり、それをもって削減の理由にはならないのではないか。

提案理由の一つに、携帯電話等の普及により、市民からの相談や陳情に対し、以前よりもはるかに連絡がとりやすくなり、少ない人数での議会活動が可能になったことを挙げているが、これはどの程度の効果があるかといった検証を行った結果なのか。

検証も行われず、また携帯電話の番号を市民に公表していない議員もいることからすれば、このことをもって、議員定数を削減する根拠にはならないと思うがどうか。

携帯電話やメールの普及により、情報の入手や連絡はスムーズにできるようになったと感じるが、それが、なぜ定数を7減とする根拠になるのか理解できない。7減という数字をどのようにして割り出したのか。

ソーシャルネットワークなどの活用が、議員活動の大きなサポートになっていることを削減の理由とするのであれば、それらを使えるということが選挙の立候補に当たっての要件になってしまいかねず、

結果として立候補者の幅を狭め、ひいては幅広い年代の声を聞くことができなくなると思うがどうか。

また、常任委員会を三つにするのであれば、委員会条例案も提出した上で、あわせて議論しなければ、仮に7減が可決されたとしても、次の改選期までに新たな委員会が決まらないことも危惧される。削減後の具体の議論もなく、削減ありきで提案するというのは無責任であり、納得できるものではないがどうか。

常任委員会の数については、経済・建設両常任委員会を統合して一つ減らすというが、観光が本市経済の一翼を担っているという状況の中で、観光に係る議論の時間が減少することが懸念されることから、3常任委員会体制とすることには疑問があるがどうか。

また、本市と同規模の都市では、人口や財政規模の観点から4常任委員会とする都市が多いと思われるが、あえて3常任委員会を主張する理由はどこにあるのか。

建設常任委員会と経済常任委員会を統合して常任委員会の数を3にするということだが、他の常任委員会においても、所管をまたぐ議論は多くある。そういった場合、これまで予算特別委員会などの場を活用し議論してきた経緯もあるが、議論の機会を増やすとともに深めるためには、4常任委員会のほうがよいと思うがどうか。

仮に7減が可決されたとしても、次期改選期までに常任委員会数を3とすることは物理的に無理があると思われ、委員会数が決まらないうちは、来年の市議会議員選挙後の体制に未知数の部分が残るということを考えれば、現実的に7減することは難しいのではないかと。

また、提出者は議員定数を削減するという考え方の方向性については、第2号提出者と一致しているのだから、再考の上、議案を取り下げ、第2号に賛成するという考えはないのかどうか。

次に、議案第2号に関する質疑につきましては、定数を25名にした場合、各常任委員会を6名で構成し、議長を常任委員から外すというが、選挙では議長としてではなく、議員として当選しており、1票を投じた市民の負託を受けていながら、議長になったからといって、政策を提言する場もないということであれば、市民の期待に応えられなくなるのではないかと。

また、4常任委員会のままとするのであれば、議長の発言する場を確保するためにも、議長を委員に含め、24名で提案すべきであったと思うがどうか。

提出者は、提案説明において人口問題のみを理由として挙げているが、本会議の質疑に対する答弁では、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を12万1,703人と述べておきながら、再質問、再々質問への答弁では、調査研究所の数字との前置きをした上で12万4,645人と答弁している。この2,900人余りの差異の根拠は何か。

また、ここで言う12万4,645人は国立社会保障・人口問題研究所の数字ではなく、調査研究所との前置きは誤りであったとのことだが、この数字を現行定数の28人で割った数は、提案説明で述べられた過去9回の選挙における議員1人当たりの人口の最大値と最小値の間におさまることからすれば、定数を削減する根拠にはならないと思うがどうか。

人口規模が同程度の他都市と比べると、本市は保健所や港湾、市立病院を抱えているため、財政規模が大きく、審議すべき案件も多くなることは明らかであることから、定数は同規模自治体の平均よりも多くあるべきと思うがどうか。

また、平成22年に提出された議員定数削減を求める陳情に対する討論で、自民党は、財政規模、事業数、面積などをしっかりと検討していかなければならないと述べているのにもかかわらず、今回、提出者が人口だけを削減の理由としているのは、ほかのことについては全く検討していないということなのか。

提出者は、過去の議員定数削減の議論に基づき、1議員当たりの人口は5,000人程度とすることが適正であるとしている。しかし、道内他都市を見ると、人口が少ない都市ほど1議員当たりの人口も少ない状況となっていることは明らかであることから、人口が減少し続けている本市にあって、5,000人に1人が適正であるとの理由は当てはまらなくなっていると思うがどうか。

定数が28のままでも、提出者が提案説明で述べた過去の選挙の最低値である議員1人当たり4,265人という数値を超え、過去の実績の範囲内におさまっていることが、この間の議論により明らかとなった。このことにより、提案理由の一つである人口と議員定数との関係については、その根拠が崩れたと言わざるを得ないがどうか。

また、提案説明には、「削減は、市民理解を得る上からも避けて通れない」とあったが、何を持って理解を得られないのかということについて具体的なデータは持ち合わせていないという。アンケート結果などから集約したデータなど、しっかりとした裏づけもなく、このような提案説明を行うことは、議会人として問題があるのではないか。

平成21年の第29次地方制度調査会の答申には「議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないか」との指摘とともに、「議会機能のさらなる充実・強化が求められている」と述べられている。このことについて提出者はどのように考えているのか。

二元代表制と言えば、地方自治法における首長の事務は概括列举、議会の議決案件は制限列举となっていることから、執行機関に比べ、議決機関の力は弱いと言わざるを得ない。

一方、選挙における絶対得票率は、首長より議会が大きく上回っており、議員定数が削減されれば、市政に市民の声が届かなくなることは明白である。そもそも議員定数とは市民の権利であると考えられる以上、本市にとってふさわしい定数を真剣に議論すべきと思うがどうか。

提出者は、これまで議会活動と議員定数に関するフォーラムをはじめ、廣瀬講師の講演から学んだ議員定数の基準方式のうち、人口比例方式しか提案理由の説明に用いていないが、それでは不十分極まりないのではないか。

そもそも議員定数の取扱いについては、平成23年の地方自治法改正によって上限数が撤廃されることに先立ち、全国市議会議長会などが議員数の完全条例化や上限廃止を運動として行ってきたことが契機となっている。議会の果たすべき役割が大きくなったため、議会の機能も強化していかなければならないというのが、この間の地方議会の流れであり、そのことに逆らうようなやり方はナンセンスと思うがどうか。

本市議会では、昨年8月の名古屋での夏季セミナーや10月に本市で開催された北海道市議会議長会道西支部議員研修会のほか、本年2月の議会活動と議員定数に関するフォーラムの3回にわたって廣瀬講師の講演を聞いてきた。その中では、議員定数を考えるに当たっての視点や留意点、基準方式といった15項目が挙げられており、それらについての検討は、各党派代表者会議から議員定数に関する特別委員会で行うよう申し送られていると認識するが、提出者はどのように検討したのか。

本市では、過去に職員の着服を議会が見逃したとの批判を浴びた経緯もあることから、特に講演で示された議員定数を削減すれば監視機能が低下し、そのことがさらなる定数削減の要求へとつながっていくという、いわゆる負のスパイラルに陥る懸念などについて与党3党派は議論すべきだったのではないか。

また、このたびの議案提出は拙速と言わざるを得ず、気の合う与党だけで削減を進めるというやり方には納得がいかないがどうか。

これまでの議員定数に関する議論では、議会の機能について市民の意見を酌み上げる機能と行政をチェックする機能の議論しかなされていまいように思われる。しかし、税収の減少などにより自治体の財政規模が縮小する一方、高齢化などにより財政需要が増加するなど、自治体の財政が窮乏している現状にあって、議員には知恵を絞って独自の政策を提案し、行政とともに市政を進めていく能力が求められていると思うがどうか。

また、議員定数に関しては、これまで人口5,000人に議員1人という基準で決めてきたと考えており、今回についても同様の考えで削減することは妥当と思うが、今後、ますます人口が減少していく中では、この基準を適用し続けることはできないものとする。この次に削減の議論をする際には、よりしっかりと議論を行うべきと思うがどうか。

議長も常任委員に含めた形で定数を24人とするのであれば、歩み寄ることもできると思うが、提出者は、いま一度再考することはできないか。

本市の人口推計では、今後も減少が見込まれるが、これをとめるためには市民全体が努力しなければならず、単に議員定数の問題ではないと考える。また、行政と議会はお互いに立場が違うのであるから、さまざまな問題への対応は、それぞれが是々非々で行うとともに、議会は議会ですっきりとしたチェック機能を発揮していくべきだと思うがどうか。

次に、両議案に対する質疑といたしましては、議員定数の削減は、市政に対する市民の多様な声が議会に届きにくくなることや、行政に対する議会のチェック機能が損なわれることを懸念する声がある。議案の提出者は、これらの声についてどのように考えているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成26年第1回臨時会議案第1号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、平成26年第1回臨時会議案第2号につきましては、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、平成26年第1回臨時会議案第1号及び第2号は否決の討論を行います。

議案第2号が提出される経過は、議会と市民の願いを踏みにじった暴挙であるという点です。議案第2号議員定数を三名削減する提案については、議会活動と定数問題での議会としての協議を各会派代表者会議で検討し、その具体的内容についても全会一致で確認しながら進めていました。そのさなかにこの合意を踏みにじり、与党が共産党と一新小樽を除いて、議会や市民にも秘密裏に削減を決めたことで、断じて許されるものではありません。

昨年10月8日の北海道市議会議長会道西支部主催の廣瀬和彦講師の講演会、本年2月8日の議会活動と議員定数に関するフォーラムは、議員定数問題を大きな議題の一つとして計画されました。これは、各会派が一致して計画したものです。その理由は、地方自治法の改正で、議員定数については、上限がなくなり、地方で自主的に議員定数を定めることができるようになったので、小樽市議会でも専門家を呼んで、議員自身も議会活動と議員定数はいかにあるべきかについて学んで、かつ市内の各団体にもフ

フォーラムへの参加を呼びかけ、その後、各団体と意見交換会を行い、これが終わってから各会派代表者会議で議会活動と議員定数問題について協議しようというのが各会派の約束でした。

ところが、与党3党が、これを無視して、昨年のうちから議員定数削減先にありきで、全会一致で計画した今年2月8日のフォーラムを待たず、削減することで合意し、第1回定例会の冒頭に提案したいと各会派代表者会議に提案してきました。これは、2月のことであります。これは、約束違反で、乱暴極まりないものであるとの我が党の強い指摘に与党3党も乱暴と言われれば乱暴かもしれないと言わざるを得なくなり、第1回定例会冒頭での提案は見送らざるを得なくなったものであります。

ところが今度は、第1回定例会の最終日に削減条例を提案するため、小樽商工会議所、総連合町会との懇談会を第1回定例会の開かれている3月8日土曜日に強引に開催しました。この懇談会の後、各会派代表者会議で各会派の合意である懇談会を受けて、議会活動と定数問題についての協議を行おうと、こともあろうに第1回定例会の最中に、そのための各会派代表者会議を開催しようと画策いたしました。我が党は、予算議会の最中に意見の異なる問題での各会派代表者会議は予算審議に支障を来すからやめるべきだと強く主張しました。この結果、第1回定例会の最終日の提案も見送ることになったわけです。

年明けに議会活動と定数問題に関するフォーラムの開催を決め、日時と会場を議長に一任したのは、昨年11月21日の各会派代表者会議です。年が明けて、今年2月8日にマリンホールでフォーラムをやろうと具体的に決めたのは1月8日の各会派代表者会議です。この経過に照らせば、与党3党の提案は、各会派の合意を踏みにじる背信行為であることは明らかであります。議長、副議長の仕切りで全会一致で決めたことを平気で踏みにじる。これでは、意見の異なる会派で構成する議会運営ができなくなることは明らかではありませんか。議案第2号議員定数3名削減の提案は、事実経過に照らし、議会と市民への背信行為であり、何の道理もありません。撤回以外にありません。

二つ目の大きな問題ですが、第2号の提案説明が崩壊し、提案説明どおりであれば現状維持とならざるを得ないという矛盾が明らかになった問題です。提案理由を人口問題に絞ったが、それがもろくも崩れたことについて述べます。

議員定数の根拠としている5,000人に議員1人という理由が、今回の定数削減の根拠として成り立たないことが質疑の結果、明らかになりました。小貫議員と議案第2号提出者の間で、議員1人当たりの人口が5,000人に1人の問題で、特別委員会の初回と3回目で質疑が交わされました。1回目の委員会での質問に対し、提出者は、やみくもにただ人口に比例して何人でも削ればよいというふうには思っていない。4常任委員会では5,000人に1人が限界値だと答えました。3回目の委員会の答弁は、議員1人当たり5,000人については、今後の定数を考えるときには検討していかなければならないと、5,000人に1人が法的根拠がないことも前提にしながら、この論拠は、これから以後は続けられないことを認めました。議案第2号提出者は、提案説明で、これまで人口5,000人に議員1人で過去9回の市議会議員選挙が行われ、議員1人当たりの人口が最大のときは4,974人、最少で4,265人でやってきたと説明しておりますが、今年3月末の住民基本台帳の人口は12万6,420人で、これを25人で割ると、議員1人当たり5,056人になってしまい、5,000人を超えない範囲で過去9回選挙をやってきたとの提案説明の理由と合わなくなってしまふから、議員定数削減は、市民の理解を得る上からも避けて通れないと、何の根拠も示さずに、ただのこじつけだけであります。こんな矛盾撞着した説明は、提案説明に値しないものです。

前回選挙の2011年、平成23年3月末の小樽市の人口は13万1,744人、3年後の今年3月末日の人口は12万6,420人です。この3年間で5,324人の減少です。年平均、1,775人の減です。平成24年から25年にかけての減少数が一番多く、2,285人です。来年4月の選挙時に、不幸にしてこの3年間と同じ割合で人口が減少したと仮定し、その平均の1,775人減ったとして計算すると、来年3月末の人口は12万4,645人とな

ります。この推計人口を定数28人で割り返すと、議員1人当たりの人口は4,452人です。また、この3年間の人口減の最も大きかった2,285人減たと仮定すると、来年3月末の人口は12万4,135人と推定されます。この減少を前提に来年3月末の推計人口を28人で割り返すと4,433人です。過去9回の市会議員選挙時の議員1人当たりの人口の最大値、そして最少の人数の範囲内におさまるわけです。提出者の提案説明に照らせば、現行の議員定数28人を維持しなければならなくなり、3名減の理由が全く成り立たないのです。

これまで、議員定数削減のときは、議員1人当たりの人口を5,000人に近づけるようにやってきました、新たな論拠を持ち出してまいりました。調べてみました。「5,000人に1人」という文言はありますが、「それに近づけるように」というのは、過去の議事録を見ても見当たらないのです。これも指摘しておきます。

以上、指摘したように、3名減の提案説明理由は成り立たないどころか、現在の人口と、その減少を考慮に入れても、現行の定数28名を維持しなければならないことが皮肉にも実証されたのが、この特別委員会の議論の結論です。

三つ目の大きな問題は、我が党の質疑を打ち切ってまで強行採決を行った根拠は、事実経過に照らして、成り立たないことを指摘します。4月10日の各会派代表者会議で、我が党は、フォーラムや各団体との懇談会で出された意見を検討し、議員定数について各会派代表者会議で協議するとの約束なのだから、廣瀬講師から提案されている議員定数を検討するに当たって、何を議論すればいいかについて、三つの課題、その内容の15項目を指摘し、その検討を求めました。昨年、8月9日の日本経営協会主催の「地方議員の定数・報酬等の考え方と議会改革」では、廣瀬講師は、議員定数の基準として四つを提案していますが、その後、五つ目として一つ追加し、類似都市との比較方式が加えられています。

また、10月8日の北海道市議会議長会道西支部主催の小樽での講演でも述べた定数を考えるに当たっての要件は4項目あります。また、定数を考えるに当たっての留意点は3項目です。詳しく説明すると、フォーラムや市民と語る会で、議会側が参加者に配布した資料に記載されているとおりです。この五つの基準方式は、常任委員会方式、人口比例方式、住民自治協議会方式、議会費固定方式、五つ目が類似都市との比較方式です。

二つ目の定数を考えるに当たっての要件ですが、四つありまして、会議体としての議会の能率的な運営、二つ目は多数の住民が推すすぐれた人材の選出、三つ目は地方公共団体の組織体との均衡、四つ目が議会の権能を発揮できる組織体としての視点、この四つ目に3項目さらに区分けされています。議事機関としての権能、立法機関としての権能発揮、監視機関としての権能発揮です。

定数を考えるに当たっての留意点、歳出に占める議会費の割合、定数削減に係る監視機能への影響、面積及び人口に係る多様な住民意見の議会への反映の可否、以上の15項目です。この検討の約束に対して、各会派代表者会議で議長は何と言って仕切ったか。議員定数に関する特別委員会の山田委員長が、4月10日の各会派代表者会議を反訳したメモを各会派に配付しました。私は、これを引用して何回も質疑を要求しましたが、誰一人として山田委員長が配った各会派代表者会議を反訳したメモに、そんなこと書いていないとの反論はありませんでした。このメモの中にあるように、議長は各会派代表者会議では三つの課題、15項目は協議しないが、その検討は新たに設置する特別委員会でやればいいという仕切りです。議長も多数与党の肩を持って、みずから述べた一連の講演会やフォーラム、市民からの意見聴取が終わったら、廣瀬講師の指摘も含め各会派代表者会議で協議しようとの約束を守らないで、議員定数をこれから提案予定の臨時会や、そこで設置予定の議員定数に関する特別委員会で審議すればいいと仕切ったのです。この各会派代表者会議のメモを見れば、ちゃんと書かれています。しかし、各会派代

表者会議と議員定数に関する特別委員会は違いますから、私は各会派代表者会議でも議員定数に関する特別委員会でも十分な審議を行うべきだと主張したのです。過去2回の定例会で4回やっているから、最低4回は特別委員会をやるべきだと強く主張しておきました。

各会派代表者会議で、私は与党が審議を打ち切るのではないかとまで指摘し、そんなことないと言うから、過去に与党から私は煮え湯を飲まされたことがあるとまで警告をしたのです。しかし、議長は与党に対して、煮え湯は飲ませませんよねと同意を求めているのです。6月26日の特別委員会の私の質問の冒頭に、質問項目は廣瀬講師の四つの課題と15項目、これを列挙して質疑を始めました。これは各会派代表者会議の議長の仕切りですから、約束どおり最後まで審議を保障すべきものでした。これを打ち切ったのですから、強行採決そのものです。理事会などで最後まで徹底審議を行うべきだと私の主張に、時間を十分にやったのだから、その間にやればよかったのではないかと、あるいは時間があるのでできなかったのは、おまえの質疑の仕方が悪かったのだと、こうまで言い出す議員もいたのです。よくもこんなことを言えるなどあきれました。質疑の仕方うんぬんの前に、議案第2号提出者は我が党の質疑にどういう対応をしたでしょうか。適切に速やかに答えることもせず、4月21日の本会議のときは、私の1回目の質問が終わってから5時間半も何の挨拶もなく、答弁準備のためにただ休憩したのですよ。特別委員会に入っても、質疑のたびに休憩もありましたけれども、休憩に至らなくても答弁を準備するまで、事実上の休憩に次ぐ休憩の連続だったのではありませんか。

この際、特別委員会の審議のあり方をめぐって、道新6月28日付け小樽版の報道について指摘しておきます。

一つは、特別委員会の初回と2回目の質疑を、北海道新聞は一切報道しないでおいて、いきなり3回目の質疑で「市民置き去り、議論深まらず」の見出しの記事です。我が党の質疑で、市民との関係で、廣瀬講師の項目にある議員定数の五つの基準方式の一つである住民自治協議会方式は、我が党の質疑が打ち切られたため、全く審議が行われておりません。また、定数を考えるに当たったの留意点の面積及び人口に係る多様な住民意見の議会への反映は、面積についての質疑が若干行われましたが、人口に係る多様な住民意見の議会への反映は、質疑打ち切りでできませんでした。そのほか打ち切られた10項目以上の廣瀬講師の指摘も、主人公である有権者や市民との関係が土台に据えられていますから、質疑が行われていれば、市民との関係がいや応なしに浮き彫りになるはずでした。道新の報道は、この肝心なことを書かず、記事を読めば与党の強行採決に肩を持つかのような印象で客観的記事とは言えません。

二つ目は、共産党が同日の特別委員会、つまり3回目の特別委員会で引き伸ばしを画策、与党側が準備していなかった資料から答弁を求めたとの記事です。我が党は、質疑の休憩中に改めて、本日の特別委員会だけでは質疑が終わらないから、会期延長か継続審査にして徹底審議を行うことを要求してきました。これは、各会派代表者会議以来、一貫した態度です。記事には、採決に応じたのは、「多勢に無勢の中、結論の見えていた引き伸ばし策に「有権者や支持者へのアピール」と話す共産議員もいた」と、こう書かれていますから、今朝、私以外の人に聞いてみたら、道新からの取材は、誰一人受けていません。取材を受けたのは私一人です。だから、共産党が引き伸ばし策をみずからとっていたことを認めるような事実と反する内容で、とうてい認めることができません。

また、我が党が、与党側が準備していなかった資料からの質問で、休憩に持ち込む議会戦術をとったかのような記事に至っては論外です。前回の特別委員会で、我が党の小貫議員が、第29次地方制度調査会に関して質問しています。これは休憩のときに第2号提出者から、新しいことを言われても事前の準備ができないなどの泣き言が複数から寄せられましたから、そんなことはない。前回の特別委員会で小貫議員が質問し、反訳したメモにも、そのくだりの項目は、太ゴシックで書かれているのではないかと説

明したら、そうかとなったものです。仮に第29次地方制度調査会答申が、新しい資料で与党側が準備していなかったということであれば、議員定数を提案しておきながら、その基本的資料を答弁のために用意していないこと自体が問題なことです。なぜなら、地方制度調査会は、地方制度調査会設置法に基づき、政府が地方制度について議論するところであり、ここでの答申が法律によって決められる仕組みです。議員であれば、とりわけ議員定数について提案するのであれば、第29次地方制度調査会答申で、議員定数の上限を廃止することが地方六団体の代表により強く要望され、平成23年の地方自治法改正で上限が廃止に至ったのです。この事実は、地方政治に関係する人であれば誰もが承知していることです。これぐらいは頭に置いて、議員定数の提案を行うことは当然のことです。道新もこれぐらいは念頭に置いて記事を書いていたいただきたいものです。記事に関しては、後日、我が党として道新に文書で訂正を求めることを申し上げておきます。

話は横道にそれましたが、冒頭指摘した議案第2号が提出された経過は、議会と市民の願いを踏みにじったことに続き、議長、副議長も絡んで、野党をだまし討ちにした強行採決であることは疑いありません。

大きな四つ目です。2004年度、平成16年度から3か年の三位一体改革は、公務員バッシング、地方議会、とりわけ市町村議会バッシングは、マスコミの力もかりて日本中に吹き荒れました。この結果、何が起こったか。一つは地方自治体に対する地方交付税のかつてない大幅削減でした。小樽市も当時の財政部の試算で3か年間の地方交付税、臨時財政対策債を含め、削減の累計は56億円にも及んだのです。

二つ目は、地方議員定数の削減と市町村議会議員の年金の廃止です。平成の市町村大合併もあり、市町村議員の定数は全国的に大幅に削減されました。また、地方制度調査会に国会議員の枠で出ていた自民党の衆議院議員が、市町村議員の給与はなくせ、年金も廃止せよと叫び、同調者はいなかったものの3年前に地方議会議員年金は廃止されました。廣瀬和彦講師も、このことに関し2月のフォーラムで、地方議員に若い人のなり手が非常に少なくなったとマイナス面を指摘していたことは、皆さんも御承知のとおりです。この地方に対する二つの攻撃に対し、地方からうねりのような反撃が始まり、自公政権から民主党政権へ、政権交代へと発展していったのです。この結果、地方交付税は元に戻されつつあり、地方議員定数の法定主義のただし書条項を適用しての削減があちこちで行われ、これが過半数になって大半となった現状を踏まえ、議員数を上限にした地方自治法の改正は、地方からの反撃で、とうとう上限がなくなり、条例で各自治体が自主的に決めることができるようになりました。

この過程の地方の努力を見ると、いかにして地方議会の力を強めるかが語られています。全国市議会議長会の参事である廣瀬和彦講師などの講演は、議員定数を削減しなさいなどと言ってはいません。この地方議会の全国的な努力に逆らう今回の小樽市議会議員定数削減は、歴史に逆行するものでしかありません。

五つ目、最後に人口が減るから議員定数を削減するというに関して、一言述べておきます。

たくさんの方がありますが、時間もありませんので、ここでは項目的に、子供の成長を喜び合える誰もが安心して子育てできる社会をつくらなければ、人口増にはならないことについて触れておきます。

仕事と子育てが両立できる働き方のルールを確立することです。希望する男女が安心して子供を生み育てるためには、安定した雇用と人間らしい働き方、経済的な安定が不可欠です。雇用は、正社員が当たり前の社会、労働時間や賃金、休日などでゆとりある働き方ができる社会をつくることでなければなりません。そのためにも、安心して妊娠・出産できるように経済的支援を強めなければなりません。子供の医療費無料化制度を国の事業として実現させる、高すぎる授業料、国保料を引き下げることも欠かせません。児童手当については、子育て支援の重要な柱として拡充を図り、18歳までの支給期間の延長

を実現しなければなりません。そのほかにもたくさんの方がいますが、子どもの権利条約の批准国でありながら、子供たちの権利を守る施策が不十分です。子どもの権利条約の立場を政治と社会に徹底して貫くことも重要です。この実現に至る過程でも、小樽市としても、また議会としても可能な努力を続けることは最優先の課題であり、その実現に努力することは言うまでもありません。この努力をしないで、人口が減少するのは避けがたいとばかりに後ろ向きの立場から議員定数削減を議論することは、議会のとるべき態度ではないということを申し上げ、討論を終わります。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、上野智真議員。

（14番 上野智真議員登壇）（拍手）

○14番（上野智真議員） 平成26年第1回臨時会議案第2号可決の討論をいたします。

全国の多くの地方自治体において人口減少が続く中、地方議会においても議員定数についての議論がなされております。小樽市においても人口減少が続いており、議会においても議員定数の削減が過去にも行われ、近年では、平成18年に議員定数条例が改正されました。

その後も小樽市は人口減が続き、本年5月末で12万6,194名となり、議員定数削減の議論は避けては通れない課題となっております。

議員定数の考え方については、小樽市議会主催で行われたフォーラムにおいて、明治大学の廣瀬和彦講師が示したように、人口や財政規模あるいは他都市との比較など、さまざまな考えがあります。まちの規模が小さくなっていくに伴い、議員定数も考えていかねばならないのは仕方のないことではありますが、地方自治が全国的にも重要視される中で、議会としての機能や責任、役割は、より重要度が増していることも否めません。その中で、これらのことを担保しつつ、適正な議員の定数を決めていくことは、非常に厳しい選択と言えます。

議案第2号は、小樽市議会として、議員定数に関するこれまでの議論を一定程度踏襲し、議会の機能や役割を担保しつつ、人口減少を勘案して算出されたものであり、現実的なものであると考えます。

よって、議案第2号に賛成し、皆様の賛同を求めて討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 一新小樽を代表し、平成26年第1回臨時会の議員定数削減の議案第1号及び議案第2号について討論を行います。

初めに、手前どもの会派が提出いたしました議員定数を7名削減し、21名とする議案第1号であります。

本市は、現在、そして将来にわたっての豊かな地域社会の構築に人口減少問題、高齢社会問題、これらにかかわる経済問題が重要案件となります。これらの問題解決には、安定的な財源の捻出が求められます。このたびの提案は、本市が抱える諸問題解決の財源としては微力であります。しかし、本市の各所におきましての財源確保の取組の第一歩となることが十分期待されます。

また、取り組む時機を逸しては、取り返しのつかないことは明確であり、議案第1号の趣旨を御理解いただき、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

また、議案第2号は、削減につきましては評価いたしますが、我が会派とは隔たりがあり、採決に当たりましては、棄権の態度をとることを申し述べ、討論といたします。（拍手）

(発言する者あり)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

(「秋元さん、かみ合ってやってくれよ」と呼ぶ者あり)

○1番(秋元智憲議員) 公明党を代表し、平成26年第1回臨時会議案第1号は否決、議案第2号は可決の態度を表明し、討論いたします。

議案第1号は、現在の28名の定数を7名減し、21名とするものです。これまで3回開催された議員定数に関する特別委員会でも述べてきましたが、まず提案趣旨説明では、7名減する理由として3点挙げられておりました。1点目の理由は、携帯電話が普及したことにより、市民相談に対するスピードが早くなり、また議員の活動内容などもツイッター、フェイスブックを利用することにより、迅速に活動状況を発信でき、議員活動のサポートとなったこととしていますが、そもそも携帯電話やソーシャルネットワークサービスを使つてのサポート状況の検証を行っていないとのことでした。一新小樽は4名の会派であります、その中でも利用状況には差があるとのことであり、とうてい提案理由を理解することはできません。

2点目に、議員を7名減らすことにより、その分で浮いた予算を人口増対策に使うとのことでしたが、一時的な対策予算になったとしても、恒久的な予算にはなり得ず、担保もないことから議員削減分の予算を人口減対策の予算とすることは現実的とは思えません。

3点目は、現在の4常任委員会を3常任委員会へ再統合し、1委員会当たりの人数は7名で構成することとし、議員数を合計21名とするとのことですが、常任委員会は、小樽市議会委員会条例で設置、常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管などが決められております。しかし、今回の議案の中では、議員定数を7減し、委員会も四つから三つに統合すると言っておきながら、肝心の委員会条例は提案しておりません。その理由について委員会で質問したところ、議論がかみ合わずぎりぎりになってしまった。委員会条例案をこれから出すのかという話になると、いろいろな手続も含めて、期間も含めて、非常に大変になるということは確かではございますが、その部分も含めて、早急に各会派の皆さんに御議論をいただきながら、私たちの会派としては進めたいと答弁しておりましたが、7減案に現実味を持たせる上で、大変重要な条例案が提案されない中で、なぜ、みずからの会派が主導せずに、後は各会派に議論してもらうのか、全く理解に苦しむものです。

(「2年前に提案しているんだよ」と呼ぶ者あり)

静かに聞いてください。

私がこれから委員会の数などをいじるのは、現段階で各議員の理解を得るのは難しく、また委員会統合の議論をするにしても、時間的に不可能ではないかの質問をすると、私たちの会派も当然ながら7名減という提案をさせていただきましたが、必ずしも7減ではなかったら、もう絶対のまないという状況では考えていないとのことでしたが、みずからの会派が提案した7減案は根拠に乏しく、万が一、7減が可決された後のことは、現在、示せる状況ではないようですし、委員会で答弁されましたが、交渉の余地がまだあると思った中で、どうしても先に出されてしまったところで、慌ててやむを得ず私たちの会派としては、そこに相入れなく、同調できない状況でしたので、出させてもらった。この内容からも、準備ができていない中での提案だったことが容易に察しがつくところです。このような無責任な態度は……

(「無責任なのはどっちだ」と呼ぶ者あり)

7減だけを聞くと市民受けはいいかもしれませんが、まさにパフォーマンスと非難されても仕方がないものと考えます。

以上のことから、議案第1号は否決を主張いたします。

次に、議案第2号、現在の議員定数を3名削減し、25名とするものです。

平成23年に地方自治法の改正により、議員定数の上限が廃止されました。それまで議員定数は、人口段階別に上限数が法定されており、その範囲内において、条例によりその定数を定めてきましたが、事実上、法改正後、それぞれの団体において、議員定数を条例により自由に定めることができるようになったわけであり、小樽市においては、これまで3回議員定数の削減を行ってきており、議員1人当たりの人口は、約4,000人から約5,000人の間であり、我が党の考えとして、過去の議員定数を審議する委員会の中で主張されてきたとおり、その考え方は、おおよそ人口5,000人に1人であり、これは、これまで小樽市議会で議論されてきた議員定数の一つの目安、考え方であり、そこから導き出した実績値でもあります。今回、小樽市議会としてフォーラムを開催した際に、講師を務められた廣瀬講師の議員定数を考える上での基準は大変参考になりましたが、廣瀬講師は、人口比例方式が採用されてきた理由について、このように書かれております。「議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなるほど、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要があるから」と、つまり逆の場合、住民の数が減れば、比例して議員の数を減らすとも読み取れるわけであり、小樽市を見た場合、残念ではありますが人口減少に歯止めがかからない状況です。ただ、今後、人口が減る状況で、これまで主張してきた5,000人の基準を際限なく続ける考えはなく、この基準も今後、見直さなければならないという議案第2号提出者の考えには全く同感であります。

(「今、見直せばいいでしょう」と呼ぶ者あり)

また、議案第2号提出者より、議員定数削減の基準に、委員会の議員数の考えも示され、議論できる最少人数が6名であり、4常任委員会プラス議長で25名というものでありました。議論できる最少人数の考え方にはいろいろありますが、その人数は6名とも7名とも8名とも言われる中で、小樽市としては、これまで6名で委員会を運営してきたこともあり、そのことを考えても経験値から6名としたものであり、賛同できるものです。

以上の理由により、平成26年第1回臨時会議案第1号は否決、議案第2号は可決を主張し、議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「28人に1人で5,000人でちょうどいいでしょう」と呼ぶ者あり)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、山口保議員。

(18番 山口 保議員登壇)(拍手)

○18番(山口 保議員) 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に賛成の討論をいたします。

まず、平成26年第1回臨時会議案第1号は、論外。

(「論外」と呼ぶ者あり)

議案第2号は、平成18年、前回の議員定数削減時に、おおむね人口5,000人に1人を基準として定数を定めた考え方を踏襲し、今回もこの基準を準用しようとするものであります。

議員の定数は、そのまちの人口規模や財政規模、さらに財政の状況などを勘案して決められてまいりました。一方で、近年、本市も含めた地方都市の現状は、建設や不動産、卸小売など、多くの業種で大

手が進出し、資本の小さな地元の業界は苦境に立たされ、大きな不安を抱えております。そうした経済構造の劇的な変化は、地域の所得を奪い、雇用環境を悪化させ、地域住民の生活不安を増大させ、結果、そうした不満が行政や議会に向けられ、議会に対しては、議員定数の削減圧力となって現れているのだと考えます。

また、地域経済のそうした現状は、税収減となって地方財政に打撃を与え、行政運営はますます厳しさを増しております。そうした中、議会の役割も行政へのチェック機能という役割以上に一つ一つの課題を分析、整理し、行政の皆さんと向き合い、粘り強く議論を重ね、政策に練り上げ、実行し、そのことをもって市民の皆さんに本市の将来の展望を示す、そうした地方政治家としての自覚と責任がますます重要になってきているのではないのでしょうか。

今回の議案第2号は、定数3減としても最低限4常任委員会を維持し、そうした議論の場が担保されており、苦渋の選択の結果であり、かつ妥当だと考えます。

また、本委員会での私の質問に対して、議案第2号提出者は、人口5,000人に1人という今回準用された基準は今回までの基準とし、今後、新たな考え方を議論する必要があるとの認識が示されております。そうした態度は、私は評価されるべきと考えます。

以上、議案第2号は妥当、可決を求めて私の討論を終わらせていただきます。（拍手）

（「次は、どんな理由で削減するのでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成26年第1回臨時会議案第1号について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） ただいまの出席議員は、26名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（横田久俊） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（横田久俊） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。平成26年第1回臨時会議案第1号について、可決と決定することに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（中崎岳史） 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斎藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○議長（横田久俊） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、小貫元議員、松田優子議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

（開票）

○議長（横田久俊） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票

そのうち有効投票 25票

無効投票 1票

有効投票中

賛成 4票

反対 21票

以上のとおりであります。

（「与党でまとまっていないんじゃないの」と呼ぶ者あり）

よって、否決と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） 次に、平成26年第1回臨時会議案第2号について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） ただいまの出席議員は、22名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（横田久俊） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（横田久俊） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。平成26年第1回臨時会議案第2号について、可決と決定することに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（中崎岳史） 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番齊藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番齋藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○議長（横田久俊） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、川畑正美議員、佐々木秩議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

（開票）

○議長（横田久俊） 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票

そのうち有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 17票

反対 5票

以上のおりであります。

よって、可決と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（横田久俊） 日程第2「議案第14号ないし第16号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第14号工事請負変更契約につきましては、手宮地区統合小学校の校舎新築工事の請負契約を変更するものであります。

議案第15号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、中嶋秀夫氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を選任するものであります。

議案第16号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一柳富佐子氏の任期が平成26年9月30日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を、また欠員の補充として池田道弘氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ、原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は可決と、議案第15号及び第16号は、いずれも同意とそれぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

この件は、後志教育研修センター組合議会議員の任期が、本日をもって満了となることに伴い、議会

において選挙するものであります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(横田久俊) ただいまの出席議員は、27名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(横田久俊) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(横田久俊) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(中崎岳史) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番中村岩雄議員、4番吹田友三郎議員、5番成田祐樹議員、6番安斎哲也議員、7番小貫元議員、8番川畑正美議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斎藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番上野智真議員、15番濱本進議員、16番林下孤芳議員、17番佐々木秩議員、18番山口保議員、19番斎藤博行議員、20番中島麗子議員、21番新谷とし議員、22番北野義紀議員、23番佐々木茂議員、24番山田雅敏議員、25番横田久俊議員、27番前田清貴議員、28番久末恵子議員。

○議長(横田久俊) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、酒井隆行議員、中島麗子議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(横田久俊) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票

そのうち有効投票 22票

無効投票 5票

有効投票中

横田久俊 22票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、私、横田久俊が後志教育研修センター組合議会議員に、当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(横田久俊) この際、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第4「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選任された山田雅敏委員及び新谷とし委員が、来る7月27日をもって任期満了となることに伴い、その後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

小樽市農業委員会委員に、引き続き山田雅敏議員及び新谷とし議員を推薦いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第11号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○8番(川畑正美議員) 提出者を代表して、意見書案第1号カジノ法案撤回を求める意見書案の提案趣旨説明を行います。

安倍首相は、シンガポールを訪問した際に、統合型リゾートを視察し、統合型リゾートは、日本の成長戦略の目玉になると述べています。これは、経済政策アベノミクスの3本目の矢としている成長戦略の実効性が見通せない中で、目に見える経済効果を期待し、カジノの解禁に白羽の矢を立てたものと言われています。

刑法が禁止している賭博場、カジノを合法化する特定複合観光施設区域整備推進法案は、細田博之自民党幹事長代行が会長を務め、超党派議員でつくった国際観光産業振興議員連盟が策定し、自民党と日本維新の会、生活の党が共同提出しました。そして、法案は6月18日、衆議院内閣委員会で審議入りしました。審議を行う時間がない国会会期末に、趣旨説明の当日に質疑を強行したのは、審議に入ったという実績をつくり、次の国会での優位度を上げることを狙ったものです。

法案は、カジノを整備するために首相を本部長とする推進本部を設置し、ただカジノを合法化することだけを決めるものです。どんなカジノをつくるのか、ギャンブルの害悪を抑えるためにどういう方策をとるのかなどの詳細は、同法施行後、1年以内に政府の責任で制定するという施設整備に向けた実施法に先送りされています。

日本でのパチンコ業の実態とギャンブル依存症は、全国にパチンコ店が1万2,323店舗、パチンコ機は約458万台あり、全世界で営業活動しているギャンブル機の約65パーセントを占めています。カジノ賭博が刑法違反とされている日本は、成人男性の9.6パーセント、女性においても1.6パーセントに上り、患者は約560万人と推計されるなど、世界でも最悪のギャンブル依存症大国となっています。

韓国の江原道の中毒ケアセンターのキム・チャンワン事務局長は、重症者を病院に紹介するほか、カジノと連携して入場回数を制限するなどの予防に取り組んでいるが、徹底的に管理しても、家庭崩壊や自殺を防ぐのは難しいと語っています。

カジノ賭博を合法化する動きに対して、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会が、本年4月12日に設立され、衆・参議院内閣委員会に対するカジノ賭博設置合法化に反対する申入れや、全国一斉宣伝行動の取組を展開しています。この小樽市においても、5月11日にカジノ誘致に反対する小樽市民の会が設

立されました。設立総会では、共同代表の結城洋一郎小樽商科大学名誉教授は、カジノ誘致は、小樽市と市民の将来に重大な悪影響をもたらす、反対の一点で、市民の共同を広げたいと呼びかけました。この呼びかけに応え、200名を超える組織として運動を進めています。5月に開催された小樽市議会「市民と語る会」においても、カジノ賭博誘致に対し、賭博で経済を活性化させるなどとはとんでもない、韓国では依存症や自殺者が出ている、小樽市に死人をつくっていいのか、他人を不幸にするようなカジノ賭博誘致はやめるべきなどの怒りの声が上がっています。

賭博依存症、多重債務、青少年への影響などが懸念され、国の将来、子供たちの未来を左右しかねない重大な法案にかかわらず、十分な議論を進める前提を欠いています。カジノ賭博が合法化され、いったんでき上がった組織は、パチンコ業のようにあらゆる手段を講じて、ますます浸透を図っていきます。このような法案は、廃案にするしかありません。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第2号及び第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 意見書案第2号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案及び意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書案についての提案趣旨説明を行います。

初めに、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案についてです。

この法律は、平成25年、秋の臨時国会に提出されましたが、法案提出以前から、日本ペンクラブ、新聞協会、言論界や憲法の研究者、研究団体や市民団体などからも、表現の自由や国民の知る権利の侵害、憲法上の人権侵害などの問題点の指摘がありましたが、衆議院では、審議が開始されてわずか19日後には可決され、その10日後には参議院でも強行採決が行われるなど、極めて異例のスピードで、この重要な法案が成立いたしました。この短期間の国会審議の中でも、修正や訂正が繰り返し行われ、特定機密の基準が極めて曖昧なままで、国民の知る権利が永久的に侵害されることが懸念されております。しかも、原発事故や核兵器の開発などの懸念も海外から指摘されるなど、また国民生活に重大な影響を及ぼすことまで行政機関の判断によって、特定秘密に指定することが可能となり、その影響ははかり知れなく広がることになるからであります。

法案が成立して半年以上が経過した現在に至っても、疑問や懸念が広がっていることを踏まえて、この法律案の廃止を求める意見書案の提出となったものであります。

次に、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書案であります。

地方自治体の多くで税収が先細りとなる中で、担うべき役割は増加しています。当面する介護などの社会保障や子育て支援対策、医療・環境対策などの分野は、さらに自治体の財政にも大きな負担となることは確実と言われる中で、地方の財政需要を的確に把握し、地方交付税と一般財源を確保する必要があります。これまで地方自治体は、国に先駆けて財政の健全化に取り組んできたにもかかわらず、効果が現れず一進一退の状況が続いていますが、これは地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定は、国の政策方針に基づき一方的に決定されているためとされています。

地方財政の充実・強化を求める意見書案は、全国の自治体、首長、議会が住民の義務と責任を果たすために、党派・会派を超えた共通の認識として提出したものであり、議員各位の御理解を心よりお願いして、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号については可決、第3号については否決の討論をします。

意見書案第1号は、カジノ法案撤回を求める意見書案です。現在、国会に提案されている特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の撤回を求めるものです。

今定例会の我が党の川畑議員の代表質問で、市長は、カジノが刑法で禁じられている理由について、昭和25年の最高裁判決を示し、賭博罪の保護法益は公序良俗、すなわち健全な経済活動及び勤労と副次的犯罪を防止することであると説明しました。

しかし、IR推進法が成立すれば、現在、法律で定められている競馬や競輪などと同様の扱いになり、賭博行為とは同列ではなくなるとの見解でした。

しかし、法案に示されているのは、目的、定義、基本理念などであり、何も具体的なものが示されていません。特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針において、カジノ施設関係者に対する規制やカジノ施設の設置及び運営に関する規制の項目はありますが、具体的な論議ができる内容ではありません。6月18日の衆議院内閣委員会で、カジノ議連の細田博之会長は、カジノ施設については、社会に与える問題、リスクについて不安・懸念も大きい。我が国におけるカジノ施設のあり方について、丁寧な議論を深め、国民の理解・信頼を得る必要があると答弁しています。

しかし、実際の行動は、国民の不安や反対など意に介さず、カジノ合法化を押し通す強引な態度です。

法案は、どんなカジノをつくるのか、ギャンブルの害悪を抑えるためにどういう方策をとるのか、こういう詳細は、政府の責任で同法施行後、1年以内に制定するという実施法に先送りされています。審議しようにも中身がありません。その後、安倍内閣は、改訂成長戦略にカジノ解禁を盛り込みました。これでカジノはアベノミクスと呼ばれる安倍内閣の経済政策の目玉の地位を占めたこととなります。日本は、国民が1年間に5兆6,000億円、賭博で負ける大変なギャンブル王国です。パチンコという賭博が日常的に開かれ、世界で稼働している賭博機械の6割が密集している国です。ここにさらにカジノという新たな賭博場をつくるのが許されるのか、国の針路にかかわる重大な問題です。カジノ議連が、日本のカジノのお手本にするというシンガポールでは、開業から4年目で自己破産者が急増、カジノ入場禁止を申し出た人も20万人を超えたといっています。こうしたマイナスの側面を殊さら軽視し、まともな検証もなく、カジノを合法化するなど、国の行く末を誤らせる暴挙です。賭博は、負ける人を犠牲にして、特定の人がもうけを図ろうとするものです。目先の利益さえ見込めるなら、多くの人の苦しみを度外視するのでは、まともな政治とは言えません。社会を壊し、国民の暮らしを苦しめるカジノ合法化はきっぱりやめるべきです。

意見書案第2号は、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求めるものです。

安倍政権は、広範な国民各階層、法曹界、ジャーナリストや労働組合、文化人、芸術家、演劇人などが反対・廃案若しくは慎重な審議を求めていたにもかかわらず、わずか1か月余りの審議期間で、昨年12月6日、国会で強行採決をしました。秘密保護法は、行政機関の長が、安全保障にかかわると判断すれば、どんな行政情報でも特定秘密と指定し、半ば永久的に国民に隠し続けることができます。特定秘密は、故意であれ、過失であれ、漏らした公務員が罰せられるだけでなく、秘密を知ろうとした国民も処罰されます。未遂でも共謀、教唆、扇動だけで罰せられます。基本的人権の侵害は明らかであり、

安倍政権は、特定秘密の指定や解除を監察する機関を首相官邸や内閣府に置くと表明していました。

現在、秘密保護法の年内施行に向けて、秘密の運用をチェックするための監視機関を衆参両院に設置する国会法改定案の審議をはじめ、今国会中に成立させようとしています。与党が提出した法案は、衆参それぞれに委員8人で構成する情報監視審査会を設置し、審議も会議録も原則非公開の秘密の場で、政府からの秘密の提供を受け、中身をチェックするという骨格です。政府の特定秘密を監視するといいますが、もともと何を秘密にするか秘密であり、国会に提出するかどうかも全て政府の判断次第というのが秘密保護法です。情報監視審査会の審査は秘密会であり、委員はメモさえとれず、会議録も許可なく閲覧できません。会議録は、永久に国民に公表されません。秘密の開示を受けた議員は、その内容を国会の外で漏らせば刑罰に処され、国会質問で取り上げたら懲罰の対象になり、除名処分まで受けかねないのです。まさに国会に口封じをさせ、憲法が保障する議員の発言、質問の自由を奪うことになりま。国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、国権の最高機関です。国会の第一の任務は、政府を監視することです。秘密保護法を前提にし、政府、行政の行為を国会の上に置いては、国会の憲法上の役割を果たすことができません。国会を政府の秘密保全体制に組み込む秘密国会法とも言うべき内容です。

日本共産党は、6月16日、社民党、無所属議員と共同し、秘密保護法の廃止法案を国会に提出しました。議案発議者は、日本共産党の小池晃、社民党の福島みずほ、無所属の糸数慶子、山本太郎の各参議院議員です。国民の知る権利を奪い、国民主権を踏みにじる秘密保護法は憲法に違反し、国民主権と相入れず施行することは許されません。秘密保護法は、直ちに廃案するべきです。

意見書案第3号は、地方財政の充実・強化を求める意見書案です。意見書案のうち地方交付税や一般財源の拡大を図ること、地方交付税の財源保障機能や財政調整機能の強化を図ること、人件費削減など、行政指標に基づく地方交付税の算定を改めるなど、多くは賛成できるものです。

しかし、4項目目にある法人税率の見直しを認め、課税ベースを拡大することを推進する方向には賛成できません。我が党は、法人税の引下げには反対です。法人税減税は、もともと安倍首相の指示で始まったもので、世界で最も企業が活躍しやすい国を目指す安倍政権の経済政策、アベノミクスの柱です。法人税減税は、国税と地方税を合わせた法人税の税率を現在の約35パーセントから25パーセント程度に引き下げようというものです。法人税の実効税率を10パーセント引き下げるには、少なくとも5兆円の財源が必要とされています。政府や財界が目をつけているのは、中小企業など法人税を払っていない法人への課税強化で、そのために資本金や従業員数に応じて課税する法人事業税の外形標準課税や法人住民税の均等割の拡充を狙っています。

外形標準課税は、現在、資本金約1億円超の企業にしか適用されていません。対象を拡大すれば、多くの中小企業にとって負担増になります。さらに、それだけでは法人税減税の財源は確保できないため、政府は税体系全体の改革の中で、安定的な代替財源を確保するとしています。

経済同友会は、固定資産税や住民税、地方消費税の拡大を提案しています。本来、税金は負担能力に応じて払うというのが大原則です。大もうけをして法人税を負担する能力もある大企業の減税のために、中小企業や国民に負担を押しつけるのは本末転倒で、応能負担原則の破壊です。大企業に減税しても、国民の暮らしや経済がよくなる保証はありません。国民に、さらなる増税をすればなおさらです。大企業の減税はやめるべきです。

各議員、会派の皆さんの賛同をお願いして討論とします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○17番(佐々木 秩議員) 意見書案第2号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案及び第3号地方財政の充実・強化を求める意見書案に賛成の討論を行います。

まず、意見書案第2号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案についてです。

多くの国民の懸念や不安、反対がある中、昨年12月6日、参議院本会議において採決が強行され、特定秘密の保護に関する法律は成立してしまいました。特定秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し国民主権を形骸化すること、刑罰を重くかけ国民やメディアを萎縮させること、国民のプライバシー、思想、良心の自由を侵害する危険があること、さらに国会議員の国政調査権を制約し三権分立を崩す危険があることなど、多くの専門家からも強く指摘されてきたところです。

法案成立後も審議中に指摘されていた不備や矛盾、問題点は一向に解決されてはいません。

さらに今、安倍首相は、集団的自衛権行使のための憲法解釈変更の閣議決定を目指しています。特定秘密保護法は、これとセットになって、戦争のできる国化を着々と進める元凶になりかねません。

また、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書案では、地方自治体が担う役割が年々増大している中、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があること、公共サービスの質の確保を図るためにも安定的な地方税財源を確立することが大事であることなどが指摘されており、本市においても当てはまる的確な内容となっています。

また、意見書に記された諸要求について、とりわけ本市の場合、一般会計歳入に占める割合がおよそ3割に及ぶ貴重な財源である地方交付税及びその別枠加算等の現行水準確保を求めることなどは、極めて重要です。

よって、意見書案第2号及び第3号は可決を求め、皆様の御賛同をお願いするものです。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

(発言する者あり)

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第6「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、総務常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 上 野 智 真

議員 山 口 保

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成26年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （1）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成26年3月、4月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

カジノ法案撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	川 畑 正 美
	同	山 口 保

カジノ合法化が進められようとしている中、反対の声が全国で広がり、カジノを含む、統合型リゾート施設の整備を促す「特定複合観光施設区域整備法案」が通常国会での成立は見送られました。しかし、秋の臨時国会での成立を目指すと報道されています。

同法案は、カジノを整備するために首相を本部長とする推進本部を設置し、法成立から 1 年以内に施設整備に向けた実施法を定めることを義務付ける内容です。いったいどんなカジノが、どこに、幾つできるのかも、賭博の害悪を防ぐためにどんな方策をとるのかも、全て「実施法」段階に先送りされています。国会で審議に入ったとしても、具体的な審議ができません。国の将来、子供たちの未来を左右し兼ねない重大な法案なのに、議論を進める前提を欠いています。このような法案を再び提案せず、廃案にすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成田 祐 樹
同 小 貫 元
同 林 下 孤 芳

2013年12月6日、第185回臨時国会において、特定秘密の保護に関する法律（以下、「秘密保護法」という。）が可決・成立しました。

秘密保護法には、野党、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体から多くの懸念の声が出されてきました。しかし、政府は、十分な国会審議を尽くさず、法案の採決を強行しました。

秘密保護法においては、秘密指定自体の是非をチェックする第三者機関を設けることが想定されていません。よって、恣意的に秘密指定される危険性があります。また、特定秘密として指定することができる最長期間が定められていません。そのため、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目から隠され続け、特定秘密としての指定が適正だったかどうか後世の国民による検証も困難となる可能性があります。

さらに、秘密保護法が施行されると、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることとなり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがあります。

この点、アメリカ合衆国の制度を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）は、政府が秘密指定することができる最長期間を法律で定めるべきであること、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に、内部告発者は報復を受けるべきではないこと等を求めています。秘密保護法には、ツワネ原則の求める国民の知る権利を保障するための規定を欠き、このままでは到底受け入れることができません。

よって、政府においては、知る権利を侵害する秘密保護法を廃止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	安 斎 哲 也
	同	林 下 孤 芳
	同	山 田 雅 敏

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に対し下記の対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税の在り方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えないようにすること。
- 5 償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

秋 元 智 憲

成 田 祐 樹

佐々木 秩

北 野 義 紀

前 田 清 貴

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止（又は募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（又は削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっています。地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれ兼ねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約43パーセントが無くなることとなります。これはそのまま「地方の切捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について要望します。

記

- 1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子供・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
- 4 障害の有る・無しにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 30 日

小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	鈴	木	喜	明
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援（1,000人）を含む1,703人とどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2,000世帯となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受ける全道9万4,000人の子供たちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費を始め、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されています。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを始めとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子供たちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

よって、国においては、下記の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子供たちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	酒 井 隆 行
	同	齋 藤 博 行
	同	中 島 麗 子

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中で、平成20年成長力底上げ戦略推進円卓会議による合意と平成22年雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をしました。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ7年間で90円引き上げられましたが、審議会においては引上げ額のみが議論され、あるべき水準への引上げができていない現状です。

既に、生活保護費とのかい離解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていませんが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において、本年度でかい離解消を図るといふ答申が出されました。物価上昇局面にある中、賃金が上がらなければ、働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっています。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たり、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき、早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費とのかい離を平成26年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また、景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。
- 2 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。
- 3 最低賃金の引上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	中	村	岩	雄
	同	川	畑	正	美
	同	濱	本		進
	同	斎	藤	博	行

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化されました。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられている免税制度が、平成27年3月末で廃止される状況にあります。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度が無くなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境を更に圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

本市におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に免税制度は不可欠なものとなっています。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める
意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

吹 田 友三郎

川 畑 正 美

高 橋 克 幸

斎 藤 博 行

佐々木 茂

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の 3 R の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担の在り方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を始めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、我が国が一日も早く持続可能な社会への転換を図るよう、国及び政府に対し、下記のとおり、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

- 1 リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用負担の在り方を検討すること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3 2 R の環境教育を強化し、リユースを普及するための様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 30 日

小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	松田優子
	同	上野智真
	同	山口保
	同	新谷とし

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。一方で、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されています。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50パーセント以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとしました。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域の様々な取組を支援してきたところです。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組を更に加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、又は同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。
- 2 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5パーセントの確保のための森林整備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	高 橋 克 幸
	同	林 下 孤 芳
	同	中 島 麗 子
	同	山 田 雅 敏

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いています。

若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めを掛けるためにも極めて重要であり、政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているところですが、それぞれの事業の取組が異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではありません。

安倍政権における経済対策により、経済の好循環が始まる中、新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきている今、改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築する必要があります。

よって、政府においては、下記の対策を講じるよう要望します。

記

- 1 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
- 3 大学生等の採用活動後ろ倒しに伴い、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。
- 4 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
- 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

中小企業の事業環境の改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	濱 本 進
	同	山 口 保
	同	北 野 義 紀

今年の春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2パーセント台となりましたが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しいと言えます。さらに、消費税8パーセント引上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され、対応策を講じなければなりません。

国際通貨基金（IMF）は3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げています。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上につながる事業環境の改善が求められます。

また、中小企業のうち87パーセントを占める小規模事業者が全国で334万社あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいます。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長・振興策も重要です。

本年は、経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料・燃料高などの厳しい環境を乗り越えられるよう、切れ目ない経済対策が必要です。

よって、政府においては、地方の中小企業が好景気を実感するため、下記の対策を講じるよう強く求めます。

記

- 1 中小企業の「健全な」賃上げ、収益性・生産性の向上に結び付くよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
- 2 「小規模企業振興基本法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務の下で、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
- 3 中小企業・小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策を更に周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成26年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成26年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成26年6月11日～6月30日(20日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H26.6.11	市長	—	—	—	—	H26.6.17	可決
2	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H26.6.11	市長	H26.6.18	予算	H26.6.23	可決	H26.6.30	可決
3	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算	H26.6.11	市長	H26.6.18	予算	H26.6.23	可決	H26.6.30	可決
4	平成26年度小樽市水道事業会計補正予算	H26.6.11	市長	H26.6.18	予算	H26.6.23	可決	H26.6.30	可決
5	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H26.6.11	市長	H26.6.18	総務	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
6	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案	H26.6.11	市長	H26.6.18	予算	H26.6.23	可決	H26.6.30	可決
7	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H26.6.11	市長	H26.6.18	総務	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
8	小樽市暴力団の排除の推進に関する条例案	H26.6.11	市長	H26.6.18	厚生	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
9	工事請負契約について〔銭函保育所新築工事〕	H26.6.11	市長	H26.6.18	厚生	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
10	工事請負契約について〔消防救急デジタル無線整備工事〕	H26.6.11	市長	H26.6.18	総務	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
11	動産の取得について〔ロータリ除雪車〕	H26.6.11	市長	H26.6.18	建設	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
12	不動産の譲与について〔真栄会館の敷地を真栄町会に譲与するもの〕	H26.6.11	市長	H26.6.18	厚生	H26.6.24	可決	H26.6.30	可決
13	小樽市非核港湾条例案	H26.6.11	議員	H26.6.18	総務	H26.6.24	否決	H26.6.30	否決
14	工事請負変更契約について〔手宮小学校校舎新築工事〕	H26.6.30	市長	—	—	—	—	H26.6.30	可決
15	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H26.6.30	市長	—	—	—	—	H26.6.30	同意
16	人権擁護委員候補者の推薦について	H26.6.30	市長	—	—	—	—	H26.6.30	同意
26年1臨第1号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(21人)	H26.4.21	議員	H26.4.21	議員定数	H26.6.26	否決	H26.6.30	否決
26年1臨第2号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(25人)	H26.4.21	議員	H26.4.21	議員定数	H26.6.26	可決	H26.6.30	可決
意見書案第1号	カジノ法案撤回を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	否決
意見書案第2号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	否決
意見書案第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第5号	2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第6号	平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第7号	免税軽油制度の継続を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第8号	容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再利用を促進するための仕組みの検討を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第9号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第10号	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決
意見書案第11号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書(案)	H26.6.30	議員	—	—	—	—	H26.6.30	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
その他会議に付した事件	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	—	—	—	—	—	—	H26.6.30	当選
	小樽市農業委員会委員の推薦	—	—	—	—	—	—	H26.6.30	推薦決定
	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総務	H26.6.24	継続審査	H26.6.30	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経済	H26.6.24	継続審査	H26.6.30	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚生	H26.6.24	継続審査	H26.6.30	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建設	H26.6.24	継続審査	H26.6.30	継続審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	H25. 9. 3	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
325～534	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H25. 12. 9	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
535～739	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 2. 28	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
741～809	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 6. 12	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
810	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H26. 6. 23	—	—	H26. 6. 30	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設方について	H25. 9. 4	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	H25. 9. 6	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
740	市道御膳水仲通線の側溝改修方について	H26. 6. 9	H26. 6. 24	継続審査	H26. 6. 30	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H26. 6. 25	継続審査	H26. 6. 30	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H26. 6. 25	継続審査	H26. 6. 30	継続審査